

令和元年東日本台風
水害対応に関する検証報告書

令和2年11月

埼玉県 東松山市

はじめに

令和元年東日本台風（台風第19号）の豪雨災害から1年が経過しました。この度、市では、災害が発生してからの水害対応に関する検証報告書を作成しました。

令和元年10月12日から13日にかけて令和元年東日本台風は、東日本一帯に大きな被害をもたらし、本市においても、尊い生命や大切な財産が奪われるなど、甚大な被害が発生しました。



改めて、この水害でお亡くなりになられた方に哀悼の意を表すとともに、被災された多くの市民の皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。そして、現在も懸命に生活再建に取り組まれている被災者の皆様には、健康にご留意いただき一日も早く元の平穏な生活を取り戻せることをご祈念いたします。

また、この間に、全国の皆様からの多くの義援金や励ましの言葉、国、県、他自治体をはじめとする関係機関による職員派遣、企業、NPO法人、災害ボランティア等による支援物資の提供や被災家屋の清掃など、温かいご支援とご協力をいただいたことに厚くお礼申し上げます。

本市では、ハード・ソフト両面から、国や県等と連携して災害対策を講じておりますが、今後も被災された皆様の立場に立って全力で支援を継続します。また、この検証結果をこれからの災害対応にいかし、本市の防災・減災対策の更なる充実を図ってまいります。

結びに、本検証報告書の作成に当たり、ご協力いただきました全ての皆様へ感謝申し上げます。

令和2年11月

東松山市長 森田 光一

目次

第1章 検証の概要	1
1.1 検証の目的	1
1.2 検証の手法	1
1.2.1 対応した業務ごとの実施結果に基づく検証	1
1.2.2 テーマ検証	3
第2章 東松山市の概要と災害対応の時系列	4
2.1 東松山市の概要	4
2.1.1 東松山市の位置	4
2.1.2 東松山市の地形・面積・歴史	4
2.1.3 東松山市の人口	5
2.2 災害対応の時系列	6
第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応	8
3.1 被害の全体像	8
3.1.1 気象に関する情報	8
3.1.2 河川被害及び浸水区域	13
3.1.3 人的被害	21
3.1.4 道路の被害	22
3.1.5 家屋・動産の被害	26
3.1.6 公共施設の被害	28
3.1.7 農業の被害	33
3.1.8 主要な民間施設の被害	34
3.1.9 ライフラインの被害	35
3.1.10 激甚災害の指定と適用される措置	37
3.2 被災者、避難者への支援	41
3.2.1 避難所の開設及び運営	41
3.2.2 災害時要援護者への避難支援	66
3.2.3 罹災証明書、被災証明書の交付	68
3.2.4 被災者の住宅支援	70
3.2.5 市民相談窓口の設置及び運営	75
3.2.6 被災者の健康管理及び衛生確保	77
3.2.7 児童、生徒等への支援	82
3.2.8 避難者、被災者の意向及び状況把握	94
3.2.9 被災者への情報提供	97
3.2.10 被災者への生活再建支援組織	99

3. 2. 11	被災者への資金の供与と税、保険料の減免等	104
3. 2. 12	支援物資の受入れ及び提供.....	135
3. 2. 13	民間団体、企業等による被災者支援.....	139
3. 2. 14	ボランティアの活動状況	146
3. 3	インフラの復旧、復興.....	147
3. 3. 1	所管施設の復旧対策等.....	147
3. 3. 2	災害廃棄物.....	167
3. 3. 3	農業用施設、農地、農作物の復旧対策.....	170
3. 3. 4	商工業の復旧対策.....	174
3. 3. 5	民間福祉施設への支援.....	180
3. 4	その他	184
3. 4. 1	水防監視班による巡視.....	184
3. 4. 2	災害対策本部会議の開催状況.....	189
3. 4. 3	国、県、他市町村等外部機関との連絡状況.....	192
3. 4. 4	報道機関への対応.....	211
3. 4. 5	イベント及び事業の延期や中止等.....	216
3. 4. 6	組織横断的な職員配置と従事状況.....	221
3. 4. 7	被災者支援、復旧、復興に係る予算対応.....	222
3. 4. 8	「災害時の事務分掌」の執行状況.....	223
3. 4. 9	被災者の声	231
第4章	テーマ検証.....	233
4. 1	検証の概要	233
4. 1. 1	検証の手法.....	233
4. 1. 2	ヒアリングの実施.....	233
4. 1. 3	アンケート調査の実施.....	234
4. 2	検証報告	235
4. 2. 1	災害対策本部等の設置及び運営	235
4. 2. 2	避難勧告等の発令に伴う判断.....	242
4. 2. 3	避難所等における避難者対応.....	246
4. 2. 4	被災者に対する情報発信	250
4. 2. 5	民間協定の運用.....	253
4. 2. 6	応援職員等の要請及び受入れ.....	255

第1章 検証の概要

1.1 検証の目的

令和元年東日本台風（台風第19号）は、大きな被害を本市にもたらした。被害が拡大したのは、河川上流域で多量の降雨が継続的に降り続き、河川の増水により市内7箇所では堤防の決壊・欠損を引き起こしたことが大きい。

今後の災害に備えるためには、台風発生以降の対応を検証し、防災に向けた取組に反映することが必要である。そのため、台風上陸前の令和元年10月10日から同年12月31日までの期間を中心に、本市における水害対応を検証する。

検証によって得られた教訓は、地域防災計画の修正、ハザードマップの見直し、防災意識の啓発等の防災に関する施策に活用するとともに、忘れてはならない記憶を後世に継承するために令和元年東日本台風における水害対応の記録誌として活用する。

1.2 検証の手法

1.2.1 対応した業務ごとの実施結果に基づく検証

検証に当たっては、災害時行動計画に基づき各課が所掌した業務を基本として、災害時の対応について調査した。検証項目を次項に示す4つの柱、38の項目に分類した上で、項目ごとに時系列で各対応状況を整理し、苦勞した点・課題点・改善すべき点などの検証を行い、改善策・対応方法を整理する。

【検証項目】

柱	項目	
1. 被害の全体像	1	気象に関する情報
	2	河川被害及び浸水区域
	3	人的被害
	4	道路の被害
	5	家屋・動産の被害
	6	公共施設の被害
	7	農業の被害
	8	主要な民間施設の被害
	9	ライフラインの被害
	10	激甚災害の指定と適用される措置
2. 被災者、避難者の支援	1	避難所の開設及び運営
	2	災害時要援護者への避難支援
	3	罹災証明書、被災証明書の交付
	4	被災者の住宅支援

第1章 検証の概要

1. 2 検証の手法

1. 2. 1 対応した業務ごとの実施結果に基づく検証

柱	項目	
2. 被災者、避難者の支援	5	市民相談窓口の設置及び運営
	6	被災者の健康管理及び衛生確保
	7	児童、生徒等への支援
	8	避難者、被災者の意向及び状況把握
	9	被災者への情報提供
	10	被災者への生活再建支援組織
	11	被災者への資金の供与と税、保険料の減免等
	12	支援物資の受入れ及び提供
	13	民間団体、企業等による被災者支援
	14	ボランティアの活動状況
3. インフラの復旧、復興	1	所管施設の復旧対策等
	2	災害廃棄物
	3	農業用施設、農地、農作物の復旧対策
	4	商工業の復旧対策
	5	民間福祉施設への支援
4. その他	1	水防監視班による巡視
	2	災害対策本部会議の開催状況
	3	国、県、他市町村等外部機関との連絡状況
	4	報道機関への対応
	5	イベント及び事業の延期や中止等
	6	組織横断的な職員配置と従事状況
	7	被災者支援、復旧、復興に係る予算対応
	8	「災害時の事務分掌」の執行状況
	9	被災者の声

1.2.2 テーマ検証

4つの柱、38項目による課題等の整理状況、他団体の検証項目を参考に、特に課題解決が必要と想定される6つのテーマを重点課題とする。

ヒアリング及びアンケートによって、実施した業務の過程、業務間の連携状況等を把握し、多角的な視点で検証を実施の上、対策の方向性等を検討する。

【検証項目】

項目	
1	災害対策本部等の設置及び運営
2	避難勧告等の発令に伴う判断
3	避難所等における避難者対応
4	被災者に対する情報発信
5	民間協定の運用
6	応援職員等の要請及び受入れ

第2章 東松山市の概要と災害対応の時系列

2.1 東松山市の概要

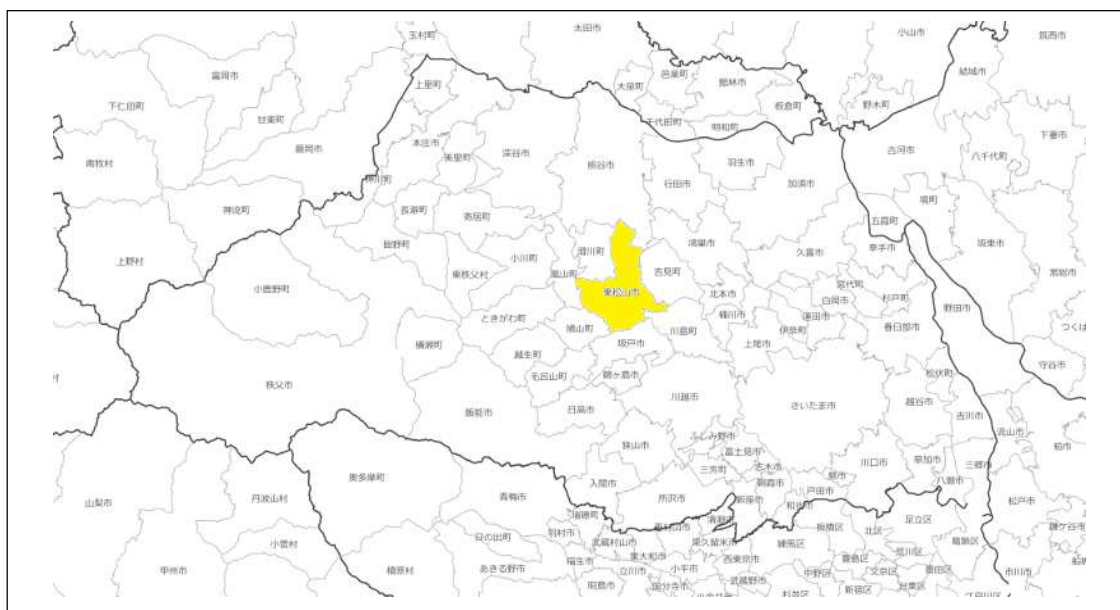
2.1.1 東松山市の位置

第2章 東松山市の概要と災害対応の時系列

2.1 東松山市の概要

2.1.1 東松山市の位置

東松山市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、北部は熊谷市、東部は比企郡吉見町、同郡川島町、南部は坂戸市、南西部は比企郡鳩山町、西部は比企郡嵐山町、同郡滑川町と接している。比企丘陵の豊かな緑に囲まれながら、都心まで電車で最短44分という便利さも併せ持っている。



図表:埼玉県内における東松山市の位置

2.1.2 東松山市の地形・面積・歴史

東松山市の北部・西部には丘陵地帯が広がり、南部・東部は関東平野の一部に属し田園が広がっている。市を流れる主な河川は滑川、市野川、新江川、都幾川、九十九川、越辺川があり、都幾川は市の中央付近を東西に横断する形で流れている。

東松山市の総面積は65.35km²となっている。

旧石器時代から人々が暮らしを営んできた松山の地は、戦国時代に「市(いち)」が開かれるようになって以来、商業都市として繁栄してきた。昭和29年には松山町・大岡村・唐子村・高坂村・野本村の1町4村が合併し、市制がスタートした。

2.1.3 東松山市の人口

東松山市は、電車で都心まで最短44分という立地にあり、更に、区画整理事業の進展や企業誘致に積極的に取り組んできたことから、全国的な人口減少の傾向の中にあっても人口はほぼ横ばいで約90,000人を維持している。

		令和元年10月1日時点	令和2年4月1日時点	増減
人口	男	45,464人	45,386人	△78人
	女	44,856人	44,801人	△55人
	計	90,320人	90,187人	△133人
世帯数		40,376世帯	40,577世帯	+201世帯

図表：東松山市の人口・世帯数（資料：住民基本台帳）

2.2 災害対応の時系列

日付	時間	対応状況
10月10日	13:00	庁内災害対策会議の開催
10月11日	13:00	庁内災害対策会議の開催
	17:15	災害情報連絡室の設置
10月12日	4:06	大雨警報 発表
	7:24	洪水警報 発表
	8:25	一時避難場所開設
	8:30	第1回警戒本部会議の開催
	10:30	第2回警戒本部会議の開催
	11:30	水防監視班の巡視開始
	11:30	避難所開設
	12:00	第1回災害対策本部会議の開催
	12:00	市野川 氾濫注意水位 [19.25m] 超過
	12:05	暴風警報 発表
	13:00	警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始(市内全域) 発令
	13:00	市野川 氾濫危険水位 [19.58m] 超過
	13:30	警戒レベル4 避難勧告(市野川流域) 発令
	14:00	都幾川 氾濫注意水位 [3.50m] 超過 避難判断水位 [3.70m] 超過
	14:45	警戒レベル4 避難勧告(都幾川流域) 発令
	15:00	第2回災害対策本部会議の開催
	15:00	都幾川 氾濫危険水位 [4.10m] 超過
	16:05	土砂災害警戒情報 発表
	16:05	警戒レベル4 避難勧告(土砂災害警戒区域) 発令
	17:10	大雨特別警報 発表
	17:40	警戒レベル4 避難指示(緊急)(市野川、都幾川流域) 発令
	19:00	警戒レベル5 災害発生情報(都幾川流域) 発令
	19:25	警戒レベル5 災害発生情報(葛袋地区) 発令
	20:20	警戒レベル4 避難指示(緊急)(あずま町、早俣地区) 発令
	21:45	第3回災害対策本部会議の開催
	10月13日	0:00
0:40		大雨特別警報 解除
2:04		警戒レベル5 災害発生情報(毛塚地区) 発令
9:45		警戒レベル4 避難指示(緊急)・避難勧告(市野川流域) 解除
14:30		第5回災害対策本部会議の開催
18:45		警戒レベル4 避難指示(緊急)・避難勧告(土砂災害警戒区域、都幾川流域) 解除
19:15		土砂災害警戒情報 解除
19:31		大雨警報 解除
10月14日	—	被災家屋の現地調査開始
	—	災害廃棄物の受入れ開始(仮置場：西本宿不燃物等埋立地)
	—	被災者への物資提供開始
	—	浴場(市民福祉センター・健康増進センター)の無料開放開始
	—	[社会福祉協議会] 災害ボランティアセンター開設
10月15日	—	罹災証明書の申請受付開始
	—	ふるさとチョイス災害支援金寄附の受付開始
	—	市窓口による義援金の受入れ開始

日付	時間	対応状況
10月15日	—	職員による浸水家屋の消毒開始 市保健師らによる避難所巡回開始
	13:00	第6回災害対策本部会議の開催
10月16日	—	公立保育園（まつやま・わかまつ）による無料の一時保育開始
	13:00	第7回災害対策本部会議の開催
10月17日	—	被災者訪問調査の開始 被災児童生徒への支援（臨床心理士ら派遣）開始 災害廃棄物受入れ開始（仮置場：物見山駐車場） 被災者支援システムの導入開始
	13:00	第8回災害対策本部会議の開催
	19:02	洪水警報 解除
	19:10	警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始（市内全域） 解除
	—	「台風第19号に関する市民相談窓口」の開設（相談受付業務の開始） ひがしまつやま災害臨時号（かわら版）発行開始 市税及び介護・後期保険料減免申請の受付開始 臨時記者会見の開催
10月21日	13:00	第9回災害対策本部会議の開催
	—	公営住宅の入居受付開始（避難所避難者優先入居）
10月23日	14:00	第10回災害対策本部会議の開催
	—	災害廃棄物受入れ開始（仮置場：ばんどう山第1公園） 〔自衛隊〕 自主仮置場からの災害廃棄物の除去開始
10月24日	13:00	第11回災害対策本部会議の開催
	—	公営住宅の提供開始（避難所避難者優先入居）
10月25日	16:00	第12回災害対策本部会議の開催
	—	口座振込による義援金の受入開始
10月28日	8:00	第13回災害対策本部会議の開催
	17:45	第14回災害対策本部会議の開催
10月30日	—	罹災証明書の交付開始 災害見舞金の支給手続開始 学用品の支給開始
	16:00	第15回災害対策本部会議の開催
10月31日	—	住宅の応急修理・賃貸型応急住宅・公営住宅提供の受付開始
11月1日	—	〔自衛隊〕 自主仮置場からの災害廃棄物の除去終了
11月5日	13:00	第16回災害対策本部会議の開催
11月8日	—	被災者生活再建支援金の受付開始
	16:30	被災世帯へ就学援助制度の拡充 第17回災害対策本部会議の開催
11月11日	—	被災者生活再建支援室の設置 災害援護資金貸付金の受付開始
	15:00	第18回災害対策本部会議の開催
11月22日	16:30	第19回災害対策本部会議の開催
11月29日	16:00	第20回災害対策本部会議の開催
12月6日	16:00	第21回災害対策本部会議の開催
12月8日	16:00	全避難所閉鎖

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.1 被害の全体像

3.1.1 気象に関する情報

1). 令和元年東日本台風（台風第19号）の概要

10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、マリアナ諸島を西に進み、一時大型で猛烈な台風が発達した後、次第に進路を北に変え、日本の南を北上し、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

台風第19号の接近・通過に伴い、広い範囲で大雨、暴風、高波、高潮となった。

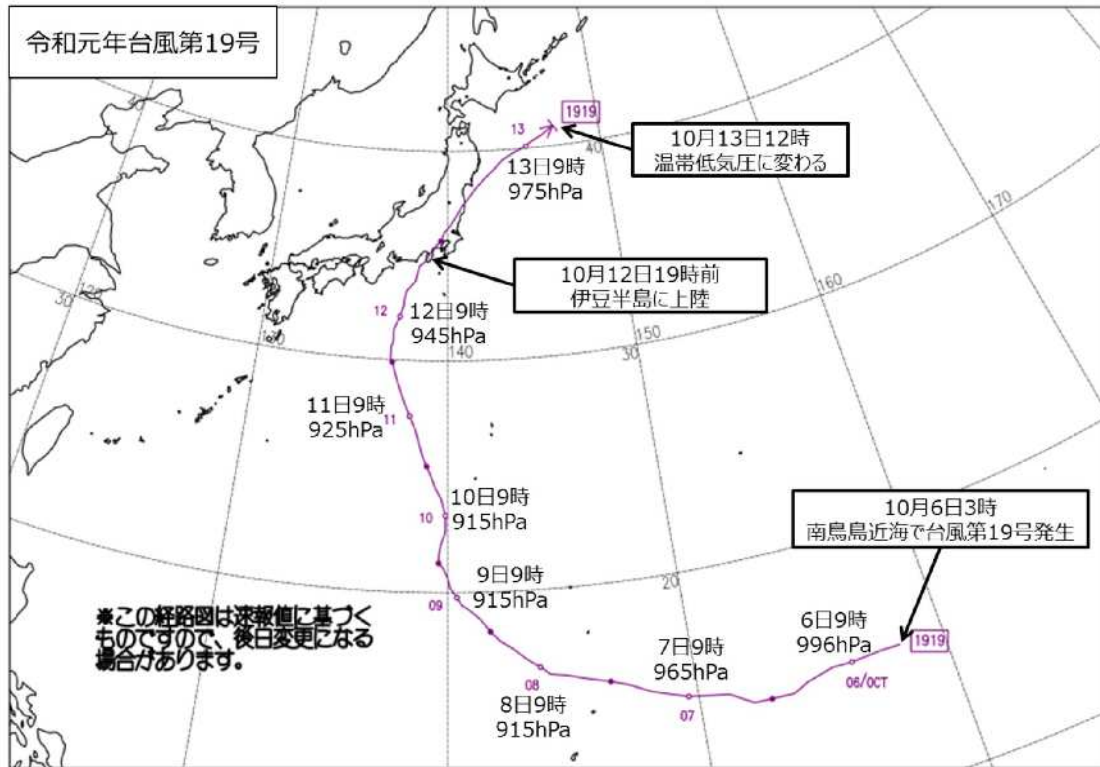
雨については、10日から13日までの総降水量が、神奈川県箱根で1,000mmに達し、東日本を中心に17地点で500mmを超えた。特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。気象庁は、この大雨について、10月12日15時30分から順次、静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県、茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県、岩手県の1都12県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけた。（13日8時40分までに全て解除）

風については、東京都江戸川臨海で最大瞬間風速43.8mとなり観測史上1位を更新したほか、関東地方の7箇所でも最大瞬間風速40mを超えた。また、台風の接近に伴って大気の状態が非常に不安定となり、千葉県市原市では竜巻と推定される突風が発生した。

波については、波高が静岡県石廊崎で13m、京都府経ヶ岬で9mを超える記録的な高波が観測された。

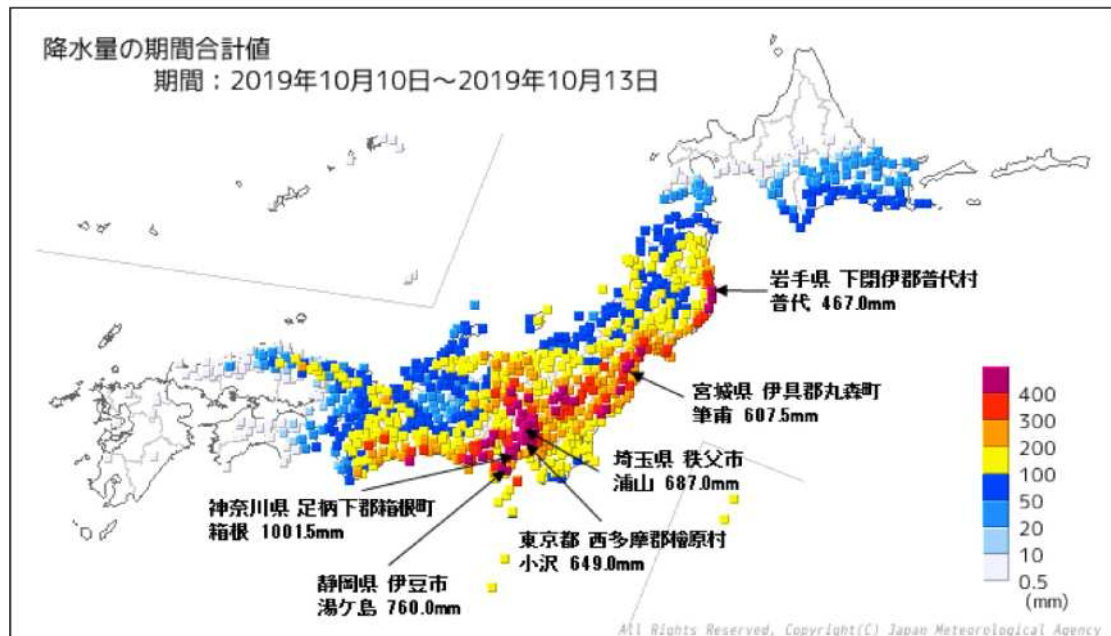
高潮については、東京都三宅島で潮位230cmなど、静岡県や神奈川県、伊豆諸島で、過去最高潮位を超える値を観測したところがあった。

この大雨の影響で、広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水害が発生した。これら大雨による災害及び暴風等により、人的被害や住家被害、電気・水道・道路・鉄道施設等のライフラインへの被害が発生した。また、航空機や鉄道の運休等の交通障害が発生した。（被害に関する情報は令和元年10月15日内閣府取りまとめ等による）



図表：台風経路図（出典：気象庁）

期間降水量分布図(10月10日0時～10月13日24時)



図表：期間降水量分布図（出典：気象庁）

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.1 被害の全体像

3.1.1 気象に関する情報

2). 名称

令和2年2月19日、気象庁は令和元年に顕著な災害をもたらした台風として、台風第19号について「令和元年東日本台風」と名称を定めた。

3). 雨量について

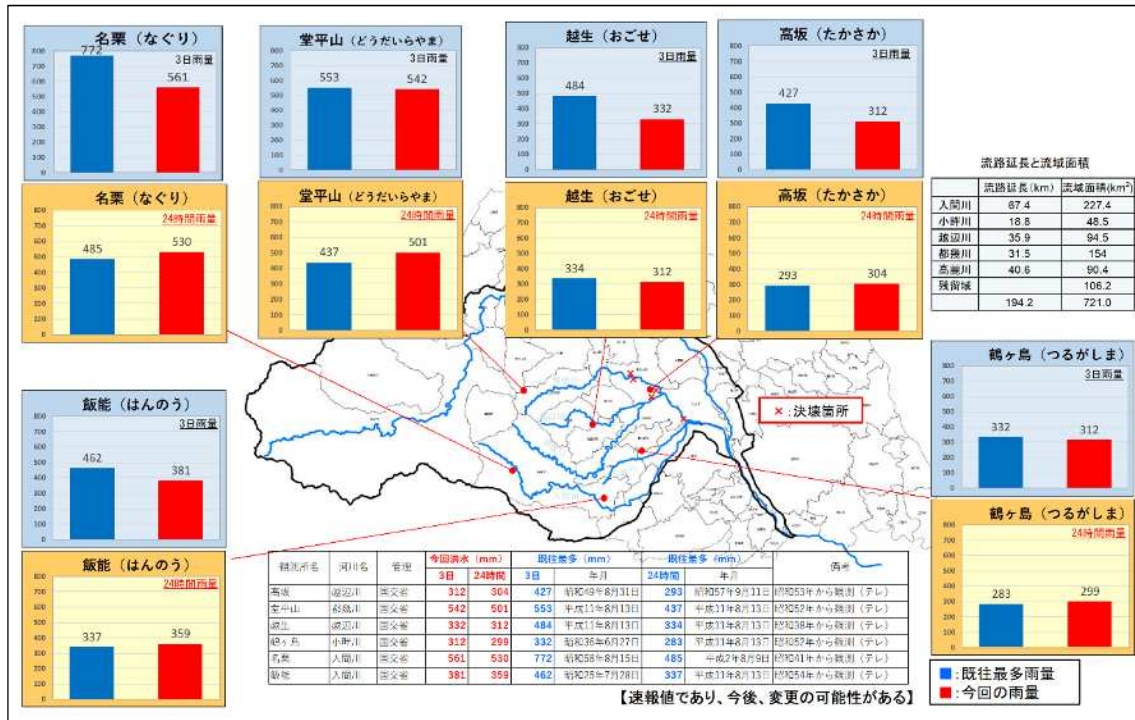
本市における雨量は、県土整備事務所提供の雨量記録（次表）から、10月11日の降り始めから、同13日までの累計で、白山中学校及び高坂観測所の312mmが最大であった。

また、荒川水系流域の雨量に目を向けると、国土交通省資料（次表）から山間部にある名栗、堂平山の各観測所では、3日間の雨量がそれぞれ561mm、542mmと500mmを超え、平野部にある観測所では300mmを超えたことがわかる。

更に、24時間雨量では、名栗、堂平山、高坂、飯能、鶴ヶ島の各観測所で、既往最多雨量を超えた。

これらのことから、本市及び本市を流れる河川の上流域に、今までに観測したことのないような非常に多くの降雨が短時間に集中したことがわかる。

観測所名 市町村名	東松山県土 東松山市		松山第二小学 東松山市		白山中学校 東松山市		高坂 東松山市	
	時間(mm)	累加(mm)	時間(mm)	累加(mm)	時間(mm)	累加(mm)	時間(mm)	累加(mm)
データ項目名	時間(mm)	累加(mm)	時間(mm)	累加(mm)	時間(mm)	累加(mm)	時間(mm)	累加(mm)
10月11日 0時～23時	-	4	-	5	-	8	-	7
10月12日 0時	1	5	1	6	1	9	1	8
10月12日 1時	1	6	1	7	1	10	1	9
10月12日 2時	1	7	1	8	2	12	1	10
10月12日 3時	1	8	1	9	0	12	1	11
10月12日 4時	2	10	1	10	3	15	2	13
10月12日 5時	0	10	1	11	0	15	1	14
10月12日 6時	5	15	4	15	6	21	6	20
10月12日 7時	12	27	10	25	8	29	11	31
10月12日 8時	12	39	12	37	10	39	11	42
10月12日 9時	15	54	13	50	16	55	16	58
10月12日 10時	23	77	22	72	39	94	38	96
10月12日 11時	23	100	25	97	15	109	17	113
10月12日 12時	17	117	15	112	21	130	19	132
10月12日 13時	10	127	12	124	10	140	8	140
10月12日 14時	12	139	12	136	15	155	12	152
10月12日 15時	22	161	21	157	23	178	23	175
10月12日 16時	34	195	30	187	40	218	42	217
10月12日 17時	20	215	17	204	16	234	17	234
10月12日 18時	10	225	10	214	12	246	11	245
10月12日 19時	9	234	9	223	14	260	12	257
10月12日 20時	9	243	9	232	12	272	10	267
10月12日 21時	18	261	18	250	16	288	18	285
10月12日 22時	28	289	30	280	23	311	26	311
10月12日 23時	2	291	3	283	1	312	1	312
10月13日 0時～10時	0	291	0	283	0	312	0	312



図表：国土交通省資料

4) 気象情報・避難情報

気象情報の発表や避難情報の発令の時系列は下表のとおりである。

10月12日4時6分に大雨警報（土砂災害、浸水害）が発表され、同7時24分に洪水警報、同12時5分に暴風警報が発表された。その後、同17時10分に大雨特別警報（土砂災害、浸水害）が発表され、13日0時40分に特別警報は解除となった。

全ての警報が解除となったのは17日19時02分の洪水警報解除時である。

日付	時間	項目	内容
10月11日	18:14	気象警報等の発表	【警報】 なし 【注意報】 大雨、雷
	21:19	気象警報等の発表	【警報】 なし 【注意報】 大雨、雷、強風、洪水
10月12日	4:06	気象警報等の発表	【警報】 大雨（土砂災害、浸水害） 【注意報】 雷、強風、洪水
	7:24	気象警報等の発表	【警報】 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水 【注意報】 雷、強風
	12:05	気象警報等の発表	【警報】 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風 【注意報】 雷
	13:00	避難情報の発令	《警戒レベル3》避難準備・高齢者等避難開始 対象区域:市内全域
	13:30	避難情報の発令	《警戒レベル4》避難勧告 対象:市野川流域にお住まいの方
	14:45	避難情報の発令	《警戒レベル4》避難勧告 対象:都幾川流域にお住まいの方

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.1 被害の全体像

3.1.1 気象に関する情報

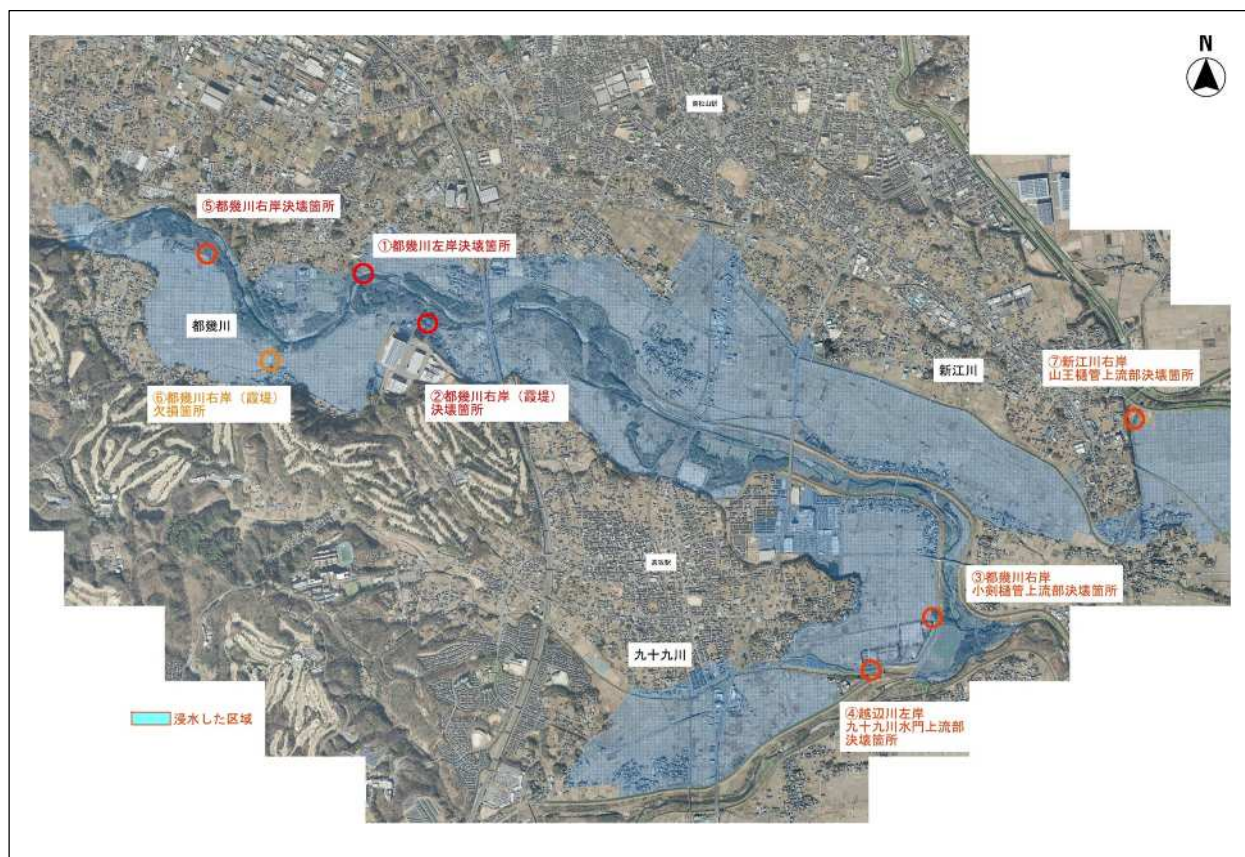
日付	時間	項目	内容
10月12日	16:05	気象警報等の発表	土砂災害警戒情報
	16:05	避難情報の発令	《警戒レベル4》避難勧告 対象:土砂災害警戒区域にお住まいの方
	17:10	気象警報等の発表	【特別警報】 大雨（土砂災害、浸水害） 【警報】 洪水、暴風 【注意報】 雷
	17:40	避難情報の発令	《警戒レベル4》避難指示（緊急） 対象:市野川、都幾川流域にお住まいの方
	19:00	避難情報の発令	《警戒レベル5》災害発生情報 対象区域:都幾川流域
	19:25	避難情報の発令	《警戒レベル5》災害発生情報 対象区域:都幾川流域（葛袋）
	20:20	避難情報の発令	《警戒レベル4》避難指示（緊急） 対象:都幾川流域（あずま町、早俣）にお住まいの方
10月13日	0:40	気象警報等の発表	【特別警報解除】 大雨 【警報】 大雨（土砂災害）、洪水 【注意報】 強風 【注意報解除】 雷
	2:04	避難情報の発令	《警戒レベル5》災害発生情報 対象区域:毛塚
	9:45	避難情報の発令（解除）	《警戒レベル4》避難指示（緊急）、避難勧告の解除 対象:市野川流域にお住まいの方
	16:45	気象警報等の発表	【警報】 大雨（土砂災害）、洪水 【注意報解除】 強風
	18:45	避難情報の発令（解除）	《警戒レベル4》避難指示（緊急）の解除 対象:都幾川流域にお住まいの方
	18:45	避難情報の発令（解除）	《警戒レベル4》避難指示（緊急）の解除 対象:都幾川流域（あずま町、早俣）にお住まいの方
	18:45	避難情報の発令（解除）	《警戒レベル4》避難勧告の解除 対象:都幾川流域にお住まいの方
	18:45	避難情報の発令（解除）	《警戒レベル4》避難勧告の解除 対象:土砂災害警戒区域にお住まいの方
	19:15	気象警報等の発表	土砂災害警戒情報 解除
	19:31	気象警報等の発表	【警報】 洪水 【警報解除】 大雨
10月14日	9:21	気象警報等の発表	【警報】 洪水 【注意報】 大雨
10月15日	10:30	気象警報等の発表	【警報】 洪水 【注意報解除】 大雨
10月17日	19:02	気象警報等の発表	【警報解除】 洪水
	19:10	避難情報の発令（解除）	《警戒レベル3》避難準備・高齢者等避難開始の解除 対象区域:市内全域

3.1.2 河川被害及び浸水区域

1). 河川堤防の決壊・欠損箇所

本市における河川堤防の決壊・欠損箇所及び河川氾濫により浸水した区域は下表のとおりである。

東松山市内 河川堤防決壊箇所等		応急復旧工 完了日
国（荒川上流河川事務所）管理区間		
①一級河川都幾川左岸	決壊箇所（葛袋地先）	令和元年10月30日
②一級河川都幾川右岸	霞堤 決壊箇所（葛袋地内）	令和元年10月30日
③一級河川都幾川右岸	小剣樋管上流部 決壊箇所（早俣地先）	令和元年11月 8日
④一級河川越辺川左岸	九十九川水門上流部 決壊箇所（正代地先）	令和元年10月19日
県（東松山県土整備事務所）管理区間		
⑤一級河川都幾川右岸	決壊箇所（神戸地内）	令和元年10月19日
⑥一級河川都幾川右岸	霞堤 欠損箇所（下唐子地内）	令和元年10月17日
⑦一級河川新江川右岸	山王樋管上流部 決壊箇所（古凍地内）	令和元年10月17日



2). 堤防決壊と被災メカニズムの分析結果（越辺川及び都幾川）〔国〕

関東地方整備局による荒川水系越辺川・都幾川堤防調査委員会では、越辺川及び都幾川における越水に対する分析、浸透に対する分析、その他要因と考えられる樋門・樋管・水門の分析を実施した。

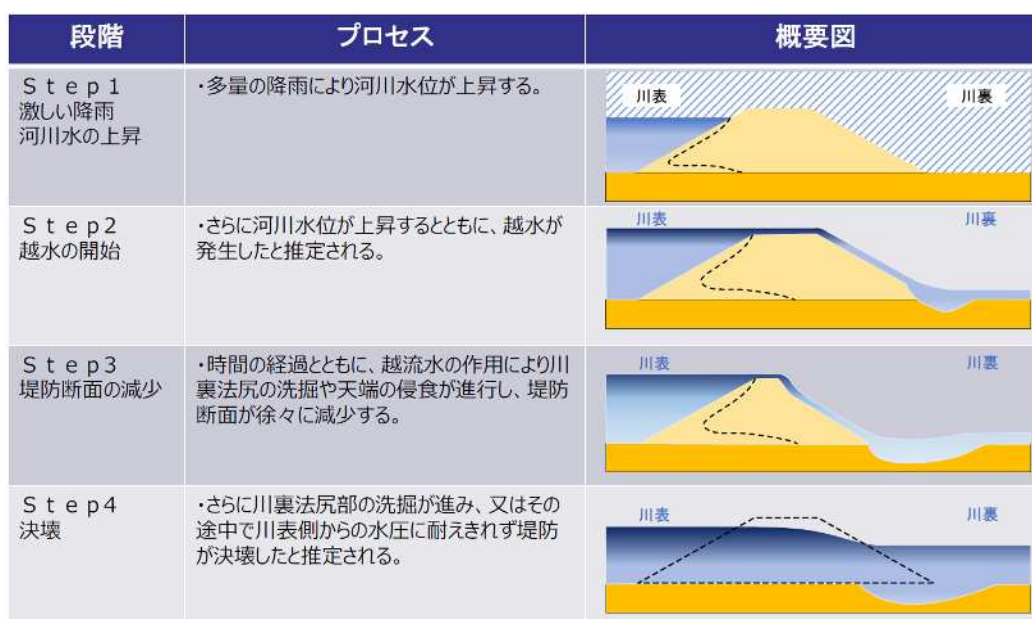
なお、荒川水系越辺川・都幾川堤防調査委員会では、越辺川右岸0.0k、越辺川左岸7.6k、都幾川右岸0.4kの3箇所を調査対象としており、うち、市内に該当する箇所は、越辺川左岸7.6k、都幾川右岸0.4kの2箇所である。

上記の分析の結果、特定された決壊原因は、次のとおりである。

堤防決壊箇所	決壊原因	内容
越辺川左岸7.6k (P13④参照)	越水	<ul style="list-style-type: none"> 川裏部の植生の堤内側への倒伏、フェンスの倒壊が確認された。 痕跡水位及び現地の状況から、越水範囲を推定し、痕跡水位は現況堤防高よりも高いことが確認された。 これらから越水が決壊の要因になったと推定される。
都幾川右岸0.4k (P13③参照)	越水	<ul style="list-style-type: none"> 川裏堤防洗掘が確認された。 決壊箇所上流の天端に漂流物が確認された。 倒木が堤内地側に倒れている。 痕跡水位及び現地の状況から、越水範囲を推定し、痕跡水位は現況堤防高よりも高いことが確認された。 これらから越水が決壊の要因になったと推定される。

※越水のほか、浸透、浸食、構造物周辺を要因として調査されているが、いずれも決壊の要因になった可能性は低いと推定されている。

また、上記箇所の堤防決壊のプロセスについては、次のとおり推定されている。



(出典) 第3回荒川水系越辺川・都幾川堤防調査委員会資料

3). 堤防決壊と被災メカニズムの分析結果（都幾川）[県]

埼玉県県土整備部河川砂防課では、都幾川における越水に対する分析、浸透に対する分析、侵食の分析を実施した。

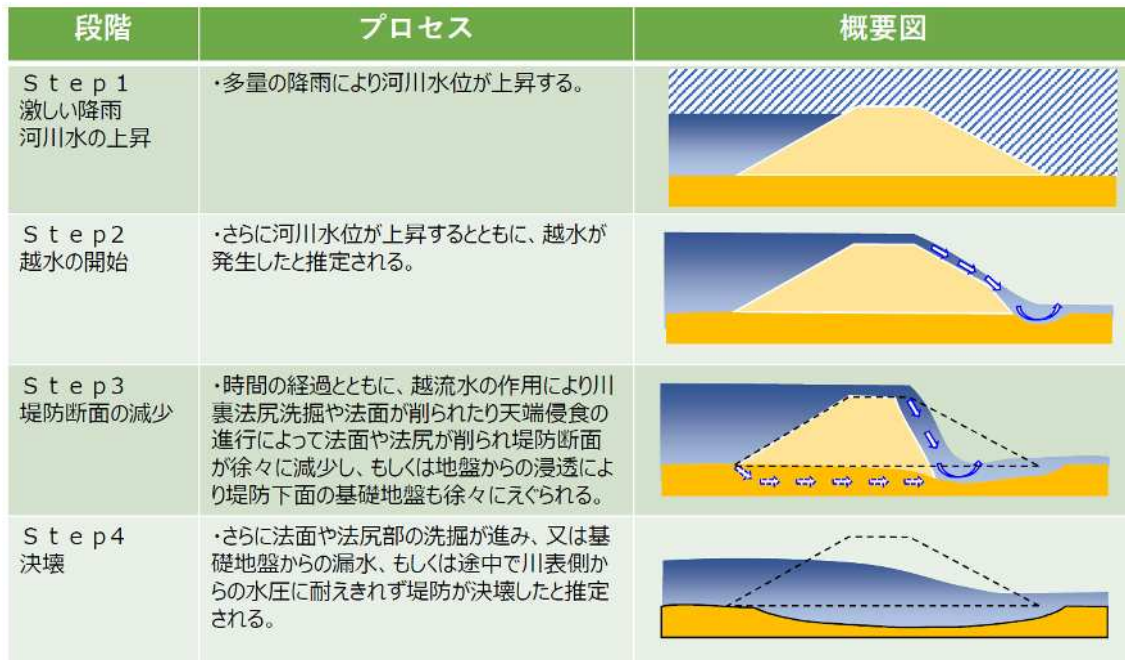
なお、都幾川右岸1.4k地点を堤防の決壊地点としており、その他5箇所が堤防破損として確認されている。

上記の分析の結果、特定された決壊原因は、次のとおりである。

堤防決壊箇所	決壊原因	内容
都幾川右岸1.4k (P13⑤参照)	越水	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防法線は都幾川の流向に対して水衝部となり、越水しやすい形状であった可能性がある。 ・植生の倒伏による痕跡水位より、被災水位が現況堤防高を超えていたことを確認した。 ・堤防決壊箇所の堤体直下から裏法尻にかけて落掘れがあり、法尻部の洗掘があったことを確認した。 ・越流水の法尻流速は2m/sを超えており、川裏法面や法尻部が削られた可能性がある。 ・これらから越水が決壊の要因になったと推定される。

※越水のほか、浸透、浸食を要因として分析が実施されており、このうち、浸透については、浸透現象が発生したと思われる痕跡があり、浸透破壊が決壊の一つの要因になった可能性は否定できないことから、基礎地盤の浸透も副要因として考えられると推定されている。

また、上記箇所の堤防決壊のプロセスについては、次のとおり推定されている。



(出典) 令和元年台風19号洪水による堤防決壊調査報告書（一級河川荒川水系都幾川）

4) 堤防決壊と被災メカニズムの分析結果（新江川）〔県〕

埼玉県県土整備部河川砂防課では、新江川における越水に対する分析、浸透に対する分析、侵食の分析を実施した。

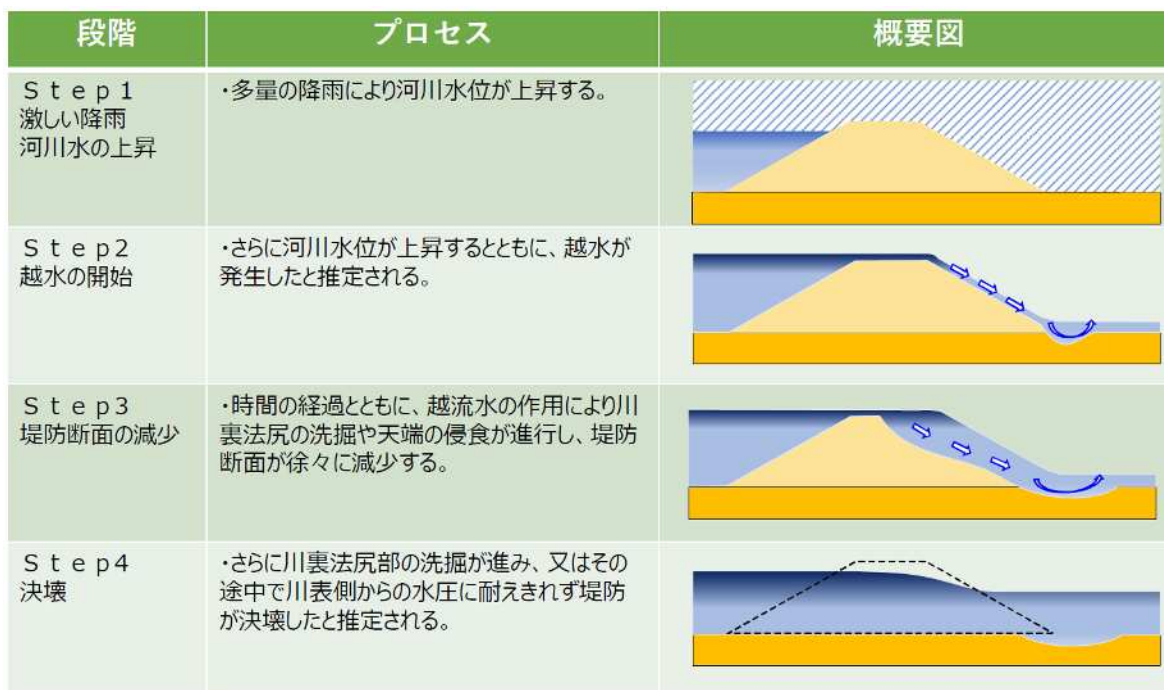
なお、新江川0.15k地点を堤防の決壊地点としている。

上記の分析の結果、特定された決壊原因は、次のとおりである。

堤防決壊箇所	決壊原因	内容
新江川右岸0.15k (P13⑦参照)	越水	<ul style="list-style-type: none"> ・新江川の水位より、合流先の市野川の水の方が高く、逆流防止用の山王樋門のゲートが閉鎖したことによって、新江川の排水先がなくなり、新江川の水位が上昇した。 ・植生の倒伏による洪水痕跡及び水位計のデータから、被災水位が現況堤防高を超えていたことを確認した。 ・堤防決壊箇所の川裏法尻には落掘れがあり、法尻部の洗掘があったことを確認した。 ・越流水の法尻流速が2m/sを超えており、川裏法面や法尻部が削られた可能性がある。 ・これらから越水が決壊の要因になったと推定される。

※越水のほか、浸透、侵食を要因として調査されているが、いずれも決壊の要因になった可能性は低いと推定されている。

また、上記箇所の堤防決壊のプロセスについては、次のとおり推定されている。



（出典）令和元年台風19号洪水による堤防決壊調査報告書（一級河川荒川水系新江川）

5). 浸水深

災害発生後の水の痕跡の確認や、罹災証明書交付時の調査記録に基づき浸水深（水面から地面までの高さ）を整理すると、各地区における最大の浸水深は、下表のとおりであった。

No	地区名称	浸水深(m)	確認方法	内容
1	早俣地区東部	3.7	痕跡	決壊
2	早俣地区西部	2.9	痕跡	決壊
3	正代地区	2.3	痕跡	決壊
4	宮鼻地区	2.3	痕跡	決壊
5	大黒部地区	0	痕跡	決壊
6	毛塚地区	2.5	痕跡	決壊
7	田木地区	1.3	痕跡	決壊
8	あずま町地区	1.8	痕跡	決壊
9	下唐子地区	1.8	痕跡	決壊
10	石橋地区	1.3	痕跡	決壊
11	葛袋地区（川北）	1.5	痕跡	決壊
12	葛袋地区（川南）	2.5	痕跡	決壊
13	神戸地区	1.1	痕跡	決壊



10月13日早朝 九十九川周辺の様子

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

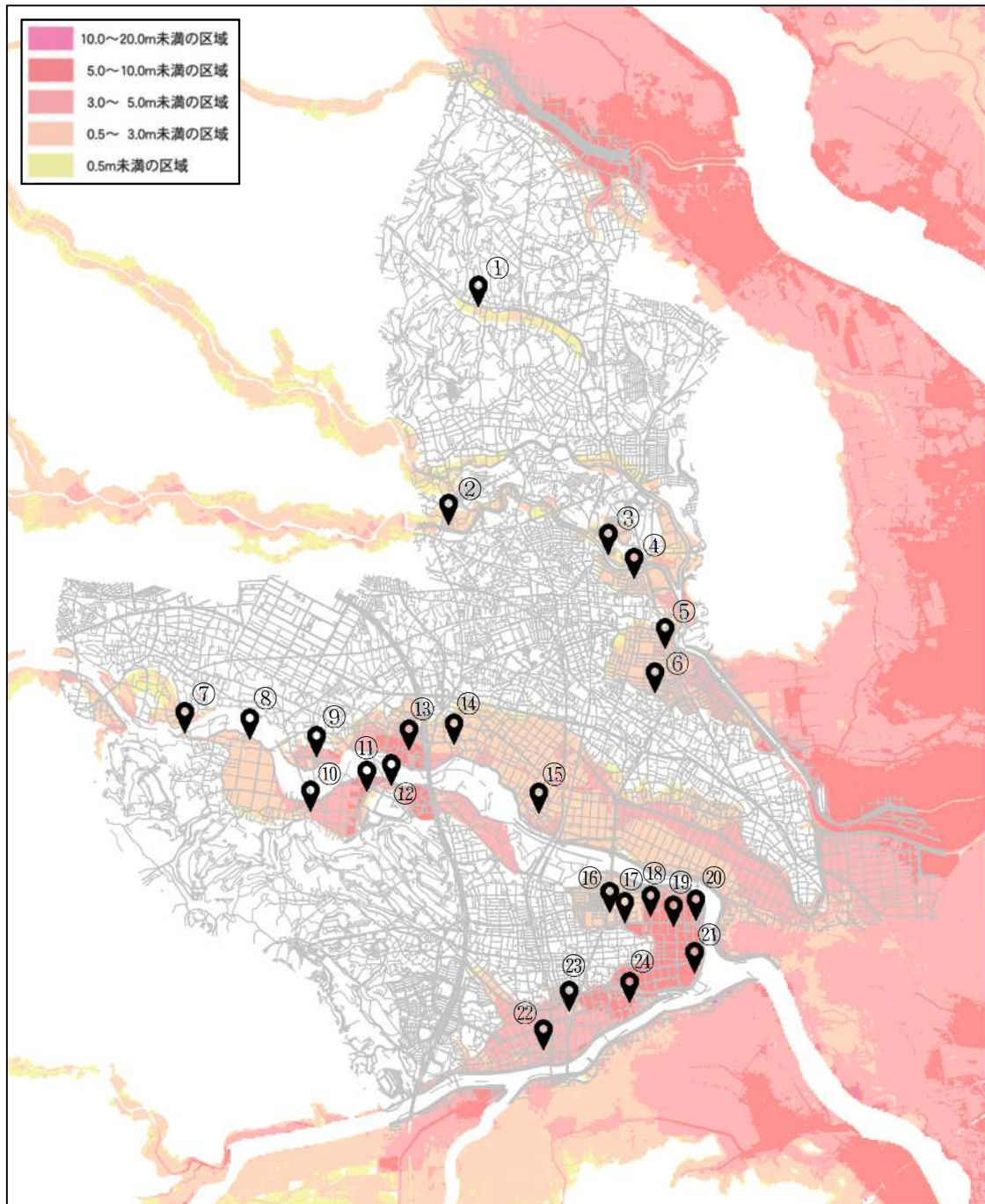
3.1 被害の全体像

3.1.2 河川被害及び浸水区域

その他、実施した現地調査等により判明した浸水深は、次のとおりである。

No	場所	浸水深(m)	時点	確認方法	内容
①	大谷（県道福田鴻巣線、角川付近道路）	0.2	15:30	直接	内水
②	市ノ川（星城団地内道路）	0.4	最大	直接	内水
③	松山（諏訪下住宅西側道路）	1.3	最大	痕跡	内水
④	小松原町（松栄ガス付近道路）	0.5	1:00	直接	内水
⑤	六反町（六反町児童公園東道路）	0.2	15:40	直接	内水
⑥	五領町（五領町近隣公園西南道路）	0.3	15:51	直接	内水
⑦	神戸（鞍掛橋付近道路）	1.5	最大	聞き取り	越水
⑧	神戸（都幾川決壊付近宅盤）	0.4	最大	痕跡	決壊
⑨	下唐子（水道庁舎付近道路）	2.1	最大	聞き取り	越水
⑩	下唐子（霞堤東側道路）	1.2	最大	痕跡	決壊
⑪	下唐子（葛袋産業団地西側道路）	3.3	最大	痕跡	決壊
⑫	葛袋（奈目曾樋管南宅盤）	1.6	最大	痕跡	決壊
⑬	葛袋（川北地区内道路）	1.3	最大	痕跡	決壊
⑭	下青鳥（南中東側道路）	1.2	最大	痕跡	決壊
⑮	下青鳥（道路）	0.5	最大	聞き取り	内水
⑯	あずま町4丁目 （ケーズデンキ付近道路）	1.2	最大	聞き取り	決壊
⑰	あずま町4丁目（調整池付近道路）	2.0	最大	聞き取り	決壊
⑱	早俣（道路）	1.7	最大	痕跡	決壊
⑲	早俣（早俣橋西交差点）	4.0	最大	痕跡	決壊
⑳	早俣（早俣橋北道路）	4.6	最大	痕跡	決壊
㉑	正代（正代運動広場脇道路）	6.0	最大	痕跡	決壊
㉒	毛塚（東上線西側道路）	0.9	最大	痕跡	越水
㉓	宮鼻（高坂市民活動センター宅盤）	0.8	最大	痕跡	決壊
㉔	宮鼻（高坂浄化センター付近道路）	3.5	最大	聞き取り	越水

現地調査等により判明した浸水箇所と最新の洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図との関係性は次の図のとおりである。市野川流域の浸水箇所（①～⑥）は、全て内水により発生したものの、堤防が決壊した都幾川流域では、内水、越水による浸水もあるが、決壊による浸水が大半であり、その全てが洪水浸水想定区域図や水害リスク情報図で被害が想定されている区域内となっている。



※国と県が公表した最新の洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図を使用

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.1 被害の全体像

3.1.2 河川被害及び浸水区域

6). 河川水位

河川水位			参考 上流域雨量			
河川名	都幾川	市野川	都幾川		市野川	
観測所名	野本	天神橋	堂平		金勝山トンネル	
市町村名	東松山市	東松山市	ときがわ町		小川町	
データ項目名	水位 (m)	水位 (m)	時間 (mm)	累加 (mm)	時間 (mm)	累加 (mm)
10月11日 23時	0.29	16.16	11日雨量	30.0	11日雨量	13.0
10月12日 0時	0.30	16.16	11.0	41.0	1.0	14.0
10月12日 1時	0.30	16.17	4.0	45.0	2.0	16.0
10月12日 2時	0.31	16.19	2.0	47.0	1.0	17.0
10月12日 3時	0.32	16.19	2.0	49.0	1.0	18.0
10月12日 4時	0.32	16.20	9.0	58.0	2.0	20.0
10月12日 5時	0.33	16.21	2.0	60.0	1.0	21.0
10月12日 6時	0.35	16.24	10.0	70.0	6.0	27.0
10月12日 7時	0.38	16.46	21.0	91.0	11.0	38.0
10月12日 8時	0.44	16.87	28.0	119.0	15.0	53.0
10月12日 9時	0.51	17.09	26.0	145.0	15.0	68.0
10月12日 10時	0.63	17.74	39.0	184.0	35.0	103.0
10月12日 11時	0.96	18.65	27.0	211.0	29.0	132.0
10月12日 12時	2.16	19.49	26.0	237.0	28.0	160.0
10月12日 13時	3.06	19.82	23.0	260.0	22.0	182.0
10月12日 14時	3.76	19.82	28.0	288.0	20.0	202.0
10月12日 15時	4.27	19.89	40.0	328.0	26.0	228.0
10月12日 16時	4.73	20.35	37.0	365.0	44.0	272.0
10月12日 17時	5.22	20.69	36.0	401.0	41.0	313.0
10月12日 18時	5.67	20.86	27.0	428.0	22.0	335.0
10月12日 19時	6.16	20.86	31.0	459.0	20.0	355.0
10月12日 20時	6.24	20.83	28.0	487.0	22.0	377.0
10月12日 21時	6.09	20.87	41.0	528.0	30.0	407.0
10月12日 22時	6.16	21.07	14.0	542.0	27.0	434.0
10月12日 23時	6.28	21.08	0.0	542.0	1.0	435.0
10月13日 0時	6.34	20.90	0.0	542.0	0.0	435.0
10月13日 1時	6.29	20.65	0.0	542.0	0.0	435.0
10月13日 2時	6.11	20.28	0.0	542.0	0.0	435.0
10月13日 3時	5.80	19.86	0.0	542.0	0.0	435.0
10月13日 4時	5.36	19.50	0.0	542.0	0.0	435.0
10月13日 5時	4.88	19.18	0.0	542.0	0.0	435.0
10月13日 6時	4.40	18.88	0.0	542.0	0.0	435.0
10月13日 7時	3.97	18.60	0.0	542.0	0.0	435.0
10月13日 8時	3.59	18.33	0.0	542.0	0.0	435.0
10月13日 9時	3.26	18.08	0.0	542.0	0.0	435.0
10月13日 10時	2.96	17.86	0.0	542.0	0.0	435.0
10月13日 11時	2.72	17.66	0.0	542.0	0.0	435.0
10月13日 12時	2.51	17.46	0.0	542.0	0.0	435.0
10月13日 13時	2.34	17.29	0.0	542.0	0.0	435.0
10月13日 14時	2.19	17.18	0.0	542.0	0.0	435.0
10月13日 15時	2.05	17.09	0.0	542.0	0.0	435.0
10月13日 16時	1.91	17.00	0.0	542.0	0.0	435.0

※野本観測所の水位標のゼロ点高は標高で16.6m

※天神橋観測所の水位はA.P. で表記 (A.P. = 標高 -1.1344m)

	都幾川	市野川
観測所	野本	天神橋
水防団待機水位	2.00m	18.00m
氾濫注意水位	3.50m	19.25m
避難判断水位	3.70m	-
氾濫危険水位	4.10m	19.58m

3.1.3 人的被害

1). 人的被害の状況（令和2年1月8日時点）

区分	人数	備考
死者	2人	うち災害関連死1人
行方不明者	0人	
負傷者	2人	
被救助者	76人	消防、消防団による救助56人、 警察、県警機動隊による救助20人

2). 避難者の状況（令和元年12月9日時点）

(1) 指定避難所における避難者数

No	指定避難所	避難者数（最大）
1	市の川小学校	44人
2	東松山特別支援学校	130人
3	松山高等高校	112人
4	松山中学校	83人
5	松山第一小学校	166人
6	市民体育館	93人
7	新明小学校	452人
8	松山女子高等学校	123人
9(10)	松山第二小学校(北中学校)	77人
11	大岡小学校	18人
12	青鳥小学校	20人
13	唐子小学校	33人
14	唐子地区体育館	97人
15	高坂小学校	891人
16	白山中学校	86人
17	大東大緑山キャンパス	129人
18	桜山小学校	139人
19	野本小学校	16人
合 計		2,709人

(2) 一時避難場所等における避難者数

No	一時避難場所等	避難者数（最大）
1	松山市民活動センター	242人
2	平野市民活動センター	22人
3	大岡市民活動センター	38人
4	唐子市民活動センター	68人
5	高坂丘陵市民活動センター	15人
6	野本市民活動センター	211人
7	市立図書館	20人
合 計		616人

※指定避難所、一時避難場所等の合計避難者数は3,325人

※その他、高坂市民活動センターには、緊急避難者が4人

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.1 被害の全体像

3.1.4 道路の被害

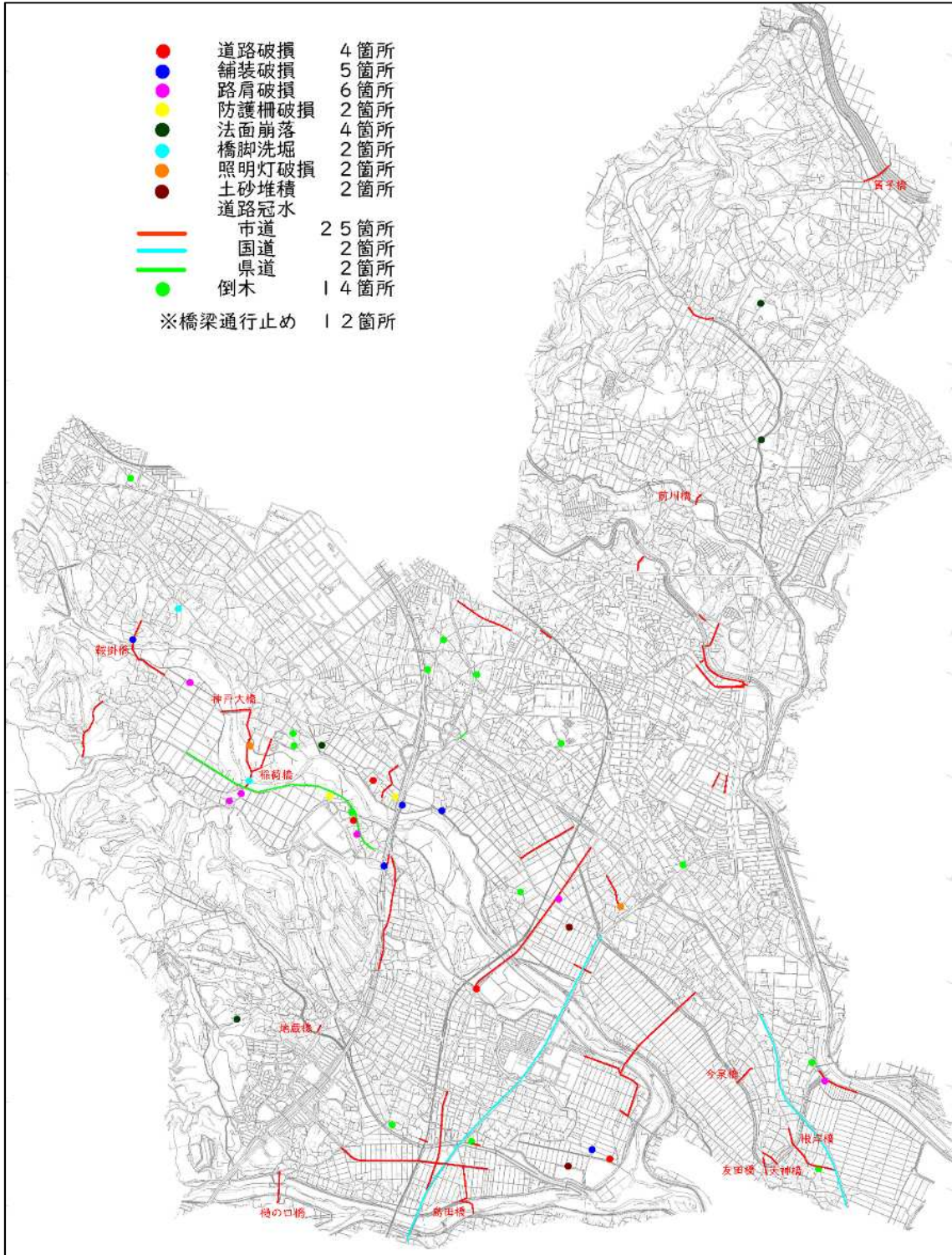
3.1.4 道路の被害

(1) 被害状況

区分	箇所数	備考
道路破損	4箇所	葛袋、正代、高坂
舗装破損	5箇所	葛袋、正代、下青鳥、神戸
路肩破損	6箇所	葛袋、下唐子、神戸、上野本、江綱（吉見町）
防護柵破損	2箇所	葛袋、石橋
法面崩落	4箇所	大谷、東平、石橋、岩殿
橋脚洗堀	2箇所	上唐子、下唐子
照明灯破損	2箇所	下唐子、上野本
土砂堆積	2箇所	正代、上野本
道路冠水	29箇所	市道25箇所、国道2箇所、県道2箇所
倒木	14箇所	

※道路冠水に伴う橋梁の通行止め 12箇所

台風第19号 被害状況図（道路）



第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.1 被害の全体像

3.1.4 道路の被害



県道岩殿観音南戸守線 早俣橋（西）交差点



国道407号 高坂市民活動センター付近

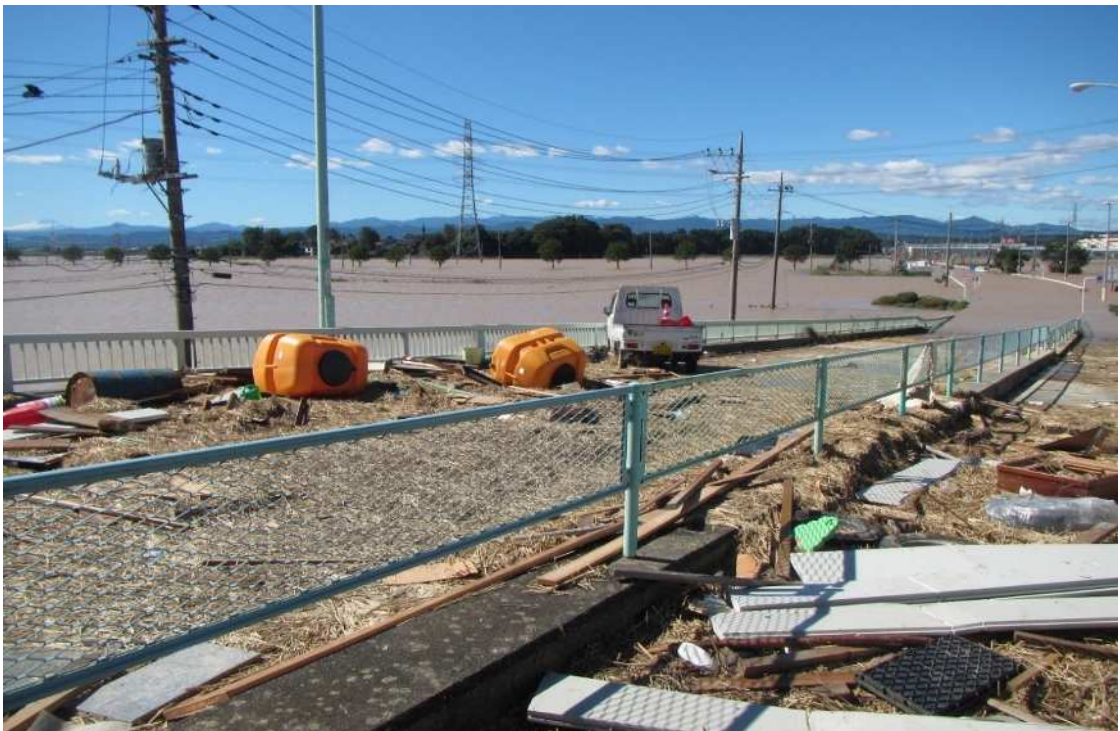
第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.1 被害の全体像

3.1.4 道路の被害



都幾川 鞍掛橋



県道岩殿観音南戸守線 早俣橋

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.1 被害の全体像

3.1.5 家屋・動産の被害

3.1.5 家屋・動産の被害

(1) 被害状況

1) 家屋の被害状況

被害の程度					浸水区分		
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊(準半壊)	一部損壊(10%未満)	床上浸水	床下浸水	浸水なし
120件	224件	166件	34件	190件	562件	124件	48件

※罹災証明書交付件数（令和2年2月1日現在）【課税課】



都幾川沿い（早俣地内）



都幾川沿い（早俣地内）

2). 動産（家財・車など）の被害状況

被災証明書交付件数	700件
-----------	------

※被災証明書交付件数（令和2年2月1日現在）【収税課】



高野橋（早俣地内）



国道407号 高坂市民活動センター付近

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.1 被害の全体像

3.1.6 公共施設の被害

3.1.6 公共施設の被害

施設区分	被害状況
①市庁舎	—
②市民活動センター・コミュニティ施設	1施設
③保健・福祉施設	1施設
④教育・文化施設	3施設
⑤保育園・子育て支援等施設	—
⑥市立小・中学校	校舎10施設、体育館10施設
⑦体育施設	9施設
⑧公園・緑地等	18施設
⑨その他の市施設	5施設

① 市庁舎等…被害なし

② 市民活動センター・コミュニティ施設

施設名	被害状況
高坂市民活動センター	【屋外】エアコン室外機故障、上水用加圧給水ポンプユニット故障 【屋内】事務室及びコミュニティホール床下コンセント故障、エレベーター故障、電話故障、広間・和室建具浸水、視聴覚ホール電動椅子モーター・一段目部品故障、視聴覚ホールフロア浸水、和室廊下・コミュニティホールカーテンレール浸水、事務室フロア浸水、備品浸水（ソファ、テーブル、冷蔵庫等）

※その他施設は被害なし



高坂市民活動センター

③ 保健・福祉施設

施設名	被害状況
総合福祉エリア	雨水貯蓄タンク弁制御センサーの故障

※その他施設は被害なし

④ 教育・文化施設

施設名	被害状況
東松山市民文化センター	ホール楽屋廊下天井の雨漏り:浸水ふき取り除去 機械室内浸水:排水ポンプにより除去→異常なし 屋外廊下パネル破損:パネル片付け
市立図書館	雨の吹き込みによる浸水(1階、3階)
高坂図書館	雨の吹き込みによる浸水

※その他施設は被害なし

⑤ 保育園・子育て支援等施設…被害なし

⑥ 市立小・中学校

1). 校舎

学校名	被害状況
松山第一小学校	—
松山第二小学校	停電 屋外灯フードカバー破損1基
新明小学校	壁から浸水4箇所(給食配膳室、第一理科室、南校舎階段下1階通路付近)
大岡小学校	—
唐子小学校	フェンス一部破損
高坂小学校	停電 校庭 不陸(避難者の駐車によるもの)
野本小学校	雨漏り6箇所(南校舎→1階廊下、図書室前廊下、ひまわり教室前廊下、北校舎→3階5年生廊下天井、階段踊り場、屋上出入り口周辺)
市の川小学校	雨漏り3箇所 中庭倒木1本 停電
青鳥小学校	雨漏り1箇所(図工室前廊下)
新宿小学校	雨漏り1箇所(2階廊下)
桜山小学校	—
松山中学校	—
南中学校	フェンス倒壊・破損 4箇所 総延長:約190m 防球ネット支柱基礎露出 14本 うち1本は傾斜あり・南から3本目 アルミフェンス支柱基礎露出 20本 西側門扉破損 ステンレス引き門扉1基 約10m テニスコート表土流出(4面 約2,400㎡) 校庭 表土流出・汚泥堆積(面積 約15,800㎡ 堆積厚2mm程度)
東中学校	理科室換気口フード破損
北中学校	—
白山中学校	—

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.1 被害の全体像

3.1.6 公共施設の被害

2). 体育館

学校名	被害状況
松山第一小学校	雨漏り
松山第二小学校	雨漏り
新明小学校	鼻隠し落下（約10m）
大岡小学校	—
唐子小学校	雨漏り
高坂小学校	—
野本小学校	—
市の川小学校	—
青鳥小学校	雨漏り
新宿小学校	—
桜山小学校	雨漏り
松山中学校	雨漏り
南中学校	床下浸水（浸水範囲5㎡程度）
東中学校	—
北中学校	雨漏り
白山中学校	雨漏り、壁からの浸水1箇所（東側壁）

⑦ 体育施設

施設名	被害状況
東松山野球場	浸水（放送室、1塁3塁更衣室）
正代運動広場	水没
都幾川リバーサイドパーク（多目的広場）	水没
都幾川リバーサイドパーク（マレットゴルフ場）	水没
駒形公園多目的広場	水没
駒形公園ソフトボール場	水没
市民体育館	雨漏り（メインアリーナ、器具庫）
唐子地区体育館	雨漏り（舞台中央天井、器具庫）
南地区体育館	床上浸水

※その他施設は被害なし



正代運動広場

⑧ 公園・緑地等

施設名	被害状況
まなびのみち（廃線敷・東上線沿い）	冠水
鞍掛山散策路	冠水、園路土砂流出
五領町近隣公園	倒木3本、園路破損
七清水せせらぎ緑道	倒木2本
さくら坂公園	倒木3本
東松山ぼたん園	倒木1本、折れ枝5本
小松原緑地	倒木1本
物見山公園	倒木1本、折れ枝2本
松風公園	倒木1本、折れ枝1本
雲っこひろば	倒木1本
竹の子緑地	倒木2本
稲荷林公園	倒木2本
市民の森	倒木11本、折れ枝8本、法面崩落2箇所
松葉町四丁目子供広場	冠水、倒木1本、折れ枝1本
折本山公園	トイレ及び公園灯浸水故障
ばんどう山緑地	法面崩落1箇所
折本山緑地	倒木多数
駒形公園	駐車場・桜の広場冠水、土砂堆積



折本山公園

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.1 被害の全体像

3.1.6 公共施設の被害

⑨ その他の市施設

施設名	被害状況
水道庁舎	浸水（水道庁舎、唐子第一浄水場、唐子第二浄水場、葛袋調整場）
くらかげ清流の郷	浸水
農林公園	法面崩壊
化石と自然の体験館	物置（外西側）転倒、空調機室外機に物置転倒のため破損被害、館内雨漏り18箇所、岩塊山保管シート破損、北側フェンス基礎東石覆土流失、案内看板傾斜
市営諏訪下住宅	1階20戸・集会所床上浸水

※その他施設は被害なし



水道庁舎から都幾川方向を撮影

3.1.7 農業の被害

(1) 農業の被害状況

項目	金額等	備考
農作物被害額	2,465万円	令和2年9月時点 (復旧に要した事業費等で換算)
農業用機械等の水没	331台	
農業用パイプハウス・倉庫の倒壊	8棟	
農業共同利用施設の被害	1件	
農地への土砂等の流入	6,851万円	
農業用水利施設の被害	2,792万円	



早俣橋（県道岩殿観音南戸守線）から撮影

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.1 被害の全体像

3.1.8 主要な民間施設の被害

3.1.8 主要な民間施設の被害

(1) 高齢介護課所管施設 2事業所

施設名	被害状況
年輪福祉ホーム	軽微な被害（雨漏り）
サニーライフ東松山	軽微な被害（雨漏り）

(2) 障害者福祉課所管施設 2事業所

施設名	被害状況
ヘルパーステーションコアラ	1階部分全部が浸水、業務車両4台が水没
しののめ荘	軽微な被害（雨漏り）

(3) 保育課所管施設 3事業所

施設名	被害状況
のもと保育園	浸水（0歳児保育室）
かるがも児童クラブ	床上浸水
若草保育園	軽微な被害（雨漏り）

(4) 中小企業等の被害状況（商工観光課所管）

埼玉県内全域205事業所 約59億円（令和元年12月23日時点 埼玉県発表）

【市内中小企業等の被害状況】

項目	事業所数	被害額
中小企業等の被害状況	109社	350,300万円



あずま町地内

3.1.9 ライフラインの被害

項目	発生内容
上水道	第一浄水場越水により取水停止 第二水源（井戸）取水停止 県水に切替
下水道	折本山マンホールポンプ用ポンプ制御盤 水没
ガス	—
鉄道※1	10月11日から計画運休 10月12日から13日夕方 坂戸～森林公園間で不通
電力※2	最大3,000件の停電が発生



第一浄水場建屋内

※1 鉄道

日付	時間	項目	発生内容
10月11日	21:00	東武鉄道	計画運休
10月12日	12:50	東武鉄道	東松山駅上り最終電車時刻（信号機なしのため）
	12:53	東武鉄道	高坂駅上り最終電車時刻（信号機設置あり）
	13:17	東武鉄道	高坂駅下り最終電車時刻（信号機設置あり）
	13:20	東武鉄道	東松山駅下り最終電車時刻（信号機なしのため）
	21:00	東武鉄道	営業終了
	—	東武鉄道	変電所水没のため、高坂～森林公園間の踏切故障
10月13日	早朝	東武鉄道	早朝から運行開始（池袋～坂戸区間） 坂戸～森林公園間で不通
	16:49	東武鉄道	森林公園発運行再開（北坂戸～森林公園区間）

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.1 被害の全体像

3.1.9 ライフラインの被害



東武東上線（下青鳥地内）

※2 電力

日付	時間	項目	発生内容
10月12日	21:00	東京電力	市内（高坂方面）で「約3,000件」の停電 配電線：台風の影響で西本線が不通となったため
10月13日	7:34	東京電力	市内の停電「約1,500件」に減
	9:30	東京電力	市内の停電「約1,200件」に減
	20:45	東京電力	市内の停電「約600件」に減
10月14日	10:19	東京電力	市内の停電「約400件」に減
	11:28	東京電力	市内の停電「約1,800件」に増 配電線：岩殿線が不通となったため
	13:16	東京電力	市内の停電「約400件」に減 配電線：岩殿線が復旧のため
	17:18	東京電力	市内の停電が全て解消

3.1.10 激甚災害の指定と適用される措置

1). 激甚災害制度について

(1) 激甚災害制度の概要

激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度であり、政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助のかさ上げや中小企業者への保証の特例等、特別な財政助成措置が講じられる。

なお、激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている、「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）による。

(2) 激甚災害法に基づく主要な適用措置（本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

① 公共土木施設災害復旧事業等（注）に関する特別の財政援助（第2章：第3条、第4条）

（注）公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、堆積土砂排除事業等

② 農林水産業に関する特別の助成

- イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）
- ロ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）
- ハ 天災融資法の特例（第8条）
- ニ 土地改良区等を行う湛水排除事業に対する補助（第10条）
- ホ 共同利用小型漁船の建造費の補助（第11条）
- ヘ 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）

③ 中小企業に関する特別の助成

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）

④ その他の特別の財政援助及び助成

- イ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（第16条）
- ロ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（第17条）
- ハ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（第22条）
- ニ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

2). 激甚災害法に基づく主要な適用措置（局激）

(1) 局地激甚災害

激甚災害指定基準（本激）では、全国を単位として積み上げられた被害額を基準としているため、激甚災害制度の創設（昭和37年）当初は、ある特定地域に激甚な被害を及ぼした災害であっても、全国レベルで見ればさほどの被害とはならず、指定基準を超えられない（激甚災害として指定されない）という状況が生じていた。

そこで、市町村単位の被害額を基準とする局地激甚災害指定基準を昭和43年に創設し、限られた地域内で多大な被害を受けた地域に対して各種の特例措置が適用されることとした。俗に、従来の全国レベルの激甚災害は「本激」と、局地激甚災害は「局激」と呼ばれている。

(2) 局地激甚災害指定により適用される措置（局激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第2章:第3条、第4条）
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）
- ④ 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）
- ⑤ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）
- ⑥ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

(3) 本激と局激の違い

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等の全てが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

(4) 対応の時系列

日付	項目	内容
10月29日	閣議決定	「令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が閣議決定される。
11月1日	公布・施行	「令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布・施行され、同政令が東松山市に適用される。
11月29日	閣議決定	「令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、適用措置の追加等の指定に関する政令が閣議決定される。

日付	項目	内容
12月4日	公布・施行	「令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、適用措置の追加等の指定に関する政令が公布・施行され、同政令が東松山市に適用される。



菅内閣官房長官（当時）らによる視察

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.1 被害の全体像

3.1.10 激甚災害の指定と適用される措置



自衛隊の災害派遣（あずま町地内）



自衛隊の災害派遣（早俣地内）

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.1 避難所の開設及び運営

10月11日14時に一時避難場所7箇所と高坂小学校の避難所担当職員に参集連絡し、10月12日の朝から開設することを指示した。

10月12日11時5分に各避難所担当職員に参集連絡し、11時30分から順次開設した。（新明小学校は9時50分に参集連絡、10時42分に開設）東中学校、新宿小学校及び南中学校は、浸水想定区域内のため開設しなかった。滑川溢水のおそれや、北中学校及び平野市民活動センター周辺道路冠水のため同施設を閉鎖し、避難者を松山第二小学校へ案内した。指定場所ではない市立図書館も一時避難場所として開設した。一時避難場所には最大で620人が避難をしていたが、避難所に変更となった市民活動センターを除く4箇所を10月13日に閉鎖した。また、最大で2,709人が避難をしていた避難所19箇所全てを10月13日に閉鎖した。

10月13日からは、市民活動センター（松山・唐子・高坂丘陵）を一時避難場所から避難所に変更し、指定場所ではない野本コミュニティセンターも避難所として開設し、引き続き避難が必要な方々に案内した。

4箇所の避難所では最大で106人が避難生活をしていた。唐子市民活動センターを10月30日に閉鎖、高坂丘陵市民活動センターを11月8日に閉鎖、松山市民活動センターを11月19日に閉鎖、野本コミュニティセンターを12月8日に閉鎖した。

参考：4箇所の避難所における避難者数の推移

（松山=松山市民活動センター、唐子=唐子市民活動センター、野本=野本コミュニティセンター、丘陵=高坂丘陵市民活動センター）

（単位：人）

10月	10/13	10/14	10/15	10/16	10/17	10/18	10/19	10/20	10/21	10/22
松山	20	17	18	20	21	21	19	19	19	19
唐子	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
野本	44	37	38	36	36	34	34	36	36	36
丘陵	37	39	20	12	13	13	17	15	15	15
合計	106	98	81	73	75	73	75	75	75	75
10月	10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28	10/29	10/30	10/31	
松山	19	19	19	19	19	16	16	16	16	
唐子	5	5	5	5	5	5	5	5	—	
野本	36	36	36	36	36	33	28	26	26	
丘陵	15	15	15	15	15	15	8	8	5	
合計	75	75	75	75	75	69	57	55	47	

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.1 避難所の開設及び運営

11月	11/1	11/2	11/3	11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
松山	14	14	13	11	11	9	9	9	9	5
野本	26	24	24	22	22	22	22	17	14	12
丘陵	5	5	5	5	3	3	3	3	—	—
合計	45	43	42	38	36	34	34	29	23	17
11月	11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17	11/18	11/19	11/20
松山	4	4	4	4	4	4	4	4	4	—
野本	10	8	8	6	3	3	3	3	3	3
丘陵	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	14	12	12	10	7	7	7	7	7	3
11月	11/21	11/22	11/23	11/24	11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30
松山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
野本	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
丘陵	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

12月	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
野本	3	1	1	1	1	1	1	1
合計	3	1	1	1	1	1	1	1

(1) 対応の時系列

1. 避難所

施設名	参集連絡日時	開設日時	閉鎖日時	避難者最大人数(人)	備考
市の川小学校	10月12日 11:05	10月12日 12:00	10月13日 8:00	44	
東松山 特別支援学校	10月12日 11:05	10月12日 11:50	10月13日 7:00	130	
松山高等学校	10月12日 11:05	10月12日 11:55	10月13日 8:00	112	
松山中学校	10月12日 11:05	10月12日 11:58	10月13日 8:00	83	
松山第一小学校	10月12日 11:05	10月12日 12:00	10月13日 10:00	166	
東松山 市民体育館	10月12日 11:05	10月12日 12:35	10月13日 6:50	93	
新明小学校	10月12日 9:50	10月12日 10:42	10月13日 8:30	452	
東中学校	浸水想定区域内のため開設せず。				
新宿小学校	浸水想定区域内のため開設せず。				
松山女子 高等学校	10月12日 11:05	10月12日 11:50	10月13日 8:30	123	
北中学校	10月12日 11:05	10月12日 11:50	10月13日 6:00	—	周辺道路冠水のため、避難者を松山第二小学校へ案内
松山第二小学校	10月12日 11:05	10月12日 12:25	10月13日 7:00	77	
大岡小学校	10月12日 11:05	10月12日 12:00	10月13日 8:30	18	
青鳥小学校	10月12日 11:05	10月12日 11:50	10月13日 8:20	20	
唐子小学校	10月12日 11:05	10月12日 12:25	10月13日 10:00	33	
唐子地区体育館	10月12日 11:05	10月12日 11:30	10月13日 8:30	97	
南中学校	浸水想定区域内のため開設せず。				
高坂小学校	10月11日 14:00	10月12日 9:20	10月13日 11:30	891	※
白山中学校	10月12日 11:05	10月12日 12:25	10月13日 14:00	86	
大東文化大学 緑山キャンパス	10月12日 11:05	10月12日 12:30	10月13日 12:30	129	
桜山小学校	10月12日 11:05	10月12日 12:35	10月13日 12:30	139	
野本小学校	10月12日 11:05	10月12日 11:55	10月13日 7:30	16	

※高坂小学校は、停電・断水により避難所の環境が悪化し、10月13日9時に閉鎖した。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.1 避難所の開設及び運営

自宅の被災等により、引き続き避難が必要な方々については、一時避難場所から避難所となった市民活動センター（松山・唐子・高坂丘陵）及び野本コミュニティセンターを案内し、移動できない方々（2人）を公用車で移送した。

2. 一時避難場所

施設名	参集連絡日時	開設日時	閉鎖日時	避難者最大人数(人)※	備考
松山市民活動センター	10月11日 14:00	10月12日 9:10	11月19日 17:00	242(20)	一時避難場所から避難所として利用
平野市民活動センター	10月11日 14:00	10月12日 8:25	10月13日 14:00	22	
大岡市民活動センター	10月11日 14:00	10月12日 8:58	10月13日 14:00	38	
唐子市民活動センター	10月11日 14:00	10月12日 9:05	10月30日 12:00	68(5)	一時避難場所から避難所として利用
高坂市民活動センター	10月11日 14:00	10月12日 8:40	10月13日 11:35	4	国道冠水により4人が緊急避難（未開設）
高坂丘陵市民活動センター	10月11日 14:00	10月12日 8:50	11月8日 8:10	15(39)	一時避難場所から避難所として利用
野本市民活動センター	10月11日 14:00	10月12日 9:05	10月13日 16:30	211	
野本コミュニティセンター	10月13日 7:30	10月13日 9:00	12月8日 16:00	0(44)	指定場所ではない。13日から避難所として開設
市立図書館	10月12日 17:30	10月12日 18:21	10月13日 6:45	20	指定場所ではない。12日に一時避難場所として開設

※避難者最大人数のうち（ ）内の数字は避難所として利用していたときの最大避難者数

3. 帰宅困難者避難所

公共交通機関の計画的な運休の影響のため、帰宅困難者はいなかった。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応
3.2 被災者、避難者への支援
3.2.1 避難所の開設及び運営



松山市民活動センターへ仮設洗濯機を設置



高坂市民活動センター内に保管された支援物資

(2) 課題等と改善策・対応方法

1. 避難所

項目	避難所	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
避難所 担当職員について	松山 高等学校	避難所担当職員として、ふだんの防災倉庫点検では倉庫内の物品の点検しか行っておらず、実際に避難所となる体育館の施設や備品について確認していなかった。自身の反省として事前に施設確認の必要性を痛感した。	避難所施設の開設の確認や開設訓練を実施する。 職員行動ハンドブックにある避難所参集時の持参品などの基本的な事項を確認するよう周知する。
	新明 小学校	職員と避難者との判別が困難だったと思う。作業着、長靴、カップの貸与やビブス等の目印があった方がよいと思う。	貸与物品について、順次整備する。
	松山女子 高等学校	避難者の受入れ中は、常に2人以上が誘導した。水害においては、長靴とカップの支給又は常備が必要と思われる。	避難所の過ごし方等については、避難者に説明するなど、適宜対応する。
	松山第二 小学校	避難所担当職員が体育館に集合したが、雨カップ、長靴、自分の食料などの準備がないまま参集した職員がいた。避難所担当職員への研修等をしっかり行い、非常時に対応できるようにするべきである。 避難所担当職員には、学校施設にある物品や設備を把握している職員を配置した方がよいと思う。 職員用のカップ・長靴を用品として用意してほしい。（職員個人で用意することも必要だと思うが、予備として置いてほしい。）	職員の配置については、動員計画の見直しにおいて検討する。
	青鳥 小学校	体育館ということもあり、収容人数が少ない時に子どもが遊んでしまう場面が見られた。受付だけでなく、避難所内にも管理できる職員を配置すべきだったかもしれない。	
職員体制について	東松山 特別支援 学校	4人で避難者130人の対応は難しかった。駐車場整理案内2人、受付等2人、荷物運搬等2人の6人くらいは必要だと思う。避難所の二次支援担当職員については実際に災害の際、避難所に参集できる職員を配置する必要がある。	職員（管理職）の配置や段階的な参集の運用については、動員計画の見直しにおいて実施する。
	松山 高等学校	動員計画の二次支援担当職員が参集せず、他の避難所の二次支援担当職員が参集したが、避難所に参集できなかった理由を検証して、今後の災害対応のためにも職員の配置を考慮すべきである。	災害対策本部と避難所間の情報共有や情報収集について、システム導入を含めて検討する。
	松山 中学校	災害対応と一くくりにせずには台風と地震の職員配置や対応を考える必要があると思う。 水害時の松中避難所の人数は4人で足りていたと思う。	

項目	避難所	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
職員体制について	新明小学校	ここまでの災害は少ないと思うが、応援が遅かった。避難者が多いと予測される避難所では配置職員を増やしてはどうか。また、管理職の配置を検討すべきである。	<p>本部事務局の役割分担の事前調整及び他課職員による増員を検討する。</p> <p>風水害時における避難所担当職員の参集指示について、迅速に行う。</p> <p>避難者による避難所運営支援は、適宜対応を依頼する。</p>
	松山女子高等学校	避難所開設時の担当職員4人での対応に限界があったため、二次支援担当職員の招集について危機管理課に依頼したが、行き違いがあり二次支援担当職員の応援が来るまでに相当の時間が掛かった。開設時の担当職員は不休で避難者の対応を行った。	
	北中学校	本避難所には避難者がいなかったことから、災害対策本部に連絡の上、二次支援担当職員には帰宅してもらった。しかしながら、今振り返ると他避難所の応援に回ってもらったほうがよかったと考える。	
	松山第二小学校	<p>避難所開設時には職員が4人しかおらず、用品を倉庫に取りに行ったり、避難してきた市民の対応をしたりと非常に忙しかった。早めの二次支援担当職員の応援が必要であった。</p> <p>松二小避難所は、北中担当2人、平野市民活動センター3人の職員が集まったので交代で休憩を取ることができたが、避難者数の多い避難所へはもっと多くの職員の招集が必要だったのではないかと。</p>	
	大岡小学校	<p>避難所への参集手段が徒歩以外になく4時間近くかけて到着した職員がいた。参集職員の配置について検討が必要と思った。</p> <p>また、二次支援担当職員は、自宅から避難所までの距離がある人が多く、参集時には、道路が既に冠水してしまい、到着までに時間を要した。台風等の水害時には招集のタイミングをもう少し、早めるなどの対応が必要ではないかと思う。</p>	
	高坂小学校	避難者の中に手を貸してくれる方もいたが、想定以上の避難者により、職員が不足した。	
	白山中学校	今回のような災害に際し、避難所4人では、足りないと考える。希望としては、6人体制である。なお、人員確保のため、避難してきた人に物資の搬入を手伝ってもらうようにアナウンスし、何とか人手を確保できた状況であった。	

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.1 避難所の開設及び運営

項目	避難所	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
職員体制について	桜山小学校	<p>避難所運営に当たっては、避難所開設作業や避難者受付対応のため、3人では不足を感じた。二次支援担当職員の応援もあったが、避難者数が100人を超えてくると、開設時点から6人以上の職員が必要となる。（受付2人・避難者案内2人・物資準備2人、このほか駐車場対応や避難者対応あり）</p> <p>二次支援担当職員が参集した16:30頃には、公共交通機関は止まり、冠水して車両が通行できない道路もあった。二次支援担当職員の早めの参集命令が必要である。</p>	
避難所運営マニュアルについて	大岡小学校	<p>避難所運営マニュアルが地震等での長期滞在を想定したものであると思うので、短期滞在を想定したマニュアルもあるとよいのではと思う。</p>	避難所の簡易運営マニュアルを作成する。
	桜山小学校	<p>避難所開設及び運営に当たっては、マニュアルが非常に参考になったが、早急に対応が必要な状況では、簡素化されたマニュアルが必要だと感じた。</p> <p>避難者主体の長期的な避難所運営について記載されており、実際は職員主体となって行う避難所運営との乖離を感じた。</p>	
避難者受付一覧名簿と避難者カードについて	東松山特別支援学校	<p>避難者カードの記載箇所が多く、受付が渋滞する場面があった。平成29年の避難所開設時のように一覧のみの作成でよいのではないか。</p> <p>避難が長期間になった場合に避難者カードを記載してもらおう対応がよいと思う。</p> <p>避難者カード記載用のボードが必要である。</p> <p>避難者数が把握しやすいよう受付一覧に通し番号をつけた方がよい。</p> <p>避難者カードと受付一覧で内容が異なる箇所があり、確認できなかった。（生年月日）</p> <p>人数報告のタイミングが不明だったため、時間ごとの報告用紙などがあれば統一できると思う。</p>	<p>避難者カード及び一覧名簿の様式変更や運用について検討する。</p> <p>避難者数の報告は、原則1時間に1回の報告とする。</p> <p>必要な事務用品を配備する。</p> <p>職員の配置について、動員計画の見直しを検討する。</p>
	松山中学校	<p>今回は、1世帯ずつ記載内容を説明しながら避難者カードに記入してもらおうことができたが、一度に大勢の方が来て並んでしまう状況になった場合には、説明しなくても記入できるような見本を置いておく必要があったと感じた。避難者カードの内容を受付一覧名簿に転記する作業は他の作業をしている中、時間が掛かるので、もう少し簡素化できればよいと思う。また、一覧名簿に避難者カードごと（世帯ごと）を識別できる欄があった方がわかりやすいと思った。</p>	

項目	避難所	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
避難者受付一覧名簿と避難者カードについて	松山第一小学校	<p>避難者カード（世帯単位）の「⑧特別な配慮」欄について、記入してもらっただけだったので、対応方法のマニュアルがあればよいと思った。風邪や乳幼児連れなど、想定できる項目はあると思うので、一般的なことの対応をまとめておくとよい。</p> <p>職員不足のため、避難者カード（世帯単位）に退所年月日、転出先の欄への記入ができなかった。また、避難者受付一覧名簿を作成できなかった。</p>	
	新明小学校	<p>受付時に避難者カードを記入してもらいが不足したため、松山市民活動センターに印刷を依頼した。</p> <p>避難者カードの内容を一覧名簿に記入していたが、途中から記入する時間もなかった。夜になり避難者カードで人数を確認したが、既に退所した世帯や手間を考え一覧名簿は作成しなかった。短期間の避難所生活であれば、避難者カードに番号を振り、番号カードを配布し、退所時に回収するとある程度避難者の把握ができるのではないか。</p>	
	唐子地区体育館	<p>避難者カードの記載については、より簡素な内容がよいと考えるが、現在、被災者生活再建支援室が設置されたことも踏まえ、生活再建に向け、どのような情報が必要になってくるのかを考慮した上で、見直しが必要である。</p>	
	大東文化大学緑山キャンパス	<p>避難者カードに基づいて避難者受付一覧名簿に転載するが、内容に異なる箇所があり、改善の必要があると思う。避難者カードを記入してもらったときに一人ひとりに説明しなければわからない内容になっているため、説明しなくてもよい内容に改善する必要がある。</p>	
	白山中学校	<p>避難者カードに基づいて避難者受付一覧名簿に転載するのが大変であるため、工夫が必要である。</p>	
	桜山小学校	<p>避難者カードに基づいて避難者受付一覧名簿に転載するが、内容が違う箇所があり、改善の必要があると思う。</p>	
災害対策本部からの情報提供について	東松山特別支援学校	<p>テレビやPCがないため避難者から質問を受けても回答できないため、川の情報、台風情報など無線で避難所への情報提供が必要である。</p>	<p>災害対策本部と避難所間の情報共有や情報収集について、システム導入を含めて検討する。</p>

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.1 避難所の開設及び運営

項目	避難所	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
災害対策本部からの情報提供について	松山中学校	<p>避難者からは、市内の状況（住んでいる近くの川の水位が今どのくらいなのかなど）の問合せがあったが、市ホームページやインターネットの情報、ラジオ（手回し）くらいしか頼るものがなかった。孤立した状況で不安を感じている方も多かったため、もう少し避難所へ情報が流れてくる体制が取れるとよいのではないかと考える。</p> <p>避難者から何かを聞かれたときに小型でもよいのでテレビがあると便利だと思う。</p> <p>他の避難所の状況がわかる手段があるとよい。（今回は個別で他の避難所担当職員と情報交換をしていた。）</p>	<p>市ホームページ等において、避難所の開設状況や混雑状況を更新できるよう担当職員を配置する。</p> <p>テレビの視聴環境整備について、検討する。</p>
	松山第一小学校	<p>市内の被害情報が全く入ってこなかったため、避難者からの問合せに答えられなかった。全体の状況を参集メール等で随時配信して情報を共有する仕組みがあるとよい。</p>	
	新明小学校	<p>市内の被害状況や台風の状況についてわからなかった。参集メールなどで発信するとよい。</p> <p>新明小は最初に開設した避難所であったため、市ホームページには開設と掲載されていた。他の避難所が開設されている時間になっても新明小だけの掲載のみであり、他の避難所における開設情報の反映が遅かったと思う。また、混雑状況等の情報が掲載できれば避難者の分散につながるのではないかと考える。</p> <p>情報収集のため、テレビやWi-Fi環境があれば便利である。</p>	
	松山第二小学校	<p>他の避難所の開設状況や避難者数の状況などの様子がわからず、非常に不安であった。情報収集は、職員個人の携帯電話で市ホームページを見たり、他の避難所職員とメール交換をしたりしていたが、市全体の避難所情報が必要である。</p>	
	唐子地区体育館	<p>市はどの情報を基に避難指示等の発令・解除を決定しているか把握できると避難者に状況を求められた際、回答しやすいと感じた。</p> <p>市ホームページへのアクセスの集中や自主的に退去する避難者が増加する懸念もあるが、避難者は自身の住居が無事なのか、少しでも早く確認しに行きたいという焦燥感に駆られているように見受けられた。</p>	
	高坂小学校	<p>避難者から市内の災害状況についての問合せが非常に多かったため、防災ラジオなどの情報源（当日は高坂市民活動センターの備品を借用）の配備が必要と感じた。</p>	

項目	避難所	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
災害対策本部からの情報提供について	白山中学校	他の避難所に受け入れきれなかった避難者が避難することの連絡が不十分であり、初期対応が大変であった。災害対策本部の各避難所の状況の十分な把握と指示が必要である。	
	桜山小学校	避難所運営では、被災者への対応に追われ、携帯の防災メールを除くと職員自らも情報確保ができなかった。避難者から情報を求められても、回答できる正確な情報がなかった。 災害対策本部からMCA無線等での定期的な情報提供が必要であった。	
	野本小学校	災害対策本部から避難指示等の発令・解除について情報提供があれば、避難者に情報を求められた際に回答しやすいと感じた。	
災害対策本部との連絡について	松山高等学校	ふだん訓練をしていますが、双方向で通話ができないため使いづらい。松山高校と市役所程度の近距離であっても電波状況が悪い場合、災害対策本部との連絡が取れないことがあり、利用可能な状況であれば、携帯電話で連絡したほうが確実だと思う。	防災行政無線（移動系）の通信手段について、別の方法も視野に入れて検討する。
	松山第一小学校	避難者の対応に追われ、無線での報告ができなかった。職員の携帯電話への着信が多かったため、対応が落ち着いてからの折り返し電話となってしまった。	
	新明小学校	避難者の対応をしているため無線機を聞いている暇はなかった。連絡のやりとりは携帯電話になってしまった。	
	松山第二小学校	雨音が大きく、無線機の音も聞こえず対応ができなかったため、ワイヤレスイヤホンへ接続するなどして常時聞き取れるようにしてほしい。（無線機が大きくて、常時身に着けるのも大変である。） MCA無線機の音が聞こえなかったため、市役所や平野市民活動センター職員からの連絡は個人携帯電話で対応した。	
避難所への問合せについて	東松山特別支援学校	特別支援学校に問合せの電話があったと思われる。（事務室は不在）	避難所の連絡先を市ホームページ等で周知する。
	松山第一小学校	松一小学校へ直接電話した人がいた。（事務室は不在）	
	松山女子高等学校	松女避難所の電話番号が、松山女子高等学校の通常の連絡先であり、事務室に職員がいないため、電話が取れない。避難所を開設した場合には、市ホームページの案内を切り替えるべきと考える。	

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.1 避難所の開設及び運営

項目	避難所	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
避難所 施設に ついて	東松山 特別支援 学校	避難所が体育館である旨が周知されていないため、問合せがあった。雨にぬれても大丈夫な目立つ標識が必要であるとよい。 防災倉庫が遠いため、荷物の搬入に時間が掛かる。	風水害時における避難所の見直し等について検討する。 避難所の防災倉庫に避難所入り口の表示板を用意する。
	新明 小学校	避難所の受付が体育館入り口だとわかりにくい。駐車場係を配置できれば案内できるが、市ホームページ等でも周知すべきである。	各避難所に福祉避難スペースを確保し、ダンボールベット等の資機材を準備する。
	松山女子 高等学校	避難所が体育館ということを周知されていないので、事務室に一度行き、体育館に戻ってくる方が多かった。その中間が冠水しているため、避難者に負担をかける。また、雨で貼り紙もできないので、職員が案内の対応をせざるを得ない。	休日夜間のための鍵の準備等、事前に確認する。
	北中学校	水害時には北中避難所は開設しないほうがよい。 ただし一度開設した前例ができたので、開設しない場合でも現地での案内表示・掲示を含めて十分な周知が必要と考える。 北中避難所から松二小避難所を案内したケースがあったが、相手方に近辺の土地勘がなく、説明が困難だった。 避難所周辺の地図（周りの避難所までの地図）があったら説明・理解がスムーズだったのではないか。	更衣室の設置について、防災倉庫内のテント等を活用する。 災害対策本部と避難所間の情報共有や情報収集について、システム導入を含めて検討する。
	松山第二 小学校	水害（台風）の場合には、北中学校は避難所から除外する検討が必要である。（滑川が増水すると危険なため）	
	大岡 小学校	大岡市民活動センターが満員とのことで、単独歩行が困難な高齢者の方と障害者を家族に持つ世帯の方が大岡小体育館の避難所へいらした。このような避難者への対応として、設備（トイレ、手すり、空調等）の劣る体育館に避難をしてもらおうという対応はどうかと感じた。避難者の状況に応じた対応が必要ではないかと感じた。	

項目	避難所	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
避難所 施設に ついて	青鳥 小学校	<p>体育館は小部屋が少なく、救護室、更衣室、運営本部などが確保できなかった。体育館には男女更衣室があるが、施錠され使用できなかった。ステージ脇は密室でないので、更衣室等としての運用は不向きであった。施設側の責任者として、学校教員がいれば対応できたかもしれない。</p> <p>屋内の水道がトイレしかなく、調理する必要が生じた場合を想定すると、衛生面が気になった。</p>	
	唐子 小学校	<p>風雨が激しかったため、体育館の外側（柱・壁・扉など）はぬれてしまい模造紙の避難所表記がガムテープでは固定できなかった。（ビニール袋に入れていても）また、主要な門が2つあり、それぞれからの動線表記をしたかったがそれも上記理由で難しかった。</p>	
	唐子地区 体育館	<p>現地災害対策本部がある唐子市民活動センターが先に避難所として開設されていたこともあり、避難者がどちらに避難してよいか、あるいは、唐子市民活動センターに行ったが、体育館に行くよう促されたということも受入れ時に聞いた。避難場所が近い分、より連携が必要と感じた。</p>	
	野本 小学校	<p>野本市民活動センターの方が避難所としての環境がよいため（空調、トイレ、調理等）、そちらを優先して避難してもらった。野本小体育館と活動センターのどちらを避難所とするのか見直しも必要と考える。</p>	
防災倉庫に ついて	東松山 特別支援 学校	<p>倉庫が遠いため、2人で荷物を取りに行くのと約15分から20分程度、残りの2人での対応となる。</p>	<p>職員の配置について、動員計画の見直しを検討する。</p> <p>物資の搬送について、車両を使用する方法を検討する。</p> <p>物資搬入を行いやすくするため、防災倉庫前に砂利を敷く等の対応をとる。</p> <p>防災倉庫設置箇所について、更新時に検討する。</p>
	松山 高等学校	<p>避難所がある体育館から離れていて、物資の搬出にはリヤカーを使ったが、倉庫の周囲がぬかるみ、物資の搬出作業に時間を要した。風雨の中の搬出で物資がぬれてしまい、簡易トイレのような大きいものはブルーシートでカバーできず、梱包していた段ボールがだめになってしまった。</p>	
	新明 小学校	<p>防災倉庫前が土のため、水たまりを通らないといけない。また、倉庫内が泥で汚れてしまう。</p>	

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.1 避難所の開設及び運営

項目	避難所	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
防災倉庫について	松山第二小学校	防災倉庫が体育館から離れたところにあり、雨の中用品を取りに行ったが、体育館に着くまでにぬれてしまい、段ボール箱が壊れてしまった。また、防災倉庫への通り道も狭く、台車を通すのが大変だった。防災倉庫は体育館脇の設置がよい。	
校舎等の利用について	東松山特別支援学校	体育館のみのため、体調不良者や障害者（精神障害者1人あり）向けの別スペースが用意できなかった。 学校の校舎施設が利用できればよいのではないか。（障害者対応トイレ、トイレ不足、電源確保、別のスペース等） 職員は玄関ホールで常に対応したが、長期化した場合はどこか別のスペースが必要である。（仮眠や食事のため）	<p>体育館内をパーテーションで区分するなど各空間を確保する。</p> <p>避難所開設時に教室棟などの使用や教職員への連絡体制について検討する。</p>
	新明小学校	教員への連絡をスムーズにするなどして、もう少し早い段階で教室棟を開けるよう災害対策本部が早めの調整をすべきであったと思う。 また、教室の電源が職員室で管理されていたりするため、教員も避難所開設時は勤務の要請が必要と考える。その方が学校設備の利用について柔軟に対応できる。	
	松山女子高等学校	部屋が一つしかないため、ペット連れや具合が悪い避難者を区分するスペースがない。今回は、ペット連れは区画を分け、具合が悪い避難者については、他の避難者（子ども）に静かに過ごしていただくよう協力を依頼し、対応した。隣の格技場が使用できるように今後県と調整が必要と考える。	
施設の鍵について	松山女子高等学校	体育館玄関の鍵はあるが、アリーナの鍵がなかった。体育館の全てのドアを確認したところ、アリーナに入ることができるドアが一つあったため、避難所を開設することができた。今後は、アリーナの鍵も借用すべきものと思われる。	<p>避難所の開設に必要な鍵や物品の借用等は、事前に準備する。</p> <p>教職員への連絡体制について検討する。</p>
	松山第二小学校	就寝時に体育館のカーテンを閉めようとしたが、体育館周りの2階に上がるところのドアの鍵がかかっていたため、平野市民活動センターから脚立を運び2階まで立て掛けてカーテンを閉めた。ふだんは小学生たちが上らないようにするために鍵がかかっているのだと思われるが、避難所で使用するときには階段への鍵も必要である。	

項目	避難所	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
施設の鍵について	北中学校	<p>体育館倉庫の鍵がなかったが、出勤されていた教頭先生にお願いして開けてもらい、マットを用意することができた。</p> <p>他学校では教室も使用したということであるので、事前に教室棟の鍵も含めて借りるとよいのではないか。</p> <p>また、学校の先生にも現地に出てもらえると迅速な対応がとれると思う。</p>	
	大東文化 大学緑山 キャンパス	<p>キャンパス入り口の車止めについている鎖の南京錠の鍵がなく、鎖が巻き付いてあったフェンスのつなぎ目を工具で分解し開錠した。また、避難所となっている体育館2階への扉の鍵もなかった。カーテンの開閉や雨漏りへの対応などで2階へ上がる必要があったため、マットなどを無理やり上がったが、こちらの鍵も借用すべきである。</p>	
	野本 小学校	<p>野本小南側門は野本市民活動センターと行き来する際には、野本小の南側門が一番近くて便利だが、チェーンで施錠されており、そこからは車で出入りすることができなかった。野本小避難所を開設する際には、南側門を車が通行できるよう開錠すべきである。</p>	
駐車場について	松山第一 小学校	<p>駐車場が混乱する。（駐車スペースではないところに駐車している車があったり、松中との間の出入り口から侵入したりする車が多い。）</p>	<p>職員による案内ができるよう、職員の配置について、動員計画の見直しを検討する。</p>
	新明 小学校	<p>早い段階で満車となる。駐車スペースでないと停めてしまう車も多数あり、松山市民活動センターを利用させてもらった。校庭を駐車場としたところもあったと聞くため、今後は開放するのか。また、駐車場において車内避難をしている人もいたが、その方たちの把握や情報伝達に課題があると感じた。</p> <p>避難者の多くが車での避難のため、分散ができたのではないかと思う。</p>	<p>避難者の駐車場については、周辺公共施設の駐車場の利用や、民間施設の駐車場の借用を検討する。</p> <p>校庭の駐車場利用については、学校と調整する。</p>
	松山女子 高等学校	<p>冠水しない駐車場がほとんどない。校舎の北側に冠水しない駐車場があるが、冠水した場所を通らないと車を置けない。グラウンドも冠水しているため使えない。今回は、冠水している場所に職員を配置し、冠水について了承した方には案内したが、帰宅する避難者も多かった。避難所として継続するのであれば、大規模な工事が必要と思われる。</p>	<p>車中避難者への対応は、安全性も含めて検討する。</p> <p>避難者の事故防止策は適宜対応する。</p>

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.1 避難所の開設及び運営

項目	避難所	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
駐車場について	高坂小学校	校庭で駐車場案内をしていた中で、砂場に車が浸入し、レッカー車で引き上げることがあったので、バリケードの設置や案内職員の増員などが必要と感じた。	
施設の老朽化等について	東松山特別支援学校	雨漏りがあった。	<p>雨漏り対策については、施設管理者により修繕等を実施する。</p> <p>避難が長期化する場合は、空調機器の調達及び配備を検討する。</p> <p>必要備品等について、順次整備する。</p>
	東松山市民体育館	市民体育館のアリーナが雨漏りをしており、避難者を案内できなかった。また、エアコン設備もないので暑い、寒い時期の避難には適さない。	
	松山女子高等学校	閉まらない窓があり、そこが水浸しとなった。また、雨漏りがひどく、部活用の雑巾を使わせてもらい、後日返却した。バケツと雑巾も防災倉庫の物資として必要である。	
	松山第二小学校	体育館ステージ側の雨漏りがひどく、バケツを置いて処置をした。施設の整備が必要である。 体育館内は、窓が開けられないため10月でも暑かった。 体育館のカーテンが一部分なかったため、風で窓ガラスが割れると飛散するおそれがある。	
	唐子小学校	唐子小体育館ではいたる所で雨漏りがあった。養生テープでバツ印をつけてその旨を朝いらした先生に伝えた。早めの修繕が必要となる。	
	白山中学校	白山中の体育館は雨漏りがする上、ガラスが薄いので、暴風雨に耐えられるか注意する必要がある、常に巡回し点検していた。	
	桜山小学校	体育館の中央部分と女子トイレにおいて雨漏りがあり、利用者に不便をかけた。	
トイレについて	東松山特別支援学校	<p>トイレが少ない。 障害者がトイレを利用するのが大変だった。(車いす利用の障害者1人あり 障害者対応トイレなし) スリッパ(トイレ用)がないため、靴をはいてトイレを利用していただいた。</p>	<p>教室棟のトイレの使用について学校と調整する。</p> <p>防災倉庫にトイレ用スリッパを常備する。</p>

項目	避難所	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
トイレについて	松山高等学校	体育館内にはトイレはなく、隣接してはいるが屋外に設置されているため、夜間の暴風雨の中での利用に不安があった。バリアフリーのトイレは校舎内にあり、学校長から使用許可があったが、体育館から渡り廊下を使う必要があり、夜間の暴風雨の中での利用者は少なかった。	
	松山第二小学校	体育館のトイレを使用するためのスリッパがなかった。平野市民活動センターから借用したが、防災倉庫備品として用意すべきである。	
	白山中学校	白山中の体育館のトイレは、和式であるため、障害者及び高齢者への対応が大変であった。	
	桜山小学校	洋式トイレしか使えない高齢者及び幼児に対しては、防災倉庫の簡易トイレを組み立てて使用した。その際、個室を確保するために体育館倉庫を確保した。校舎内に洋式トイレがある場合は、使用したい。（10月25日の避難所開設では、事前に桜山小から校舎の鍵を借用することができた。）	
ペットの受入れについて	市の川小学校	ペットの受入れは禁止となっているが、ニュース等で飼い主の方がペットの受入れができずに非常に困ったとの事例が紹介されていた。ペットが受入れ可能な避難所を開設するなどの対応が必要だと思う。	ペットと同行が可能な避難所や、あらかじめペットの受入れスペースを検討する。
	松山高等学校	避難所となった松高体育館は1階が、剣道場・柔道場・卓球場に分かれていたため、ペットを連れた避難者を他の避難者と分けて対応できたが、本来はペットを避難所に入れないことを考慮すると他の避難所と合わせたルールが必要だと思う。	ペットをケージなどに入れて避難することなどを周知する。
	松山中学校	避難所運営マニュアルには、ペットは禁止とあったためペット連れの方にはその旨をお伝えした。避難者の中には、車の中にペットを残していた方もおり、雨風の強い中、様子を見に車へ行っていった方もいた。今後もペットを連れて避難してくる方は想定できるので、ペットを受け入れる場合には統一的な取扱いを示していただければと思う。	
	新明小学校	当初は体育館トイレ前のスペースを用意していたが避難者が増えるにつれて手狭になった。解放していない教室棟の階段を勝手に利用する人もいた。最終的には、昇降口エリアを利用してよいとの許可が出てそちらも開放した。	

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.1 避難所の開設及び運営

項目	避難所	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
ペットの受入れについて	松山第二小学校	<p>ペット（犬）を連れて避難してきた方がいたので、体育館内にはペット連れでは入れないことを伝えたと帰ってしまった。（その後、平野市民活動センターへ移動して館内で一晩過ごしたとのこと。）</p> <p>避難所にはケージに入れていたとしてもペットは入れないことを、避難所開設情報（市ホームページ・電話問合せ）で周知すべきである。</p>	
	唐子小学校	<p>よく吠える小型犬を連れてきた世帯があった。あまりに吠えるため外の柱につないでいたが、寒さで凍えていたため、受付としていた入り口のロビーエリアに入れた。数十分は震えがとまらず毛布で暖をとっていたが、回復すると少し吠えたりした。ペットは他の避難者の理解が必要な案件のため、他市町村のケース等参考に検討が必要である。</p>	
避難者の受入れについて	市の川小学校	<p>乳幼児の受入れがあり、母親から授乳の要望があったため、体育館の倉庫を一時的に授乳室として利用してもらった。今回は、体育館の倉庫を利用できたが、避難所によっては授乳室を用意できる部屋やスペースがない可能性もあるので、対応を検討する必要があると思う。</p>	<p>各避難所に福祉避難スペースの確保を検討する。</p> <p>警戒期における福祉避難所の開設について検討する。</p> <p>必要物品について、順次整備する。</p>
	松山第二小学校	<p>近くの高齢者施設の利用者（高齢女性10人くらいと施設スタッフ数人）が避難してきたが、体育館ではなく福祉避難所へ案内できればよかった。</p> <p>日本語がわからない外国人の方が来た場合の対応方法について、多言語で書かれたお知らせ（例えば、避難所トイレの使い方、台風の状況の伝え方、物資の支給について）を用意する必要がある。</p>	
避難者の帰宅の判断について	松山第一小学校	<p>深夜に帰宅する避難者の安全性確保。帰宅を止めることはできなかった。</p>	<p>災害対策本部と避難所間の情報共有や情報収集について、システム導入を含めて検討する。</p> <p>夜間や降雨が激しい状況での移動は危険を伴うことについて避難所内で周知する。</p>
	新明小学校	<p>避難勧告が出ている状況であったが、雨がやみ、市野川の水位も下がり始めたため帰宅する人が増加した。結果的に九十九川の氾濫は雨がやんでからだったので、帰宅判断についても基準を設けるか、災害対策本部からの指示が必要と考える。</p>	

項目	避難所	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
備蓄品 受付用の机について	東松山特別支援学校	受付用の机及び椅子を防災倉庫に配備すべきである。（県の施設のため、机及び椅子が使用できなかった。）	各施設の備品の使用について調整し、事前の準備で対応する。 必要物品について、順次整備する。
	松山第一小学校	受付用の机があった方がよい。	
	松山女子高等学校	県の職員はおらず、体育館しか開けられないため、机と椅子が調達できなかった。今回は、私物の簡易テーブルとイスで対応した。今後は、防災倉庫に保管すべきものと思われる。	
	白山中学校	体育館しか開けられないため、机が調達できず、避難者名簿の作成等是用箋ばさみで対応した。今後は、防災倉庫に保管すべきものと思われる。	
	大東文化大学緑山キャンパス	体育館しか開けられないため、机が調達できず、避難者名簿の作成等是用箋ばさみで対応した。今後は、防災倉庫に保管すべきものと思われる。	
	桜山小学校	避難者が多い時間帯は、職員が受付での対応に時間をとられた。筆記用具と決裁板のような物を用意し、入り口で避難者に記入してもらった用紙を職員が確認する等の合理化も必要ではないか。	
備蓄品 電気ポット等について	東松山特別支援学校	粉ミルクはあったが、電気ポットがないため、赤ちゃんのミルク用のお湯が確保できなかった。	各施設の給湯設備の使用について調整し、事前の準備で対応する。 電気ポットの整備や液体ミルク等の備蓄を検討する。
	松山高等学校	カセットコンロが1台しかなく、ガスボンベも数が限られているため、アルファ米を作る際には、柔道部の部室にあった電気ポットを借用した。電気が使えるならば、電気ポットが複数台あるとよい。	
	松山中学校	物資の中に、カセットレンジ・カセットガスがあったがお湯を沸かすものが見つからなかったため、私物のやかんを持参した。アルファ米や赤ちゃんのミルクを作るために準備したが、希望がなく使用しなかった。電気ポットがあればアルファ米もお湯で作れ、避難者に短時間で提供できたのではないかと思う。	
	松山第一小学校	炊き出しができないため、電気ポットがあるとよい。水で作ったアルファ米はあまり美味しくなかった。	

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.1 避難所の開設及び運営

項目	避難所	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
備蓄品 電気ポット等について	新明小学校	これだけの人数が避難するとカセットコンロが倉庫内にあるがお湯を沸かすだけでも足りない。	
	松山第二小学校	レトルトご飯を提供するために、お湯を沸かそうとしたが、用品にやかんがなかった。やかんは平野市民活動センターから借用したが、コンロ1台では時間が掛かってしまうため、職員個人所有の電気ポット2台を使用した。	
	唐子小学校	個別タイプのアルファ米を渡す際、お湯が確保できないため保存水（所要時間60分）で対応してもらった。避難者が少ない場合でも校舎の給湯室は使えるように開けてもらえるとよい。	
	唐子地区体育館	電気ポットが2個程度準備できるとよいと考える。今回はアルファ米を作るために、唐子市民活動センターから借りることになった。	
	桜山小学校	乳幼児の避難があり、今回は不要であったが、お湯が沸かせれば、ミルク作成や消毒等で便利だと感じた。	
	野本小学校	体育館の避難所ではお湯を用意することに苦労した。（やかんを野本市民活動センターから借りて、カセットコンロで沸かした。）電気ポットがあった方がよいと思う。	
備蓄品 その他	東松山特別支援学校	<p>電源が少ないため、障害者（ペースメーカー等）のコンセントを確保するのに苦労した。</p> <p>靴箱を利用していたが帰宅時に履き間違えがあったため、避難者用靴及び長靴を入れるビニール袋が必要だと思う。</p> <p>消灯した際、暗すぎて危険という意見があったので足元の明かり（ランタン）が必要だと思う。</p> <p>避難者各自で情報確保していたため充電したいという意見があった。スマートフォンの充電器が必要だと思う。</p> <p>玄関付近に散乱してしまったため、傘立てやカップを干すものが必要だと思う。</p> <p>体育館のため、避難者用スリッパ（使い捨て）が必要だと思う。</p>	<p>必要物品について、順次整備する。</p> <p>市民が避難所に避難する際は、食料、スリッパ等を持参するよう周知する。</p> <p>避難者の分散化や物資不足時の対応について検討する。</p> <p>県所管施設の備蓄物資について、県に整備を要望するとともに、市としても整備する。</p>

項目	避難所	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
備蓄品 その他	松山 中学校	<p>ロール状のマットを体育館の床に敷いたが、他の避難者と距離を取るため床の上で過ごす人が増えてしまった。保管スペースの問題もあるが、パネル上のマットや仕切りがあればよいと感じた。また、武道場を開放すれば、畳が敷いてあるはずなので、その上にブルーシートを敷くだけでよいと思われる。</p> <p>無線機を充電するために、倉庫にあった延長コードを借りて使用した。コードリールだけでなく延長タップもあると便利である。</p> <p>雨の中体育館を出入りするので、玄関から体育館ホールへの動線上がぬれてしまい、トイレへ行くときなど多くの人が通過するため、通るたびに靴下がぬれてしまう状況だった。掃除用具入れの中のモップを使用し、気付いたタイミングで拭いたが、対応しきれなかったことから、スリッパがあればよかった。</p>	
	松山第一 小学校	<p>当初は体育館の備品であるマットを世帯毎に配布していたが、すぐになくなってしまったので、毛布を多く渡して対応した。（床が板のため）毛布が多くあるとよい。</p> <p>体育館の気温は23℃で快適な温度であったが、より暑い場合はうちわや扇風機、より寒い場合はカイロやストーブが必要となる。</p>	
	新明 小学校	<p>防災倉庫内だけでは不足しそうで開設していない避難所の毛布等を利用した。保管数量の見直し、不足時の対応方法等の確立が必要だと思う。</p>	
	松山女子 高等学校	<p>松山女子高等学校は、県が管理する防災倉庫のため、マット、水、タオルなどの備品が装備されていない。また、毛布の箱が非常に重く、運搬に苦勞した。今後、県と備品について協議すべきと思われる。</p> <p>避難してきた方のぬれた長靴やカップが避難所玄関に散乱したり、ぬれたカップを持って避難所に入ることで、床がぬれてしまった。靴やカップを置いておける大きなビニールシート等防水性のあるものが必要である。</p>	

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.1 避難所の開設及び運営

項目	避難所	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
備蓄品 その他	松山第二 小学校	<p>体育館玄関ホールの床が雨でぬれてしまったが、避難者用タオルを使用した。</p> <p>事務用品のケースの中に、防災倉庫内の用品一覧表があるとよい。</p> <p>職員個人所有の防災ラジオを使用した。市の防災ラジオが1台あるとよい。</p> <p>毛布を提供する際、はじめは世帯に1枚としていたが、避難者が少なくなつてから必要な人には追加で配布した。最初から一人1枚の毛布を配布することができればよかつたのだが、配分がわからなかつた。</p> <p>非常食の取扱いについて、今回は職員がレトルトご飯にお湯を入れてから避難者に配布したが衛生面で不安があつた。</p> <p>（沸かすお湯にはペットボトルの水を使用した。）</p>	
	高坂 小学校	<p>想定以上の避難者により、物資が不足した。（毛布、飲料水、ビスケットなど）</p>	
物資の 運搬に ついて	松山第二 小学校	<p>今回の台風のように、台風上陸前日の時点で避難所開設が見込まれる場合は、雨が降らないうちに物資を倉庫から体育館へ運んでおいたらどうか。</p>	<p>体育館への物資の事前搬入について、学校と調整の上、状況に応じた対応を実施する。</p> <p>物資搬入の公用車について、各一時避難場所（市民活動センター等）の車両の使用や、自家用車の公務使用許可を検討する。</p>
	青鳥 小学校	<p>風雨の中での防災倉庫から物資運搬が困難だった。開設することが明らかであれば、降雨の前に体育館に物資を運搬すべきである。</p>	
	高坂 小学校	<p>物資搬入時の公用車の手配が必要と感じた。（今回は、高坂市民活動センターの公用車を使用）</p>	
その他	松山第二 小学校	<p>雨音が体育館の屋根に響き、拡声器を使つても避難者へ声が届かなかつた。</p>	<p>音声での情報伝達のほか、掲示板などを使用した連絡方法を検討する。</p>

2. 一時避難場所及び避難所運営（各市民活動センター及び野本コミュニティセンター）

項目	担当	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
福祉避難所の開設	地域支援課	介助が必要な避難者が数人いた。専門的な知識を持った職員がいる福祉避難所を開設する必要があったのではないかと。介助に必要な避難者を把握しているのであれば避難先を一時避難場所ではなく福祉避難所とすべきである。	警戒期における福祉避難所の開設について検討する。
避難所運営マニュアルの見直し	地域支援課	避難所を開設する際にマニュアル化されていない部分があるため責任者が来るまで避難所準備が十分に行われない場合がある。避難所運営マニュアルを詳細に整備する必要がある。 各避難所において警報等の情報共有を徹底し、退所については安全が確認できから行うようにする。	避難所運営マニュアルを作成する。 災害対策本部と避難所間の情報共有や情報収集について、システム導入を含めて検討する。
一時避難場所の保管物資不足	地域支援課	一時避難場所としての受入れ可能人数と保管物資についての再検討が必要である。 事前に受入れ可能人数、開設場所（部屋）を設定し対応可能な物資を備蓄しておく。	各施設の收容人員を再検討し、備蓄物資を順次整備する。
ペットの受入れについて	地域支援課	ペットの受入れについて、時間の経過とともに増加していく避難者に対し、一度受け入れたペットを野外に移動してもらうのは難しい。 避難所へ移行してからも各避難所によって対応が様々であった。全ての避難所において、あらかじめペットの場所を明確にしておく必要がある。	ペットと同行が可能な避難所や、あらかじめペットの受入れスペースを検討する。
避難所従事の職員体制	地域支援課	災害発生後2日目以降の避難所に従事する職員体制が整っていなかった。避難所等の運営が数日に渡ることを想定した職員体制の構築が必要である。避難所とならなかった各市民活動センター職員等の応援により対応した。長期化する場合には、全庁的な対応がスムーズに取れるようルール化することが必要である。	避難所の長期化や開設避難所が限定的である場合の職員の再配置を実施する。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.1 避難所の開設及び運営

項目	担当	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
避難所等のあり方	地域支援課	自主避難所、一時避難場所、避難所のあり方を再検討する必要がある。各市民活動センターを一時避難場所又は避難所にする、現地災害対策本部の役割に影響が及ぶことも考えられるので、施設をどのように使うかは再度検討する必要がある。	各施設の避難所等の指定について検討する。 市民活動センターの役割及び施設利用スペースを見直す。
支援物資の保管、提供	地域支援課	今回の災害では、高坂市民活動センターで、一時的に支援物資を保管していた。事前に保管場所を確保していなかった。 避難所で支援物資も提供したが、避難者が多数いた場合、避難所担当職員が避難所運営と支援物資を管理するのは難しい。 支援物資の受入れは農政課が担当したが、支援物資補給や提供は避難所運営側が行った。避難所とは別に物資提供の場所を確保した方がよい。避難所では避難者のための物資と被災者向けの物資を区別するのは難しく、避難者が優先となってしまう。被災者が必要とする十分な物資提供ができない。	物資が保管可能なスペースの確保や防災倉庫の整備を検討する。 職員の配置や役割分担について、動員計画の見直しを検討する。
災害対策動員計画の見直し	地域支援課	災害対策動員計画による地域支援課の担当する範囲が広すぎて、全てに対応することは困難であった。	災害時の事務分掌の見直しや、職員の動員及び配置調整が機能するよう検討する。
LPガス発電機について	地域支援課	調整区域にあるセンターにはLPガスを利用した発電機が配置されているが、接続には資格が必要であり、災害発生時すぐに使うことはできないことから、カセットボンベを利用した発電機が必要である。	必要な資機材について、順次整備する。

3. 帰宅困難者避難所及び一時避難場所（市立図書館）

項目	担当	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
帰宅困難者避難所待機	市立図書館	現状の動員計画では、市立図書館・高坂図書館それぞれに従事する職員が不明確である。また、帰宅困難者が避難した場合、毛布・食料等の備蓄が足りないことが見込まれる。	職員の配置について、動員計画の見直しを検討する。 備蓄物資について、順次整備する。
一時避難場所開設	市立図書館	市立図書館は、空調設備が複雑であるため、適切に管理できる職員が対応する必要がある。避難者の情報収集には、テレビの設置が望ましい。ペットを連れて世帯は、地下駐車場の自家用車内で過ごしていた。	職員の配置について、動員計画の見直しを検討する。 テレビの視聴環境整備について、検討する。 ペットと同行が可能な避難所や、あらかじめペットの受入れスペースを検討する。

4. その他

項目	担当	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
避難所避難者のバス移送について	総務課	災害時のバス利用協力は、(社)埼玉県バス協会西部地区部会から申出がある。一方、当時の公用バス借上事業者は市内業者だが、当該部会の会員でもなく、個別の災害時バス利用協定も締結していなかった。災害時協力者の選択肢の拡充を図るため、公用バス借上事業の受注者とは、協力関係を築いたほうがよいと思われる。	既存協定の見直しの中で、バス利用協力者の拡大を実施する。
		[安全確実な運行経路の情報提供] 災害時のバス運行は、市内の道路状況を熟知していることが必須である。また、災害による通行止め箇所等の経路情報の提供が必要である。	通行止めなどの情報は、関係機関として情報を提供する。
		[移送対象者の意見集約] 避難所の移送先と避難者の考え方（自宅の近くにいたい等）がマッチングせず、移送は成立しなかった。移送者に対して、移送する理由や移送先について説明し、十分に理解してもらうことが必要となる。	災害対策本部と避難所間において、避難者集約の際には、事前の意見聴取を十分に行う。

3.2.2 災害時要援護者への避難支援

1). 災害時要援護者について

社会福祉課職員により避難が必要とされる地区に住んでいる要援護者の安否確認が行われた。都幾川の決壊後、浸水が想定される地区に住んでいる要援護者の安否確認のため、避難所に確認、本人へ電話で確認をした。

また、高齢介護課職員により被災地区に住んでいる要支援・要介護高齢者等の安否確認が行われた。安否確認のため、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター・小規模多機能型居宅介護事業所に電話をし、担当するケースにおける被災者の状況を確認するとともに、必要に応じてサービス調整が行われた。

2). 障害者手帳所持者について

障害者福祉課職員により、浸水区域に住んでいる障害者手帳所持者の安否確認が電話により行われた。

(1) 対応の時系列

日付	時間	内容
10月12日	8:30	社会福祉課職員2人で警戒レベル、避難準備などの情報を危機管理課から収集
	20:30 ～ 0:30	危機管理課から、都幾川が決壊した旨の情報提供あり。 浸水が想定される葛袋、下青鳥、押垂地区の要援護者（約110人）のデータを抽出 抽出した名簿データを庁内共有フォルダに移行し、社会福祉課から電話で野本市民活動センター、唐子市民活動センターへ避難者との照合を依頼 避難所にて安否（避難）を確認できない要援護者へ社会福祉課職員2人が電話で安否確認を実施した。
10月15日 ～	—	浸水区域の航空写真等から浸水区域に住んでいると考えられる障害者手帳所持者44人を抽出し、安否確認と困り事相談を開始した。
10月17日	9:00 ～	高齢介護課から、居宅介護支援事業所（28事業所）、委託地域包括支援センター（5事業所）、小規模多機能型居宅介護事業所（3事業所）に電話をかけ、担当するケースにおける被災者の状況を確認するとともに、必要に応じてサービス調整を行ってもらった。 →被災者52人の状況を確認した。
10月18日 ～	—	地域支援課作成の現地調査地図及び課税課作成の罹災証明申請一覧から被災した障害者手帳所持者48人を抽出し、安否確認と困り事相談を開始した。

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
災害時要援護者避難支援プラン	<p>現行の「災害時要援護者避難支援プラン」は対象条件として、一定の年齢を要件としていることから対象者数が相当数に上っているなど実情に即していない内容があり、見直しが必要である。</p>	<p>対象条件を再考し、対象者を絞り込むなど「災害時要援護者避難支援プラン」の見直しを検討する。</p> <p>プランの見直しと併せて、職員用の具体的な対応方法を整理する。</p>
災害時要援護者以外の障害者手帳所持者の安否確認等	<p>被災区域が広域の場合、職員だけでは対応できないことが想定される。</p>	<p>被災区域が広域の場合に備え、障害福祉サービス事業所との協力体制を構築する。</p>

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.3 罹災証明書、被災証明書の交付

3.2.3 罹災証明書、被災証明書の交付

1). 罹災証明書について

10月15日から申請受付を開始し、被災した家屋の被害の程度を証明した。

【家屋の被害状況】

被害の程度					浸水区分		
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊（準半壊）	一部損壊（10%未満）	床上浸水	床下浸水	浸水なし
120件	224件	166件	34件	190件	562件	124件	48件

※罹災証明書交付件数（令和2年2月1日現在）【課税課】

(1) 対応の時系列

日付	内容
10月13日	河川の決壊情報をもとに早俣・あずま町・石橋・葛袋地区の現地確認
10月14日	被災家屋の現地調査を開始 ※唐子地区(主に下唐子・石橋・葛袋・神戸) 高坂地区(主に早俣・正代・宮鼻・毛塚・田木・あずま町) 野本地区(主に下青鳥・上押垂・古凍)
10月15日	証明書の申請受付を開始 ※11月8日(金)まで受付窓口を毎日開設 11月10日(日)・17日(日)・24日(日)は受付窓口を開設
10月16日	証明書の作成に用いる家屋課税図面や航空写真の収集を開始
10月17日	内閣府担当者による「住家の被害認定調査」説明会に出席（埼玉県主催）
10月28日	証明書の交付開始 ※証明書の交付は郵送(簡易書留又は特定記録)や手交(避難所又は窓口)

(2) 課題等と改善策・対応方法

苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
証明申請の受付時や、被害認定調査のときに被災者からの要望傾聴に時間を割かれてしまい、調査の進捗や証明の交付が滞ってしまった。	初動期から総合案内窓口を設置し、そこが被災者個々の状況に合った支援メニューを案内する中で、証明申請を受け付ける。また、訪問調査時においても、被災者に問合せ先として総合案内窓口を案内する。
東松山市の証明書申請様式は記載箇所が多く、特に世帯員の氏名・性別・生年月日の補正に時間が掛かった。	内閣府が示す統一様式を参考に、証明事項の見直しをする。
非住家（店舗等）を証明の交付対象としたことで処理件数が増大し、住家の罹災証明書の交付遅延につながった。	証明の交付対象を災害対策基本法や内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」が示す住家に限定し、非住家については被害程度の判定を要しない被災証明書で対応する。

2). 被災証明書について

10月15日から申請受付を開始し、家屋以外の構造物（カーポートや門扉など）、車両、家財などが被災した事実を証明した。

【動産（家財・車など）の被害状況】

被災証明書交付件数	700件
-----------	------

※被災証明書交付件数（令和2年2月1日現在）【収税課】

(1) 対応の時系列

日付	内容
10月14日	今後の対応方針を検討するとともに、被災証明書の受付マニュアルを作成
10月15日	被災証明書の申請受付開始、随時交付
10月19日	10月19日（土）～11月4日（月・祝）の土日祝に受付窓口を開設
11月9日	11月9日（土）～休日受付窓口の開設していない日については、日直にて受理できる体制を作る。
11月10日	11月10日（日）～11月24日（日）の日曜日に受付窓口を開設

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
申請受付時の添付書類	カメラやプリンタ類が被害を受け、写真の添付ができないケースが多かった。	被災者がスマートフォンや携帯電話で撮った写真を職員がプリントしたり、画面の再撮影をすることで対応した。

3.2.4 被災者の住宅支援

1). 住宅の応急修理について

住宅の応急修理は、災害救助法に基づき、自らの資力では応急修理することができない者に対して、住宅が災害により一定の被害を受け、そのままの状態では住むことができず、応急的に手を加えれば元の住宅に引き続き住むことが可能となる場合に、必要最小限の修理を行うものである。

住宅支援（住宅の応急修理・賃貸型応急住宅・公営住宅提供）相談窓口を10月30日に開設するとともに、住宅の応急修理の受付を開始した。制度の概要等の情報は、ひがしまつやま災害臨時号及び市ホームページに掲載することで周知を図った。

【費用の限度額】

被害認定	限度額
全壊、大規模半壊、半壊	1世帯あたり59万5千円
一部損壊（準半壊）	1世帯あたり30万円

【実績】

相談件数	受付件数
256件	230件

（令和元年12月31日時点）

(1) 対応の時系列

日付	内容
10月18日	住宅に関する相談窓口について、ひがしまつやま災害臨時号に掲載
10月24日	制度の概要をひがしまつやま災害臨時第2号に掲載
10月29日	住宅支援制度（住宅の応急修理、賃貸型応急住宅、公営住宅提供）の概要をひがしまつやま災害臨時第3号に掲載
10月30日	住宅支援相談窓口を開設するとともに、住宅の応急修理の受付を開始 制度の概要を市ホームページに掲載

(2) 課題等と改善策・対応方法

苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
住宅支援相談窓口開設後に制度の変更があり、周知等に苦労した。また、全ての被災者が利用できる制度ではないため、聴き取りや説明に苦労した。	ひがしまつやま災害臨時号以外にも、わかりやすい内容のチラシ等を作成し、周知を速やかに実施する。

2). 賃貸型応急住宅について

賃貸型応急住宅は、災害救助法に基づき、災害により自らの資力では住居を確保することができない者に対して、埼玉県が借り受けた物件を入居から2年以内の範囲で供与するものである。

埼玉県により「賃貸型応急住宅供与事業実施要領」が10月25日に策定され、住宅支援相談窓口を10月30日に開設するとともに、賃貸型応急住宅の受付を開始した。制度の概要等の情報は、ひがしまつやま災害臨時号及び市ホームページに掲載することで周知を図った。

【実績】

相談件数	受付件数
60件	30件

(令和元年12月31日時点)

(1) 対応の時系列

日付	内容
10月15日	賃貸型応急住宅の制度実施を埼玉県へ要請
10月18日	住宅に関する相談窓口について、ひがしまつやま災害臨時号に掲載
10月25日	埼玉県が「賃貸型応急住宅供与事業実施要領」を策定
10月29日	住宅支援制度（住宅の応急修理、賃貸型応急住宅、公営住宅提供）の概要をひがしまつやま災害臨時第3号に掲載
10月30日	住宅支援相談窓口を開設するとともに賃貸型応急住宅の受付を開始 制度の概要を市ホームページに掲載

(2) 課題等と改善策・対応方法

苦劳した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
対象者の基準に変更があり、周知等に苦劳したが、速やかに実施することができた。	制度内容に変更等があった場合は、ひがしまつやま災害臨時号以外にもチラシ等を作成して、周知を速やかに実施する。

3). 公営住宅提供について

市営住宅の提供可能住宅を10月15日に確認し、避難所避難者に市営住宅の入居希望への聴き取りを10月18日に開始した。避難所避難者の入居受付を10月21日に開始し、10月24日と28日に入居した。

住宅支援相談窓口を10月30日に開設するとともに、市営住宅・県営住宅の抽選入居の受付を開始し、先着順募集を11月14日から行い、順次入居した。制度の概要等の情報は、ひがしまつやま災害臨時号及び市ホームページに掲載することで周知を図った。

【実績】

相談件数	受付件数	左の内、避難所避難者優先入居受付件数
38件	35件	13件

(令和元年12月31日時点)

(1) 対応の時系列

日付	内容
10月15日	市営住宅 提供可能住宅を確認 市営住宅 現地確認・修繕開始（向台住宅・諏訪下住宅）
10月18日	住宅に関する相談窓口について、ひがしまつやま災害臨時号に掲載 避難所避難者へ入居希望の聴き取りを開始
10月21日	避難所避難者の入居受付を開始
10月24日	【公営住宅提供（避難所避難者優先入居）】 入居件数：向台住宅4戸・諏訪下住宅1戸
10月28日	【公営住宅提供（避難所避難者優先入居）】 入居件数：向台住宅8戸
10月29日	住宅支援制度（住宅の応急修理、賃貸型応急住宅、公営住宅提供）の概要をひがしまつやま災害臨時第3号に掲載
10月30日	住宅支援相談窓口を開設 【公営住宅提供（抽選入居）】 受付期間：10月30日から11月6日 募集戸数：市営住宅7戸、県営住宅31戸 抽選会：11月7日 入居：11月11日（県営住宅10戸） 制度の概要を市ホームページに掲載
11月14日	先着順募集を開始 募集戸数：市営住宅7戸、県営住宅19戸 入居：随時（市営住宅7戸、県営住宅5戸）

(2) 課題等と改善策・対応方法

苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
緊急時の住宅提供可能戸数の把握が必要である。 また、市営住宅を提供する際の基準・様式等の作成・準備をしておく必要がある。	通常の市営住宅管理においても、緊急時の住宅提供可能戸数を把握しておく。 また、今回作成した市営住宅を提供する際の基準・様式等を見直した上で備えておく。

4). 被災した家屋の解体に関する制度（公費解体、自費解体償還）について

12月27日に令和元年台風第19号に係る被災建造物の公費による撤去等に関する規則、令和元年台風第19号に係る被災建造物の撤去等を自ら実施した者に対する所要経費の償還に関する要綱の制定をし、制度についてひがしまつやま災害臨時号と市ホームページへ掲載をして周知を図った。

令和2年1月14日から被災家屋の解体に関する申請受付を開始した。

【実績】

項目	申請件数
公費解体	59件
自費解体償還	10件

（令和2年9月30日時点）

(1) 対応の時系列

日付	内容
12月27日	「令和元年台風第19号に係る被災建造物の公費による撤去等に関する規則」を制定した。 「令和元年台風第19号に係る被災建造物の撤去等を自ら実施した者に対する所要経費の償還に関する要綱」を制定した。 台風第19号により被災した家屋の解体に関する制度について（公費解体、自費解体償還）を市ホームページに掲載した。
1月6日	「被災家屋等解体・撤去管理業務」契約 「被災家屋等解体・撤去現場調査業務」契約
1月14日	申請受付開始
5月29日	「被災家屋等解体・撤去処理業務（その1）」契約・2件
6月29日	「被災家屋等解体・撤去処理業務（その2）」契約・16件
7月9日	「被災家屋等解体・撤去処理業務（その3）」契約・7件
8月26日	「被災家屋等解体・撤去処理業務（その4）」契約・7件
8月12日	「被災家屋等解体・撤去処理業務（その5）」契約・10件
9月25日	「被災家屋等解体・撤去処理業務（その6）」契約・13件

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
対応について	規則・要綱・解体に係る単価設定等に時間を要したことから、申請受付開始・解体業務の発注（入札）が遅れてしまった。	家屋の修繕と公費解体は同時期に市民にアナウンスできるように平時から準備する。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.4 被災者の住宅支援

5). 宅地流入した土砂の受入れ

災害発生当初は、宅地に流入した土砂の受入れについて、災害時事務分掌において規定がないことから、道路課が担当することとし、水道庁舎東側駐車場への持込みや土のう回収に対応した。

【受入実績】

受入日	種別	受入量
10月26日	乗用車	16台
～	軽トラック	188台
11月24日	ダンプ	80台
11月25日以降	土のう	235袋

【受入実績（地域別）】

地域	受入量
早俣・正代地区	34台、225袋
毛塚・田木地区	2台
葛袋地区	115台、10袋
石橋地区	3台
下唐子・神戸地区	121台
その他	9台

(1) 対応の時系列

日付	受入時間	内容
10月26日 ～ 11月24日	8:30 ～ 16:00	受入場所である水道庁舎東側駐車場にて土砂受入れ（土のう袋は持ち帰り）
11月25日 ～ 随時	—	道路課での回収又は各自で水道庁舎東側駐車場への持込みによる土砂受入れ

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
担当課の把握	災害から生じる土砂の受入れに関する災害時事務分掌の規定がなく、該当業務を実施する担当課が明確でなかった。	地域防災計画の見直しの中で、土砂の受入れについての事務分掌を検討する。

3.2.5 市民相談窓口の設置及び運営

1). 市民相談窓口の設置及び運営について

被災者の相談にワンストップで対応するため、10月18日から市役所庁舎1階の玄関正面に総合受付窓口を開設し、その後、11月11日には分室1階に被災者生活再建支援室を開設した。

窓口では、その相談内容に応じて、各担当課から職員を呼び出す形の運用を行い、相談者の負担を軽減するとともに、支援制度確認表を作成することで、支援制度等の説明や案内の漏れがないように対応した。

【実績】

項目	10月	11月	12月	1月
相談者数（延べ人数）	379人	506人	222人	186人

（令和2年2月1日時点）

(1) 対応の時系列

日付	時間	内容
10月17日	-	本庁舎1階正面入り口付近に「台風第19号に関する市民相談窓口」設置が決定し18日から開設するための準備作業
10月18日	8:30	「台風第19号に関する市民相談窓口」開設
10月28日	-	「台風第19号に関する市民相談窓口」レイアウトを変更するとともに、相談ブースを3ブース増設した。
11月11日	-	分室1階に「被災者生活再建支援室」開設、本庁舎1階の「台風第19号に関する市民相談窓口」と並行して運用した。
11月29日	-	「台風第19号に関する市民相談窓口」を11月末で閉鎖し、12月以降は被災者生活再建支援室での対応に移行した。
12月～	-	被災者生活再建支援室 ・平日及び日曜日は8:30～17:15 ・木曜日のみ20:00まで開設（土曜日なし）

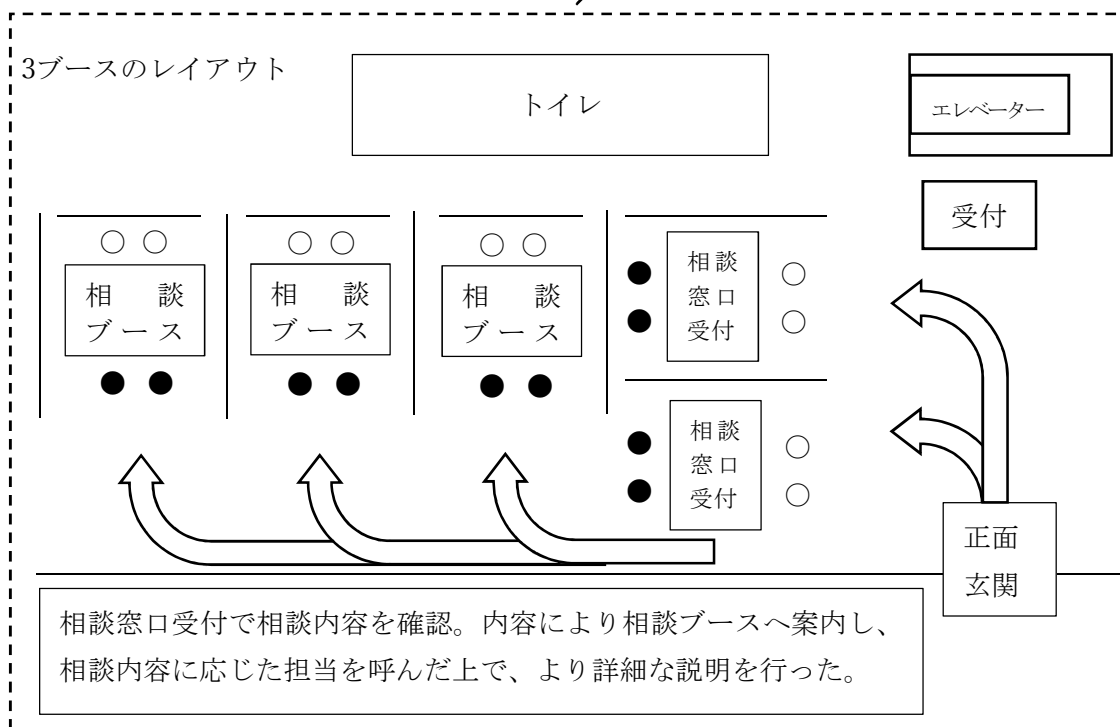
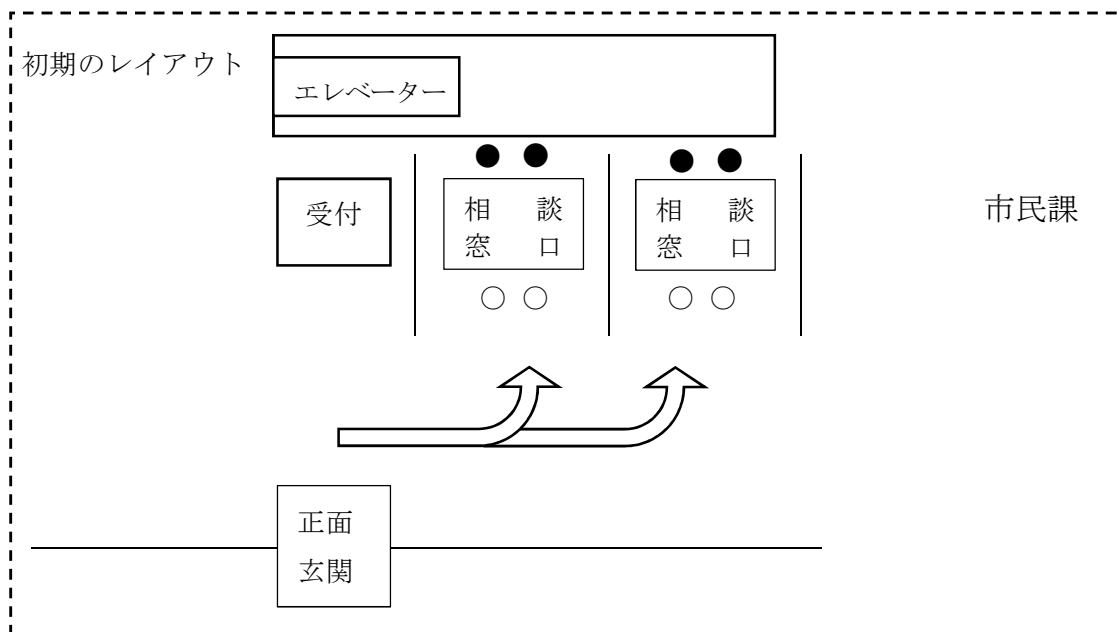
(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
市民相談窓口や各種申請窓口の要員、スペース、資機材の確保	窓口は、本庁舎1階市民ホール内に緊急仮設した。市民ホールについては今後も類似活用の可能性があるスペースとして、ある程度の空間が確保されているとよい。 また、机、椅子、パーテーション等は、臨機応変に対応ができるよう、可能な範囲での予備品の確保が必要と思われる。	市民相談窓口の開設及び運営に必要な事項（窓口のスペース確保と資機材の設置手順等）を整理するとともに、不足している資機材の調達を検討する。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.5 市民相談窓口の設置及び運営



凡例 ○: 相談者 ●: 職員

3.2.6 被災者の健康管理及び衛生確保

1). 被災者の健康管理について

避難所における生活が長期に及ぶことにより、様々な健康への影響が懸念されるため、健康を守るための対策が重要である。そこで、避難生活の際に、病気にかからないよう、また、できるだけ健康に過ごしていただくため、保健師・看護師による各戸訪問や避難所巡回などを実施した。

(1) 対応の時系列

日付	内容
10月13日	避難所への日赤救護班派遣のための医療ニーズ確認について希望があるか、東松山保健所から照会があり、派遣を依頼
10月14日	日赤災害対策担当、東松山保健所、市保健師による4避難所巡回で医療ニーズ確認の結果、日赤救護班の派遣なしと決定
10月15日	比企郡市歯科医師会から避難所支援の確認があり、支援を依頼 市保健師、東松山保健所保健師による4避難所巡回（18:45～22:00）
10月16日	市保健師、東松山保健所保健師による4避難所巡回（9:30～12:00）
10月17日	比企郡市歯科医師会歯科医師、歯科衛生士が4避難所に歯ブラシ（大人・小児）、歯磨剤（大人・小児）、義歯ケースを無料配布 日中、2避難所（松山・野本）に保健師（千葉県富津市からの応援職員）滞在 4避難所に口腔ケアのリーフレットを掲示 健康相談チラシ「被災された方へ」を被災地区に配布してもらうよう、高坂・唐子民生委員代表に渡す。
10月18日	東松山保健所管内災害時医療対策会議の開催（主催・場所:東松山保健所） 日中、2避難所（松山・野本）に保健師（千葉県富津市からの応援職員）滞在 4避難所に健康相談チラシ「被災された方へ」「健康を保つポイント」を配架 テルモ㈱からの支援物資（血圧計、体温計）を4避難所に設置 東松山保健所管内市町村会議の開催（主催・場所:東松山保健所）
10月19日	市民病院院長、看護部長、看護師2人が4避難所訪問及び被災地視察（早俣地区） 10月19日～11月10日 毎週土・日、11日17日・24日 8:30～17:15 健康相談・消毒電話対応のため、保健センター開庁
10月20日	比企郡市歯科医師会歯科医師が4避難所に義歯洗浄剤を無料配布 日中、市保健師による4避難所巡回
10月21日	市民病院看護部内で今後の支援方針等について協議 10月21日～31日 毎日 市保健師又は市民病院看護師が各避難所に夜間滞在（18:00～20:00）
10月23日	（一社）日本保険薬局協会からの支援物資（救急箱）を4避難所に設置 4避難所に感染症予防の「うがい・手洗い・手指消毒」の大きい紙を掲示 避難所訪問や被災地訪問について健康福祉部と市民病院で協議
10月24日	埼玉県歯科医師会の援助物資（歯磨剤、義歯洗浄剤）を早俣地区の戸別訪問時に無料配布 10月24日・27日 市保健師による早俣地区各戸訪問 健康相談、マスク、手指消毒薬、歯磨剤又は義歯洗浄剤を配布 訪問件数 82件（在宅51件、留守31件）
10月25日	インフルエンザ予防接種における災害救助法に基づく事務委任について、埼玉県から照会
10月30日	避難所訪問や被災地訪問について健康福祉部と市民病院で協議

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.6 被災者の健康管理及び衛生確保

日付	内容
10月31日	(株)グリーンウェルからの支援物資（除菌消臭 噴霧器10台）を避難所（野本2台、松山2台、丘陵1台）に設置 インフルエンザ予防接種における災害救助法に基づく事務委任通知、埼玉県から発出 11月2日～9日 週3日（火・木・土）市保健師又は市民病院看護師が各避難所に夜間滞在（18:00～20:00）
11月5日	インフルエンザ予防接種における災害救助法に基づく事務委任通知、埼玉県から市危機管理課に到着 11月5日～7日 市保健師又は市民病院看護師による被災地区巡回訪問 健康相談、マスク、手指消毒薬を配布し、感染症予防について声掛け 訪問件数 485件（在宅257件、留守228件）
11月8日	災害救助法による事務委任を受けているインフルエンザ予防接種について実施しないことを、市危機管理課から県消防防災課に連絡
11月12日～ 11月16日	11月12日～16日 週3日（火・木・土）市保健師が各避難所に夜間滞在（18:00～19:30） ※避難者減少により滞在時間短縮
11月19日～ 11月23日	11月19日～23日 週3日（火・木・土）市保健師が各避難所に夜間滞在（18:00～18:45） ※避難者減少により滞在時間短縮
11月25日～ 12月5日	11月25日～12月5日 週2日（月・木）市保健師が各避難所に夜間滞在（18:00～18:45） ※12月2日、12月5日は避難者不在のため中止 12月8日全避難所閉鎖
11月27日～ 11月28日	11月27日～28日 市保健師又は市民病院看護師による被災地区再巡回訪問（前回留守宅を訪問） 健康相談、マスク、手指消毒薬を配布し、感染症予防について声掛け 訪問件数 253件（在宅63件、留守190件）

(2) 課題等と改善策・対応方法

苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
避難所巡回が連日となったため、保健師の確保に苦労したが、途中から市民病院看護師の応援体制をとった。 保健師が避難所を巡回する時間帯について、昼間は多くの方が自宅の復旧作業のため不在、夕方からは食事・入浴のため外出しており、日によってお会いできない避難者がいた。	避難者による自己診断が可能なチェックシートを準備し、避難者不在時の記入（関係者による代筆も含む）を要請し、回収することで、避難者の健康状態の把握に努めることを検討する。
「被災者の健康管理及び衛生確保」は、健康推進課の事務分掌となっており、負傷者対応など市民病院に一次的に求められる業務がほとんどなかったため、院内でのコンセンサスを取り、健康推進課のサポートをする形で被災者支援を実施した。健康推進課とは、災害対策本部会議での情報共有はもとより、個別に打ち合わせるなど連携体制は円滑であったと考える。ただ、災害発生後、ある程度早期に健康福祉部と今後の支援方針を協議できる場があれば、もっとよかったと思われる。	災害対策本部に各部からの情報連絡員が情報共有や活動連携を行うためのミーティングスペースを設ける等、各部間の連携と災害対策本部との情報共有ができる環境整備を検討する。

2). 浸水家屋の消毒について

消毒作業が困難な方を対象に、屋内の洗浄と乾燥後に屋内の消毒を実施した。

【職員による床上浸水家屋の消毒実施状況】

期間	問合せ件数	消毒実施件数
10月15日～10月31日	166件	89件
11月1日～11月30日	29件	44件
12月1日～12月31日	5件	9件
合計	200件	142件

(令和元年12月31日現在)

(1) 対応の時系列

日付	内容
10月14日	市ホームページに「水害時の感染症予防（消毒等）」をアップし、消毒方法を掲載
10月15日	被災者から消毒依頼を受けた家屋の消毒を、職員により実施 問合せ200件、消毒実施142件（令和元年12月31日現在）
10月19日	10月19日～11月10日 毎週土・日、11日17日・24日 健康相談・消毒電話対応のため、保健センター開庁
10月30日	市ホームページ「水害時の感染症予防（消毒等）」に、市の消毒は応急処置であること、埼玉県から紹介された消毒業者協会「埼玉県ペストコントロール協会」のアドレスを追加

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
問合せ等への対応	<p>災害発生当初、多数の電話問合せがあり混乱したことから、途中から消毒依頼専用の受付用紙を作成し対応した。</p> <p>被災者からの消毒に関する問合せに対し、当初は、「いつ消毒に行けるかはわからない」、「屋外・床下の消毒は原則不要と厚生労働省から言われている」と伝え、不安・不満をあらわにする人もいた。</p> <p>消毒ペースのつかめた消毒開始1週間後からは、以下の点をお伝えする対応をとった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消毒依頼の電話を受け付けてから2日から5日程度で消毒に伺えること。 屋外・床下の消毒は厚生労働省から原則不要と言われているが、保健所や消毒業者の協会にも確認すると同じ回答であったこと。 消毒業者の協会の方からは、屋内の消毒や感染防止のマスク着用・アルコール手指消毒を徹底したほうがよいと案内されていること。 	<p>浸水家屋の消毒に関して、市民からの問合せに対する想定Q&A集を作成し、電話対応に当たる職員と共有する。</p> <p>水害で被災した他自治体では、家屋が浸水した場合は細菌やカビの繁殖がしやすくなり、感染症のおそれもあることから、洗浄・乾燥・消毒の必要性について周知しているケースもあるため、対応方法については平常時から情報収集に努める。</p>

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.6 被災者の健康管理及び衛生確保

3). 浴場の無料開放について

台風の影響による自宅での入浴が困難な方に向け、市民福祉センター及び市民健康増進センターの浴場を無料で開放した。

【利用時間】

施設	利用時間
市民福祉センター	10:00～20:00（入場は19:30まで）
市民健康増進センター	10:00～21:00

【実績】

施設	被災者利用人数	ボランティア利用人数
市民福祉センター（延べ人数）	2,153人	134人
市民健康増進センター（延べ人数）	1,071人	—

（令和元年12月31日現在）

【月間利用者】

月	施設	被災者利用人数	ボランティア利用人数
10月	市民福祉センター（延べ人数）	689人	31人
	市民健康増進センター（延べ人数）	596人	—
	10月合計	1,285人	31人
11月	市民福祉センター（延べ人数）	867人	80人
	市民健康増進センター（延べ人数）	378人	—
	11月合計	1,245人	80人
12月	市民福祉センター（延べ人数）	597人	23人
	市民健康増進センター（延べ人数）	97人	—
	12月合計	694人	23人

(1) 対応の時系列

日付	内容
10月14日	被災者に対する浴場の無料開放について市ホームページに掲載した。 市民福祉センター 10:00～16:30 市民健康増進センター 10:00～21:00
10月15日	市民福祉センターの浴場利用時間を20:00まで延長し、市ホームページに掲載した。 台風第19号被害に伴う支援情報（浴場無料開放・災害ボランティアセンター開設・感染症予防・一時保育による無料預かり）としてチラシを作成した。
10月16日	作成したチラシを被災した15地区の地元区長に直接届けた。
12月17日	被災者支援のため、市民福祉センターが年末年始休館日となる下記期間について、浴場を開放することを決定した。 開放時間 12月29日（日）～1月3日（金）16:00～20:00

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
周知の方法	<p>浴場の無料開放の周知方法として、市ホームページへの掲載と地域へのチラシ配布では時間的なずれが発生しているため、市ホームページが閲覧できない環境の市民については、情報の把握に遅れがある。</p>	<p>市ホームページの掲載や地域へのチラシ配布のほか、市民への情報発信の方法について検討する。</p>

3.2.7 児童、生徒等への支援

[未就学児]

1). 子育て支援課における対応

子育て支援センターは、就学前までの子どもと保護者が一緒に低額で利用できる施設で市内にはソーレ・マーレがあるが、台風の影響により、10月12日及び10月13日を臨時休館とした。

また、10月14日から、子育て支援センターソーレ・マーレの利用について、被災者の利用対象を小学6年生まで拡大し、入館料を無料とした。10月15日から一時避難場所の子育て世帯の情報収集を行ったが、同日に職員と場所の確保が困難なことから一時保育の実施を見送る。

10月18日に一時避難場所での支援物資の保管が難しいことから、マーレにおいて子育て用の支援物資を保管・配布することを決定した。その後、庁内主管課に支援制度の取りまとめと今後の案内について報告した。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月10日	午後	ソーレ・マーレ等の臨時休館等について	ソーレ・マーレについて、10月12日, 13日を臨時休館とする。 拠点事業の子育てひろば（仲よし保育園）について、12日（土）を中止とする。 子どものひろば（各市民活動センター）について、12日（土）を臨時休業とする。
10月13日	午前	子どものひろばの臨時休業の延長について	子どものひろばについて、高坂市民活動センターを除き10月14日まで臨時休業とする。 高坂市民活動センターの子どもひろばは、当面の間、臨時休業とする。
10月14日	9:30	ソーレ・マーレの被災者利用について	被災者の利用対象を小学6年生まで拡大し、入館料を無料とする。 証明等は必要とせずに、住所と氏名と子どもの年齢を記入して入館を可能とする。 10月16日から対応内容を窓口掲示し、10月17日から市ホームページに掲載する。
10月15日	午前	一時避難場所への訪問について	子育て支援課及び保育課職員により、2班2人体制で各一時避難場所（3地区の市民活動センター・野本コミュニティセンター）を訪問し、子育て世帯等の避難者情報を収集する。 一時避難場所に被災者の姿はなく、名簿やセンター職員等から情報収集するとともに、マーレでの支援物資の提供について案内する。 対応状況について、事務対応状況報告書において政策推進課へ報告する。（10月17日）

日付	時間	項目	内容
10月15日	11:30	ソーレ・マーレの支援物資の受入れについて	ソーレ・マーレにおいて、主任児童委員と協力し、自主事業として支援物資を収集している旨の報告を受ける。 衣服・靴・紙オムツ・おしりふき・タオル類・粉ミルク（いずれも新品のみ）を17日まで収集し、順次、被災者へ配布する報告を受ける。
	15:00	ソーレ・マーレで一時保育を実施しないことについて	一時保育の実施については、現段階ではスペースやマンパワーが足りないことから対応しないことを確認する。 （まつやま保育園及びわかまつ保育園で一時預かりを無料で実施する。）
10月18日	12:20	マーレによる支援物資の保管・配布について	マーレについては、一時避難場所を補完するという位置付けで支援物資の保管・配布することを農政課（支援物資担当）と確認する。 支援物資の保管・配布については、一時避難場所が役割を果たすべきではあるが、一時避難場所もスペースがないとのことで上記内容を確認する。（10月18日13:15地域支援課（避難所担当）確認）
	午後	各種制度の取りまとめの報告	以下の項目について、政策推進課へ報告する。 ①子育て支援センターの利用、②こども医療費の特別措置、③児童手当の特別措置、④児童扶養手当の特別措置、⑤ひとり親家庭等医療費の特別措置、⑥母子父子寡婦福祉資金貸付金 上記内容に、子育てに関する相談（子育て支援課・子育て世代包括支援センター）を加えて、市ホームページに掲載する。（日時不詳）
11月5日	—	子育てに関する支援について、ひがしまつやま災害臨時第4号に掲載	子育てに関する支援を取りまとめ、ひがしまつやま災害臨時第4号に掲載する。 掲載項目（子育て支援センターの利用について／一時保育について／子育て支援に関する相談について／児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の特例措置／母子家庭・父子家庭・寡婦の方を対象に福祉資金や償還金の支払猶予）
12月4日	9:30	沐浴のできる場所について	地域支援課から、毛塚地区住民が高坂丘陵市民活動センターにベビーバスを持って来て沐浴させている。福祉センターなどを案内しているが、近くに対応できる場所を探しており、マーレの利用について相談を受ける。 子ども未来部として、たかさか保育園での対応を可能とした。事前に連絡するなどの利用調整が必要であることを地域支援課に連絡する。 （現在まで利用者はなし）

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.7 児童、生徒等への支援

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
マーレによる支援物資の一時保管について	マーレについては、正式な支援物資の保管場所の位置付けがなかったが、子育て世帯の被災者に必要な物資（オムツや生理用品）を配布する機能を果たした。	支援物資を保管する物資拠点については、今後関係各課と協議し検討する。
被災された子育て世帯への支援について（全般）	<p>災害発生当初に単独で一時避難場所へ訪問した以外は、健康推進課による巡回訪問時にニーズがあれば報告依頼するに留まる。</p> <p>被災者台帳が整理された段階で、未就学児のいる被災世帯で地域・社会から孤立している可能性のある世帯への直接対応（電話等）が必要と考える。（実施済み）</p>	一時避難場所への訪問及び被災者台帳から、早急に被災した子育て世帯の全体を把握する。その後、関係各課と情報共有し、それぞれの世帯の必要性に応じた被災者支援を担当部署が実施する。
沐浴のできる場所について（関連）	入浴について、特別な配慮を要する場合がある乳児、高齢者、障害者などは個別の部署が対応すればよいと考えるが、被災者全体の入浴については担当が不明である。	災害時の事務分掌については、今回の災害対応を踏まえ見直しを行う。

2). 保育課における対応

市内保育施設、幼稚園等に、施設の被害状況、職員や児童の安否を確認した。

また、被災された方が自宅等の片付けや掃除等の際に、子どもを預ける必要がある場合、まつやま保育園及びわかまつ保育園での一時保育を無料で実施した。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月11日	—	市内各保育施設等へ台風情報の周知	各施設へ気象庁からの台風情報及び避難について周知する。
10月12日	10:00 ～	保育状況の確認	各保育施設に開所状況、開所している場合は保育をしている児童数について確認
	16:00		全ての児童が保護者に引き渡されたことを確認
10月13日	9:00 ～	施設被害状況の確認	各施設の被害状況について、保育課職員による目視や電話等によって確認する。
10月15日	—	開園状況	市内の全保育施設等について、通常どおり開園していることを確認
		安否確認	施設職員や利用児童の安否確認を施設に依頼
10月16日	—	無料の一時保育	自宅の片付けや掃除等の際に、子どもを預ける必要がある場合、まつやま保育園及びわかまつ保育園で、無料の一時保育を開始（1歳児～5歳児）
10月24日	—	無料の一時保育対象年齢を拡大	まつやま保育園において、0歳児の無料一時保育も開始

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
無料の一時保育	0歳児からの一時保育についても要望があったが、安全に実施するためのスペースや職員の確保などの問題で、災害発生直後の対応が困難だった。	今回実施したまつやま保育園及びわかまつ保育園がベースとなるが、他施設、特に被災地域に近い保育園での一時保育の実施について、検討を要する。

[児童、生徒]

1). 学校教育課（全般）における対応

市内11小学校、5中学校に、施設の被害状況、教職員の安否確認を行い、各学校へ児童生徒の安否確認、被災状況の把握を実施した。

具体的には、台風被害を受け10月13日に、まず学校施設の被害状況及び教職員の安否確認が行われた。次に、児童生徒の安否確認及び通学路の確認について各学校へ指示した。その後、現地へ訪問した。翌日、各学校で教職員が児童生徒や学用品の被災状況等を聞き取った情報を適宜収集し、一覧としてまとめた。それを受けて、週明けの学校の通常授業を決定した。10月15日から登校の見守り、災害を起因として欠席している生徒の把握、被災した児童生徒への支援対策を実施した上で、通常どおり授業を行った。被災したことによる心的なストレスのケア、感染症予防への取組、受験生に対しての配慮を十分に考慮して実施しながら、通常どおりの授業を続けた。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月11日	9:00 ～	台風への準備	市内各小・中学校へ ○台風に関する情報提供と注意喚起 ○児童生徒への指導依頼 ・通学路の危険箇所の確認 ・増水した川や堀に近づかないこと ・強風による落下物や切れた電線に注意 ・避難場所の確認等 ○緊急連絡体制の確認 ○支障報告依頼
10月13日	8:30 ～	教職員の安否確認、学校施設の被害状況確認	学校施設の被害状況及び教職員安否確認（各学校校長又は教頭）《電話確認》
	9:30 ～ 12:00	各学校へ被災状況確認指示	児童生徒の安否確認及び被災状況（家屋の被災状況・避難状況・学用品の被災状況）の確認、教職員の被災状況を各学校（校長、教頭）に指示。通学路を確認するよう指示 【期限】14日（月・祝）正午までに学校教育課に報告
	10:00 ～ 14:30	現地確認	各小・中学校に現地確認（二人一組で対応） 被害があった学校及び避難所を開設した学校を主に確認
	10:00 ～	通学路の確認	建設部に通学路の被害状況や通行止めなどの状況を確認

日付	時間	項目	内容
10月13日	14日正午までの報告のため各校適宜情報の収集	【各学校で対応】被災状況の確認（13日又は14日に実施）	【各小・中学校が確認を実施】 ①各学校に教職員が参集し、教職員の安否や被災状況を確認 ②児童生徒に担任等から連絡を取り、安否状況及び被災状況（家屋の被害状況や避難状況、学用品の被災状況）について確認 ③通学路の確認
	13:00～14:00	高坂小学校現地確認	高坂小の避難所閉鎖に伴い、状況を確認（教育長・教育部長・教育部次長・副主幹） トイレの水が流れないとの情報（停電の影響）があり、校内及び体育館のトイレを全て確認し、水を流す対応をとる。 避難所で使用した体育館及び教室棟（1階）はおおむねきれいな状態となっていた。
	13:00～18:00	情報収集	各学校からの報告を収集、現地確認の報告を確認
10月14日	8:30～12:00	【各学校で対応】被災状況の確認（13日又は14日に実施）	【各小・中学校が確認を実施】 ①各学校に教職員が参集し、教職員の安否や被災状況を確認 ②児童生徒に担任等から連絡を取り、安否状況及び被災状況（家屋の被害状況や避難状況、学用品の被災状況）について確認 ③通学路の確認
		通学路の確認（市教育委員会）午前中に南中学校報告	建設部に通学路の被害状況や通行止めなどの状況を確認 南中学校に通行止め状況、道路状況を報告（特に通学路の被害が大きかった葛袋・神戸・正代を中心）
		各学校の被害状況報告一覧作成	各学校からの被害状況、児童生徒安否（家屋の被害状況や避難状況、学用品の被災状況）、通学路の状況の報告を一覧としてまとめる。
		登下校の見守りの依頼	【通学路の確認】見守り隊、保護者に登下校の支援依頼（各学校にて依頼）
		週明けの学校の通常授業を決定	各学校の状況報告により、通常どおり授業を行うことを決定
10月15日	7:30	登校指導（高坂小・唐子小・南中通学路）	指導主事が浸水のあった地域（高坂小学校、唐子小学校、南中学校）へ登校指導に入り、安全に登校できているか確認 ①葛袋付近（南中通学路） ②神戸付近（唐子小通学路） ③正代・あずま町付近（高坂小・南中通学路） ④その他（公用車で被害が大きかった付近を巡回）
	—	被災により欠席となっている児童生徒数の確認	今回の災害を起因として欠席となっている児童生徒数を毎日報告することを各学校に依頼 欠席数が、全体で0人になるまで継続

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.7 児童、生徒等への支援

日付	時間	項目	内容
10月15日	—	被災した児童生徒に対するの支援対策の実施	今回の災害による心的ストレスを抱える児童生徒のケアをスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、臨床心理士等が対応に当たるように指示
	—	災害避難による欠席状況表の作成	上記の欠席となっている児童生徒数の確認を受け、状況表の作成
	—	各学校の被害状況報告一覧作成	各学校からの被害状況、児童生徒の安否（家屋の被害状況や避難状況、学用品の被害状況）、通学路の状況の報告を一覧としてまとめる。
10月17日～ 10月23日	8:30～ 今後適宜実施	被災した児童生徒に対するの支援	スクールソーシャルワーカー、臨床心理士を派遣し、被災による心的ストレスを抱える児童生徒のケアに当たる。学校側からは、養護教諭も合流して、対応した。
10月23日	—	感染症予防に関する文書の発出	「登下校の通学路に係る感染症予防の対応について（お願い）」の文書を関係学校保護者に配布した。
10月28日	—	支障報告	埼玉県教育委員会へ学校の支障報告を行った。
12月16日	—	受験生への配慮	関係学校では、被災した受験を控えた中学3年生に対して勉強のための配慮を行った。 期末テスト前に、自習室を開設した。 三者面談を実施した。（10月末、12月） 生活アンケートをもとにして面談を実施した。 冬季休業中に英語と数学の補習を行った。

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
災害(水害)時の、緊急対応マニュアル	マニュアル（水害時）を作成していなかった。 校長会（1月9日）で教育委員会が作成したマニュアルを参考として示し、学校ごとに速やかに作成することを指示した。あわせて、災害マニュアル全体を見直すように依頼した。	水害対応の基本的な実施内容を定めた標準マニュアル（学校向け）を作成する。 周囲の危険箇所（洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の範囲）を踏まえて、各小・中学校の地域特性に沿った水害対応マニュアルを整備する。
スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの対応	被災した児童生徒が大勢いたため、一人一人に応じたきめ細かい相談を行うことができなかった。	被災児童生徒の心のケアを実施するスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが不足する場合、埼玉県に有資格者の人的支援を要請するとともに、関係団体へ直接連絡することで、被災者支援体制を強化する。

2). 就学援助

市立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者のうち、就学に際して必要となる費用（学用品費・給食費など）の支払が困難と認められる方に対して、市が費用の一部を援助する制度。

11月8日付けで、令和元年東日本台風の被災者に対して就学援助制度の適用が受けられるよう拡充を決定した。11月25日から就学援助制度の案内を、学校を通して被災された世帯へ送付した。12月18日に提出期限を迎え、同日認定処理を行った。翌年1月10日に第1回目の就学援助費の支給日を迎えた。就学援助費は毎年度申請してもらう必要がある。

(1) 対応の時系列

日付	項目	内容
11月8日	被災による就学援助の認定について	被災された世帯へ、東松山市就学援助制度の拡充。就学援助支給要綱は変更せず、市長が定められる部分で拡充（市長決裁）
11月12日	補正予算要求（就学援助） 就学援助案内作成	中学校分は執行残により対応可能だったため、小学校分2,461,000円を計上 被災児童生徒保護者用に案内を作成
11月25日	就学援助案内の送付（市教育委員会から学校）	就学援助の案内を被災された世帯へ渡すよう学校に依頼。部数を庁内メール便にて送付 各学校で該当者に仕分して配布した。
11月27日	就学援助案内の送付（学校から保護者）	各学校を通じて、被災された世帯へ、東松山市就学援助制度について案内。必要書類や申請の期日、援助費目について知らせた。
12月18日	就学援助費支給申請書の提出期限 認定処理	保護者宛て文書の中にあつた提出期限。この日までに小学校67件、中学校10件の申請があつた。 罹災証明書により、申請世帯全てが床上浸水であることを確認し、認定通知を発送した。
1月10日	参考）就学援助費の支給	・第1回目の就学援助費の支給日 ・保護者口座に給食費等を振込

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
制度の拡充について	現在の制度を用いてどのように拡充するか、初めてのことであつたため、対応が決められておらず、時間が掛かってしまった。今後は、今回の方法をモデルとするため、迅速な対応ができると考えられる。	今回実施した就学援助の対応方法や検討事項等を整理する。

3). 学用品の給与

災害救助法に基づき、滅失・破損した教科書等の学用品の無償給与が受けられる。10月14日に教科書及び学用品の滅失等の有無を確認したため、対象校6校に調査を依頼した。

提出された調書から必要と思われる学用品を把握・整理すると同時に、詳細が確認できない児童生徒に適宜電話連絡する。10月28日に1回目の支給を実施し、引き続き連絡がつかない児童生徒には個別通知を送って対応する。11月1日に2回目の支給、11月11日に3回目の支給、11月14日に4回目の支給を実施し、それぞれ、前回の期日までに間に合わなかったものを随時配送した。11月12日、13日には高等学校への生徒に対しての配送も行った。4回目配送後も給与が完了していない児童生徒に対しては再度個別通知を送付し、個別対応を継続し、年内には把握している児童生徒全ての発注が完了した。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月14日	午前	被害状況の把握	各学校からの報告により、台風による教科書及び学用品の滅失等の有無を確認 【対象校6校:唐子小、高坂小、野本小、桜山小、南中、白山中】
10月15日	午前	給与に係る予算の調整	学用品等の給与に係る予算流用について、財政課と協議
	19:54	教科書の必要数の調査	災害救助法が適用されることを受け、国・県からの通知に先立ち、被災した児童生徒に再給与する教科書の把握を6校に依頼
10月16日	11:02	給与する学用品の調査	6校に児童生徒の学用品の喪失及び損傷の状況について、調査を依頼
10月17日	—	給与する学用品の調査	調書が提出された学校から、随時、被災した児童生徒の必要とする学用品を把握・整理し始める。
	14:40	教科書の必要数の調査	県から教科書の再給与に関する通知があったことを受け、6校に教科書把握の回答期限を10月24日までとする旨、連絡
10月18日	17:00	(株)「ロジャース」からの学用品寄贈	受領場所:高坂小学校 被災した小・中学校の児童生徒への学用品を寄贈していただいた。 小学生低学年用 連絡帳・下敷き・えんぴつ・赤えんぴつ・えんぴつ削り・消しゴム 小学校高学年用 5mm方眼・下敷き・えんぴつ・赤えんぴつ・えんぴつ削り・消しゴム 中学生用 ノート・蛍光ペン・シャーペン・定規・消しゴム
10月21日	午前	(株)「ロジャース」から寄贈された学用品を各学校に配布	床上浸水の被害に遭った児童・生徒に対して寄贈いただいた品を仕分し、各学校に配布 (野本小・唐子小・桜山小・南中・白山中、※高坂小分は受領日に配布済)
	午後	給与する学用品の調査	給与する学用品のうち、保護者に詳細の確認が必要なもの(例:体育着のサイズが未記入など)について、電話連絡を実施する。

日付	時間	項目	内容
10月22日	適宜 対応	給与する学用品の調査	学用品の詳細が確認できない児童生徒について、引き続き保護者に電話で連絡する。 学用品の購入先や金額について情報収集する。
10月23日	午前	高等学校等の生徒への対応	高等学校等の生徒に対する学用品支給についても市町村で対応する旨、埼玉県立松山高等学校から情報提供を受け、対応を検討。関係する高等学校等から連絡が入った場合には、状況を聞き取り整理することとする。
10月25日	—	給与する学用品の調査 給与する学用品の購入 教科書の必要数の調査	学用品の詳細が確認できない児童生徒について、引き続き保護者に電話で連絡する。 掛け売りに対応しているカインズ東松山高坂店、カインズなめがわモール店で学用品を購入 市内小・中学校の体育着等を取り扱うセキグチ洋品店に発注 教科書再給与の必要数を県教育委員会に報告
10月27日	—	給与する学用品の購入	セキグチ洋品店にて、体育着等の学用品を購入
10月28日	—	学用品の支給 (1回目)	購入した学用品を仕分し、唐子小、高坂小、野本小へ届ける。 電話連絡が取れない高坂小の保護者に対して、個別通知を配布するよう学校に依頼
	午後	教科書の再給与	納品された教科書を各学校に配布
10月29日 ～ 10月31日	随時	給与する学用品の購入 高等学校等 生徒への対応	個別通知を見て連絡があった保護者から学用品の詳細を聴き取り、随時、発注・購入 高等学校等の生徒に対する学用品は、連絡調整及び納品が整った対象者から随時配布
11月1日	—	学用品の支給 (2回目)	1回目の配送後、保護者から電話連絡があり、追加で購入できた学用品を唐子小、高坂小、野本小、桜山小、南中、白山中へ届ける。 南中、白山中の保護者に対して個別通知を配布するよう学校に依頼
11月5日	随時	給与する学用品の購入	個別通知を見て連絡があった保護者から学用品の詳細を聴き取り、随時、発注・購入
11月6日	17:00	埼玉東上地域大学教育プラットフォームからの寄附	被災した児童生徒に対する図書カード110点の寄附を受ける。
11月7日 ～ 11月8日	—	埼玉東上地域大学教育プラットフォームからの寄附 給与する学用品の購入	寄附された図書カードを6校に送付し、対象者への配布を依頼 個別通知を見て連絡があった保護者から学用品の詳細を聴き取り、随時、発注・購入
11月11日	午後	学用品の支給 (3回目)	2回目の配送後、電話連絡があったもので準備が整ったものを高坂小、白山中へ届ける。
11月12日 ～ 11月13日	随時	高等学校等 生徒への対応	高等学校等の生徒に対する学用品で、納品があったものを対象者に配布

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.7 児童、生徒等への支援

日付	時間	項目	内容
11月14日	—	学用品の支給 (4回目)	<p>3回目の配送後、電話連絡があったもので準備が整ったものを学校へ届ける。 運動靴を希望する人への個別通知を配布</p> <p>【給与の状況を整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・唐子小学校 - 10件中10件が完了（うち2件は被害なしのため支給なし） ・高坂小学校 - 46件中29件が完了（うち2件は教材店から支給され支出0） ・野本小学校 - 7件中6件が完了 ・桜山小学校 - 14件中7件が完了 ・南中学校 - 11件中5件が完了（うち2件は被害なしのため支給なし） ・白山中学校 - 5件中2件が完了（残り3件も発注済み） <p>保護者から細かな要望が寄せられており、1件ずつ聴き取り、意向確認をしながら給与する学用品を決定せざるをえない状況である。（要望内容:靴の色やデザイン、学校で友達が使っているものと同じもの等） メーカーの確認や業者との金額調整に時間を要している。</p>
11月15日 ～ 12月27日	随時	学用品の支給 (個別対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・給与が完了していない対象者について、対応を継続 ・連絡がとれていない人に対しては、学校を通じて個別通知を再度実施。電話連絡も行い、年内に全て発注が完了 ・取り寄せや特注等で時間を要していた学用品の給与に対応 ・高等学校等の生徒については、自宅へ学用品を届ける対応も行う。

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
被害状況の把握	<p>学用品については、各学校・学年によって使用状況が異なる上、詳細を市教育委員会では把握していない。そのため、災害発生後に学用品についての情報収集から対応しなければならず、物品の手配に時間を要した。被災時に給与が想定される主な学用品については、あらかじめ情報を整理し、必要なものを速やかに手配できるような体制をとりたい。</p>	<p>今回実施した学用品給与の対応方法や検討事項等を整理する。</p>
担当職員の配置・分担	<p>学用品給与に当たっては、学校現場を熟知している者が対応する方が効率的・効果的であるため、担当職員の配置・分担に当たっては、市教育委員会内で十分に協議し、計画的に対応すべきである。</p>	
保護者との連絡調整	<p>学校を経由して児童生徒の情報を収集したが、学校現場においても混乱が生じており、災害発生後しばらくの間は連絡調整が困難であった。学校を介する方法だけでなく、早期に市教育委員会と保護者が直接連絡を取れるような体制を整えることが必要であった。電話や文書配布による連絡だけでなく、市ホームページやひがしまつやま災害臨時号での情報発信、東松山いんふおメールの活用などが手段として考えられる。</p>	<p>市教育委員会と各学校の保護者による連絡体制の構築を検討する。</p>
高等学校等の生徒への対応	<p>市教育委員会においては、中学校卒業後の進路を把握できないため、高等学校等の生徒への対応が受け身になってしまった。県教委からの情報提供もなく、非常に対応しがたい状況であったため、これに係る情報収集及び発信方法について、今後のために整理しておきたい。</p>	<p>今回実施した学用品給与の対応方法や検討事項等を整理する。</p>

3.2.8 避難者、被災者の意向及び状況把握

10月14日から各避難所に避難されている方に聞き取りを行い、生活の状況や再建の意向等を調査した。その後、10月21日に全庁的に応援を募り職員を追加し、10月26日から浸水想定区域全地区に訪問調査を実施した。

避難者意向調査及び被災者訪問調査結果において、早急な対応が必要なものは、すぐに担当課に伝達し、対応を依頼するとともに、仮住まい希望件数を把握し、被災者の住宅支援を実施している住宅建築課に伝え、対応を依頼した。

(1) 対応の時系列

日付	内容
10月14日	各避難所（松山市民活動センター・唐子市民活動センター・高坂丘陵市民活動センター・野本コミュニティセンター）の避難者名簿を作成
10月15日	避難者意向調査票を作成するとともに、避難者意向調査班を編成 【避難者意向調査①】 ・避難所4箇所73人に対し、避難者意向調査票を基に今後の生活の意向について調査 ・特に仮住まいが必要な人の把握に重点を置く。 ・女性の避難者の相談も併せて伺う。
10月16日	被災者訪問調査票を作成するとともに、被災者訪問調査班を編成 【避難者意向調査②】 15日に伺えなかった人に対し、避難者意向調査票を基に今後の生活の意向について調査
10月17日	【被災者訪問調査①】 葛袋（川北地区）を4班8人体制で、被災者訪問調査票を基に訪問調査
10月18日	【被災者訪問調査②】 ・葛袋（川南地区）と下青鳥（上郷地区）を3班5人体制で、被災者訪問調査票を基に訪問調査 ・田木・毛塚地区の罹災調査にあわせて、課税課職員が被災者訪問調査票を基に訪問調査
10月21日	在宅避難地区が多く、市民生活部だけでは対応が困難なため、全庁的に職員の応援を依頼し、集中的な被災者訪問調査の実施を決定
10月25日	【被災者訪問調査説明会】 被災者訪問調査を実施するために必要な知識など共通認識を図るため、東松島市に派遣経験のある職員による説明会を実施（参加人数約35人）
10月26日～ 11月1日	【被災者訪問調査③～⑨】 浸水が想定される全地区（早俣、葛袋、あずま町、毛塚、下青鳥、田木、正代、下唐子、宮鼻、古凍、石橋、高坂、大黒部、上押垂、松山、神戸）について、被災者訪問調査票を基に訪問調査 ・訪問職員数延べ40人 ・訪問件数延べ546件
11月9日～ 11月15日	【被災者訪問調査⑩～⑯】 市営諏訪下住宅と下記住宅について、被災者訪問調査票を基に訪問調査 (1)罹災申請が出ているが、訪問できていない方 (2)浸水の可能性があるが、訪問できていない方 (3)訪問時不在であったが、電話等で連絡の取れた方 ・訪問職員数延べ14人 ・訪問件数延べ140件
11月12日	11月1日までの被災者訪問件数と主な要望について、関係各課に情報提供
11月22日	在宅避難者訪問報告書を作成

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
被災者の状況把握	戸別訪問をするに当たって、被災地区がどこに、どのくらいの軒数があるのかわからず、事務量の把握が難しかった。最終的には、罹災申請リストを参考に現地を確認しながら進めていった。	災害発生直後から、被災区域における家屋被害概況の把握の実施が考えられるため、災害対策本部が把握している詳細な被害状況を確認することで、必要な情報を把握する。
女性に配慮した避難所対策	今回は、女性避難者用の部屋を設けてはいなかったが、もっと大規模かつ長期の避難になる場合、女性避難者用の部屋を設けたほうがよい。特に、女性からの不満はなかったが、実際は、車中泊の人がいた。	避難所として活用可能な施設には限りがあるため、避難所担当職員に女性職員の一定数の割当を検討する。 避難所運営の際には、女性の参画を推奨することで、女性に配慮した避難所対策を推進する。
訪問の実施方法	他課でも訪問をやっていたようなので、一緒に回れば効率的だと思う。一度にまとめて来てもらった方が被災者も助かる。その場で解決できることも増える。	災害対策本部会議のほか、各課の実施状況や予定を把握できる体制を構築する。
情報の共有化	基本的に今回の訪問で確認した要望や問題点については、緊急のものは直接担当課につなぎ、それ以外は後日報告した。	—
シートの事前準備	被災者の住所・氏名・家族構成・生年月日は事前にシートに書き込んでおくとうい。	災害の規模によっては、シートの事前書き込みのみでも膨大な業務量となるため、状況に応じて対応方法を検討する。
被災者の情報管理	今回は、Excelと被災者支援システムで管理した。一つで済むようにシステム改修等が可能であれば、効率化につながる。	被災者支援システムに一元化して管理するように体制を整備する。
被災者訪問調査の実施方法	災害対策本部で意見を集約し、被災者訪問調査を早期に全庁的に取り組む必要があった。	災害対策本部会議のほか、各課の実施状況や予定を把握できる体制を構築する。
訪問時の装備	訪問時に職員とわかりやすいように、腕章やビブス等があった方がよい。	平常時で使用している備品や災害対応分として備蓄している備品を活用する。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.8 避難者、被災者の意向及び状況把握

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
特別チームの編成	<p>大規模災害になった場合、通常業務を行いながら、一つの課や部で、戸別訪問に関して職員を配置することは難しい。訪問できる職員を探すのが困難であり、訪問者がその都度変わるといったことにつながる。そのため、継続性がなく、訪問技術の向上にもつながらない。早急に行う必要があるため、あらかじめ戸別訪問対応者を全庁から選出してもらい、特別チームを編成してスピード感を持って対応したほうがよい。</p>	<p>大規模災害時においては、業務継続計画を発動することで、通常業務を原則中止し、全庁的に災害対応を実施する。</p>

3.2.9 被災者への情報提供

1) 気象情報の伝達、避難情報の発令

本市における気象情報等に基づく避難情報の発令は、防災行政無線、東松山いんふおメール、市ホームページ等を活用して行われた。

(1) 対応の時系列

「3.1.1 4) 気象情報・避難情報（P11、P12）」参照

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
情報の伝達方法	屋外拡声子局（放送塔）からの避難情報の放送内容について、聞き取りにくいといった声が多くあった。	暴風雨時の屋外拡声子局（放送塔）からの防災行政無線のみでの避難情報の伝達は困難であり、戸別受信機の貸与や東松山いんふおメール、市ホームページ等のツールを活用し対応する。 出前講座や各種防災訓練、研修等で、東松山いんふおメールの登録について周知する。
体制の整備	避難情報について、防災行政無線、東松山いんふおメール、市ホームページ等で周知したが、オペレーションする職員や役割分担が明確でなかった。	災害対策本部（危機管理課）の役割分担を見直し、対応する業務を明確にする。 台風等の接近が見込まれる場合は、併任職員を早い段階で動員し、役割分担を明確にした上で対応する。
避難情報の発令	おおむね適切なタイミングで、避難情報を発令することができたと考えているが、警戒レベル5（災害発生情報）の発令について、夜間で現場の状況がつかめない時間帯があり、その判断が困難であった。 夜間であったため、国・県からの堤防の越水・決壊等の情報が不足した。市民からの通報に基づいた現場付近の水防監視班による情報や、消防署からの情報により避難情報を発令した。	水防監視班からの情報、河川監視カメラ、河川管理者、消防署、消防団との連携、沿川住民からの通報など、様々な手段を用いて正確な情報を入手する。 避難情報の発令の各レベルについて、広く住民に理解してもらうため、周知を図る。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.9 被災者への情報提供

2). ひがしまつやま災害臨時号（かわら版）の発行

災害による被害状況や相談窓口の案内、支援制度等を被災者に迅速かつ広く周知するため、広報紙を作成して避難所や各市民活動センターに配布した。10月29日発行の第3号から各被災世帯への郵送も開始した。

(1) 対応の時系列

日付	項目	内容
10月18日	ひがしまつやま災害臨時号発行	被災状況、罹災証明書の交付、災害ゴミの受入れ、各種相談窓口の案内など 避難所・各市民活動センター、災害ボランティアセンター、民生委員等へ配布
10月24日	ひがしまつやま災害臨時第2号発行	被災者生活再建支援制度、住宅の応急修理、市税の減免など 避難所・各市民活動センター、社会福祉協議会ボランティアセンター、民生委員等へ配布
10月29日	ひがしまつやま災害臨時第3号発行	台風第19号による被災への住宅支援、水道料金及び下水道使用料の減免など 被災世帯へ郵送、避難所・各市民活動センターへ配布
11月5日	ひがしまつやま災害臨時第4号発行	賃貸型応急住宅の対象者要件の拡大、子育てに関する支援、し尿処理手数料の減免など 被災世帯へ郵送、避難所・各市民活動センターへ配布
11月13日	ひがしまつやま災害臨時第5号発行	国民健康保険・後期高齢者医療保険の一部負担金（窓口支払）の免除、災害援護資金の貸付け、被災した家屋の公費解体など 被災世帯へ郵送、避難所・各市民活動センターへ配布
11月22日	ひがしまつやま災害臨時第6号発行	台風第19号により家庭で出たごみ（災害廃棄物）の受入れ期間の延長、被災農業者への支援、主な支援制度手続の一覧など 被災世帯へ郵送、避難所・各市民活動センターへ配布
12月3日	ひがしまつやま災害臨時第7号発行	所得税等の全部又は一部の軽減（確定申告）、浄化槽清掃費補助金など 被災世帯へ郵送、避難所・各市民活動センターへ配布
12月19日	ひがしまつやま災害臨時第8号発行	第1次義援金の配分、生活必需品の支給、年末年始休業日のお知らせなど 被災世帯へ郵送、各市民活動センターへ配布

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
ひがしまつやま災害臨時号発行	被災者支援に関する情報の集約と周知が円滑に進むよう事前に仕組みなどを構築しておく必要があった。	被災者支援情報の収集から発信に至るまでの役割分担とフローを明確にする。

3.2.10 被災者への生活再建支援組織

生活再建の様々な場面における被災者の判断や選択を継続的に支援し、生活再建を果たすまでの過程を総合的にサポートするため、災害発生から1か月後の11月11日に室長1人、主任1人、主事2人の体制で「被災者生活再建支援室」を危機管理課内に立ち上げた。

1月4日からは、県内他自治体（嵐山町、鶴ヶ島市）からの派遣職員（主査1人、主事1人）を受け入れ、支援室の体制を強化した。

主な業務は、①被災者の生活再建に関する継続的な相談対応、②被災世帯の状況把握、③生活再建意向の把握、④生活再建に伴う資金の供与、⑤生活再建完了までの状況把握の5つである。



支援室発足後は、総合相談窓口業務を引き継ぐとともに、被災した全世帯の訪問及び被災地区の区長の訪問を実施し、被災者と顔の見える関係性の構築に取り組んだ。

また、被災世帯情報や各課で所管する各種支援制度を一元的に管理する被災者支援システムを活用することで、相談履歴や制度の活用状況、再建意向などが集約され、相談時にスムーズな対応を可能とした。

これらの体制やシステムの活用については、東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県東松島市で採用されていたものを参考としており、平成23年度から9年間にわたり本市から復興支援で派遣（自治法派遣）されていた複数の職員が被災地で経験し学んだことがいかされた。

ひがしまつやま災害臨時号は、12月末までに8号を発行し、被災した全世帯へ情報が行

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.10 被災者への生活再建支援組織

き渡るよう、郵送や戸別訪問にて配布した。

また、再建支援制度や災害援護資金の貸付けなどの生活再建に係る業務は12月27日まで
の間、職員をローテーションさせながら土曜日・日曜日などの閉庁日も含めて実施した。

相談窓口受付件数の推移

単位：人（来庁者）、件（相談数）

10月	10/18	10/19	10/20	10/21	10/22	10/23	10/24	10/25	10/26	10/27
来場者	42	46	22	32	30	41	30	21	3	20
相談数	46	48	25	32	41	52	56	35	3	26
10月	10/28	10/29	10/30	10/31						
来場者	24	23	22	23						
相談数	35	28	31	38						

11月	11/1	11/2	11/3	11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
来場者	26	2	9	4	31	29	21	37	0	23
相談数	36	2	12	4	53	64	42	56	0	55
11月	11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17	11/18	11/19	11/20
来場者	23	22	14	23	18	0	23	23	21	19
相談数	43	41	27	42	32	0	32	54	36	26
11月	11/21	11/22	11/23	11/24	11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30
来場者	19	24	0	9	17	12	12	22	23	0
相談数	37	42	0	19	32	14	15	35	33	0

12月	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10
来場者	6	22	9	10	7	8	0	13	10	10
相談数	7	23	25	13	9	11	0	20	14	15
12月	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17	12/18	12/19	12/20
来場者	9	11	9	0	4	9	11	10	12	8
相談数	10	14	13	0	4	13	14	16	14	13
12月	12/21	12/22	12/23	12/24	12/25	12/26	12/27	12/28～12/31		
来場者	0	3	11	9	6	8	7	0		
相談数	0	3	17	12	10	11	11	0		

1). 事前準備

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月17日	午前	相談窓口の立ち上げ準備	被災者からの相談を受け付ける窓口の設置について検討
10月18日	午前	相談窓口の立ち上げ	相談窓口を本庁舎1階市民ホール（総合受付横）に開設し、相談受付業務を開始
10月25日	—	被災者生活再建支援室の立ち上げ準備	被災者の生活再建に係る組織の立ち上げについて検討。以降、立ち上げに至るまで、業務内容や定員等について調整
10月31日	—	行政組織の一部見直しについて	危機管理課内に、「被災者生活再建支援室」を設置することについて、起案。これに伴い、東松山市行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、起案
11月1日	—	行政組織の一部見直しについて	「被災者生活再建支援室」の設置について、市長決裁が完了。東松山市行政組織規則の一部を改正する規則についても同様に決裁が完了
11月11日	—	被災者生活再建支援室の設置	分室1階に被災者生活再建支援室の執務室を設置し、4人体制で業務を開始する。調整が整い次第、他自治体から派遣職員を受け入れ、体制を強化することとした。

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
行政組織の一部見直し	新しく配属する職員の決定を可能な限り速やかに行う必要がある。	—

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.10 被災者への生活再建支援組織

2). 発足後

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
11月11日	8:30	被災者生活再建支援室発足	室長1、主任1、主事2の計4人に辞令交付。分室1階に執務室を置く。
11月18日	—	被災世帯戸別訪問開始	被災世帯への戸別訪問開始 未手続の支援制度の案内、健康状態、再建の意向の聴き取りなど
11月30日	—	葛袋地区出張相談窓口	葛袋地内で相談窓口を開設 13:00～16:00萬藏寺にて12件の相談を受付
12月1日	—	総合相談窓口を支援室へ移動	本庁舎1階市民ホールから分室1階被災者生活再建支援室へ窓口移設 12月は日曜8:30～17:15窓口開設、毎週木曜日は20:00まで延長
12月17日	—	地域住民・社会福祉協議会・ボランティア団体と情報共有会議	支援の状況について情報共有のための会議を開催 以後も4者で情報共有を図り協力関係を構築することとした。
12月22日	—	早俣自治会集会参加	早俣自治会の集会に参加（河川の改修や公費解体・応急修理などについての質問・意見があった。）

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
被災者生活再建支援室発足	発足当初は人手が不足し、危機管理課からの応援に加え、日替わりで応援職員2人を配置した。	応援が必要と想定される業務については、受援対象業務として整理することで受援体制の強化を図る。

3). 庁舎管理

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
11月1日	—	庁舎管理	「被災者生活再建支援室」の設置（11月11日～）決定により、設置スペース（分室1階北側）の確保、机・イス・電話・カウンター等の調整着手
11月6日	17:15 ～	庁舎管理	「被災者生活再建支援室」設置準備作業
11月7日	17:15 ～	庁舎管理	「被災者生活再建支援室」設置作業 机・イス・パーテーション・キャビネット・長机・電話・LAN配線・所属サイン設置
11月8日	—	庁舎管理	庁舎内新サイン・市ホームページ庁舎内レイアウト更新・電話番号表更新準備 11月11日更新
11月11日	8:30 ～	庁舎管理	分室1階に「被災者生活再建支援室」開設、4人体制。当面の間、本庁舎1階「台風第19号に関する市民相談窓口」は並行して継続
11月29日	—	庁舎管理	本庁舎1階市民相談窓口を17:15に閉鎖。12月以降の同市民相談窓口は被災者生活再建支援室内で対応となる。平日及び日曜日は8:30～17:15、木曜日のみ20:00まで開所。（土曜日なし）※日曜日の開設は12月中のみ

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
緊急スペースの確保 (被災者生活再建支援室)	下水道課移転直後に職員休憩所等として活用していたスペースを転用した。(分室1階北側)被災者の来庁窓口として1階への同室設置は適切な配置であったと判断する。今後も、緊急対応可能なように、本庁舎や分室の1階フロア内にはある程度の空間を確保した庁舎利用が望ましい。	緊急時に優先的に使用するスペースの確保や運営に関する必要な事項を整理する。

3.2.11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

1). 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援金は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、住民の生活の安定とその生活の再建を支援するものである。

令和元年東日本台風により同法が適用され、東松山市においても、住宅が全壊した世帯、あるいは住宅が半壊し又は敷地等に被害が生じ、やむなく解体した世帯、住宅が大規模半壊した世帯が、被災者生活再建支援金の支給対象となった。

申請窓口は、市町村が担うこととなっており、市で受け付け、埼玉県の審査を経て、公益財団法人都道府県センターにおいて、最終確認を行い、支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれる。

【参考：支援金の支給額】

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害区分)	(住宅の再建方法)		
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃貸	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸	50万円	100万円

(※世帯主が単身世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の金額)

【実績】

生活再建支援制度	申請件数	申請金額
基礎支援金	212件	136,125,000円
加算支援金	88件	86,250,000円

(令和元年12月27日時点)

(1) 対応の時系列

日付	項目	内容
11月1日	法の適用	県が被災者生活再建支援法を適用
11月5日	支援金受付開始	相談窓口で支援金の受付を開始

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
被災者生活再建支援金受付開始	半壊未満の世帯が原則対象とならないため、半壊世帯の被災者から制度の対象範囲の拡充について意見があった。	同法の適用は、埼玉県が実施したため、埼玉県に制度に関する意見を伝達する。

2). 災害弔慰金

災害弔慰金は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に準拠した「東松山市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対して支給するものである。

亡くなった方が、生計を主として維持する者である場合は500万円、その他の場合は250万円が支給される。

実施主体は市であり、費用負担は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となっている。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
11月12日	—	災害弔慰金問合せ	避難所生活後、体調を崩し入院されていた方が入院先の病院で死亡したとのこと。親族から災害弔慰金の対象になるのか問合せあり。
11月18日	11:00	申請	災害との関連があるか調査する必要がある旨を伝え、調査の同意書を記入していただく。同日、審査に必要な死亡診断書、戸籍謄本、住民票、住民税決定証明書等の書類を取得する。
11月21日	16:00	調査	入院していた病院の院長から聞き取り調査を実施し、意見書の作成を依頼する。あわせて、親族と面会し、これまでの経過について事情を伺う。
11月25日	10:00	県に報告	病院の院長による意見書を受領し、経過や参考資料、医師の意見書を基に市の考え（災害関連死と認定すること）を整理し、県に伝える。国及び県の意向について確認する。
12月2日	14:00	国及び県の内諾	国及び県ともに市の意向どおり、本件を、災害関連死と認定することについて、内諾の連絡あり。
12月3日	11:00	災害関連死の認定	本件を正式に災害関連死と認定し、災害弔慰金の支給を決定
12月9日	15:00	災害弔慰金支給決定通知	親族に災害弔慰金の支給決定について報告し、親族と面会し、支給決定通知書を交付する。
12月23日	—	災害弔慰金支給	災害弔慰金を支給

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
災害弔慰金支給審査委員会	期間が経過するにつれ、災害関連死が推定されるケースが発生した場合に災害関連死の認定が難しくなる。	状況に応じて、災害弔慰金支給審査委員会の設置を迅速に実施する。

3). 災害援護資金貸付金

災害援護資金貸付金は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に準拠した「東松山市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により世帯主が負傷又は住居や家財等に被害があった世帯の生活の再建に必要な資金を市が貸し付けるものである。

貸付けの対象となる世帯には、最大で350万円の貸付けが可能だが、世帯主の負傷の有無・被害状況により貸付限度額が変わることに加え、前年所得によっては、貸し付けられない場合がある。（下表のとおり）

実施主体は市であり、貸付金原資は国2/3・都道府県・指定都市1/3となる。

【貸付限度額】

（世帯主が負傷し、療養に1か月程度を要す、次のいずれかの被害を受けた世帯）

被害の種類・程度	貸付限度額
家財の1/3以上の損害	150万円
家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
住居の半壊 ※	270万円(350万円)
住居の全壊	350万円

（世帯主の負傷がなく、次のいずれかの被害を受けた世帯）

被害の種類・程度	貸付限度額
家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
住居の半壊 ※	170万円(250万円)
住居の全壊 ※	250万円(350万円)

※被災した住居を建て直す際、住居の残り部分を取り壊さざるを得ない等、特別の事情があるときには、（ ）内の金額が限度額となる。

【所得制限（世帯の総所得がこの金額を超えると貸し付けることができない）】

世帯人員	市税における平成30年分の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

【貸付条件】

貸付利率	0%
償還期間	10年(据置期間を含む)
据置期間	3年
償還方法	年賦・半年賦・月賦のいずれか(元利均等償還・繰上償還可)

【実績】

申請件数	申請（貸付）金額
15件	27,100,000円

(令和元年12月27日時点)

(1) 対応の時系列

日付	項目	内容
11月1日	規則改正	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 一部改正 利率を1%から0%に変更
	補正予算	予算:4億円
11月11日	貸付金受付開始	相談窓口で災害援護資金貸付金受付を開始

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
災害援護資金貸付金受付開始	今後の債権回収についての体制整備が課題。受付期間の延長について県と協議中	過去に発生した大規模災害で災害援護資金を貸し付けした自治体の対応状況を参考に体制等を検討する。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

4. 令和元年度ふるさと納税（台風寄附）

ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」における災害支援用緊急寄附サイトを活用し、速やかに復興のための寄附支援を募るため対応した。

【実績】

受付件数	寄附金額
387件	13,584,354円

（令和元年12月31日時点）

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月15日	8:30	災害支援寄附フォームの作成	ふるさとチョイス内に災害支援寄附フォームを作成。同日9:00から災害支援寄附を開始
10月16日	8:30	災害支援寄附の受付後処理	担当者メールに届く寄附受付の内容を、Excel受付簿に入力。財政課に情報提供 ※災害支援寄附の受付後処理は、現在まで継続実施中

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
ふるさとチョイス災害支援寄附フォームの作成	マニュアルに沿って作成をしたが、ページが複雑で開設までに時間を要してしまった。	ページの開設方法を事前に把握し、所属内で情報を共有する。
	多くの方から寄附をいただけるよう、寄附方法はクレジット・銀行振込・郵便振替の3種類とした。銀行振込と郵便振替の場合は、寄附受付後に財政課から振込用紙の送付が必要であったが、寄附件数が多かったため送付までに時間が掛かり、問合せが発生した。財政課担当者の負担も大きかった。クレジット決済のみの市町村も多かったため、当市も検討が必要である。	関係課の負担についても検討の上、寄附金の募集方法を決定する。
災害支援寄附の受付後処理	1日の寄附件数が多いため、受付簿への入力に時間を要してしまい、他の業務が滞ってしまうことがあった。	—
	件数が多いため、未決済のものなど、財政課寄附担当者と定期的に受付簿を照合し確認することが重要である。	

5). 寄附金の受付

市ホームページに災害寄附の受付開始等を掲載した。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月15日	—	寄附金受付	窓口やふるさとチョイスによる災害対策寄附金（消防費寄附金）を受付開始
	13:00	緊急寄附の受付を市ホームページに掲載	市ホームページに令和元年東日本台風復旧支援に伴う緊急寄附の受付を掲載
	17:00	金融上の措置を市ホームページに掲載	市ホームページに関東財務局から掲載依頼のあった令和元年東日本台風に対する金融上の措置を掲載

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
寄附金の受付	留意点:窓口で義援金と寄附金、どちらの寄附であるのか寄附者に説明が必要である。(義援金は市民課で受付)	—

6). 市税の減免

「東松山市税条例」等に基づき、令和元年度課税額のうち被災した日以降に納期が到来する税額について減免を行った。

【参考】

税目	減免の対象
市県民税	前年中の合計所得金額が1千万円以下の納税義務者で、所有する家屋又は家財が10分の3以上の損害を受けた者
固定資産税	10分の2以上の被害を受けた固定資産
都市計画税	

【実績】

税目	件数	減免金額
市県民税	501件	15,631,700円
固定資産税	384件	8,257,600円
都市計画税	115件	730,000円

(令和元年12月27日時点)

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月18日	—	減免申請受付開始	罹災証明書、被災証明書の申請受付時に、減免申請の受付を開始する。
10月19日	—	休日窓口開設	10月19日（土）～11月4日（月・祝）の土日祝日に受付窓口を開設
10月21日	—	減免申請書の提出期限延長	令和元年12月27日まで、減免申請書の提出期限を延長する旨、告示する。
10月28日	—	罹災証明書交付に併せた減免申請案内の開始	罹災証明書の交付に併せて、減免申請手続きをしていない者に対する案内を開始する。 (案内文、減免申請書、返信用封筒を同封)
11月1日	—	減免決定通知書の発送開始	減免決定通知書の発送開始 以降、随時発送
11月9日	—	休日の受付体制	11月9日（土）～休日受付窓口の開設していない日に減免申請書の提出があった場合は、日直にて預かることとする。
11月10日	—	休日窓口開設	11月10日（日）～11月24日（日）の日曜日に受付窓口を開設
12月16日	—	減免申請書の未提出者への案内送付	罹災証明書を交付しているが、減免申請書の提出がない者に対し、減免申請の案内を送付
12月23日	—	減免申請書等の提出期限延長	令和2年2月13日まで、減免申請書、法人市民税申告書の提出期限を延長する旨、告示する。
2月13日	—	減免申請書提出期限	延長した減免申請書の提出期限以降は、期限までに提出をできなかった「やむを得ない理由」を記載した延長申請書を要す。

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
減免申請書の受付	介護保険料、後期高齢者医療保険料等、税以外の減免について、案内漏れがないよう苦慮した。	他課と連携をとりながら案内した。

7). 義援金支給

令和元年東日本台風により被害を受けた被災者を支援するために、募集された義援金を被災者へ公平に配分するものである。

まず、日本赤十字社埼玉県支部、埼玉県共同募金会、埼玉県にて受け入れられた義援金を「令和元年台風第19号義援金配分委員会」にて、被害の程度に応じた配分基準をもとに按分し、各市町村への配分額が決定し送金される。

その後、「令和元年台風第19号東松山市災害義援金配分委員会」にて、送金された義援金と配分基準をもとに東松山市にて受け入れた義援金を勘案し、被災者に支給する金額を決定し支給する。

【実績：第一次義援金の支給】

被害の程度	件数	金額
死亡	1件	300,000円
全壊世帯	91件	27,300,000円
半壊世帯（大規模半壊を含む）	317件	47,550,000円
一部損壊世帯	7件	210,000円
合計	416件	75,360,000円

（令和元年12月24日支給分）

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月13日	午前	義援金処理に関する準備	災害基本計画に基づき、義援金処理に関する情報の収集等を実施するとともに、義援金申込書の作成、礼状及び領収書様式の作成、事務処理方法の検討を開始
10月15日	午前	被災者に係る住民票等手数料の免除	東松山市手数料条例第4条第1項第5号の規定に基づき、被災者が復興のために請求する住民票等の交付手数料を免除とする取扱いを実施
		義援金の受入れに関する周知	義援金の受入れ（市民課窓口及び義援金箱の設置）について市ホームページ及び市民課に掲示を行い、その後内容の変更に伴い順次更新・修正を実施
		義援金箱の設置（本庁舎）	市役所総合受付窓口及び市民課窓口義援金箱を設置する（総合窓口の開設に合わせて、休日も受付を実施）
		義援金の受入れ	市民課窓口での現金による義援金及び現金書留による義援金の受入れを開始（総合窓口の開設に合わせて、休日も受付を実施）
10月16日	午前	義援金の受入れ状況の庁内への公開	災害義援金の最新受入れ状況を、毎日庁内共有フォルダに格納し、庁内に公開
10月18日	午後	義援金寄附のための現金書留料金免除の申請	郵便法第18条の規定に基づき、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除について日本郵便（関東支社）に申請

日付	時間	項目	内容
10月23日	午後	義援金箱の設置（各市民活動センター）	高坂市民活動センターを除く各市民活動センター窓口に義援金箱を設置（その後社会福祉協議会からの申出により、社会福祉協議会窓口にも設置） （以降は、毎週金曜日に市民課職員が各センターを回って義援金の回収を行い、義援金専用口座に会計課が入金）
10月24日	午後	義援金の受入れに伴う専用金融機関口座の開設	会計課での金融機関との調整を経て、義援金専用口座をゆうちょ銀行及び埼玉りそな銀行東松山支店に開設し、ゆうちょ銀行は10月23日、埼玉りそな銀行は10月25日から口座振込による義援金の受付を開始
11月11日	午後	義援金配分委員会設置要綱の策定	令和元年度台風第19号東松山市災害義援金配分委員会設置要綱を制定
		義援金礼状及び受領証の送付開始	義援金寄附者へのお礼状及び受領証の送付を開始（以後定期的に実施）
11月20日	午前	第1回義援金配分委員会の開催	設置要綱に基づき配分委員会委員の委嘱を行い、第1回義援金配分委員会を開催して、義援金の配分基準、配分方法、配分時期等に関する協議を実施
11月25日	午後	埼玉県への義援金対象件数の報告	埼玉県消防防災課からの照会に基づき、義援金の配分対象となる死亡、全壊、半壊、一部損壊の罹災件数を報告（依頼文書の收受及び回答は危機管理課）
11月28日	午前	義援金配分委員会監事の委嘱	義援金配分委員会設置要綱に基づき配分委員会監事の委嘱を行う。
12月11日	午前	第2回義援金配分委員会の開催	第2回義援金配分委員会を開催し、義援金の第1次配分の配分基準は埼玉県の基準と同様とすること、市の義援金の配分額は死亡・全壊が100,000円、半壊が50,000円、一部損壊が10,000円とすること、12月24日に第1次配分の実施等を決定
12月19日	午前	埼玉県義援金の受入れ	11月29日に開催された第1回埼玉県義援金配分委員会の決定に基づき、県内市町村への埼玉県第1次義援金の配分（入金）が行われた。本市は総額50,140,000円
	午後	第1次義援金に係る通知文書の送付	第1次配分の対象者（世帯主）に義援金配分の案内文書を発送
12月20日	午前	第1次義援金に係る振込データの送信	第1次配分に関する振込データを会計課から埼玉りそな銀行に送信

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

日付	時間	項目	内容
12月24日	午前	第1次義援金の配分（振込）	第1次義援金の配分（振込）を実施 総額75,360,000円（埼玉県義援金を含む） ○内訳○ 死亡者（1人） 300,000円（県200,000円＋市100,000円） 全壊世帯（91世帯） 300,000円（県200,000円＋市100,000円） 半壊世帯（317世帯） 150,000円（県100,000円＋市50,000円） 一部損壊世帯（7世帯） 30,000円（県20,000円＋市10,000円）
12月25日	午後	義援金寄附者情報の公表	第1次配分の実施に伴い、義援金の受入れ及び配分状況並びに災害義援金の寄附者氏名を市ホームページで公表（以後定期的に情報を更新）

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
義援金の担当部署について	<p>本市では、地域防災計画に基づき、義援金の受入れから配分までの全ての処理を市民課が担当しているが、他の自治体ではほぼ災害見舞金を支給している福祉主管課が担当している。義援金の配分対象者は災害見舞金の支給対象者と重複しているが、担当部署が災害見舞金は社会福祉課、義援金は市民課と分断されていることから、口座情報や罹災状況などのデータも二重に管理せざるを得ない。</p> <p>埼玉県を含む他の被災自治体や日本赤十字社との連絡調整も発生するため、義援金の配分に関する処理は社会福祉課に一本化した方が効率的である。</p> <p>また、義援金の専用口座は公金外ではあるが準公金として取り扱っており、受け入れた義援金の管理、配分に伴う金融機関への振込手続などは会計課に依頼している。そのため、災害対策基本計画において義援金に関する会計課の役割も明確化することが望ましい。</p>	<p>災害時の事務分掌については、今回の災害対応を踏まえ見直しを行う。</p>
義援金配分対象者の抽出（対象者データ）の確定について	<p>本市での、罹災証明書においては住家だけでなく店舗や事務所などの住家でない建物も含まれているなど、罹災証明書のデータベースから義援金の対象者を抽出するに当たっては、災害見舞金のデータとの突合や社会福祉課等との綿密な検証及び調整が必要であった。今後は罹災証明書、住民基本台帳、災害見舞金、義援金等の情報の一本化などを検討することが望ましい。</p>	<p>被災者支援システムに一元化して管理するように体制を整備する。</p>

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
配分委員会設置要綱について	<p>配分委員会設置要綱については、本来災害が発生する前に策定しておくべきであったと思われる。なお、本市の設置要綱は今回の災害（令和元年東日本台風）への対応に特化した要綱となっているため、今後発生する災害に対応するためには、新しく平準的な要綱を策定するか、今回同様、特定の災害に特化した要綱を策定するかのいずれかの対応が必要となる。その場合、他自治体では配分委員会委員に民間（自治体連合会、民生児童委員、社会福祉協議会等から選出が多い）の方を選任しているところも多いため、委員構成についても検討の余地があるものと思われる。</p>	<p>あらかじめ平準的な要綱を策定することで災害時の負担軽減を図るとともに、平常時から委員構成についても検討する。</p>

- 第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応
 3.2 被災者、避難者への支援
 3.2.11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

8). 災害見舞金支給

「東松山市災害見舞金支給条例」に基づき、令和元年東日本台風により被害を受けた被災者への支援のため、下表のとおり災害見舞金を支給するものである。

【参考：東松山市災害見舞金支給条例 第3条第1項各号】

被害の程度	金額
死亡	10万円
負傷	6万円以内
全壊	10万円以内
半壊	4万円以内
床上浸水	1万円以内

【実績】

被害の程度	件数	金額
全壊世帯	91件	9,100,000円
半壊世帯	317件	12,680,000円
床上浸水世帯	7件	70,000円

(令和元年12月27日時点)

(1) 対応の時系列

日付	項目	内容
10月14日	課税課と調整	罹災証明書発行時に災害見舞金申請の案内を依頼
10月16日	財政課と協議	財源について協議→補正予算（専決）
10月21日 ～	諸手続の調整	口座振込による支給の調整 罹災証明書の郵送時に申請書・返信用封筒を同封するため課税課と調整 罹災証明書の内容照会・住基の照会が必要なため、目的外利用手続の実施 返信用封筒切手代の流用、補正について財政課と協議→10月分は流用、11月以降は補正 義援金について市民課と調整（振込先を兼ねることによる申請様式等）
10月28日 ～	支給手続	罹災証明書の発送とともに支給手続を開始

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
関係各課との調整	罹災証明書（課税課）、義援金（市民課）、災害弔慰金（危機管理課）との調整が煩雑である。	災害対策本部会議のほか、各課の実施状況や予定を把握できる体制を構築する。

9). 障害福祉サービス利用料等の免除

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、令和元年東日本台風により、住家の全壊・半壊又はこれに準ずる被災をした者を対象に、障害福祉サービス等の利用者負担額を免除したものである。

【実績】

免除者数	免除金額
3人	37,316円

(令和元年12月27日時点)

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月17日	午前	障害福祉サービス利用料等の免除意向確認調査	国から利用料等免除に係る意向確認調査(10月16日付け)
10月18日	午前	免除対象人数・金額の把握	免除となりうる対象人数:5人、免除金額(公費負担額):月額23,000円
10月21日	午後	免除意向確認回答	「猶予し、猶予された分について免除する」こととして回答
10月24日	午後	県内免除実施状況把握	県障害者支援課に意向確認調査結果について照会し情報提供を得る。免除意向は本市含む13市町
10月28日	午前	免除の起案	「令和元年台風第19号に伴う災害による障害福祉サービスの利用料等免除について」起案
10月29日	午後	免除の決定	「令和元年台風第19号に伴う災害による障害福祉サービスの利用料等免除について」決裁
	午後	免除通知の送付	対象者及びサービス事業所へ利用料免除通知を送付:対象者4人 6事業所

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
	特段の課題等はなし。	

10). 介護保険料の減免及び介護保険利用者負担額の免除

「東松山市介護保険条例」に基づき、令和元年東日本台風により家屋の罹災程度が床上浸水又は半壊以上の被害を受けた者に対して、災害発生日以降の令和元年度介護保険料を減免した。

また、厚生労働省通知（事務連絡）をもとに、東松山市の被保険者で住家が令和元年東日本台風により床上浸水以上の被害があった介護サービス利用者に対して、介護保険利用者負担額免除認定証・証明書を発行し、介護保険サービスを利用した際の利用者負担額を免除した。（介護保険適用外の食費・居住費を除く）

【介護保険料の減免実績】

減免決定者	減免金額
290件	6,875,300円

（令和元年12月27日時点）

【介護保険利用者負担額の免除認定件数】

免除認定者	48件
-------	-----

（令和元年12月27日時点）

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月14日	11:00	介護保険料減免及び利用者負担免除事務に係る協議	「東松山市介護保険料減免・徴収猶予取扱要領」の確認 前年度に発生した西日本豪雨災害時における国の介護保険料減免及び利用者負担免除に係る取扱い通知等について情報収集を行う。 介護保険料減免について、課税課・収税課・保険年金課と災害減免に関して協議する。①減免申請期限（納期限前7日）について、やむを得ない事情による延長を利用すること。②減免基準について、罹災証明書の内容で減免決定できるよう現行要領を改正し対応することを確認
10月17日	18:00	介護保険料減免事務に係る協議	介護保険料減免について、課税課・収税課・保険年金課・高齢介護課で再協議 4課連名で「台風第19号の被害に遭われた方に対する市税等の減免」のチラシ作成をし、課税課での罹災証明書の申請時に各種減免申請書を受理していくこと（10月18日から）、災害発生以降の納期未到来分の保険料を減免対象とすること、減免申請期限を12月27日とすることを確認
	午後	介護保険利用者負担免除事務に係る協議	国から利用者負担免除に係る意向調査あり。 「猶予し、猶予された分について免除する」こととして回答（10月18日付け）

日付	時間	項目	内容
10月18日	午後	介護保険利用者負担免除事務に係る協議	国から利用者負担免除実施市町村として指定あり。 対象者の要件は、住家が床上浸水以上の被害があった方等に対し、令和元年10月～令和2年1月サービス提供分まで利用料を免除
10月21日	午前	介護保険料減免及び利用者負担免除情報の周知	市ホームページに掲載
	午後	介護保険利用者負担免除情報の周知	市内介護サービス事業所宛てに、利用者負担免除実施について通知 利用者からの口頭での申出により、利用者負担分を含めた10割分を国民健康保険団体連合会へ請求することが可能となること、請求の具体的な手続きについて追って連絡する旨案内
10月25日	午後	介護保険料減免事務に係る協議	国から保険料減免に対する財政支援の基準等について通知あり。 国の基準は所得制限なしのため、市の減免についても所得制限なしとする合意形成
10月28日	午後	介護保険料減免に係る取扱要領の改正	国の保険料減免に対する財政支援の基準に合わせた保険料減免が行えるよう、「東松山市介護保険料減免・徴収猶予取扱要領」の改正案起案（決裁日10月31日）
		介護保険利用者負担免除に係る協議	利用者負担免除について、口頭での申出があった者に対し、「利用者負担額免除認定証」を発行することを合意形成（決裁日10月30日）
11月1日	午後	介護保険料減免決定	介護保険料減免決定通知書送付（第1弾） ・対象者：36人 ・減免金額：1,051,100円
11月5日	午後	介護保険料減免決定	介護保険料減免決定通知書送付（第2弾） ・対象者：26人 ・減免金額：755,100円
11月7日	午後	介護保険利用者負担免除情報の周知	国から利用者負担減免対象者に係る介護報酬等の取扱い（請求方法）について通知あり。 市内事業所宛て、上記内容周知するとともに、利用者負担免除の申出のあった利用者について市に報告するよう通知
11月8日	午後	介護保険料減免決定	介護保険料減免決定通知書送付（第3弾） ・対象者：9人 ・減免金額：353,900円
11月12日	午後	介護保険料減免決定	介護保険料減免決定通知書送付（第4弾） ・対象者：4人 ・減免金額：107,300円
11月14日	午後	介護保険料減免決定	介護保険料減免決定通知書送付（第5弾） ・対象者：16人 ・減免金額：421,500円
11月18日	午後	介護保険料減免決定	介護保険料減免決定通知書送付（第6弾） ・対象者：20人 ・減免金額：429,500円

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

日付	時間	項目	内容
11月20日	午後	介護保険料減免決定	介護保険料減免決定通知書送付（第7弾） ・対象者：22人 ・減免金額：484,900円
11月25日	午後	介護保険料減免決定	介護保険料減免決定通知書送付（第8弾） ・対象者：77人 ・減免金額：1,601,500円
11月28日	午後	介護保険利用者負担免除決定	利用者負担額免除認定証送付〔第1弾〕 ・対象者：34人
12月3日	午後	介護保険料減免決定	介護保険料減免決定通知書送付（第9弾） ・対象者：49人 ・減免金額：1,069,200円
12月9日	午後	介護保険料減免決定	介護保険料減免決定通知書送付（第10弾） ・対象者：13人 ・減免金額：295,600円
12月13日	午後	介護保険料減免決定	介護保険料減免決定通知書送付（第11弾） ・対象者：9人 ・減免金額：148,800円
		介護保険利用者負担免除決定	利用者負担額免除認定証送付〔第2弾〕 ・対象者：10人
12月16日	午後	介護保険料減免未申請者への申請勧奨	罹災証明書が発行されている者のうち、市税等の減免申請を受理していない者に対して、収税課・課税課・保険年金課・高齢介護課連名の申請勧奨通知を送付（介護保険料対象者8人）
12月23日	午後	介護保険料減免決定	介護保険料減免決定通知書送付（第12弾） ・対象者：9人 ・減免金額：156,900円
		介護保険料減免申請期限の延長	市税等に関する申請期限を令和2年2月13日まで延長することを告示 これにあわせて介護保険料減免申請期限も同日まで延長する。
12月26日	午後	介護保険利用者負担免除決定	利用者負担額免除認定証送付〔第3弾〕 ・対象者：4人

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
介護保険料減免	<p>国から今回の災害に係る各種通知が発出される前に、あらかじめ前年度に発生した西日本豪雨に係る対応状況について情報収集が行えたことは、その後の事務を円滑に進めることができた点において評価できる。</p>	<p>—</p>
	<p>国から保険料減免に係る財政支援の基準等がもう少し早い段階で示してほしかった。</p>	<p>関係各所へ早急な情報提供を要望する。</p>
	<p>当初の介護保険料減免要領における減免基準が地震や火災による家屋の損壊を想定したものとなっており、水害を想定したものになっていなかったため、要領改正に苦勞した。</p>	<p>災害対策基本法第2条第1項に記載されている災害の種別から被害が生じる可能性がある災害を想定し要領を見直す。</p>
	<p>今回のように課税課・収税課・保険年金課・高齢介護課の4課で協力して事務を進めていくことは重要となる。</p>	<p>災害対策本部会議のほか、各課の実施状況や予定を把握できる体制を構築する。</p>

11). 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料減免及び一部負担金の免除

「東松山市国民健康保険税条例」及び「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」に基づき、令和元年東日本台風により下表の被害を受けた者に対して、災害発生日以降の令和元年度国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を減免するものである。

また、東松山市国民健康保険に関する規則及び埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則に基づき、令和元年東日本台風により下表の被害を受けたものに対して、一部負担金を免除するものである。

【保険税（料）の減免対象】

種別	減免対象
国民健康保険税	住家の罹災証明書の罹災程度が半壊以上又は床上浸水の場合
後期高齢者医療保険料	

【国民健康保険税等の減免実績】

種別	件数	減免金額
国民健康保険税	143件	10,435,100円
後期高齢者医療保険料	121件	2,745,350円

(令和元年12月27日時点)

【国民健康保険等一部負担金の免除対象】

種別	免除対象
国民健康保険一部負担金	住家の罹災証明書の罹災程度が半壊以上又は床上浸水の場合
後期高齢者医療一部負担金	住家の罹災証明書の罹災程度が半壊以上で、被保険者又は世帯主の市民税が非課税又は減免されている場合

【国民健康保険等一部負担金の免除対象件数】

種別	件数
国民健康保険一部負担金	131件
後期高齢者医療一部負担金	78件

(令和元年12月27日時点)

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月14日	10:30	国保税、後期保険料減免、一部負担金免除	市税等の減免の具体的な対応について協議(課税課、収税課、高齢介護課、保険年金課) 各種減免に係る法令等及び東日本大震災・平成30年7月豪雨(西日本豪雨)時の国・県の財政支援や減免の要件等について確認
10月15日	—	国保税、後期保険料減免、一部負担金免除	【国保】国保税減免、一部負担金免除の具体的な対応について協議 【後期】保険料減免、一部負担金免除の対応について広域連合に照会 【年金】保険料免除の対応について年金事務所に照会

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

日付	時間	項目	内容
10月16日	—	国保、後期被保険者証	国保、後期の被保険者証を滅失した場合の医療機関への受診方法について市ホームページ、Twitterにて周知
10月17日	—	国保税、後期保険料、年金保険料減免	【国保】【後期】罹災証明書の交付申請にあわせて、課税課・収税課・高齢介護課と協議し、4課連名で各種減免に係るチラシを作成し、当該減免に係る申請を10月18日から受け付けることとし、当該申請期限を12月27日とする。 【年金】年金事務所から保険料免除申請に係る要件の回答あり。免除申請受付開始
10月18日	—	国保・後期一部負担金 国保税、後期保険料減免	国から、一部負担金免除に係る通知が発出される。これを受け、【国保】具体的な対応を協議 【後期】広域連合に照会 国保税、後期保険料の減免申請受付開始
10月19日	9:00 ～ 16:00	相談対応	休業日（土）に、国保、後期、年金の各種減免に対する申請・相談を受け付けるため、職員3人にて対応
10月21日	—	一部負担金免除	【国保】一部負担金に係る免除を国の特別対策に基づき行うこととする。 【後期】広域連合から、国の特別対策にて一部負担金を免除する旨の連絡あり。上記をふまえ、一部負担金の免除について、医師会、歯科医師会、薬剤師会に情報提供。一部負担金の免除について、市ホームページ、SNSにて周知
10月22日	8:30 ～ 17:15	相談対応	休業日（祝日）に、国保、後期、年金の各種減免に対する申請・相談を受け付けるため、職員3人にて対応
10月24日	—	国保税、後期保険料減免	ひがしまつやま災害臨時第2号にて、国保税・後期保険料の減免について周知
10月26日	8:30 ～ 17:00	相談対応	休業日（土）に、国保、後期、年金の各種減免に対する申請・相談を受け付けるため、職員3人にて対応
11月3日	12:30 ～ 17:15	相談対応	午前中は日曜開庁。午後に引き続き各種減免に係る申請・相談を受け付けるため、職員1人にて対応
11月10日	12:30 ～ 17:00	相談対応	午前中は日曜開庁。午後に引き続き各種減免に係る申請・相談を受け付けるため、職員2人にて対応
11月22日	—	後期一部負担金	後期一部負担金免除の期限が、令和2年4月11日までとなることを広域連合に確認 市ホームページ、ひがしまつやま災害臨時第6号にて周知
12月13日	—	国保税、後期保険料減免	収税課、高齢介護課と協議。国保税、後期保険料の減免対象者のうち、未申請の方に勧奨通知を発送
12月16日	—	国保税、後期保険料減免	課税課・収税課・高齢介護課と協議し、国保税、後期保険料減免対象者へ、4課連名の手続勧奨通知を発送（国保:1件、後期:1件）

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
国保税減免	罹災証明書の申請状況や、他の市税の減免との重複もあることから、課税課、収税課との調整を図るまでのイメージ付けが難しかった。	より円滑に調整等を行うためには、制度に精通しておくことに加え、全国各地での類似事例における対応を理解しておく必要がある。
後期、年金保険料減免	後期保険料、国民年金保険料共に減免決定は他機関（広域連合、年金機構）にて実施するため、各機関との調整を図り、相手方の意図を汲んだ上で、事務を遂行することが困難であった。	
各種減免	日常業務を遂行しながら、避難所等の災害対応を行い、各種減免に対応するスキームを考え、論点を整理し、問題点を改善していくことに、身体的・精神的負担が非常に大きかった。	今回実施した対応方法や検討事項等を整理する。

12). 開発行為許可申請等の手数料免除

「東松山市手数料条例」に基づき、令和元年東日本台風により被災した者の以下の開発行為許可申請等の手数料を免除するものである。

【開発行為許可申請等手数料の免除対象】

種別	免除対象
都市計画法第29条に基づく開発行為許可申請	罹災証明書の対象となった建築物の代替として建築されるもの。
同法第35条の2に基づく開発行為変更許可申請	
同法第42条に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請	
同法第43条に基づく建築行為等許可申請	
都市計画法施行規則第60条に基づく適合証明書交付申請	

【開発行為許可申請等手数料の免除実績】

件数	免除金額
0件	0円

(令和元年12月31日時点)

(1) 対応の時系列

日付	項目	内容
11月18日	開発行為許可申請等手数料免除	埼玉県から、被災者が申請主体となる事務における手数料の免除について、県の取扱いの連絡を受ける。
11月27日	開発行為許可申請等手数料免除	令和元年東日本台風による被災者の開発行為許可申請等手数料の免除について市ホームページにて周知

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
開発行為許可申請書等手数料免除	特段の課題等はなし。	

13). 水道料金、下水道使用料の減免

「東松山市水道事業給水条例」及び「東松山市下水道条例」に基づき、令和元年東日本台風により被災した者の令和元年12月請求分又は令和2年1月請求分を減免する。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月13日	9:00	減免の検討	条例に従い、水道料金、下水道使用料の減免検討を開始する。他市の情報を収集する。
10月28日	15:00		減免方針の決定 減免対象者は、罹災証明書交付申請（床上、床下）を行った被災者
10月29日	—	減免の周知	ひがしまつやま災害臨時第3号へ減免対象者、金額、申請方法等を掲載
11月6日	—		市ホームページ、水道ホームページにて減免対象者、金額、申請方法等を掲載
11月14日	—	減免申請案内の送付	罹災証明書の交付を受けた水道及び下水道使用者に対して、減免申請の案内を送付（第1回） 対象:210件
11月21日	—		罹災証明書の交付を受けた水道及び下水道使用者に対して、減免申請の案内を送付（第2回） 対象:168件
11月27日	—		罹災証明書の交付を受けた水道及び下水道使用者に対して、減免申請の案内を送付（第3回） 対象:150件
12月1日	—		広報ひがしまつやま12月号に減免対象者、金額、申請方法等を掲載
12月5日	—	減免申請案内の送付	罹災証明書の交付を受けた水道及び下水道使用者に対して、減免申請の案内を送付（第4回） 対象:84件
12月12日	—		罹災証明書の交付を受けた水道及び下水道使用者に対して、減免申請の案内を送付（第5回） 対象:35件
12月26日	—		罹災証明書の交付を受けた水道及び下水道使用者に対して、減免申請の案内を送付（第6回） 対象:11件

以後、継続的に減免申請の案内を送付

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
水道料金、下水道使用料の減免	本市の自然災害による水道料金及び下水道使用料の減免事例が過去にないため、他市の事例を情報収集し対応方針を検討したが、減免方法及び対象の決定に時間を要した。被害の規模に応じた方法を短期間で決定する必要がある、災害発生時に迅速に判断できるよう、情報を整理しておく必要がある。	今回実施した対応方法や検討事項等を整理する。

14). し尿処理手数料減免及び浄化槽清掃費補助

「東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、令和元年東日本台風により、し尿くみ取り便槽が被災した日から令和元年12月末までの初回くみ取りに係るし尿処理手数料を減免する。

また、東松山市災害時浄化槽等清掃費補助金交付要綱に基づき、令和元年東日本台風により、家屋への床上・床下浸水が発生した住宅又は事業所の浄化槽が被災した日から令和2年3月19日までに実施した浄化槽清掃費用のうち初回の清掃費用の2分の1の金額（上限1万円）を補助するものである。

(1) 対応の時系列

日付	項目	内容
10月23日	し尿処理手数料減免の検討	条例に従い、被災者への適用を検討開始する。
	浄化槽清掃費補助の検討	市民と清掃業者間での契約であるものの、他市町の情報を収集する。
10月29日	し尿処理減免対象者の検討	減免対象者は、罹災証明書交付申請（床上、床下）を行った被災者
	浄化槽清掃費補助対象者の検討	補助対象者は、罹災証明書交付者（床上、床下）
10月31日	し尿処理手数料減免の実施	決裁後、11月から実施に伴い周知開始（総合窓口にて）
11月5日	し尿処理手数料減免の周知	ひがしまつやま災害臨時第4号へ掲載
11月22日	浄化槽清掃費補助の周知	清掃費補助要綱制定について決裁後、実施に伴い周知開始（支援室、市ホームページ等）
12月1日	し尿処理手数料減免の周知 浄化槽清掃費補助の周知	広報ひがしまつやま12月号へ掲載
12月3日	浄化槽清掃費補助の周知	ひがしまつやま災害臨時第7号へ掲載
12月26日	浄化槽清掃費補助の期間延長	清掃を実施する期間の延長（令和2年3月19日まで）

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
し尿処理手数料減免の実施	当初浸水区域での床上・床下浸水家屋の把握が難しかった。 移転先の確認に時間を要した。	今回実施した対応方法や検討事項等を整理する。
浄化槽清掃費補助の実施	浄化槽は個人管理のため、市民と清掃業者間での契約によるもので、補助金を交付してよいかの課題があった。	

15). 義援金の口座開設及び出入金処理等の調整

義援金受入れ口座の開設及び、義援金の出入金処理等について調整した。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月15日	9:00	災害義援金口座開設に向けての相談	㈱ゆうちょ銀行及び㈱埼玉りそな銀行東松山支店に対し、義援金口座開設について相談
	17:22	㈱ゆうちょ銀行から内諾及び必要書類のメール受信	㈱ゆうちょ銀行関東エリア本部事務管理部から内諾の連絡及び申請に際し必要な書類のメールを受信
10月17日	15:00頃	㈱埼玉りそな銀行東松山支店から内諾	本店との調整で回答が遅れていた㈱埼玉りそな銀行東松山支店から内諾及び条件等の提示
10月18日	14:30	㈱ゆうちょ銀行へ必要書類のメール送信	口座開設についての決裁後、㈱ゆうちょ銀行関東エリア本部事務管理部に必要書類のメールを送信
	15:00	㈱埼玉りそな銀行東松山支店へ必要書類提出	口座開設についての決裁後、㈱埼玉りそな銀行東松山支店へ必要書類を提出
10月21日	9:00～	㈱埼玉りそな銀行義援金口座開設	㈱埼玉りそな銀行東松山支店から義援金口座開設の連絡及び通帳が届く。
	18:00	㈱ゆうちょ銀行から口座開設の連絡	㈱ゆうちょ銀行から無料送金口座開設の承認及び口座開設が10月23日9時からとの連絡メールを受信
10月23日	9:00～	㈱ゆうちょ銀行口座開設	㈱ゆうちょ銀行口座開設及び㈱ゆうちょ銀行Webサイト義援金口座一覧に掲載されたことを確認 ⇒市民課に、両義援金口座内容について市ホームページに掲載して差し支えない旨を連絡
10月23日～	—	㈱埼玉りそな銀行東松山支店へ義援金入金	お札については毎日市役所のATMに、小銭については週1～3回東松山支店へ出向き入金
10月28日	10:00	㈱ゆうちょ銀行から料金免除口座開設必要書類受領	㈱ゆうちょ銀行から郵便にて料金免除口座開設必要書類を受領
10月30日	午後	東松山郵便局等に口座開設必要書類提出	東松山郵便局に料金免除口座開設のための口座加入申込書、振替口座用印鑑票等提出及び㈱ゆうちょ銀行関東エリア本部事務管理部に振替の無料送金の取扱いに関する申込書郵送
10月31日	—	議長会災害見舞金の相談	議会事務局から、各議長会災害見舞金を受けた後の相談を受ける。議員団による使途の決定があるまで歳計外現金として預かることも可能と回答 (埼玉県市議会議長会、関東市議会議長会、全国市議会議長会)

日付	時間	項目	内容
11月14日	午後	㈱埼玉りそな銀行に振込について相談	市民課長から県義援金の入金情報及び市義援金の第一次配分について相談を受け、㈱埼玉りそな銀行東松山支店副支店長を訪問し、具体的な内容について相談。義援金口座から直接被災者の方に振り込んだ場合の手数料は無料であることを確認した。その後、データ伝送する場合について、りそなEBセンターに、振込方法について相談
	—	議会事務局から、歳入歳出外現金科目設置依頼書受領、科目設置	議会事務局から、議長会災害見舞金の「歳入歳出外現金科目設置依頼書」を提出され、受領する。決裁後、科目設置手続をする。
11月15日	午後	㈱ゆうちょ銀行に振込について相談	市民課長から県義援金の入金情報及び市義援金の第一次配分について相談を受け、㈱ゆうちょ銀行に義援金口座から直接被災者の方に振り込んだ場合の手数料等を確認したところ、有料であった。
12月20日	終日	義援金第一次配分データ伝送処理	12月17日付けの市民生活部長の依頼に基づき、㈱埼玉りそな銀行に対し、義援金第一次配分データ伝送処理
12月23日	午後	義援金第一次配分現金支給分準備	12月17日付けの市民生活部長の依頼に基づき、㈱埼玉りそな銀行東松山支店にて現金支給分の払出処理及び伝送分の払出伝票受渡
12月24日	午後	義援金第一次配分振込不能データに関する処理	12月24日執行の義援金第一次配分振込不能2件について、埼玉りそなサポートオフィスから連絡を受けた。その後正しいデータの確認ができたため、埼玉りそなサポートオフィスへ再振込の依頼をし、正しい口座に再振込ができたことを確認

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
災害義援金口座開設に向けての相談	<p>(株)ゆうちょ銀行 問合せ先が不明であり、またゆうちょ銀行内の業務が細分化されていることから、担当先への連絡に手間取ってしまった。 しかし、その後の手続については、義援金取扱実績があったため、スムーズに行うことができた。</p> <p>(株)埼玉りそな銀行 東松山支店に問合せをしたが、義援金取扱実績がなく、支店から本部への相談となり、時間が掛かった。</p>	<p>今回実施した対応方法や検討事項等を整理する。</p>
(株)埼玉りそな銀行東松山支店へ義援金、入金	<p>市役所内にあるATMは、紙幣は入金可能だが、小銭は入金不可能であることから、小銭入金は、東松山支店の機械で行う必要があった。義援金は小銭も多く、入金に時間が掛かり、また、小銭の中には古いものもあり、機械が詰まるなどのトラブルも発生した。</p>	
義援金第一次配分データ伝送処理	<p>(株)埼玉りそな銀行に義援金取扱実績がなく、振込方法に関しての相談に時間が掛かった。 また、通常とは違う方法で、振込データを送信したため、送信先の埼玉りそなEBセンターに複数回確認しながらの手続となり、予想以上に時間が掛かった。</p>	

16). 図書館資料の弁償免除申請

「東松山市立図書館設置及び管理条例」に基づき、令和元年東日本台風による住家の浸水等に伴い図書館資料を損傷又は亡失した場合の弁償を免除するものである。

【実績】

受付館	免除者数	対象資料数	免除金額
市立図書館	4人	27点	33,017円
高坂図書館	15人	55点	74,538円

(令和元年12月27日時点)

(1) 対応の時系列

日付	項目	内容
10月13日～ 10月16日	図書の弁償について問合せ	図書館から借りた本を損傷又は亡失した方からの問合せに対応（市立図書館5人、高坂図書館3人）
10月17日	免除事務取扱要領の制定	東松山市立図書館設置及び管理条例第13条第2項ただし書に基づき、「令和元年台風第19号に係る免除事務取扱要領」を制定
	免除申請の案内	図書館ホームページのお知らせ欄に、「令和元年台風第19号による図書館資料の損傷・亡失について」を掲載
12月1日	広報紙への掲載	広報ひがしまつやま12月号の支援情報欄に、「図書館資料の弁償免除」を掲載

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
図書の弁償について問合せ	災害により図書館で借りた本が損傷又は亡失した場合における具体的な手続の規定がなかったため、明確な回答まで5日間を要した。	今回実施した対応方法や検討事項等を整理する。

- 第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応
 3.2 被災者、避難者への支援
 3.2.11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

17). 子育て支援センターの利用料免除

子育て支援センターの利用料について、年齢を問わず免除するよう指定管理者と調整を行うものである。

【実績】

子育て支援センター	利用者数
ソーレ	23組59人
マーレ	55組139人

(令和2年3月3日時点)

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月14日	9:30	ソーレ・マーレの被災者利用について	被災者の利用対象を小学6年生まで拡大し、入館料を無料とする。 証明等は必要とせずに、住所と氏名と子どもの年齢を記入して入館を可能とする。 10月16日から対応内容を窓口掲示し、10月17日から市ホームページに掲載する。
10月18日	午後	各種制度の取りまとめの報告	以下の項目について、政策推進課へ報告する。 ①子育て支援センターの利用、②こども医療費の特別措置、③児童手当の特別措置、④児童扶養手当の特別措置、⑤ひとり親家庭等医療費の特別措置、⑥母子父子寡婦福祉資金貸付金 上記内容に、子育てに関する相談（子育て支援課・子育て世代包括支援センター）を加えて、市ホームページに掲載する。
11月5日	—	子育てに関する支援について、ひがしまつやま災害臨時第4号に掲載	子育てに関する支援を取りまとめ、ひがしまつやま災害臨時第4号に掲載する。 掲載項目（子育て支援センターの利用について／一時保育について／子育て支援に関する相談について／児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の特例措置／母子家庭・父子家庭・寡婦の方を対象に福祉資金や償還金の支払猶予）

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
	特段の課題等はなし。	

18). 保育料の減免

「東松山市保育園設置及び管理条例」、「東松山市放課後児童クラブ条例」に基づき、令和元年東日本台風により被災した者の被災程度・所得に応じて、令和元年10月分から令和2年3月分までの6か月分の保育料を減免するものである。

また、民間学童保育施設及び認可外保育施設を利用する被災者に対しても、上記保育料減免と同様に免除するため、令和元年東日本台風の被害により保育料を減免した場合は、当該減免に要する経費の全額を事業所に対して補助を行うものである。

【認可保育施設及び公立学童クラブの保育料の減免（実績）】

区分	施設名	件数	金額
認可保育施設	たかさか保育園	1件	194,400円
	みどり保育園	1件	80,100円
	ハルム松ノ木保育園	1件	101,280円
	フレンドキッズランド高坂園	1件	87,780円
公立学童	きらめきクラブからこ	1件	30,000円
	きらめきクラブたかさか	8件	240,000円
	きらめきクラブのもと	1件	30,000円

(令和元年11月25日時点)

【認可外保育施設等及び民間放課後児童クラブの保育料の補助（実績）】

区分	施設名	件数	金額
認可外等	ラフキッズ保育園	3件	630,000円
民間学童	のもとクラブ	2件	60,000円
	さくらやまクラブ	1件	30,000円
	かるがも学童クラブ	2件	60,000円

(令和元年11月25日時点)

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月24日	午後	保育施設等の利用者負担金の減免について	特定教育・保育施設等利用者負担金減免取扱要領の制定（認可保育施設保育料） 児童クラブ保育料減免取扱要領の制定（公立放課後児童クラブ保育料）
11月1日	午後	保育施設等の利用者負担金の減免について	児童福祉事業補助金交付要綱の一部改正（民間放課後児童クラブ及び認可外保育施設等の保育料）
12月20日	午後	12月議会補正予算議決	児童福祉事業補助金予算計上者数 民間放課後児童クラブ:11人 認可外保育施設等:9人
12月23日	午後	市ホームページにアップ	台風により被災された方の各種保育料の減免について、周知開始

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.11 被災者への資金の供与と税、保険料の減免等

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦劳した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
保育施設等の利用者負担金の減免について	民間放課後児童クラブ及び認可外保育施設等の保育料の減免は、補助金による対応のため、補正予算に対する議会の議決が必要である。そのため、公立・民間保育施設及びきらめきクラブの保育料の減免についても、対応時期を合わせる必要がある。	財源確保を含めて、減免等支援策について早急な対応方法を検討する。

3.2.12 支援物資の受入れ及び提供

1). 物資の受入れ

10月14日から松山市民活動センターにて支援物資を受け入れた。以降も、置場を確保しながら随時受け入れた。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月14日～	午前	支援物資の受入れの開始	松山市民活動センターにて支援物資を受け入れた。以降、随時受入れる。
	午後	支援物資管理リスト作成	支援物資名、提供者、保管場所等を記載するリストを作成し、全庁で閲覧できるようにした。
10月15日	—	支援物資置場の確保	本庁舎分室1階、材木町倉庫に支援物資置場を確保した。
10月18日	—	物資の配布等ひがしまつやま災害臨時号への掲載	土のう袋、ブルーシートの配布について、ひがしまつやま災害臨時号に掲載
10月21日	—	支援物資提供依頼を市ホームページに掲載	支援物資提供依頼について、市ホームページに掲載
10月24日	—	物資の配布等ひがしまつやま災害臨時第2号への掲載	食料、毛布、土のう袋、ブルーシート等の配布について、ひがしまつやま災害臨時第2号に掲載
11月13日	—	物資の配布等ひがしまつやま災害臨時第5号への掲載	食料、毛布、土のう袋、ブルーシート等の配布について、ひがしまつやま災害臨時第5号に掲載
11月14日	—	支援物資置場の移動	被災者生活再建支援室の設置に伴い、総合会館2階に支援物資保管場所を移動
		支援物資置場の移動	ペットボトル水等を農林公園研修センター内会議室に移動
12月3日	—	物資の配布等ひがしまつやま災害臨時第7号への掲載	食料、毛布、土のう袋、ブルーシート等の配布について、ひがしまつやま災害臨時第7号に掲載
12月19日	—	物資の配布等ひがしまつやま災害臨時第8号への掲載	食料、毛布、土のう袋、ブルーシート等の配布について、ひがしまつやま災害臨時第8号に掲載

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
支援物資置場の確保	提供される支援物資の量が予想できなかったため、途中で置場が手狭になり、移動を余儀なくされた。災害発生前から支援物資の置場を想定しておく必要がある。	物資が保管可能なスペースの確保や防災倉庫の整理を検討する。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.12 支援物資の受入れ及び提供

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
支援物資の受入れと配布のマッチング	支援物資の受入れ・配布業務を進めていく中で、受入れは農政課、配布は地域支援課という役割分担ができた。受入れと配布のマッチングを適切に行うためには両業務を同一部内で行う方が効率的であると考えられる。	災害時の事務分掌については、今回の災害対応を踏まえ見直しを行う。
支援物資提供依頼部署の一本化	複数の課から県に対し支援物資の提供を依頼したことがあり、県の担当課でも混乱を生じさせてしまった。	今回の災害対応を踏まえ役割分担を整理する。
受入可能な支援物資の基準の整備	支援物資の受入れを進めていく中で、新品、未開封、まとまった量等の受入可能な支援物資の条件を作っていたが、事前に基準を作成しておくべき。	今回の台風で検討した支援物資の条件を参考に新たな基準を整備する。

2). 物資の庁舎管理

庁舎内の物資の保管場所については、指定された場所は無く、その時の状況でスペースにパーテーションを設置し保管場所を確保した。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月15日	午前	庁舎管理	救援物資の保管場所として分室1階北側の職員休憩スペースを利用することを決定、移動式パーテーションを設置しスペースを確保した。
10月17日	—	庁舎管理	豊島区からの救援物資保管場所について調整、総合会館2階スペースの一部を保管場所に加えることとした。

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
緊急スペースの確保（支援物資置場）	支援物資担当課と調整し、分室1階の職員休憩スペースを転用した。搬入搬出を考えると有効な場所ではあったが、下水道課の移転直後で、スペースの転用ができたもの。分室以外にも農政課により他の施設や避難所である活動センターに物資を分けて配置していたが、災害発生時には支援物資置場として指定された場所が確保されていることが理想である。	物資が保管可能なスペースの確保や防災倉庫の整理を検討する。

3). 支援物資提供

被災者に、ブルーシート、土のう袋、水・食料品の提供を開始し、毛布等や救急セット、衣類等を提供した。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月14日	—	物資提供	被災者に対しブルーシート、土のう袋、食料品等の提供開始（4避難所 松山市民活動センター、唐子市民活動センター、高坂丘陵市民活動センター、野本コミュニティセンター）
		支援物資受入れ・提供	日本赤十字から（安眠セット、救急セット、毛布、タオルケット）
10月15日	—	支援物資受入れ・提供	東松島市から（スコップ、ブルーシート、土のう袋、間仕切り）
10月16日	—	支援物資受入れ・提供	イオンから（布団セット）ブルボンから（水、食料）埼玉県から（水、カップ麺、白米、イワシ缶、レトルト食品、ブルーシート、土のう袋）
10月18日	—	支援物資受入れ	埼玉県から（避難所4箇所に対して洗濯機10台、段ボールベッド）
10月20日	—	支援物資受入れ・提供	セブン&アイ・ホールディングスから（下着、スエット）
10月23日	—	物資受入れ 高坂市民活動センター	高坂市民活動センターを食料品等の物資保管場所とする。埼玉県から（水、カップ麺、白米、イワシ缶、レトルト食品）
10月24日	—	支援物資受入れ・提供	㈱ユニクロから（男女下着、ヒートテック、フリース等）
10月28日	—	朝・夕食の提供開始	夕食、翌朝食提供開始（はなまるキッチン）
10月30日	—	避難所閉鎖 唐子市民活動センター	唐子市民活動センター避難所を閉鎖。物資提供は引き続き継続
11月8日	—	避難所閉鎖 高坂丘陵市民活動センター	高坂丘陵市民活動センター避難所を閉鎖。物資提供は引き続き継続
11月19日	—	避難所閉鎖 松山市民活動センター	松山市民活動センター避難所を閉鎖。物資提供は引き続き継続
11月25日	—	支援物資受取り	川島町防災倉庫へ支援物資受取り（カップ麺、白米、イワシ缶、レトルト食品）高坂市民活動センターへ
12月1日	—	物資提供一部終了	松山・高坂丘陵市民活動センターでの物資提供を終了する。唐子市民活動センターと野本コミュニティセンターの物資提供は継続
12月2日	—	物資提供開始	高坂市民活動センターでの物資提供を開始
12月8日	16:00	避難所閉鎖 野本コミュニティセンター	野本コミュニティセンター避難所を閉鎖し、コミュニティセンターでの物資提供も終了
12月17日	—	生活必需品の給与	生活必需品の給与に係る申請受付の開始
12月27日	—	物資提供継続	唐子・高坂市民活動センターでの物資提供を継続

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.2 被災者、避難者への支援

3.2.12 支援物資の受入れ及び提供

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
支援物資の保管、提供※	今回の災害では、高坂市民活動センターで、一時的に支援物資を保管していた。事前に保管場所を確保していなかった。	物資が保管可能なスペースの確保や防災倉庫の整備を検討する。
	避難所で支援物資も提供したが、避難者が多数いた場合、避難所担当職員が避難所運営と支援物資を管理するのは難しい。	職員の配置や役割分担について、動員計画の見直しにおいて検討する。
	支援物資の受入れは農政課が担当したが、支援物資補給や提供は避難所運営側が行った。避難所とは別に物資提供の場所を確保した方がよい。避難所では避難者のための物資と被災者向けの物資を区別するのは難しく、避難者が優先となってしまう。被災者が必要とする十分な物資提供ができない。	
生活必需品の給与	被災者が必要とする生活用品の選定に苦慮した。また、被災件数が多かったため、物品の調達及び運搬を委託業務で行ったが、業者との連絡調整に時間を要した。	生活必需品の給与については、被災後速やかに業務スケジュールを組み、早い段階で給与できるよう準備する。

※「3.2.1 (2) 2. 項目「支援物資の保管、提供」(P64)の一部再掲

3.2.13 民間団体、企業等による被災者支援

10月14日から、日本赤十字社が備蓄している救援物資の要請を行い、各避難所へ配送した。合計で150セット（毛布・日用品セット・安眠セット）の救援物資の提供を受けた。

1). 日本赤十字社

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月14日	10:30	日本赤十字社へ救援物資の要請	各避難所へ毛布・日用品セット・安眠セットの配送依頼→14日夕方到着 配送数 松活18 丘陵40 唐子5 野本コミュニティセンター37
10月15日	午前	救援物資の利用状況調査	各避難所を訪問し調査 利用数 松活18/18 丘陵20/40 唐子5/5 野本コミュニティセンター37/37
10月20日	—	追加要請	避難所担当（地域支援課）からの要請により50セット追加要請→20日夕方到着

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
	特段の課題等はない。	

2). 民生委員

災害発生前日から、避難について呼びかけた。一人暮らしの高齢者については避難所までの付添い、帰宅時に対応した。

避難所においては、炊き出し等のボランティア活動を実施した。

(1) 対応の時系列（主な活動を抜粋）

日付	時間	項目	内容
10月11日	14:00	避難について呼びかけ	・早俣・田木地区の民生委員（2人）へ早く避難することを促す。 ・民生委員へ1人暮らしの高齢者【3人（早俣・田木・あずま町 各1人）】の避難確認依頼
10月12日	8:30	自宅から避難所までの対応	・自力では避難できない1人暮らしの高齢者（3人）と2人暮らしの高齢者（2世帯）を避難所へ送り届ける。
	午前	自宅から避難所までの対応	・1人暮らしの高齢者（1人）を民生委員と地域福祉コーディネーターで避難させる。
		被災状況確認	・被災地区（葛袋、毛塚）の実態把握を電話で行う。
10月13日	午前	避難所から自宅までの対応	・避難した1人暮らしの高齢者（3人）と2人暮らしの高齢者（2世帯）を自宅へ送り届ける。 ・避難した1人暮らしの高齢者（1人）を民生委員と地域福祉コーディネーターで自宅へ送り届ける。
		被災状況確認	・被災地区（早俣、田木、正代）の実態把握に行く。
	午前～	ボランティア	・民生委員3人で早俣地区にてボランティアを行う。 ・避難所にて炊き出しを実施する。
10月14日	午前	避難所から自宅までの対応	・避難した1人暮らしの高齢者（3人）を自宅へ送り届けるサポートを行う。
		ボランティア	・1人暮らしの高齢者（1人）へお弁当を持っていく。
	午前～	ボランティア	・被災地でのボランティアを行う。 ・避難所にて炊き出しを実施する。
10月15日	午前～	ボランティア	・民生委員5人で早俣地区にてボランティアを行う。
		情報提供	・市からの災害支援情報チラシを配布する。
10月16日	午前～	ボランティア	・民生委員10人で早俣地区にてボランティアを行う。
		情報提供	・罹災証明書についての書類（10人）を配布する。
10月17日	午前～	情報提供	・市からの災害支援情報チラシを配布する。
		ボランティア	・民生委員10人で早俣地区・あずま町高齢者宅にてボランティアを行う。
10月18日	午前～	ボランティア	・民生委員5人で早俣地区にてボランティアを行う。
10月19日	午前～	ボランティア	・民生委員6人で早俣地区にてボランティアを行う。
10月20日	午前～	ボランティア	・民生委員7人で早俣地区にてボランティアを行う。

日付	時間	項目	内容
10月25日	午前～	ボランティア	・公会堂にて、炊き出しを実施し避難所等3箇所（野本、丘陵、毛塚）へ配る。
	午前	情報提供	・市からの災害支援情報チラシを民生委員・自治会長へ配布する。
10月30日	午前～	支援物資	・地区の有志7人で、回収してきた古着の仕分を活動センターで行う。
10月31日	午前～	支援物資	・地区の有志7人で、古着を早俣地区に戸別訪問し配布する。

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
	特段の課題等はない。	

3). 動物愛護団体

ペットとして家庭で飼育されている動物の虐待、遺棄の防止や、適正な飼育・取扱いの普及啓発を推進するための団体である。公益団体の他に、市民等有志の持ち寄りによる小さいグループまで、組織的に大小様々な任意団体あるいはNPO法人が各地にある。10月18日に支援を行いたい旨の連絡が入った。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月18日	16:30	ペットの避難に関する支援状況確認	市内で活動する動物愛護団体から、避難所に避難している方からペットに関する支援要望等があれば、可能な支援を行いたいため、情報提供の希望があった。
10月21日	9:00	ペットの避難に関する支援状況確認	ペットの避難状況について各避難所に確認し、動物愛護団体へ情報提供（松山市民活動センターに犬2頭、野本市民活動センターに犬3頭が避難）
10月28日	16:00	ペットに関する必要物資の確認	動物愛護団体から、避難所のペットの飼い主に必要な物資があるか確認してもらいたいとの依頼があった。 避難所責任者に確認したところ、県からも支援物資は届いているが手を付けておらず、基本的には飼い主が用意している。特別要望も出ていないが、固形のドッグフードではなく、缶詰のものであれば利用するかもしれないとのことであった。 これらの情報を動物愛護団体へ提供
11月6日	14:00	ペットに関する支援物資の提供	動物愛護団体、東松山保健所、環境保全課担当者により、松山市民活動センター、野本市民活動センターを訪問。ペットの飼い主とは直接面談できなかったが、エサ（缶詰）とペット用シートを配布

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
ペットの避難に関する支援	動物愛護団体等が行う支援の内容としては、ネットワークからペットに関する支援物資を集め、必要な避難者のもとへ届けることや、ペットの一時保護希望者がいる場合における希望者と受入先とのマッチング作業等が考えられる。しかしながら、動物愛護団体等が積極的に支援に動こうとしても避難者から信頼等が得づらく、活動が制限されてしまうなどの問題があり、事前に協定等を締結しておくなどの対応を検討する必要がある。 また、ペットの避難が多ければ、動物愛護団体が利用可能な支援物資の集積所の確保なども必要となる。	動物愛護団体等とあらかじめ協定を締結した上で、平常時から連携して、災害時の活動方法を検討する。

4). 民間保育園

保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設である。※「乳幼児」とは、0歳から小学校入学前までの乳児・又は幼児。

災害が発生した翌日（10月13日）から、下記の園で無料の一時保育が始まった。

(1) 対応の時系列

日付	項目	内容
10月13日	無料の一時保育	ラフキッズ保育園で、0歳児～5歳児を対象に無料の一時保育を開始（15人程度）⇒10月末終了
		高坂ひまわり保育園で、既入所児童の兄弟姉妹の無料一時保育を開始（1人）⇒11月末終了
10月15日	無料の一時保育	どんぐり保育園で、無料の一時保育を実施（当日のみ実施:2人）
10月17日	無料の一時保育	ハルム松ノ木保育園で、既入所児童の兄弟姉妹の無料一時保育を開始（1人）⇒10月末終了
10月23日	無料の一時保育	かるがも学童クラブで、無料の一時保育を開始（11人）⇒11月末終了
10月29日	無料の一時保育	仲よし保育園で、一時保育利用児童の兄弟姉妹の無料一時保育を実施（当日のみ実施:1人）

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
無料の一時保育について	災害発生直後に園の判断で、無料の一時保育を実施した施設とそうでない施設があった。そのような状況下では市内全域で同様の対応ができるよう市内各施設と事前調整が必要であると考えます。	各保育園によって対応可否等が異なるため、あらかじめ市内の保育園に対して無料での一時保育の実施について調査を実施した上で、被災者支援として市の対応方法（予算措置も含めて）を検討する。
無料の一時保育について	0歳児からの一時保育への要望が高かったが、安全に実施するためのスペース確保や職員確保などの問題で、災害発生直後の対応が困難だった。また、今後については被災地域に近い保育園での一時保育の実施が必要と考える。	

5). 子育て支援関連

10月15日に子育て支援センターにおいて、団体、個人から支援物資の提供を受け、NPO法人により配布される。また子どもの見守り相談や民間団体、企業等による様々な支援が行われた。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月15日	11:30	ソーレ・マーレの支援物資の受入れについて [再掲]	ソーレ・マーレにおいて、主任児童委員と協力し、自主事業として支援物資を収集している旨の報告を受ける。 衣服・靴・紙オムツ・おしりふき・タオル類・粉ミルク（いずれも新品のみ）を17日まで収集し、順次、被災者へ配布する報告を受ける。
10月18日	—	彩の国ママ倶楽部による支援物資の配布について	10月18日から20日まで、NPO法人子育てねっと、彩の国ママ倶楽部、川越子育てネットワークの3団体が、被災者への支援物資を配布するため、市民文化センターで収集を始める。
10月20日	—	彩の国ママ倶楽部による支援物資の配布について	大東大緑山キャンパスにおいて、彩の国ママ倶楽部により、支援物資の保管・配布が始まる。（配布開始日は不詳） 12月5日現地を訪問し、対応状況を確認する。
10月21日	午後	子育てねっとによる子どもの見守りについて	市が毛塚公会堂での子どもの見守りについて相談を受け、NPO法人（子育てねっと及び彩の国ママ倶楽部）に相談者から話を聞いてもらうよう依頼する。 対象となる子どもは、日中自宅にいる未就学児が4人、14:30に帰宅する幼稚園児が7人、小学生が9人いる。
10月22日 ～ 11月30日	—	子育てねっとによる子どもの見守りについて	毛塚公会堂で10月22日～11月30日まで15日間の子どもの見守りを実施する。 ※活動日数等はNPO法人子育てねっとのホームページ（12月10日更新）による。
11月2日 ～ 11月4日	—	子育てねっとによる子どもの見守りについて	ラフ塾が10月末で無料での一時預かりを終了することになったため、高四集会所で11月2日、3日、4日に、子どもの見守りを実施する。 母子愛育会・更生保護女性会・東松山市赤十字奉仕団・ラフ塾ボランティアの協力あり。
11月12日	11:50	花和楽の湯（小川町）の被災者利用について	花和楽の湯で被災者の無料利用ができるとの情報が入る。

日付	時間	項目	内容
11月18日	16:45	花和楽の湯（小川町）の被災者利用について	被災者利用についての内容を確認する。 花和楽の湯において、ひまわり保育園の関係者100人程度（全20家族：1家族4、5人程度）の利用を認めてもらったとのこと。（被災者全員ではない） 利用期間は12月27日までとし、今日までに2組程度の利用があるとのこと。
12月27日	—	花和楽の湯（小川町）の被災者利用について	12月27日までの利用状況について 全20家族中、利用が多い家族で12日間、17家族は1日（回）以上利用があった。（3家族は利用なし） 延べ50日間程度利用があった。

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
民間団体、企業等による被災者支援（全般）	民間団体、企業等の自主的な被災者支援情報について、把握方法が受け身になってしまった。 被災者に対して積極的な当該情報の発信ができなかった。彩の国ママ倶楽部から市ホームページによる周知依頼があり、広報広聴課回答と同様に自主的な活動に対しての周知は行わないとしたが、「民間団体等による活動支援内容」の区分によりケースバイケースで周知してよい内容もあったと考える。	民間団体、企業等の自主的な被災者支援情報は、迅速な支援として活用するとともに、市民にとって必要な支援である場合は、積極的に広報することを検討する。

3.2.14 ボランティアの活動状況

1). ボランティアの活動状況について

災害が発生した翌日（10月13日）に災害ボランティアセンターの開設を検討し、同日社会福祉協議会へ依頼して、10月14日に開設した。ボランティアの受け入れを取りまとめ、現地に派遣するまでの調整を行った。同時に、社会福祉協議会職員が被災地区をまわり被災者からのニーズを調査した。新型コロナウイルスの影響による一時休館までに計2,241件（2月28日時点）の依頼を受けた。4月30日に災害ボランティアセンターを閉鎖した。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月13日	9:00	災害ボランティアセンター開設検討	健康福祉部にて災害ボランティアセンターの設置を検討→設置
	10:00	災害ボランティアセンター開設依頼	社会福祉協議会へ災害ボランティアセンター開設依頼
10月14日	10:00	災害ボランティアセンター開設	市民福祉センター（社会福祉協議会）に災害ボランティアセンター開設 市ホームページ、社会福祉協議会ホームページ掲載 社会福祉協議会と今後の運営について協議 当初は市内在住、在勤、在学のボランティアを募集 15日から社会福祉課職員2人を各日派遣
10月15日	9:00	ボランティア派遣開始	ボランティア団体を派遣
	—	ニーズ調査	民生委員・児童委員へチラシの配布依頼 避難所へチラシ配布 社会福祉協議会職員が被災された地域をまわり、ボランティアの周知
10月16日	—	市内ボランティア募集開始	
10月23日	—	市外ボランティア募集開始	

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
市と社会福祉協議会との関係、役割が不明確	災害ボランティアセンターは社会福祉協議会の自主事業であり、開設・閉鎖時期や運営に対する支援（人、物等）について市がどのように関わるのかが不明確	他市町村の災害ボランティアセンターの位置付けを参考にし、市と社会福祉協議会の役割分担を事前に調整する。

3.3 インフラの復旧、復興

3.3.1 所管施設の復旧対策等

浸水による停電・施設停止、市道等の冠水など市所管施設についても多くの被害が発生した。市庁舎では総合会館の火災報知器が誤作動するなど、対応に追われた。高坂市民活動センターでは、施設内への浸水が発生し、停電・エレベーターの停止などの被害が発生した。都市公園では倒木・折れ枝等が発生した。道路では舗装や路肩の破損、法面の崩落が発生した。その他にも上下水道関連施設・スポーツ施設などで浸水被害が発生した。

所管施設について、事前の確認等を行い、対策を講じるとともに、災害発生時にはパトロール等を通じて被害箇所を確認し、速やかに対応に当たる必要がある。

また、災害発生後は被害の把握に努め、速やかに復旧作業に移行するとともに、今後同程度以上の災害が発生する可能性も考慮し、現状復旧に留まらず、被害を抑えるための新たな対策を講じることが重要である。

1). 市庁舎

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月10日	13:00 ～ 17:00	事前対策	庁舎周辺の看板、カラーコーン等の撤去、ロータリー内バス停のロープ固定、雨漏り対策、他
10月11日	9:00 ～ 12:00	事前対策	市発注の工事現場にて台風対策実施（松二小、きらめきクラブ等）
	13:00 ～ 17:00	事前対策	庁舎周辺を再点検
10月12日	10:00 ～ 24:00	庁舎管理	総合会館雨漏り対応 市庁舎非常用発電機点検 総合会館火災報知器誤発報対応 ステーションビルの状況確認 本庁舎内雨漏り箇所の確認
10月13日	0:00 ～ 17:15	庁舎管理 公共施設 管理	総合会館火災報知器対応 市庁舎、総合会館、ステーションビル、大岡物品庫、材木町倉庫の状況確認他
10月14日	9:30 ～ 10:30	庁舎管理	総合会館火災報知器誤発報。保守業者と現場対応。緊急修繕機器類等の確認、火災警備機能維持を確認
	夜間	庁舎管理	国・県・熊谷市から応援職員の派遣が決定、机・椅子等を準備
11月13日	16:00 ～ 17:30	財産管理 業務	桜山台地内の普通財産に倒木の情報、現地確認 ⇒後日、処分

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.3 インフラの復旧、復興

3.3.1 所管施設の復旧対策等

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
庁舎管理	事前に考える確認・対策等を実施していたが、火災報知機の誤発報など予期せぬ事象が発生した。	今回実施した対応方法や検討事項等を整理する。

2). 高坂市民活動センター

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月13日	0:00 ～	施設内への浸水	九十九川の越水等の影響により、施設内へ浸水し始める。土のうやブルーシート等で出入り口の箇所を設置し防護したが、水位約30cm程度浸水してしまった。
	9:00 ～	センター敷地内清掃	市民生活部職員及びセンター職員にて清掃作業を実施。清掃内容は、水につかった畳などを屋外へ運び出したり、モップ掛けを中心として行った。
10月14日以降	8:30 ～	〃	高坂地区区長会及び地元ボランティア（定期利用団体等・10月23日～11月5日）の協力により、廃棄物の運搬や清掃作業を実施した。
10月15日	午前	エレベーター水抜き作業及び稼働確認	保守点検請負業者による水抜き作業及び稼働確認を実施。浸水により修理が必要なことから後日実施することとなった。
10月17日	午後	電話回線仮復旧工事	電話機が1回線のみしか使用できなくなってしまったため、NTT担当者にて仮復旧工事を行った。
10月21日	午前	エレベーター仮復旧工事	各装置スイッチ、制御盤内基盤交換を実施
11月14日	10:00	複合機入替作業	富士ゼロックス担当者により、複合機故障に伴う入替作業を実施
12月4日	10:00	複合機入替作業（市民課業務用）	富士ゼロックス担当者により、複合機故障に伴う入替作業を実施

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
止水対策	施設内への浸水経験がなく、対策が完全ではなかった。止水対策として止水板を設置する予定であるが、マニュアルを作成し適正な行動がとれるよう対応することが必要である。また、一時避難場所として指定を受けているが、今回と同様のケースの場合は改めた方がよいと考える。	洪水浸水想定区域内であることを踏まえた対策を実施する。 避難所等の指定についての見直しを実施する。

3). 公園施設

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月11日	就業中	事前確認	調整機能を持つ公園の排水施設、子ども広場の排水施設、樹林地等
10月12日	12:00 ～ 24:00	降雨警戒	公園の状況確認
10月13日	0:00 ～ 18:00	降雨警戒及び被災状況確認	公園の状況確認及び応急危険防止措置要確認169箇所中 167箇所を確認済み
10月15日	就業中	被災状況確認	被災状況の確認
10月16日	12:00	災害調査報告	災害10日報告 提出 (駒形公園土砂堆積、五領町近隣公園倒木)
	—	倒木処理完了	東松山ぼたん園 倒木・折れ枝、小松原緑地倒木、松葉町四丁目子供広場 倒木・折れ枝
10月17日	—	枝下し処理完了	岩鼻運動公園 折れ枝
10月24日	—	倒木処理完了	折本山緑地 倒木
11月6日	14:00	災害調査報告	災害30日報告 提出 (駒形公園土砂堆積、五領町近隣公園倒木)
11月8日	10:00	国庫負担申請	国庫負担申請書 提出 (駒形公園土砂堆積、五領町近隣公園倒木)
11月12日	—	施設修繕完了	折本山公園 トイレ等電気系統
11月19日	—	業務発注	駒形公園等土質試験業務（～12月6日）
	17:00	国庫負担申請	災害査定設計書提出 (駒形公園土砂堆積、五領町近隣公園倒木)
11月25日	17:00	通行止め解除	まなびのみち（廃線敷）立ち入り禁止解除 高坂駅～市道第49号線
11月26日	—	工事発注	鞍掛山散策路災害復旧工事（～1月9日）
	午前	説明会	災害査定受験時の注意事項に係る説明会 東松山県土整備事務所
11月29日	就業中	災害査定対応	査定用写真撮影等（駒形公園）
12月1日	9:00 ～ 18:00	災害査定対応	査定用写真撮影等（駒形公園）
	午前	災害査定対応	災害査定 実査（駒形公園）
12月5日	—	倒木処理完了	五領町近隣公園 倒木 幹枝葉搬出処理
	午後	災害査定対応	災害査定 朱入れ（駒形公園）
12月11日	就業中	災害査定対応	査定用写真撮影等（五領町近隣公園）
12月19日	午後	災害査定対応	災害査定 机査（五領町近隣公園）
	—	倒木処理完了	市民の森 倒木
12月20日	午後	災害査定対応	災害査定 朱入れ（五領町近隣公園）

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
倒木処理	倒木は強風によるものも多く、浸水と違い市内全域が調査対象となるため、被害状況の把握に時間を要した。	災害の規模、要因等に応じた対応を再検討する。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.3 インフラの復旧、復興

3.3.1 所管施設の復旧対策等

4. 道路施設

(1) 対応の時系列

日付	項目	内容
10月12日	降雨警戒	勤務体制9:00～17:00、17:00～6:00
	災害対応	道路パトロール2回（10:00、14:00） 通報受付件数：2件
10月13日	災害対応	道路パトロール1回（0:00） 通報受付件数：28件
10月14日	災害対応	通報受付件数：12件
10月15日	災害対応	通報受付件数：27件
10月16日	災害査定	災害報告（10日報告）
	災害対応	通報受付件数：14件
10月17日	状況確認	道路施設の被害状況調査（浸水地区）
	土砂撤去	職員による道路の土砂撤去（夜間：早俣地区）
	災害対応	通報受付件数：4件
10月18日	災害対応	通報受付件数：6件
	降雨警戒	勤務体制17:15～6:00
10月19日	降雨警戒	勤務体制6:00～12:00、12:00～17:15
10月20日	復旧支援受入れ	地元消防団による土砂撤去 （川北地区、早俣地区、下青鳥地区）
	災害対応	通報受付件数：4件
10月21日	災害対応	通報受付件数：6件
10月22日	降雨警戒	勤務体制8:30～13:30
	災害対応	通報受付件数：2件
10月23日	災害対応	通報受付件数：2件
10月24日	復旧支援受入れ	大宮国道工事事務所による土砂撤去、路面清掃 （早俣地区、神戸地区、上唐子地区） 10月30日まで実施
10月26日	復旧支援受入れ	TEC-FORCE受入れ（4人） 被災状況調査、復旧支援（積算） 10月29日までの4日間
10月29日	復旧支援受入れ	TEC-FORCE受入れ（4人） 復旧支援（相談）
11月6日	災害査定	災害報告（30日報告）
11月8日	災害査定	申請書類提出
11月10日	復旧支援受入れ	地元消防団による土砂撤去 （早俣地区）
11月17日	復旧支援受入れ	地元消防団による土砂撤去 （葛袋地区）
11月21日	路面清掃	路面清掃開始 （業者発注、契約期間：12月27日まで）
12月16日	災害査定	北本県土整備事務所で査定審査
12月19日	災害査定	査定額確定（国庫負担）
12月26日	土砂処分	受け入れた土砂の処分開始 （業者発注、契約期間：令和2年2月28日まで）

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
事前準備	事前にバリケードやカラーコーンを確保していたが、全体量が足りず、他部署の保安設備も利用して対応した。	必要な資材を追加購入する。
	通行止め用のバリケードは、A型は設置が大変なため、簡易に設置できる保安設備の検討をしたい。（カラーコーンに通行止めの標示など）また、保安設備に東松山市の標示があるものは速やかに回収ができたので、今後は東松山市の標示を徹底したい。	資材も用途に合わせた使いやすい製品を選定する。
状況把握	道路パトロールを6班2交代制で対応したが、大規模災害時では、職員不足による状況把握の遅れが課題となった。	パトロールの班体制の見直しをする。（職員確保、パトロール場所の見直し、現場対応班の確保など）
	国県道の通行止め状況を把握するため、東松山県土整備事務所とは情報共有が必要である。	情報収集班が受け身にならず積極的に国県道の情報を収集する。
	水防監視班と連携して状況把握の効率化が必要である。	水防監視班とパトロール箇所、連絡体制を確認する。
災害発生時	地区別にパトロールをしているが、被災地では市民から多数の要望がその場で寄せられるため、結果的にその場で現場対応に追われてしまい、本来のパトロールができない状況であった。	パトロール中であることを表示して、現場対応は現場対応班に任せる体制作りをする。
	河川氾濫により松山地区から高坂地区へ通じる道路が冠水し、高坂方面の状況把握ができなかったため、交通規制もできなかった。緊急輸送道路も寸断したため大規模災害が想定される場合は高坂地区と松山地区に拠点の分散化が必要である。	高坂地区と松山地区に拠点の分散化を検討する。また、関越自動車道の活用についてNEXCO東日本と協議する。
	通行止めのバリケードを設置したが、通り抜ける車が多く、特に被災地では交通誘導が必要となり、現場対応ができない状況であった。	他部署との協力体制を検討する。
	電線やN T T線への倒木は東京電力やN T Tへ連絡することになっているが、フリーダイヤルで電話がつながらず時間を要した。	緊急時の連絡先を確認する。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.3 インフラの復旧、復興

3.3.1 所管施設の復旧対策等

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
復旧工事	<p>災害協定を結んでいる東松山建設安全協会の業者は国県道の対応で忙しく、小規模工事登録をしている市内業者の方が復旧工事を迅速に行えた。</p>	<p>災害協定の内容を精査するとともに、災害発生時に対応可能な業者との協定締結を検討する。</p>
被災後	<p>冠水被災地は、特に乾燥すると砂ぼこりがひどく沿道民家の復旧作業に支障を生じた。今回は、大宮国道工事事務所や地元消防団の協力により路面清掃を実施したが、対応が遅れてしまった。道路施設の破損などの復旧も重要であるが、土砂撤去の対応も重視するべきである。</p>	<p>被害の復旧だけでなく路面清掃の必要性をマニュアルに明記する。</p>

5). 河川

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月10日	—	台風前点検	各樋門、スクリーン等
10月11日	—	台風前点検	各樋門、スクリーン等
10月12日	10:07 ～	パトロール	出水状況確認 各樋門閉鎖（5箇所） 水中ポンプ設置（2箇所）
10月13日	～ 13:43	パトロール	出水状況確認、決壊状況確認 各樋門開放（4箇所）※小剣樋門を除く ドローン撮影
	5:52 ～ 10:35	被害状況確認	新江川3号橋切廻し道路の破損を確認 切廻し道路を通行止め 新江川八尺堂堰周辺の洗堀を確認
	9:40	被害状況確認	柳沢川管理用通路の洗堀を確認
	17:00	復旧	新江川3号橋切廻し道路の現道への振替完了
10月15日	10:11	被害状況確認	新江川上流部の洗堀を確認
11月13日	—	復旧	新江川3号橋切廻し道路復旧工事完成 新江川3号橋現道から切廻し道路へ再度振替
2月10日	—	復旧	柳沢川管理用通路復旧工事完成
2月28日	—	復旧	新江川復旧工事完成（上流部・八尺堂堰周辺）

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
台風対応に 当たる職員 への資機材 の貸与	当日の状況を個人のスマートフォンを用いて情報共有していたが、決壊による浸水状況を写真撮影する際には、大雨で故障したり、通話ができな いなど、現地の状況を災害対策本部に伝達するこ とに苦慮した。	災害対策本部と現 場職員間等の情報共 有や情報収集につい て、システム導入を 含めて検討する。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.3 インフラの復旧、復興

3.3.1 所管施設の復旧対策等

6). 下水道施設

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月11日	—	事前対応	事前パトロール、土のう作成等
10月12日	9:00	現場待機	24時間体制の待機を開始
	21:00頃	被災	折本山マンホールポンプ現場制御盤内への浸水により停止
10月13日	7:30	災害報告	第1報を埼玉県へ報告
10月15日	—	災害査定	災害査定申請
10月17日	—	災害査定	埼玉県から災害復旧事業のスケジュールについて提示、査定申請箇所に関する調査
10月23日	—	災害査定	追加書類の提出
10月29日	—	災害査定	査定の効率化の実施
11月5日	—	災害査定	災害復旧通し番号の確定
11月6日	—	災害査定	30日報告の提出
11月8日	—	災害査定	災害査定における事前打合せ資料の提出
11月中旬	—	復旧工事時期の検討	早期復旧が必要な場合に備え、災害査定前の事前着工を検討
11月15日	—	災害査定	説明会 国と県による事前打合せ
11月20日	—	国庫負担申請	令和元年発生公共土木施設災害復旧事業費の国庫負担申請
11月26日	—	埼玉県協議	査定前工事の協議
11月27日	—	災害査定	説明会
12月4日	—	本省協議	埼玉県担当が本省で協議、事前着工の了解をとる。
12月13日	—	現場本復旧工事	現場制御盤の工事
12月19日	—	災害査定(1日目)	埼玉県の3次査定で査定を受ける。東松山県土整備事務所、4人での受検
12月20日	—	災害査定(2日目)	前日に引き続き査定を4名で受検（午前） 査定後の講評を2名出席（午後）
12月24日	—	現場本復旧工事	電力引込盤の工事（本復旧完了）

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
	特段の課題等はない。	

7). 市野川雨水ポンプ場

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月12日	7:43	市野川雨水ポンプ場	運転準備
	9:00	市野川雨水ポンプ場	運転開始
	16:00	雨量	市野川浄化センターで計測している時間最大雨量22mm（総降雨量174.5mm）
	16:10	堤脚水路水位	最高水位を観測
10月13日	0:09	市野川	最高水位 17.55m（※市野川浄化センター吐口付近）
10月14日	11:00	市野川雨水ポンプ場	運転停止

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
ポンプの稼働について	今回の台風によるポンプの稼働は、市野川上流部での大量降雨に伴う河川水位上昇から河川水の逆流を防ぐための対応となっている。	今回の状況に駅周辺での降雨を含めた対応を検討する。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.3 インフラの復旧、復興

3.3.1 所管施設の復旧対策等

8). スポーツ施設

(1) 対応の時系列

日付	項目	内容
10月10日	体育施設の貸出中止の決定、 周知	台風接近に伴い、12日の貸出中止を決定し、利用者へ電話連絡
10月11日	屋外体育施設貸出中止	午後の屋外体育施設の貸出中止
10月12日	貸出中止（終日）	
10月13日	被害状況調査	
10月15日	被害状況確認	指定管理者に被害状況を確認
10月18日	都幾川リバーサイドパーク 多目的広場	漂流ゴミの片付け開始
10月25日	駒形公園多目的広場・ソフト ボール場駐車場	国土交通省により、付近の道路上の土砂の 仮置場として、駐車場整備を実施
10月28日	駒形公園ソフトボール場	グラウンド整備を実施
	都幾川リバーサイドパーク マレットゴルフ場	整備を開始
11月9日	都幾川リバーサイドパーク 多目的広場及びマレットゴルフ場	消毒実施
11月13日	都幾川リバーサイドパーク マレットゴルフ場	使用可能
11月16日	都幾川リバーサイドパーク 多目的広場	使用可能
11月18日	駒形公園ソフトボール場	消毒実施
11月24日	駒形公園ソフトボール場	使用可能
	駒形公園多目的広場	被害の大きかった多目的広場は、都市公園内にある体育施設のため、都市公園の担当課である都市計画課が、国土交通省の災害復旧事業費を活用し、復旧工事を実施

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
体育施設の 復旧工事	被災した体育施設を早く利用したい方からの対応に苦慮した。	復旧工事に関する対応状況やスケジュールを周知徹底する。

9). 市立図書館

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月11日	8:30 ～	臨時休館の検討	県内他市の対応状況について情報収集
	15:30	臨時休館の決定	10月12日の臨時休館を決定
	16:00	臨時休館の周知	施設内の掲示、館内放送、市ホームページ及び図書館ホームページへの掲載により周知
10月12日	8:30 ～	臨時休館	図書館は帰宅困難者避難所となっており、図書館長ほか職員4人（市立図書館3人、高坂図書館1人）が現場待機していたが、公共交通機関の計画的な運休により、帰宅困難者がいなかったため、開設を要しなかった。なお、委託先の従業員は、帰宅時の危険回避のため、14時以降に順次帰宅
	17:30 ～	一時避難場所の参集連絡・開設	近くの避難所（新明小学校）における避難者の増加に対応するため、市立図書館を一時避難場所として開設することについて、災害対策本部から館長に打診あり。館長はそのまま図書館に待機、図書館職員1人と応援職員3人が参集して開設
10月13日	9:30 ～	通常開館	雨の吹き込みによる浸水箇所に対処の上、9時30分から通常どおり開館

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
臨時休館の決定	他市の状況を参考にすることに加え、東松山市としての判断基準が必要	各施設における休館・閉館の判断基準を検討する。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.3 インフラの復旧、復興

3.3.1 所管施設の復旧対策等

10). 上水道施設

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月11日	15:00	第一浄水場	堤防通路へ角落しを設置
	17:00	車両避難	唐子中央公園東側駐車場へ公用車を避難。ショベルロードと公用車1台は場内高台へ移動
10月12日	9:00	稲荷橋	橋桁下水位測定-205cm
	10:00	〃	橋桁下水位測定-150cm
	10:30	〃	橋桁下水位測定-95cm
	10:40～	第二浄水場	主査以上の職員（L2体制の一部まで）参集
	12:00	稲荷橋	冠水
	—	各水源・浄水場	井戸水位の上昇。取水停止。第一浄水場からの送水及び第二浄水場からの配水を停止
	16:00	第二浄水場	車庫浸水。タイヤや資材等を避難したが、その後更に水位が上昇し、資材は冠水、タイヤ等の一部は流出し損失
	17:47	葛袋調整場	受電停止信号確認(推定浸水時刻)
	17:53	第一浄水場	堤防越水
	18:00	〃	受電停止(第1水源・第3水源停止)
	18:20	〃	受電盤浸水
	19:05	第2水源	送電停止(市水停止)
	—	県水受水準備	受水量算出、増量要請 ※「3.3.1 11). 県水受水」を参照
	22:30	日本水道協会	被害状況報告(一報)
	23:30	県報告	被害状況報告(一報)
10月13日	2:45	—	水道庁舎周囲の水位が下がったため帰宅
	3:30	第一浄水場	場内排水作業(委託夜勤者等)
	6:30	各水道施設	被害状況の確認開始(委託夜勤者等)
	7:00～	第一浄水場 第二浄水場	泥の堆積確認。角落しが流出し損失 建屋、場内の堆積土砂の清掃作業
	18:30	調整池、ポンプ井戸	水槽底への泥の堆積確認
		第1・2・3水源	底への泥の堆積及び濁りの確認
		葛袋調整場	浸水後の被害状況確認。清掃作業
		第一浄水場	減圧器の仮復旧作業(一段減圧固定)
	19:55～ 24:00	濁水対応	あずま町を中心に市内各所(4箇所)から濁水の連絡あり。濁水解消のため現場での排泥作業を行う。
10月14日	8:00～	第一浄水場 第二浄水場 葛袋調整場	泥の堆積確認 建屋、場内の堆積土砂の清掃作業 減圧器の仮復旧作業(一段減圧固定)
	10:40～ 21:00	濁水対応及び応急給水	あずま町を中心に市内各所(13箇所)から濁水の連絡あり。電話対応や濁水解消のため消火栓及び各戸メーターでの排泥作業を行う。 あずま町二丁目地区の応急給水について、給水車の現地停車位置等の検討を行う。給水車及び給水袋に水を入れ、応急給水の準備をする。住民からの連絡は限定的であったため、給水車を出さず水を入れた給水袋の配布で対応する。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.3 インフラの復旧、復興

3.3.1 所管施設の復旧対策等

日付	時間	項目	内容
10月15日	8:10 ～	濁水対応	あずま町を中心に市内各所（20箇所）から濁水の連絡あり。電話対応や濁水解消のため消火栓及び各戸メーターでの排泥作業を行う。
	11:00	応急給水	浸水した葛袋地区の区長から、水は蛇口から出るものの、飲み水とするには心配であるため、給水車による給水の要望が寄せられた。水を積載した給水車に給水袋（水入り）を30袋程度積み込み、葛袋地区に向かう。
	11:15	応急給水	葛袋地区約10世帯、計30袋程度の給水袋を地区世帯に配布する。
	12:00	応急給水	葛袋地区で給水袋配布後、水道庁舎に帰庁する。
	15:00	濁水の広報活動	広報車で巡回し、水道水の濁りの解消方法を地域住民（あずま町二丁目）に案内する。
	17:00	濁水の広報活動	広報車で巡回し、水道水の濁りが解消した旨を地域住民（あずま町二丁目）に案内する。
	21:00	濁水対応	対応完了（16日以降は連絡等なし、3日間で37件）
10月16日	—	清掃作業	第一浄水場、第二浄水場、第2水源清掃作業
	18:30	取材対応	朝日新聞社による電話取材対応（被害状況）
10月17日	—	清掃作業	第一浄水場、第二浄水場、第2水源清掃作業
	—	県報告	被害状況報告
10月18日	—	清掃作業	第一浄水場、第二浄水場、第2水源清掃作業
	—	県報告	被害状況報告
10月21・23・24・28日	—	場内清掃	浄水場管理委託会社から各日10人以上の作業員による応援あり。
10月21日	—	復旧業務	第2水源復旧業務発注起案（清掃等）
10月23日	—	復旧工事	葛袋調整場扉復旧工事発注起案
10月24日	—	県報告	被害状況報告（追加資料提出）
10月25日	—	復旧工事	葛袋調整場電気設備復旧工事発注起案
11月～	—	設計作業等	第一浄水場復旧工事、浸水対策測量設計業務、葛袋調整場浸水対策実施設計業務の発注準備開始
	—	県調整	災害復旧査定に向けて県との連絡調整開始
11月6日	—	復旧業務	第2水源復旧業務契約（清掃等）
	—	復旧工事	葛袋調整場扉復旧工事契約
11月11日	—	県報告	災害復旧査定前にかかる事前協議書提出
11月26日	—	清掃作業	第2水源清掃作業（潜水士による作業を含む）
11月27日	—	水質検査	第2水源にて水質基準38項目ほかの水質検査
	—	取水等作業	第2水源から取水し第二浄水場配水池へ送水
11月28日	—	復旧工事	葛袋調整場電気設備復旧工事契約
12月1日	—	補正予算	第一浄水場ほか復旧工事・再度被災防止に当たっての検討業務を12月補正へ計上
12月3日	—	水質検査	11/27付け第2水源の水質検査結果は異常なし。
12月10日	—	清掃作業	第二浄水場配水池（東側）の清掃作業（既契約の浄配水場清掃業務にて対応）

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.3 インフラの復旧、復興

3.3.1 所管施設の復旧対策等

日付	時間	項目	内容
12月11日	—	取水等作業	第2水源から取水し第二浄水場配水池（東側）へ送水
12月12日	—	水質検査	第二浄水場配水池にて水質基準51項目ほかの水質検査
12月17日	—	水質検査	12/12付け第二浄水場の水質検査結果は異常なし。

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
第一浄水場 第2水源	従来どおりに予防措置をとったが、予想を上回る集中豪雨による河川水位の上昇によって、堤防を越水してしまった。平成初期に堤防のかさ上げ等を実施していたが、今後は都幾川の高水位や既存堤体高を勘案して、更なるかさ上げ等の検討が必要である。	各水源の清掃作業、第一浄水場復旧工事のほか、再度災害防止に向けて委託設計にて検討し、水源及び堤防のかさ上げや強化を図る。
葛袋調整場	建設当時から河川増水を想定した構造となっていたが、河川水位の上昇による水圧で入り口扉が破壊され、室内に浸水したことで、電気設備等が機能停止した。遠方監視制御盤を高所に移動するなどの検討が必要である。	葛袋調整場復旧工事のほか、再度災害防止に向けて委託設計にて検討し、遠方監視制御盤を高所に移動することで安全を図る。
応急給水	応急給水は平常時から訓練を行っている。給水方法について、状況により対応が異なることに注意を要する。	平常時から応急給水に関する訓練を継続する。
濁水の広報活動	広報車による濁水解消のお知らせが聞こえなかったとの意見があった。今回は5km/h程度の走行速度で地区を巡回したが、広報車の速度に注意を払う必要がある。	広報活動する際の留意点について、情報の共有を図る。

11). 県水受水

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月12日	19:10	県水受水量	市水取水不足分を補うため、高本山配水場及び水穴配水場における受水量の増量要請に向け、水量の算出作業を行う。
	23:10	県水受水量	翌日からの県水の増量を吉見浄水場へ要請
10月13日	0:30	県水受水量	吉見浄水場から了承の連絡あり。10月13日9:00より増量可能となる。ただし、その都度の調整が必要
以後	—	県水受水量	毎日（必要時）吉見浄水場と県水増量について調整

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
県水受水量	通常、市内への配水は約2割が市水である。今回は、市水が取水できなくなったことから県水の増量を依頼して、市内への安定給水を確保できた。今後も県水・市水の両水を運用して有事に備えたい。	県水の増量が確保できない場合の運用方法を検討する。

12). 高坂浄化センター

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月12日	13:25	九十九川	九十九川水門のゲートが閉じたことにより、九十九川の増水を確認
	14:32	センター周辺の状況	センター周辺の冠水開始
	—	土のうの配置	土のう201袋を場内配置
	22:55	停電	自家発電設備運転開始
10月13日	0:40	場内状況	敷地内管理用道路が冠水する。
	2:10	場内状況	敷地内冠水最高水位 TP+22.28
	2:45	場内状況	敷地内冠水の水位が下がっていることを確認
	7:00	自家発電設備	軽故障により停止
	7:30	被害報告	埼玉県へ被害報告第1報 自家発電設備燃料の残量等の報告
	8:30	自家発電設備	軽故障解消により運転再開
	16:40	センター周辺の状況	センター周辺の冠水が緩和され、応援部隊が現地入り
	21:06	復電	自家発電設備運転停止
10月14日	11:28	停電	自家発電設備運転開始
	13:40	復電	自家発電設備運転停止

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
燃料の補充について	自家発電設備の燃料がなくなる危険があったが、周辺一帯の冠水により補充が不可能な状況であった。	自家発電設備の燃料備蓄を検討する。
浸水対策について	事前に準備をしていなかったら、敷地内別建物から浸水が想定される。防水壁を設置するとしても、軟弱地盤であり、また越辺川が決壊した場合の水位は今回の比ではないため、検証が必要である。	高坂浄化センターの浸水対策の整備は、洪水浸水想定区域を踏まえて対応を検討する。
情報共有について	全庁的に情報が共有されなかった。特に九十九川水門の開閉に関する情報、決壊（越水）に関する情報がなく、対応に苦慮した。	全庁的に被害状況が確認できる仕組みを検討する。

13). 折本山マンホールポンプ

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月12日	20:57	異常発報	20:57～21:15まで異常発報を繰り返す。
	21:14	現地状況	現地に向かった職員がポンプ周辺の冠水を確認
	22:10	被害報告	埼玉県へ速報
	23:00 過ぎ	行動状況	現地に向かった職員が帰還困難となる。 都幾川の南北間で移動不可能
10月13日	5:10	現場確認	ポンプ制御盤等が浸水していることを目視確認
	7:30	被害報告	埼玉県へ被害報告第1報
	8:30	緊急対応	マンホールポンプ設置箇所からバキュームカーによる汚水の移送を手配
	9:00	緊急対応	あずま町地内のマンホールからの汚水くみ上げを手配
	9:00	緊急対応	マンホールポンプメーカーに応急復旧の手配
	11:30	緊急対応	緊急対応の開始
	23:40	緊急対応	13日の緊急対応を一時終了
10月14日	8:00	緊急対応	緊急対応の再開 以後18日まで24時間体制で実施
10月16日	17:15	仮復旧工事	仮設盤1面設置 ポンプ1台の手動運転再開
10月17日	17:15	仮復旧工事	仮設盤1面設置 ポンプの自動運転を再開 仮復旧完了
10月18日	—	緊急対応	緊急対応の終了

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
松山～高坂間の移動不可の状況について	河川決壊、増水により松山方面から高坂方面へ移動ができなくなった。逆に高坂は孤立し、鳩山町～嵐山町を抜け、帰庁するしかない状況だった。	堤防決壊等を想定した移動ルートを検討する。
河川決壊状況、連絡体制	今回早侯～正代が決壊したが、その情報がなかった。	災害対策本部と現場職員間等の情報共有や情報収集について、システム導入を含めて検討する。
避難解除のタイミング	高坂地区の避難解除が現場想定より早く、緊急対応が間に合わずに汚水が漏出するおそれがあった。また、周辺道路の水が引いていないのに避難解除した結果、付近が大渋滞となり対応に支障が生じた。一律に避難解除するのではなく、解除した場合の各部署対応に支障がないか調整した上で解除した方がよい。	避難所開設後の帰宅判断の基準について、今後検討する。避難情報の解除の基準についても、現場の状況を踏まえたものとする。
決壊箇所への接近者	緊急対応中に被災現場等に近づこうとする住民が多く対応に苦慮した。	安全配慮の観点から、応急対応時においては、必要に応じて交通規制及び交通誘導の実施を検討する。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.3 インフラの復旧、復興

3.3.1 所管施設の復旧対策等

14). 環境センター

(1) 対応の時系列

日付	項目	内容
10月9日	施設台風対策	管理棟雨水排水口清掃及び補修
10月10日	施設台風対策	土のう作製、処理棟屋上雨水口、場内側溝及び柵清掃
	休日緊急受入対策	休日のし尿くみ取り、緊急の持込対応手順を再確認
10月11日	施設台風対策	看板等撤去、各所土のう設置
10月12日 ～ 10月15日	施設管理	施設異常なし。 通常運転

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
施設台風影響	浄化汚泥受入槽については、排水管接続柵の老朽化により、大雨の際に流入していると想定されるが、修繕箇所が絞れておらず調査等を検討する。	修繕箇所を特定し、改善する。

15). 高坂区画整理地内

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月12日	9:00	現場パトロール	地区内見廻り：調整池 多目的広場冠水 職員1人
	14:00		地区内見廻り 職員2人
	16:30		地区内見廻り：九十九川沿い道路冠水のため、 通行止めバリケード設置 職員3人
	22:00		地区内及びあずま町地内見廻り：あずま町地内 道路冠水確認（ポストコーン設置） 職員3人
10月13日	1:00	現場パトロール	建設管理課から田木地内へのパトロール依頼が あり笹坂周辺を確認 九十九川から越水してい ることを確認する。（ポストコーン設置） 職員3人
	6:00		地区内及びあずま町地内見廻り 職員4人
	8:30	県報告	市街地整備課へ報告：区画整理地内の冠水状況 について
	13:00	現場パトロール	区画整理地内（毛塚）の冠水が解消したことを 確認 職員2人
10月15日	9:30	県報告	市街地整備課へ報告：区画整理地内の冠水解消 状況について

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
現場パト ロール	松山地区と高坂地区が分断されたた め、建設部からのパトロール依頼もあつ た。当事務所に通行止め等に使用する資 材があり、対応することができたが、今 後高坂地区を拠点とするパトロール職員 の待機場所や資材倉庫の確保が必要であ ると感じた。	洪水浸水想定区域を踏まえ て、災害時に使用する防災拠点 を見直し、職員の待機場所や資 材倉庫についても検討する。

16). 浸水区域の特定

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月14日	午前	浸水区域、被災住宅の確認	国土地理院のホームページに掲載された浸水想定図（航空写真、衛星写真等）をもとに、想定される浸水区域を地図上に落とし込んでいった。また、浸水が想定される住宅について、ハザードマップの想定浸水区域と住宅地図を突き合わせる作業を開始した。（以降、3日間程度作業を継続 3人で対応）整理した情報について、e-map（電子地図）上に落とし込むよう情報統計課に依頼
10月15日	10:00	災害記録写真の収集	浸水区域の確認や現地状況の記録保存のため各課において被災現場等を撮影した写真の提出を電子掲示板にて依頼。以降、各課から随時庁内共有フォルダへ現場写真等を提出してもらう。

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
浸水区域、被災住宅の確認	<p>国土地理院の航空写真と住宅地図を手作業で突き合わせていったため、時間を要した。</p> <p>東松山市e-mapを利用する機会がないため、いざという時にうまく活用することができなかった。</p>	e-mapの利用研修等による活用方法を検討する。
浸水区域、被災住宅の確認	被災区域を示した地図は、被災後の取組において活用されるものであることから、作成担当を明確にし、作成手順を含めた作成マニュアルの作成や、作成訓練を実施する必要がある。	今回実施した対応方法や検討事項等を整理する。

3.3.2 災害廃棄物

10月14日に、西本宿不燃物等埋立地に災害廃棄物の仮置場を設置して受入れを開始した。仮置場への搬入経路は限られ、集中し混雑が生じた。仮置場への受入れは人手による作業が多く、時間とマンパワーを要したため、他部署や他自治体の応援を要請した。

避難所運営、相談窓口、罹災証明書の発行などで庁内各部署が人手を割かれ、職員が忙殺されるなか厳しい応援体制となった。

受入れ量の増加に伴い、10月17日に物見山駐車場、10月23日にばんどう山第1公園に災害廃棄物仮置場を設置した。

被災地の各所に自主的に設けられた仮置場が複数設置されたが、そこに集まった災害廃棄物はほとんどの箇所ですべて10月31日までに運搬を終えた（早俣地区では12月27日まで自主的に設けられた仮置場が継続された）。自主仮置場からの運搬には自衛隊の協力も得て実施した。

10月31日にはばんどう山第1公園、11月1日には物見山駐車場での受入れを終了した。クリーンセンター処理能力の逼迫に備え、定時収集分の可燃ごみの一部を大里広域市町村圏組合、埼玉中部環境保全組合にて処理した。

災害廃棄物の受入れ期限を当初11月22日としたが、被災者からの期限延長を望む声が多く、状況を見極めながら延長を重ねることとなった。

また、受入れの際に罹災証明書の提示で災害廃棄物であることを確認したが、罹災証明書が交付されるまでは罹災証明書申請者リスト等で対応した。

次の災害に備え、事前の用地選定、計画やマニュアルの整備と見直し、実施体制（要員）の強化などが急務である。

(1) 対応の時系列

日付	項目	内容
10月14日	災害廃棄物の受入れ	西本宿不燃物等埋立地において、災害廃棄物の仮置場として受入れを開始（11月22日）
10月15日	廃棄物の収集運搬	埼玉県環境産業振興協会加盟の事業者により、西本宿仮置場からの災害廃棄物の運搬を開始
10月16日	廃棄物の収集運搬	埼玉県一般廃棄物連合会による災害廃棄物の収集運搬を開始 早俣・農機具小屋軒下（株）レックイーエフ向い）・早俣・千代田工務店・路上等
10月17日	災害廃棄物の受入れ	物見山駐車場に災害廃棄物仮置場を設置。受入れを開始
	廃棄物の収集運搬	東松山清掃協同組合による災害廃棄物の収集運搬を開始 個人宅・どんぐり山公園等
10月21日	生活ごみの処理	平野・大岡地区の可燃ごみ（定時収集分）の処理を大里広域市町村圏組合によって開始（～12月20日）
10月23日	災害廃棄物の受入れ	ばんどう山第1公園に災害廃棄物仮置場を設置。受入れを開始

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.3 インフラの復旧、復興

3.3.2 災害廃棄物

日付	項目	内容
10月23日 ～ 10月31日	自衛隊の対応	自衛隊による自主仮置場からの災害廃棄物の除去 ①早俣・千代田工務店（～10月24日）、②早俣・角（～10月31日）③早俣集落農業センター（～10月28日）、④田木・慈眼寺（～10月27日）、⑤葛袋・唐子橋下（～10月25日） ※①、②、③は12月27日まで仮置場として運用
10月24日	生活ごみの処理	松山地区の可燃ごみ（定時収集分）の処理を埼玉中部環境保全組合によって開始（～11月1日）
10月31日	災害ごみの処理	災害廃棄物（可燃ごみ）の処理を埼玉西部環境保全組合によって開始
	災害廃棄物の受入れ	ばんどう山第1公園の災害廃棄物受入れを終了（受入れを終了したが、12月27日まで仮置場として使用）
11月1日	災害廃棄物の受入れ	物見山駐車場の災害廃棄物受入れを終了（受入れを終了したが、12月25日まで仮置場として使用）
11月22日		西本宿不燃物等埋立地における災害廃棄物の受入れを延長（11月23日～12月27日）
12月27日		西本宿不燃物等埋立地における災害廃棄物の受入れを延長（1月6日～1月31日）
1月28日		西本宿不燃物等埋立地における災害廃棄物の受入れを延長（～3月31日）
3月13日		西本宿不燃物等埋立地における災害廃棄物の受入れを延長（～4月30日）
4月9日		西本宿不燃物等埋立地における災害廃棄物の受入れを延長（5月1日～平日のみ）

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	対応
仮置場設置	災害廃棄物仮置場が手狭となり、物見山駐車場、ばんどう山第1公園に追加で仮置場を設置することとなった。	今回実施した災害廃棄物処理の対応方法や検討事項等を整理する。
	各地区内において、空きスペースや道路上に一時的な仮置場が自主的に設置された。	
搬入作業	災害廃棄物の持込みが集中し、荷下ろしに時間を要し、混雑が発生した。	
期間延長	当初11月22日までの受入れとアナウンスしたが、被災地の状況を鑑み期間の延長を繰り返した。被災者からは期限を過ぎたらだめなのか等の不安の声が多く寄せられた。	災害の規模に応じ、推定発生量などから期間の指定方法について事前に検討する。 災害廃棄物仮置場の開設期間は、公費解体終了までを目途とする。

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	対応
対応体制	<p>多量の災害廃棄物の受入れに多くのマンパワーが必要となり、他部署や他の自治体に応援を要請した。</p>	<p>応援が必要と想定される業務については、応援体制の強化を図る。</p> <p>早い時期から業務委託を検討する。</p>

3.3.3 農業用施設、農地、農作物の復旧対策

被災地域には田畑が多く存在し、大きな被害を受けた。

災害発生後、各土地改良区理事長への電話調査を行い、その後現地調査等で農作物、農業用施設・機械、農業水利施設等の被害状況を把握した。個人で営農している方も多く、組織化されていない面もあり、現地訪問以外に調査の手段が無く、被害状況の把握が難航した。

訪問調査の際、農業専門知識の不足や国の支援メニューが未定だったことから、聞き取りや情報の伝達が十分に行えない場面があった。

被害状況の把握後は、支援施策の情報収集を行い、戸別訪問により把握した被災者に対し、支援メニューについて周知を行った。

被害状況の把握と情報収集を進め、県農林振興センター、農協、土地改良区等と連携して、遅滞なく被災者へ支援施策の情報提供を行うことが重要である。

1). 被害状況の調査

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月13日	8:30 ～	農業水利施設 被害調査	各土地改良区理事長へ被害状況を電話で確認
		農作物、農業用 施設・機械等被 害把握	各生産者団体の長へ被害状況を電話等により 照会
	13:00 ～	農業被害調査 スケジュール の立案	被害調査方法やスケジュールを検討
10月14日	8:30 ～ 12:00	農業水利施設 被害調査	堰等の農業水利施設の現地調査
10月15日	8:30 ～ 終日	農業水利施設 被害調査	防災重点ため池等の農業水利施設の現地調査 各土地改良区理事長へ被害状況を電話で確認
	8:30	農業水利施設 被害報告	県農林振興センターへ堰等の被害状況を報告
	11:30		
	15:30		
午前	農作物、農業用 施設等被害把 握	各生産者団体の長へ被害状況を電話等により照会 東松山農林振興センターの職員とともに現地 調査（災害情報報告6報）	
10月15日 ～ 10月25日	—	農作物、農業用 施設・機械等被 害把握	被害状況調査票の作成 農協等への被害調査等協力依頼 浸水エリア戸別訪問調整
10月16日	8:30 ～ 終日	農業水利施設 被害調査	農業水利施設の現地調査
	14:30	農業水利施設 被害報告	県農林振興センターへ農業水利施設の被害状 況を報告
10月17日	8:30 ～ 終日	農業水利施設 被害調査	農業水利施設の現地調査

日付	時間	項目	内容
10月17日	8:30	農業水利施設 被害報告	県農林振興センターへ堰等の被害状況を報告
10月18日	—	農業水利施設 被害報告	農業用施設災害復旧事業概算被害額を県農林振興センターへ報告
	8:30	農業水利施設 被害報告	県農林振興センターへ堰等の被害状況を報告
10月21日	—	農業水利施設 被害調査	農業水利施設の現地調査
10月23日	—	農業水利施設 被害調査	農業水利施設の現地調査
10月24日	—	農業水利施設 被害調査	農業用ため池漏水報告による現地調査
10月25日	—	農業水利施設 被害調査	農業用ため池現地調査
	—	農作物、農業用 施設・機械等被 害把握	埼玉県農業災害対策特別措置条例及び農業災害対策被害調査報告要領に基づく農業被害確定報告の提出
10月28日	—	農業水利施設 被害調査	堰等の農業水利施設の現地調査（台風21号後）
10月29日	—	農業水利施設 被害調査	各土地改良区にヒアリング
11月1日 ～ 11月28日	—	農作物、農業用 施設・機械等被 害把握	浸水エリア（唐子、高坂、野本地域）を戸別訪問
11月8日	—	農業水利施設 被害調査	農業用施設災害復旧事業被害確定額を県農林振興センターへ報告
12月5日	—	農作物、農業用 施設・機械等被 害把握	埼玉県農業災害対策特別措置条例及び農業災害対策被害調査報告要領に基づく農業被害確定報告の提出（10月25日以降把握分を追加報告）

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
農業被害把握	災害発生直後、避難所担当等の割当てにより農業被害の把握調査に行くことができなかった。	災害発生後に対応する業務も確認し、動員計画の見直しを行う。
	水稻は組織化された出荷団体がなく、被害状況を戸別に訪問して把握するしか方法がなかった。	被害調査の戸別訪問には、農家の顔がわかる農協職員等に協力を要請することを検討する。
	国の支援メニューの内容が定まらないため、聞き取り内容を漏らし、2度手間となった。（水没米、土づくり支援等）	国、県への情報収集を徹底するとともに、今回作成した被害状況調査票を今後も活用する。
	被害状況の把握をする際に農業専門知識が不足していた。（農業機械の種類や浸水による作物への影響、今後の回復処置方法等）	県農林振興センターの職員や農協職員への協力を依頼する。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.3 インフラの復旧、復興

3.3.3 農業用施設、農地、農作物の復旧対策

2). 復旧事業

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月16日	午前	災害復旧事業協議	県農林振興センターと農業用施設災害復旧事業について打合せ
10月17日	—	緊急対応についての協議	高坂土地改良区内における緊急対応についての協議
10月18日	—	支援策情報収集	国主催「令和元年8月～9月大雨、台風17号による被害への支援対策説明会」出席
		災害復旧事業報告	県農林振興センターへ農業用施設災害復旧事業被害額概要報告（被災後1週間以内）
10月28日	—	支援策情報収集	県主催「令和元年8月～9月大雨、台風19号による被害への支援対策説明会」出席
10月29日	—	災害復旧事業説明	各土地改良区に農業用施設災害復旧事業の説明及び協議
10月30日	—	災害復旧事業研修	農業用施設災害復旧事業説明会参加
10月31日	—	災害復旧事業協議	高坂土地改良区と農業用施設災害復旧事業について協議
11月1日	—	支援策情報収集	国主催「令和元年8月～9月大雨、台風19号による被害への支援対策説明会」出席
		災害復旧事業予算	農業用施設災害復旧事業補正予算（専決）の提出
11月4日	—	稲わら収集撤去事業説明会	土地改良区及び水利組合（計20団体）に対し国の補助事業である持続的生産強化対策事業の内容説明を行い、事業への取組希望を聴取
		災害復旧事業協議	唐子土地改良区と農業用施設災害復旧事業について協議
11月5日	—	災害復旧事業協議	高坂土地改良区と農業用施設災害復旧事業について協議
11月6日	—	災害復旧依頼	荒川上流河川事務所に堤防決壊により農地へ堆積した土砂の撤去について依頼
11月8日	—	災害復旧現地調査	県農林振興センターと合同で揚水機場調査
		災害復旧事業報告	県農林振興センターへ農業用施設災害復旧事業被害額確定報告（被災後3週間以内）
11月11日	—	災害復旧現地調査	県農林振興センターと合同で揚水機場調査
11月13日	—	災害復旧現地調査	農地災害復旧箇所での現地調査
11月14日	—	災害復旧依頼	東松山県土整備事務所に堤防決壊により農地へ堆積した土砂の撤去について依頼
		災害復旧現地調査	県農林振興センターと合同で揚水機場調査
11月18日～	—	稲わら収集撤去作業	国の補助事業である持続的生産強化対策事業への参加を表明した7団体が稲わら収集撤去事業を開始
11月18日	—	災害復旧事業計画概要書作成	農業用施設災害復旧事業の計画概要書作成業務について契約
11月19日	—	支援策情報収集	国主催「令和元年8月～9月大雨、台風19号による被害への支援対策説明会」出席
		災害復旧現地調査	農地災害復旧箇所の現地調査

日付	時間	項目	内容
11月19日 ～ 12月5日	—	補助金要望調査票 等作成	支援メニュー一覧、補助金要望調査票の作成
11月22日	—	支援策周知	ひがしまつやま災害臨時第6号に被災農業者 への支援の概要を掲載 市ホームページに被災農業者への支援の概要 を掲載
	—	災害復旧現地調査	農地災害復旧箇所の現地調査
11月26日	—	災害復旧事業申請	農業用施設災害復旧事業計画概要書（査定設 計書）提出。（被災後60日以内）
12月5日	—	補助金要望調査 支援策周知	戸別訪問等により把握した被災者81人に対 し、支援メニュー一覧及び補助金要望調査票 を郵送 市ホームページに支援メニュー一覧及び補助 金要望調査票を掲載
12月5日 ～ 12月25日	—	補助金要望調査	補助金要望調査受付
12月9日	—	災害復旧事業査定	農業用施設災害復旧事業査定（農地）
12月10日	—	災害復旧事業査定	農業用施設災害復旧事業査定（高坂土地改良 区揚水機・頭首工）
12月12日	—	災害復旧現地調査	農地災害復旧箇所の現地調査
12月13日	—	補正予算計上	被害状況調査の結果をもとに補正予算（7号） を計上
	—	災害復旧現地調査	農地災害復旧箇所の現地調査
12月14日	—	補助金要望調査	農協外務デーにおいて支援メニュー一覧及び 補助金要望調査票を配布（市内約4,300部）
12月15日	—	稲わら収集撤去作 業	ボランティア2団体及び部内応援を得て市内 毛塚地内の稲わらを撤去
12月17日	—	支援策情報収集	県主催「台風19号に係る支援事業等の説明 会」出席
12月20日	—	災害復旧事業受付 開始	土地改良区等から農業用水利施設等災害復旧 事業申請の受付開始（市補助金）
12月26日	—	補助金要望調査	補助金要望調査集計
1月1日	—	支援策周知	広報紙1月号に支援メニューの概要を掲載
1月15日	—	補助金要望調査	補助金要望調査締切り

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
災害時事務 分掌	農業被害復旧対策のほか、支援物資、災 害ごみ応援、避難所応援等の災害業務が多 岐にわたり、職員不足であった。農業災害 が甚大な場合は他業務に職員を割当てるこ とが困難であることから、事務分掌の見直 しの必要性を感じた。	災害時の事務分掌につい ては、今回の災害対応を踏 まえ見直しを行う。

3.3.4 商工業の復旧対策

危機管理課が作成した被害地図を参考に、商工会会員名簿・住宅地図を用いて被災したと思われる事業者を洗い出し、10月16日から実施した訪問調査の結果及び東松山市商工会からの提供された情報を踏まえ、被災事業者数及び被害総額を算出した。このほか、ピオニウオーク内の事業者55者に対する調査や、問合せ・窓口等による被害の把握によって被災事業者数及び被害総額を算出した。その結果、市内事業者の被害総額は350,300万円となった。

被災した中小企業等への支援制度については、市ホームページや戸別訪問で情報提供を行うとともに、東松山市商工会や関係機関と連携しながら、説明会・相談会の開催や個別相談会を実施した。

東松山市商工会や関係機関と連携し、速やかに被害状況を把握するとともに、必要な支援施策を漏れなく周知することが重要である。

【市内中小企業等の被害状況】

項目	事業所数	被害額
現地訪問調査（※1）	48社	270,700万円
ピオニウオーク内事業者（※2）	50社	68,000万円
その他事業者（※3）	11社	11,600万円
合計	109社	350,300万円

（※1）被害が想定された61事業者を対象とした災害発生直後の調査

（※2）ピオニウオーク内の55事業者を対象とした調査

（※3）問合せや窓口等における把握

1). 被害の把握

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月15日	—	被災地区にある中小企業者数把握	商工会会員名簿・住宅地図を用いて危機管理課作成の被害地図により被災したと思われる中小企業者数を職員2人で洗い出した。（68事業者）
10月16日	—	激甚災害局激指定に向けた調査	激甚災害局激指定に向け市2人、中小企業庁1人、商工会1人で現地調査。特に被害の大きい地域にある5事業者にヒアリングをした。その結果、東松山市の中小企業者被害額（試算）は68億円、被害率は5%となり、指定要件の10%には届かなかった。（中小企業庁）
10月21日	—	商工会による被害把握	商工会が各理事に被害状況を照会した。
10月24日	—	商工会による被害把握（回答）	商工会から追加の被害報告があり、予測被災中小企業者数は76事業者に増加した。
10月25日	—	戸別訪問による中小企業者の把握	新たな被災中小企業者を把握するため、地域支援課主体で行われた戸別訪問において、「事業をやっているか」の調査項目を追加した。

日付	時間	項目	内容
10月31日	—	被災中小企業者調査 (現地訪問)	市1人、関東経済産業局1人、県1人、商工会1人で現地訪問を行い、被害状況と被害額のヒアリング調査を実施した。(3日間で61事業者を調査)
11月1日			
11月5日			
11月6日	—	被災中小企業者調査 (ピオニウオーク)	ピオニウオークテナント店長会において、市、関東経済産業局、県、商工会が参加して、被害を把握するための調査を実施した。

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
地域支援課へ戸別訪問での中小企業者の把握を依頼	複数課の職員が訪問したことにより、調査票の記入方法がそれぞれ異なり、データとして活用できなかった。なぜその設問があるのかを事前に伝える必要があった。	今回実施した対応方法や検討事項等を整理する。

2). 中小企業・小規模事業者への支援

令和元年東日本台風の被害に伴う中小企業・小規模事業者支援として、11月7日に政府から支援パッケージが公表された。

市では、被災された中小企業・小規模事業者に対する支援制度を市ホームページや戸別訪問で情報提供するとともに、国や県のほか様々な関係機関と連携しながら、12月2日に「被災中小企業者向け支援施策説明会・相談会」を開催したところ、24事業者の事業者が参加した。更に、東松山市商工会と連携して、12月9日に「被災中小企業者向け支援施策説明会・相談会」を開催したところ、3事業者が参加した。

このほか、「埼玉県中小企業災害復旧支援補助金」の申請に係る支援について、東松山市商工会と連携して12月23日に個別相談会を開催した。この個別相談会は定期的に開催していたが、補助金の申請期間の延長によって、個別相談会も令和2年6月24日まで開催し90件の相談を受けている。

また、10月18日に経済産業大臣が東松山市をセーフティネット保証4号の地域に指定した。これにより令和元年東日本台風の影響で売上高が減少している中小企業者は、市のセーフティネット保証4号認定を受けることで、県制度融資の経営安定資金（大臣指定等貸付・災害復旧関連）の利用が可能となった。なお、東松山市における災害のセーフティネット保証4号の申請は9件あり、認定件数も9件だった。

【被災中小企業者向け支援施策説明会・相談会】

日時	令和元年12月2日（月）13:30～17:00
会場	東松山市総合会館4階多目的ホールA・B
主催	東松山市
協力	関東経済産業局、埼玉県産業労働部金融課、埼玉県産業労働部産業支援課、川越公共職業安定所東松山出張所、埼玉県信用保証協会熊谷支店、日本政策金融公庫川越支店、埼玉りそな銀行東松山支店、武蔵野銀行東松山支店、埼玉縣信用金庫東松山支店、東和銀行東松山支店、公益財団法人埼玉県産業振興公社、東松山市商工会
内容	<p><第1部>説明会 13:30～14:00 行政機関等による支援策の説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金融・経営の支援策 融資支援：セーフティネット保証、県中小企業制度融資 令和元年台風第19号特別貸付 等 補助金制度：小規模事業者持続化補助金、自治体連携型補助金 2. 労働・雇用の支援策 雇用調整助成金、雇用保険に関する特別措置 等 <p><第2部>相談会 14:00～17:00 個別ブースを設け、支援機関等による相談会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 融資に関する相談 2. 経営に関する相談 3. 労働・雇用に関する相談 4. 補助金に関する相談
参加事業者数	24社

日時	令和元年12月9日（月）14:00～17:00
会場	東松山市商工会 商工会館2階
主催	東松山市商工会
共催	公益財団法人埼玉県産業振興公社、埼玉県よろず支援拠点、埼玉県商工会連合会
協力	東松山市
内容	<p><第1部>説明会 14:00～14:30 支援施策の説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金制度の紹介 小規模事業者持続化補助金 ・融資制度の紹介 ・労働、雇用に関する支援策の紹介 <p>講師 よろず支援拠点 コーディネーター 河合 正嗣 氏</p> <p><第2部>相談会 14:30～17:00 個別相談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営に関する相談
参加事業者数	3社

【埼玉県中小企業災害復旧支援補助金に係る個別相談会】

日時	令和元年12月23日（月）～令和2年6月24日（水）（計22日）
会場	東松山市総合会館4階多目的ホールB（12/23） 東松山市商工会2階会議室A（12/23以外の日）
主催	東松山市商工会
共催	東松山市、関東経済産業局、埼玉県、公益財団法人埼玉県産業振興公社、埼玉県商工会連合会
内容	「埼玉県中小企業災害復旧支援補助金」申請に係る支援
相談件数	90件（重複事業者あり）

【補助金申請状況】

補助金名称	申請件数	備考
（国補助）令和元年度 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金台風19号型）	0件	
（国補助）商店街にぎわい創出事業	1件 （採択）	事業者名：ピオニウオーク東松山専門店 事業名：ピオニウオーク東松山 復旧コンサート
（県補助）埼玉県中小企業災害復旧支援補助金（1次募集：12/23～2/28）	29件	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、申請期間を1か月延長（6/30→7/31）
（県補助）埼玉県中小企業災害復旧支援補助金（2次募集：2/14～7/31）		

【災害のセーフティネット保証4号認定状況】

申請件数	9件
認定件数	9件

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.3 インフラの復旧、復興

3.3.4 商工業の復旧対策

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月17日	—	中小企業向け支援策チラシ作成	中小企業向けに、国や県が公表している支援策を取りまとめ、チラシを作成するとともに市ホームページにて周知を図った。 (融資・雇用労働に関する事) その後は、新たな支援策が公表されるたびに更新した。(最新版は12月23日時点)
10月21日	—	セーフティネット保証4号認定書類作成	10月18日に経済産業大臣が東松山市をセーフティネット保証4号の地域に指定した。中小企業者がセーフティネット保証4号の認定を受けるためには市に申請をし、認定される必要があることから、認定のための必要書類を作成した。
10月26日～ 10月28日	—	戸別訪問によるチラシ配布	地域支援課主体で行われた戸別訪問において、中小企業者向け支援策チラシを配布した。
10月28日	—	セーフティネット保証4号認定の周知開始	セーフティネット保証4号認定について、市ホームページ及び窓口にて周知した。
	—	東松山市商工会による見舞金	東松山市商工会から、商工会会員で水害にあった事業者へ見舞金1万円を出す報告があった。
11月5日	—	支援施策説明会・相談会開催決定	市主催で支援施策説明会・相談会を12月2日に行うことを決定した。
11月12日	—	国・県主催の被災中小企業者支援策説明会出席	さいたま新都心合同庁舎にて関東経済産業局・埼玉県が開催した「生活・生業再建パッケージ（被災中小企業等への支援策）に係る説明会」に職員2人が出席した。
11月13日	—	支援施策説明会・相談会周知	11月13日発行のひがしまつやま災害臨時第5号に12月2日開催の説明会・相談会の案内を掲載するとともに、市ホームページにて周知した。
11月15日 11月18日 11月19日	—	支援施策説明会・相談会周知	市1人、関東経済産業局1人、県1人、商工会1人で現地訪問を行い、説明会・相談会の開催を周知した。(3日間)
11月20日	—	支援施策説明会・相談会周知	職員1人がピオニウォークテナント店長会に出席し、参加テナントに説明会・相談会のチラシを配布した。
11月28日	—	商店街にぎわい創出事業支援	ピオニウォークが関東経済産業局の商店街にぎわい創出事業（先行締切り）に申請するに当たり、市にて「支援表明書」を作成した。(ピオニウォークは11月29日申請)
12月2日	—	支援施策説明会・相談会開催	総合会館多目的ホールにて「令和元年台風第19号による被災中小企業者向け支援施策説明会・相談会」を開催し、24事業者が参加した。
12月9日	—	商工会による支援施策説明会・相談会開催	商工会館にて商工会による「令和元年台風第19号による被災中小企業者向け支援施策説明会・相談会」を開催し、3事業者が参加した。(市協力)

日付	時間	項目	内容
12月12日	—	埼玉県中小企業災害復旧支援補助金打合せ	12月23日から募集が開始する埼玉県中小企業災害復旧支援補助金について、商工会が事前相談窓口になったことから、市3人商工会2人で事前打合せを実施した。12月23日に個別相談会の開催を決定し、被災事業者に通知文を郵送した。
12月23日	—	県補助金に係る個別相談会開催	総合会館多目的ホールにて商工会による「埼玉県中小企業災害復旧支援補助金に係る個別相談会」を開催し、13事業者が参加した。職員2人が受付業務の協力をした。
	—	商店街にぎわい創出事業採択	中小企業庁が、ピオニウォークの申請した商店街にぎわい創出事業（先行締切り）に採択されたことを公表した。
12月24日	—	国補助金・県補助金周知	持続化補助金台風19号型と埼玉県中小企業災害復旧支援補助金について、市ホームページにて周知した。

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
支援施策の周知	支援施策の情報を漏れなく周知する必要がある。	多種多様な被災者支援について、市ホームページや広報紙などの活用により、市民に周知する。

3.3.5 民間福祉施設への支援

当該施設が被災地区に少ないこともあり、災害発生当日に大きな混乱は見られなかった。

被害の状況については、各施設に被害状況を聞き取り、被害状況を取りまとめ、必要な支援を行った。

被害は高齢介護施設2事業所、障害者福祉施設2事業所、民間保育施設3事業所において、早俣地区に所在する1事業所を除き、雨漏り等の軽微な被害に留まった。

早俣地区に所在する1事業所は事業所建物1階部分の全てが浸水、業務車両4台が水没した。

ハザードマップ等を参考に災害発生時の民間福祉施設への影響を想定し、状況把握及び災害発生後の支援に努めることが重要である。

1). 被害状況の調査

①高齢介護課所管施設 2事業所

施設名称	被害状況
年輪福祉ホーム	軽微な被害（雨漏り）
サニーライフ東松山	軽微な被害（雨漏り）

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月10日	17:00	台風接近による注意喚起について	市内、通所系及び入所・入居系サービス事業所（計46事業所）に対して、台風による被害等が発生した場合には、被災状況報告書により、10月15日8:15までに被害状況を市に報告するよう通知
10月15日	8:30	被害状況の取りまとめ	〔被害なし〕44事業所 〔被害あり〕2事業所 →年輪福祉ホーム 軽微な被害（雨漏り） サニーライフ東松山 軽微な被害（雨漏り）

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
被害状況の把握	被害の程度により、報告が困難な状況も考えられる。	災害発生時には、施設側から報告する仕組みを確立するとともに、状況に応じた現地調査を実施する。

②障害者福祉課所管施設 2事業所

施設名称	被害状況
ヘルパーステーションコアラ しのめ荘	1階部分の全てが浸水、業務車両4台が水没 軽微な被害（雨漏り）

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月13日	10:50	障害福祉サービス事業所「ヘルパーステーションコアラ」の被害状況確認	事業所と業務車両が浸水したため事業停止を確認。被害事業所付近は浸水被害が大きく、近づけないため被害の詳細は不明（事業所住所：早俣1-1）
10月15日	9:00	被害状況調査表の作成	確認事項を検討し、聞き取り内容を入力する被害状況調査表をExcelにて作成
	9:30 ～ 17:00	市内障害福祉サービス事業所被害状況調査	施設種類ごとに担当を割振り、電話により被害状況を確認（58施設） 〔被害あり〕1事業所→しのめ荘 軽微な被害（雨漏り） ⇒入所者は近隣同法人運営施設へ一時避難
	15:00	障害福祉サービス事業所「ヘルパーステーションコアラ」の被害状況確認	事業所建物1階部分の全てが浸水、業務車両4台が水没（事業所住所：早俣1-1）
10月16日	9:00 ～ 17:00	市内障害福祉サービス事業所被害状況調査記録の作成	被害状況調査表に、各担当が聞き取り内容を入力し、調査記録を作成

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
被害状況の把握	被害の程度により、報告が困難な状況も考えられる。	災害発生時には、施設側から報告する仕組みを確立するとともに、状況に応じた現地調査を実施する。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.3 インフラの復旧、復興

3.3.5 民間福祉施設への支援

③ 保育課所管施設 3事業所

施設名	被害状況
のもと保育園	浸水（0歳児保育室）
かるがも児童クラブ	床上浸水
若草保育園	軽微な被害（雨漏り）

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月12日	10:00	保育状況の確認	各保育施設に開所状況を確認、開所している場合は保育をしている児童数について確認
	16:00	保育状況の確認	全ての児童が保護者に引き渡されたことを確認
10月13日	9:00	施設被害状況の確認	保育園（30園）、放課後児童クラブ（16施設）、幼稚園（8園）について、被害状況及び運営の可否について確認

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
被害状況の把握	被害の程度により、報告が困難な状況も考えられる。	災害発生時には、施設側から報告する仕組みを確立するとともに、状況に応じた現地調査を実施する。

2). 被災施設への支援

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月16日	午前	障害福祉サービス事業所「ヘルパーステーション コアラ」への支援	施設からの福祉有償運送事業再開に向けての質問について、県交通政策課に確認し、回答した。 (質問:他法人からの借用車両にて「生活サポート事業実施」が可能かどうか) (回答:可能)
10月17日	午前	障害福祉サービス事業所「ヘルパーステーション コアラ」への支援	車両変更届等関係書類の提出は事後提出了承の旨を連絡した。⇒10月17日事業再開
11月20日	12:00	障害福祉サービス事業所「ヘルパーステーション コアラ」への支援	被災施設への国庫補助協議通知及び令和元年台風19号に係る社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領（令和元年11月11日付）通知は県から施設へ送付されるが、情報提供として市障害者福祉課からも送付及び電話連絡をした。

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
支援施策の周知	被害施設の数が少数であったため、早急な支援実施が可能となった。	今回実施した対応方法や検討事項等を整理する。

3.4 その他

3.4.1 水防監視班による巡視

災害対策動員計画に基づき、風水害時の災害対策非常連絡網により、水防監視班が動員され河川等の巡視が行われた。

(1) 対応の時系列

拠点名	参集連絡日時	巡視開始	巡視終了	備考
松山市民活動センター	10月12日 11:00	10月12日 12:00	10月13日 6:30	
平野市民活動センター	10月12日 11:00	10月12日 12:00	10月13日 7:00	
大岡市民活動センター	10月12日 11:00	10月12日 11:30	10月13日 7:00	
唐子市民活動センター	10月12日 11:00	10月12日 12:00	10月13日 8:45	
高坂市民活動センター	10月12日 11:10	10月12日 12:30	10月13日 14:00	センター浸水
野本市民活動センター	10月12日 11:15	10月12日 11:30	10月13日 14:00	
クリーンセンター	10月12日 11:00	10月12日 12:30	10月13日 7:30	

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	拠点名	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
公用車について	松山市民活動センター	活動センターに配備されている公用車が、電気自動車であるため、出動までに本庁舎にあるガソリン車と交換する手間が生じた。強風の中、軽自動車での走行は危険を感じた。(21:00~22:00頃)	水防活動用の使用車両は、風に煽られやすい軽自動車を避け、事前に適切な車両を手配する。
	平野市民活動センター	台風ピーク時に水防監視に出た際に車が暴風に煽られて横転することが懸念された。	
写真撮影等について	高坂市民活動センター	夜間の監視活動においては状況報告のための写真撮影等が困難となる。夜間撮影等に対応したカメラ等を用意することで正確な状況報告が行えると思料される。 また、現地から写真を送信できるようになれば、その場で危機管理課とやりとりができ、スムーズに意思統一が図れると思われる。	水防活動用のデジタルカメラを配備する。 災害対策本部と現地職員間等の情報共有や情報集が可能となるシステムの導入を検討する。

項目	拠点名	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
写真撮影等について	野本市市民活動センター	深夜、豪雨の中で写真撮影を求められたが物理的に不可能であった。撮影を求めるのであれば撮影可能な機材の配備をするべきであると考え。	今回の台風による被害状況を踏まえた監視箇所の見直しを行う。 災害対策本部と現地職員間等の情報共有や情報集が可能となるシステムの導入を検討する。
	クリーンセンター	水防監視班用のデジタルカメラが配備されておらず、個人のスマートフォンで写真撮影をせざるを得なかった。大雨の中での写真撮影を想定した機材の配備が必要と感じた。今回の台風でこれまで監視箇所としていなかった堤防等が被害を受けたため、監視箇所の再検討が必要であると感じた。	
	唐子市民活動センター	活動センターで使用しているデジタルカメラは防水仕様ではなく、暴雨時の巡視では写真撮影ができないため、スマートフォンで撮影した。スマートフォンから写真データを送信するアドレスの事前提示があると写真の提供がスムーズになると思う。 また、PCに写真を保存する場合において、水防監視班ごとで保存先が異なっていたので、集約できるフォルダ等を指定することで情報集約につながる。	
情報の伝達について	松山市民活動センター	松山市民活動センターでは、避難者から水位情報を求める声があった。水位状況をホワイトボード等で書き出して見られるようにしておくとういと思う。 当日深夜、雨が弱まってすぐに帰宅する方がいたが、市野川の水位は高い状態が続いていた。避難者に適切な情報を届けることでこうしたことが防げるのではないかと思う。	各避難所で情報掲示スペースを設置するなど避難者に向けた情報発信の手法について検討する。 災害対策本部と現地職員間等の情報共有や情報収集が可能となるシステムの導入を検討する。
	高坂市民活動センター	水位に関する質問を受けた避難所担当から、危機管理課に問い合わせても情報がないため、水防監視班宛てに連絡があった。危機管理課と各拠点（水防監視班・避難所・市民活動センター）との間で付近や市内の状況について、情報共有すると、避難者に情報を伝えることもできる。（無線・電話だけだと伝わりづらい部分があると思われる。）	

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.4 その他

3.4.1 水防監視班による巡視

項目	拠点名	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
情報の伝達について	野本市民活動センター	巡視の開始等、指示事項が個人の携帯電話にのみなされたため、情報伝達がうまくいかず、巡視の開始がスムーズに進まなかった。指示事項は拠点施設に連絡する必要がある。	
	クリーンセンター	クリーンセンターは、防災ラジオの電波が入らず、放送を聞くことができなかった。また、携帯電話の電波も機種、契約会社によりほとんど電波が入らないため、改善を希望する。	
報告について	松山市民活動センター	報告様式の状況監視箇所の欄については、どのような記載をすれば役に立つのか、記載した内容で十分なのかかわからなかった。	報告様式の内容の見直し、報告様式の記入例等を整備する。 災害対策本部と現地職員間等の情報共有や情報集が可能となるシステムの導入を検討する。
		1回の監視に40分から50分程度掛かり、戻ってからFAXを送信するのでは遅いと感じた。電話、メール、LINE等の活用を検討してもよいのではないか。	
	クリーンセンター	水位測定の情報様式に測定日や備考欄等を加えた方がよいと感じた。堤防や道路等の被害状況を住宅地図に記入してFAXしたが、何をどこまで報告すべきか迷うことがあった。報告事項について、あらかじめ危機管理課や建設管理課等と調整しておいた方がよいと思う。	
監視箇所について	松山市民活動センター	天神橋は、水位データがインターネットで確認でき、現場の目視とほとんど一致していた。監視班の活動場所から外してもいいと思うが、その代わりに堤防の状況確認を強化したほうがよい。 また、今回の台風で冠水した道路や浸水した家屋の情報を活動範囲とした監視場所や監視ルートの再検討を行い、出水期前に監視班員と危機管理課で共有するとよいと思う。	災害対策本部と現地職員間等の情報共有や情報集が可能となるシステムの導入を検討する。 水防監視班の行動基準の設定を検討し、安全管理を図る。
	高坂市民活動センター	氾濫した河川が多く、通常監視する地点以外にも出動することとなり、大変であった。特に正代グラウンドに向かう途中は、道路上もかなりの浸水があり危険を感じた。事前に観測点として追加の可能性のあることを把握していれば、もう少し対応が円滑にできたかもしれない。	

項目	拠点名	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
監視箇所について	野本市民活動センター	監視箇所の東松山橋付近は、狭い土手の中を入れていくため、夜間は視認しづらく、滑落による公務災害の危険性がある。至急、監視方法の再検討を要する。	
	大岡市民活動センター	ため池の巡視箇所において、串引沼の巡回があったが、現場までの道に倒木等がみられ、たどり着けない状況が発生した。また、強風により、いつ倒木で車両や身に危険が及ぶかもわからない状況であったため、当該地の巡回を一時中断した。	
拠点施設について	高坂市民活動センター	近隣住宅や施設と同様に浸水被害があった。市民活動センター（現地災害対策本部）である以上、浸水しないよう設計が必要であった。また、今回はホールガラス戸等の破損がなかったが、破損していた場合、更に浸水していたと思われる。	高坂市民活動センターの災害時の拠点としての活用については、別の公共施設への機能移転を含めて検討する。 高坂市民活動センターにおける災害時の職員や緊急避難者の対応について、整理する。
		敷地内への浸水により水防監視活動等が行えなくなってしまった。今後の水防活動において、拠点をどうすべきか検討する必要があると思われる。	
		水防監視中に拠点となる高坂市民活動センターが停電になったが、災害用コンセントを使用し、一時的にスマートフォンの充電ができた。1階の水没により2階に避難してからは電気がない状態で過ごした。（ノートPCのバッテリーからUSBケーブルでスマートフォンの充電していた。）非常事態中で通信・情報手段を確保する必要がある。	
		停電後、水道が使用できず、トイレの水も流せなくなったため、市民活動センターに余っていたペットボトルのお茶で流していたが、最終的にはトイレの水が逆流し始め、使用できなくなった。車の故障により緊急的に避難してきた方もいたが、少人数であったため対応できた。	

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.4 その他

3.4.1 水防監視班による巡視

項目	拠点名	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
拠点施設について	高坂市民活動センター	市民活動センター周辺にまで水が迫ってきていたため、市民活動センターから移動することは不可能であった。浸水する可能性が高くなった段階で、周辺の別の施設への移動（避難者だけでも車で移動させるべきだったのか、職員は待機する必要があるのか。）を検討するべきであった。	
その他	高坂市民活動センター	時間帯によっては非常に風が強く、水位を測る際や移動中など、恐怖を感じた。	水防監視班の行動基準の設定を検討し、安全管理を図る。
		今回の水防監視が、約2年ぶりであり、その間に職員がほとんど入れ替わってしまったこともあり、平常時の様子との比較ができなかった。特に今回は、通常の監視箇所以外も危機管理課の指示で確認したため、平常時に地区内の危険性の高いところや越水の可能性のある所を確認しておくべきだった。	平常時に各水防監視班員による監視箇所の現地確認を定期的実施する。 水防活動に必要な資機材を整備する。
		今回、通常の監視箇所以外の確認が多かった。危機管理課で河川の水位情報を確認した上で指示していると思うが、URL等を共有することで、どこの水位がどの程度の状況でどのような視点で確認すべきなのかという意識統一が図れると思われる。	災害発生後に対応する業務を確認し、動員計画の見直しを実施する。
	野本市民活動センター	巡視中に道路が冠水し、車が浸水しかけた場面があった。脱出用工具などを配備する必要がある。 班長が、罹災証明書の業務に従事しており、水防監視業務に従事できないことがあった。担当の見直しを要する。	事前の情報収集を徹底し、早めの水防監視班の出動を指示する。
クリーンセンター	巡視を始めた時点で監視箇所が冠水し、水位測定ができなかった。出動連絡の時間について検討が必要と感じた。		

3.4.2 災害対策本部会議の開催状況

災害警戒本部会議（計：2回）を経て、10月12日の正午に第1回目の災害対策本部会議が開催され、12月13日の第22回目の災害対策本部会議をもって廃止に至った。

会議では対応状況の報告や情報共有を踏まえた協議がなされ、会議に出席した本部員から各部へ逐次情報伝達が行われた。

会議の開催状況及び本部長指示事項は以下のとおりである。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	主な内容
10月12日	8:30	災害警戒本部 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・台風第19号の状況、気象情報の発表について ・警戒体制による担当職員参集等について ・各部の対応状況について
	10:30	災害警戒本部 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・台風第19号の状況、気象情報の発表について 等 ・水防監視班の巡視、避難所の開設について
	12:00	災害対策本部 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・水位等の的確な情報収集による正確な避難情報の発令について ・避難所の運営等の適切な対応について ・全職員の情報共有について
	15:00	災害対策本部 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な避難情報の伝達、適切な避難所施設（状況による校舎利用等）の利用について ・全職員参集、覚悟を決めた対応について
	21:45	災害対策本部 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅のある浸水区域の早急な状況把握について ・災害救助法の適用手続を進めることについて
10月13日	0:00	災害対策本部 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水、越水区域からの避難の長期化等を前提に対応し、救助と被災者支援を最優先に取り組むことについて
	14:30	災害対策本部 (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣からの支援意向について ・浸水家屋の戸数、人的・物的被害状況等の把握について及び報道発表について ・避難所の開設等対応について
10月15日	13:00	災害対策本部 (第6回)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した方が生活再建の道筋が見える支援について ・人命優先と避難者のケアに最善をつくすことについて ・全職員、全員体制で災害に臨むことについて
10月16日	13:00	災害対策本部 (第7回)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援、インフラの復旧の継続について ・全員体制の再確認とボランティア参加について ・降雨警戒体制について
10月17日	13:00	災害対策本部 (第8回)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者、被災者の支援を最優先とし、生活再建への支援を継続することについて ・職員の健康管理の注意について
10月18日	13:00	災害対策本部 (第9回)	<ul style="list-style-type: none"> ・各部署での災害対策の取組について ・ボランティアの募集範囲拡大について ・罹災証明書、災害見舞金の早期対応について ・支援物資等の管理と避難所生活から次の段階（生活再建）に進める対策の実施について

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.4 その他

3.4.2 災害対策本部会議の開催状況

日付	時間	項目	主な内容
10月21日	14:00	災害対策本部 (第10回)	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書の早期対応と、被災者の再建意向調査の実施について 避難所の感染対策の実施について
10月23日	13:00	災害対策本部 (第11回)	<ul style="list-style-type: none"> 生活再建に向けた避難所の早期閉鎖について 必要職員の県への応援要請について 被災者の戸別訪問について
10月24日	16:00	災害対策本部 (第12回)	<ul style="list-style-type: none"> 官房長官、知事による視察について 賃貸型応急住宅の供与と避難所の統廃合について 被災世帯へのひがしまつやま災害臨時号の戸別配布について
10月25日	8:00	災害対策本部 (第13回)	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の大雨時の下校と避難所開設について 避難所生活をしている被災者支援について
	17:45	災害対策本部 (第14回)	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況を確認した写真等の記録について 東松山いんぷおメールの登録促進について 経産省副大臣による中小企業支援意向について
10月28日	16:00	災害対策本部 (第15回)	<ul style="list-style-type: none"> 被災世帯の戸別訪問に係る対応と報告について 浸水想定区域内の施設の避難確保計画の策定支援について 官房長官等視察時の支援要望について
11月1日	13:00	災害対策本部 (第16回)	<ul style="list-style-type: none"> 災害見舞金の年内支給について 水田に流れ込んだ土砂等の撤去に係る国の支援について 早俣地区からの説明会開催要望について
11月8日	16:30	災害対策本部 (第17回)	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の立場に立った支援継続について 知事、政調会長視察時の支援要請について
11月15日	15:00	災害対策本部 (第18回)	<ul style="list-style-type: none"> 再建支援室を中心とした地域との連携について 農業従事者への産業支援について 災害対策本部解散後の情報共有について
11月22日	16:30	災害対策本部 (第19回)	<ul style="list-style-type: none"> 他市町村職員の長期派遣について 国の支援体制の情報把握について 被災者の立場に立った支援徹底について
11月29日	16:00	災害対策本部 (第20回)	<ul style="list-style-type: none"> 市独自の被災者支援施策について 堤防整備に係る国土交通省への要望について 台風被害の対応検証について
12月6日	16:00	災害対策本部 (第21回)	<ul style="list-style-type: none"> 災害関連の被災者再建支援室及び各部署での対応について 市内全体の情報収集と被災者支援について
12月13日	16:30	災害対策本部 (第22回)	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の廃止について 被災者生活再建等連絡会議による情報共有について

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
	個別の検証項目で記載	



災害対策本部会議の様子

3.4.3 国、県、他市町村等外部機関との連絡状況

1). 埼玉県ふるさと創造資金市町村緊急支援事業費補助金について

埼玉県ふるさと創造資金のメニューの一つである市町村緊急支援事業費補助金の活用については、これまでに県内で活用実績が少なく審査及び調査に時間を要した。令和2年1月14日付け、地政第396-2号にて埼玉県知事から令和元年度市町村緊急支援事業費補助金内示の通知となった。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月下旬	—	市町村緊急支援事業補助金の活用	埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所へ市町村緊急支援事業費補助金の活用について問い合わせたところ、埼玉県地域政策課と協議し、後日回答するとのことであった。 埼玉県地域政策課から、対象事業は決定していないが、市が被災した自治会館へ補助金を交付することは、過去に実績があるため、対象となる見込みであり、該当案件があれば相談するよう連絡があった。 なお、自治会館の復旧事業以外でも補助対象となるものがないか、再度県で検討してほしい旨を要望
11月8日	—	市町村緊急支援事業補助金の活用	被災した公会堂の復旧事業概要及び見積書を埼玉県地域政策課へ送付
11月22日	—	市町村緊急支援事業補助金の活用	市町村緊急支援事業費補助金交付要綱に該当しそうな事業として、高坂市民活動センター災害復旧事業、準用河川新江川3号橋切廻し道路復旧工事、くらかけ清流の郷災害復旧事業の概要等を埼玉県地域政策課へ送付
	—	市町村緊急支援事業補助金の活用	高坂市民活動センター災害復旧事業、準用河川新江川3号橋切廻し道路復旧工事、くらかけ清流の郷災害復旧事業について、他の補助金が該当しないことを埼玉県地域政策課へ回答（同日電話にて依頼あり）
11月26日	—	市町村緊急支援事業補助金の活用	埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所から台風第19号の被害における市町村緊急支援事業の活用要望について調査依頼
12月2日	—	市町村緊急支援事業補助金の活用	台風第19号の被害における市町村緊急支援事業の活用要望調査を埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所に回答
12月6日	—	市町村緊急支援事業補助金の活用	高坂市民活動センター災害復旧事業、準用河川新江川3号橋切廻し道路復旧工事、くらかけ清流の郷災害復旧事業の概要や写真を埼玉県地域政策課へ送付（同日電話にて送付の依頼あり）
12月9日	—	市町村緊急支援事業補助金の活用	公会堂の被害状況写真を埼玉県地域政策課へ送付（同日電話にて送付の依頼あり）

日付	時間	項目	内容
12月17日	—	市町村緊急支援事業補助金の活用	埼玉県地域政策課から各公会堂の復旧事業概要について調査依頼
	—	市町村緊急支援事業補助金の活用	各公会堂の復旧事業概要調査を埼玉県地域政策課に回答
	午後	市町村緊急支援事業補助金の活用	埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所職員と各公会堂の現場確認
12月19日	—	市町村緊急支援事業補助金の活用	埼玉県地域政策課から各公会堂の復旧事業概要調査依頼（追加）
12月20日	—	市町村緊急支援事業補助金の活用	各公会堂の復旧事業概要調査（追加）を埼玉県地域政策課に回答
1月14日	—	市町村緊急支援事業補助金の活用	令和2年1月14日付け地政第396-2号にて埼玉県知事から令和元年度市町村緊急支援事業費補助金内示の通知
1月16日	—	市町村緊急支援事業補助金の活用	令和元年度市町村緊急支援事業費補助金申請書を埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所へ提出

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
埼玉県の対応	<p>県の補助事業の活用にあたっては、電話やメールによる資料の提出依頼や調査が頻繁にあった。</p> <p>適正な審査のみならず対象事業の活用支援について助言があるとよかった。</p>	<p>今回実施した対応方法や検討事項等を整理する。</p>

2). 被災者支援システム導入等について

市の住民情報システムを保守管理するAGS株式会社との【総合行政システム（P u b L i n k e rクラウド）災害基本協定】に基づき被災者支援システムの提供を要請し、10月17日に被災者支援システムのデータセットアップが完了した。職員用PCから利用できる環境を整え、被災者支援を行う関連各課で順次利用を開始した。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月15日	8:30	被害状況の確認	サーバ室を含む庁内及び庁外の電子機器やOA機器類の被害状況を確認した。→高坂市民活動センター内の複合機について、被害を確認したため、保守業者（富士ゼロックス）に連絡した。また、避難所の野本コミュニティセンターにネットワーク回線を敷設するため、NTTと協議した。
	14:58	被災者支援システムの活用を協議	電話にてAGSへ災害協定に基づく被災者支援システムの提供について協議した。
	20:11	被災者支援システムの導入を正式依頼	災害協定に基づきAGSに被災者支援システムの導入支援を正式に要請した。
10月16日	9:00	被災者支援システムの導入について協議	AGSとシステムや端末の導入に関して電話にて随時協議した。
10月17日	13:00	被災者支援システムの導入開始	AGSが被災者支援システム端末（PC1台）のデータセットアップを開始した。（住民情報データは16日夜の情報）
	13:30	被災者支援システムのデータセットアップ完了	被災者支援システムのデータのセットアップが完了した。
	14:30	システムの操作デモ実施	被災者支援システムを再設定し、情報系ネットワークにおける職員用PCから利用するための環境を整えた。その後、情報統計課及び罹災証明書の関係で課税課職員、避難所管理の関係で市民生活部職員（地域支援課/人権推進課）に操作説明を行った。
10月18日	—	被災者支援システムの利用環境整備の完了	庁内の各担当課にシステムの利用を促し、簡単な操作説明を随時行った。
	14:00	野本コミュニティセンターのネットワーク敷設完了	野本コミュニティセンターにネットワーク回線を敷設した。PCを設置し情報共有できる環境を整備した。

日付	時間	項目	内容
10月30日	—	被災者支援システムのアップデート	市民生活部（地域支援課/人権推進課）の依頼による改修ファイルを適用した。（被災者支援システム全国サポートセンターからシステム画面の一部を変更する改修ファイルの提供を受ける。）
10月31日	—	被災者支援システムのアップデート	市民生活部（地域支援課/人権推進課）の依頼による改修ファイルを適用した。（被災者支援システム全国サポートセンターからシステム画面の一部を変更する改修ファイルの提供を受ける。）
11月14日	12:00	高坂市民活動センターの複合機の交換	高坂市民活動センター内の複合機について、保守業者（富士ゼロックス）により同等機に交換した。
12月12日	—	野本コミュニティセンターのネットワーク閉鎖	野本コミュニティセンターの避難所閉鎖に伴い、ネットワーク回線を閉鎖した。

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
被災者支援システムのデータセットアップ	システムの導入を優先したことにより、以下の点が課題となった。 ①住民情報を扱うシステムとしてのセキュリティレベル ②障害時の復旧方法 ③データのバックアップ作業と保管方法	県が構築する埼玉県市町村共同クラウドに移行し、セキュリティ及び安定稼働を確保する。
被災者支援システムの周知	被災者支援を行う職員に被災者支援システムの操作経験がないため、利用開始当初はスムーズに運用できなかった。また、被災者支援システムとExcelを併用しているケースが見受けられた。	全庁的に被災者支援システムを活用できるよう、事前周知以外にも、業務別で活用するためのヒアリングを実施する。

3). 用地使用の依頼について

荒川上流河川事務所から、災害復旧に伴う用地の継続使用の依頼があった。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
11月15日	午後	財産管理業務	荒川上流河川事務所から次年度以降の正代ストックヤード使用許可の確認あり。また、災害復旧対応のために他にも同用地が必要であり、候補地となる情報があったら教えてもらいたい旨依頼あり。 ⇒次年度以降の使用についても許可予定であること、また、他の候補地については、情報が入りしだいお知らせする旨、回答

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
災害復旧用地	荒川上流河川事務所から、災害復旧のため用地の継続使用についての依頼があった。	災害復旧に伴う用地の候補地の選定を継続して行う。

4. 環境管理事務所及び保健所について

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に関する事務を所管する埼玉県東松山環境管理事務所に、大気及び水質事故等の調査を依頼し、事故等の発生はない旨報告を受けた。

埼玉県東松山保健所に連絡し、犬の一時保護等の依頼はない旨確認した。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月15日	8:30	有害物質等による汚染状況等調査及び有害物質等取扱施設の情報収集	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に関する事務を所管する埼玉県東松山環境管理事務所（大気水質担当）に電話連絡し、大気及び水質事故等の発生状況について確認 ⇒15日8:30現在、事故等の情報はなし。また、市内の河川沿い（氾濫した河川だけではなく管内全ての河川）に立地している有害物質取扱施設（事業者）を抽出し、水質事故等の発生状況について調査中との報告を受ける。
	11:00		県東松山環境管理事務所（大気水質担当）から、有害物質取扱施設（事業者）からの水質事故等の発生は現在のところないとの調査報告を受ける。
10月17日	9:00	抑留犬等の情報収集	埼玉県東松山保健所に電話連絡し、保健所で抑留中の犬がいるか、また、市民等から飼い犬が逃げてしまった等の相談が寄せられているか確認 ⇒10月12日以降、抑留犬はおらず、保護依頼等の相談もない。
	16:30	有害物質等による汚染状況等調査及び有害物質等取扱施設の情報収集	県東松山環境管理事務所（大気水質担当）に、10月15日午後以降、有害物質取扱施設（事業者）からの水質事故等が発生していないか再度確認を実施 ⇒事故等の情報はなし。
10月24日	10:00	ペットの一時保護等の受入れについて	災害時におけるペットの一時保護等の受入体制について、埼玉県生活衛生課に確認 ⇒埼玉県では、「災害時動物救護活動ボランティア登録制度」があり、現在約200人が登録中だが東松山市内の登録者はいない。ペットの一時保護等の希望があった場合、近隣の吉見町や小川町の登録者に連絡し、条件（動物の種類や保護期間等）が合致すれば受入れは可能。また、毎年県が委任している動物愛護推進員にも相談して調整する。 ⇒飼い主とペットと一緒に居られる環境が最善のため、その方策を優先して模索し、一時保護等がどうしても必要な場合は、県に対応を依頼することにした。 ⇒その後、一時保護等の相談はなし。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.4 その他

3.4.3 国、県、他市町村等外部機関との連絡状況

日付	時間	項目	内容
12月4日	9:30	有害物質等による汚染状況等調査及び有害物質等取扱施設の情報収集	農地等の土壌汚染を懸念する声があったことから、令和元年東日本台風による水質事故について、埼玉県環境部水環境課に改めて確認した。⇒有害物質の流出等による水質事故については、全県対応となるため、県内で発生した場合は水環境課に必ず報告されることになる。12月3日までは令和元年東日本台風による県内施設（事業者）からの河川等への有害物質流出事故は発生していないと認識している。

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
水質や土壌検査の実施方法の検討	台風直後に水質事故が発生した場合に、情報収集等に相当な時間を要するため、県環境管理事務所と早急な対応ができるように調整が必要である。万が一、有害物質等が流出した場合の水質や土壌検査の実施の方向性や主体、方法等について議論しておく必要がある。	平常時の段階から有害物質等が流出した場合を想定し、水質や土壌検査の実施方法を検討する。
ペットの一時保護	飼い主としては、ペットも一緒に避難し、同じ場所で生活したいという思いからか、今回はペットを保護してほしいという声は届いていない。今後、一時保護よりもペットと一緒に避難できる避難所の検討を進めていくのがよいと思われる。また、ペットを連れて避難する場合には、日頃からのしつけ等が重要となるため、そうした啓発等も実施していく必要がある。	<p>ペットと同行が可能な避難所や、あらかじめペットの受入れスペースを検討する。</p> <p>ペットをケージなどに入れて避難することなどを周知する。</p> <p>ペットの一時保護が必要となる状況を想定した対応について、事前に整理する。</p>

5). 保健医療関係機関について

東松山保健所から、日赤救護班派遣の必要性について連絡があり、派遣を依頼した。

また、比企郡市歯科医師会から、援助物資の無料配布を受けた。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月13日	17:30	避難所への日赤救護班派遣のための医療ニーズ確認	避難所への日赤救護班派遣のための医療ニーズ確認について希望があるか、東松山保健所から照会があり、派遣を依頼
10月14日	10:00 ～ 14:15	避難所への日赤救護班派遣のための医療ニーズ確認	日赤災害対策担当、東松山保健所、市保健師による4避難所巡回で医療ニーズを確認した結果、日赤救護班の派遣なしと決定
10月15日	9:20	比企郡市歯科医師会の援助	比企郡市歯科医師会から避難所支援の確認があり、支援を依頼
	18:45 ～ 22:00	避難所における健康管理	市保健師、東松山保健所保健師による4避難所巡回
10月16日	9:30 ～ 12:00	避難所における健康管理	市保健師、東松山保健所保健師による4避難所巡回
10月17日	—	比企郡市歯科医師会の援助	比企郡市歯科医師会歯科医師、歯科衛生士が4避難所に歯ブラシ（大人・小児）、歯磨剤（大人・小児）、義歯ケースを無料配布
10月18日	9:30 ～ 10:30	会議	東松山保健所管内災害時医療対策会議の開催（主催・場所：東松山保健所）
	17:00 ～	会議	東松山保健所管内市町村会議の開催（主催・場所：東松山保健所）
10月20日	—	比企郡市歯科医師会の援助	比企郡市歯科医師会歯科医師が4避難所に義歯洗浄剤を無料配布
10月24日	—	比企郡市歯科医師会の援助	埼玉県歯科医師会の援助物資（歯磨剤、義歯洗浄剤）を早俣地区の戸別訪問時に無料配布
10月25日	—	災害救助法に基づく事務委任	インフルエンザ予防接種における災害救助法に基づく事務委任について、埼玉県から照会
10月31日	—	災害救助法に基づく事務委任	インフルエンザ予防接種における災害救助法に基づく事務委任通知、埼玉県から発出
11月5日	—	災害救助法に基づく事務委任	インフルエンザ予防接種における災害救助法に基づく事務委任通知、埼玉県から危機管理課に到着
11月8日	—	災害救助法に基づく事務委任	災害救助法による事務委任を受けているインフルエンザ予防接種について実施しないことを、危機管理課から県消防防災課に連絡

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
災害救助法に基づく事務委任	今回は実施していないが、避難所においてインフルエンザ予防接種を実施することになった場合の手順について比企医師会との調整が必要である。	避難所での医療救護活動の実施手順について、比企医師会等と調整を行い、対応方法を整理する。

6) 埼玉県及び日本水道協会への報告について

埼玉県生活衛生課、日本水道協会に被害状況を報告した。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月12日	22:30	日本水道協会	被害状況の報告（一報）
	23:30	県報告 (生活衛生課)	被害状況の報告（一報）

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
	特段の課題等はなし。	

7). 小中学校について

市内16小中学校の被害状況把握、情報共有を行い、手作業での応急対応を実施した。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月12日	9:30 ～ 翌2:00	学校施設の被害状況把握	避難所（市立小中学校体育館）等からの連絡対応。停電状況等の把握
10月13日	7:00 ～ 20:30	学校施設の被害状況把握	市立小中学校16校から報告を受領
	10:00 ～ 11:00	部内情報共有	課長・主幹は教育部部内会議に出席。副課長は応急対应用資材の準備
	11:00 ～ 14:30	南中学校 状況確認・応急対応	都幾川の氾濫により被災した南中学校の状況確認。道路側へ倒れていたネットフェンスを引き起こし、道路上へ流出していた土砂を校地内に戻した。
	15:00 ～ 16:00	新明小学校 状況確認・応急対応	強風により被災した新明小学校の状況確認。落下した体育館軒先（鼻隠し）の数量確認、保管

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
南中学校 状況確認・ 応急対応	状況確認のために現地へ赴いた際に、倒壊したフェンスや流出した土砂が通行の妨げとなっていたため応急対応を行う必要があった。 手作業での応急対応となったため、時間を要した。	被害が複数校に及ぶ場合には、状況確認班と応急対応班を別に編成するなどの対応をとる。

8) 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会

埼玉県地域史料保存活用連絡協議会（事務局：埼玉県立文書館）から、地域史料の被害状況について依頼があり、状況を報告した。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月15日	—	地域史料の被害状況について	埼玉県地域史料保存活用連絡協議会（事務局：埼玉県立文書館）から地域史料の被害状況について、確認依頼があった。
10月18日 ～ 1月16日	随時	古文書等被害状況の調査	既刊の市史編さん事業で使用した近世・近代の古文書の所有者（高坂、野本、唐子地区で被災が予想される地域）に電話で状況を確認した。

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
古文書等被害状況の調査について	生活再建が優先されるため、連絡をとるタイミングが難しかった。 また、今後古文書等が水損した場合の対処方法についてマニュアルが必要であると感じた。	災害時における対応マニュアルを作成する。

9). 公立社会教育施設の災害復旧事業について（国、県）

国庫補助金の関係で、文部科学省、スポーツ庁、文化庁の連名で「公立社会教育施設の災害復旧事業について（周知）」の通知が送付され、国庫補助金を希望する旨報告した。

(1) 対応の時系列

日付	項目	内容
10月11日	県から被害報告等の通知	県から台風による注意喚起と被害報告についての依頼書が送付された。通知送付については、県を通じてのやり取りとなる。
10月15日	県に被害報告提出①	被害について報告する。被害施設は5施設、被害金額は全て調査中として報告。県を通じて国に報告
10月23日	県から補助金概要等の通知	文部科学省、スポーツ庁、文化庁の連名で「公立社会教育施設の災害復旧事業について（周知）」の通知が送付された。内容は、補助金概要や事務の流れについて記載
10月30日	県に被害報告提出②	10月15日の報告について、被害金額等改めて調査依頼あり。4施設中2施設について被害金額及び国庫補助金を希望する旨報告
12月13日	県に被害報告提出③	10月30日の報告について、修正有無の照会あり。

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
県に被害報告提出	正代運動広場や駒形公園多目的広場など土砂が流入した施設について、土砂のどのような処分方法が適当かわからなかった。また、被害金額を算出するのに、手間取った。	今回実施した対応方法や検討事項等を整理する。

10). 消防について

東松山消防署では、10月12日10時30分に消防課の職員が参集し情報収集活動を開始した。同日20時30分に現場本部を設置、消防本部では警防本部を設置し、人命救助を最優先に関係機関と連携しながら対応に当たった。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月12日	14:06	消防からの情報提供	上唐子鞍掛橋 軽乗用車が水につかっている。要救助者なしを確認
	18:58	消防からの情報提供	葛袋 住宅1階が浸水 2階に避難するよう指示
	20:19	消防からの情報提供	正代 軽自動車が冠水した道路に進入し脱出不能 発見できず
	20:52	消防からの情報提供	下青鳥 乗用車が水没 1人救出（警察）
	21:30	消防からの情報提供	早俣 住宅1階が浸水 屋根に避難している。
	22:10	消防からの情報提供	今泉 車両が流され浸水 2人救出
	23:21	消防からの情報提供	早俣 住宅1階が浸水 6人救出
10月13日	0:53	消防からの情報提供	宮鼻 道路冠水のため身動きができない。 1人救出
	1:10	消防からの情報提供	葛袋 住宅周辺が冠水 3人救出
	2:43	消防からの情報提供	毛塚 住宅周辺が冠水 40人救出
	6:22	消防からの情報提供	田木 住宅周辺が冠水 1人救出（警察）
	10:12	消防からの情報提供	早俣 車両2台が冠水のため脱出不能 2人救出
	16:36	消防からの情報提供	早俣 車両2台が冠水のため脱出不能 2人救出

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
消防からの情報提供	消防からの情報提供は逐一寄せられ、災害対策本部等への報告も行ったが、件数が大幅に増加する場合に備え、情報の集約、共有方法について検討が必要である。	電話や口頭での情報伝達では、職員がその対応に追われるため、リエゾンとの具体的な情報共有についての方法を検討する。

11). 市議会について

災害に関する情報は議会事務局から全議員へ、災害対策本部の内容、防災無線の内容、避難所の状況等を逐次メール送信し、議員からも情報提供を受け、情報共有が図られた。

議会では、10月17日に全員協議会を開催し、翌18日に市長宛てに要望書を提出した。10月29日には、会派代表者会議、全員協議会を開催し「議会災害対策協議会」開催の意見が出され、11月1日に第1回議会災害対策協議会が開催された。要望事項は要望書にまとめ、議長を通して市長へ提出され、執行部は対応状況を取りまとめ一定期間の後に回答した。協議会は12月末までに計8回開催され、その都度、同様に議会からの要望書に対し執行部が回答を行った。11月21日の第4回には副市長及び各部長等が出席し、12月20日の第7回には副市長ほか3人が出席した。

12月定例会における一般質問は、会派単位とし制限時間を90分として行われた。

また、11月29日には議員提出議案の「台風第19号被害に係る災害対策及び支援を求める意見書」を議決し、12月3日に国へ提出した。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月12日	13:04	全議員へメール送信	災害対策本部の12:00招集、避難所の13:00開設を連絡
	15:37	全議員へメール送信	14:00現在の避難者数の報告
	随時	議員からの問合せに対応	防災行政無線の内容、避難所の状況など危機管理課からの情報取得、議員からの情報提供
	19:22	全議員へメール送信	防災行政無線の内容連絡（都幾川左岸の越水）
	22:36	全議員へメール送信	21:00現在の避難者数の報告、高坂地区での停電発生を連絡
10月13日	10:38	全議員へメール送信	議長からの連絡事項伝達（議員の参集予定なし）
	随時	議員からの問合せに対応	災害ごみについて、罹災証明書についてなど担当課からの情報取得、議員からの情報提供
		議長と対応を協議	議会への報告内容及び全員協議会の開催を協議
18:24	全議員へメール送信	災害対策本部からの報告内容、災害廃棄物の受入れについて	
10月15日	午前	議長と対応を協議	全員協議会の開催日時と協議内容を調整、執行部へ議会への被害状況等の報告を依頼
	16:31	全議員へメール送信	全員協議会の開催案内、出欠報告を兼ねた議員の安否確認
	17:01	全議員へメール送信	災害対策本部からの報告内容
10月16日	17:00	全議員へメール送信	災害対策本部からの報告内容

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.4 その他

3.4.3 国、県、他市町村等外部機関との連絡状況

日付	時間	項目	内容
10月17日	16:00 ～	全員協議会の開催	執行部からの報告 台風第19号について、市制施行65周年記念式典・スリーデーマーチ・産業環境フェアの中止（執行部から市長ほか各部長等出席） 議会関係 3常任委員会及び議会運営委員会の行政視察並びに議員研修派遣の中止を決定
	16:00	全国市議会議長会からの見舞金（通知）	全国市議会議長会の慶弔規程に基づく見舞金について、本市が該当する旨の通知がメールで届く。
10月18日	—	市長宛てに要望書を提出	10月17日の全員協議会をまとめ「台風19号による被災対応への質疑・要望等について」を議長から提出
	18:18	全議員へメール送信	災害対策本部からの報告内容
10月19日	10:08	全議員へメール送信	選挙管理委員会からの通知 台風第19号の影響に伴う投票所の変更について（野本コミュニティセンター→野本市民活動センター工作室）
10月21日	16:20	全議員へメール送信	災害対策本部からの報告内容
10月23日	14:50	全議員へメール送信	10月18日付けの要望書に対する執行部からの回答
	16:28	全議員へメール送信	災害対策本部からの報告内容
10月24日	19:03	全議員へメール送信	災害対策本部からの報告内容
10月25日	14:06	全議員へメール送信	災害対策本部からの報告内容
	19:37	全議員へメール送信	災害対策本部からの報告内容（本日の大雨に対する対応、各避難所の避難者数）
10月28日	17:53	全議員へメール送信	災害対策本部からの報告内容
10月29日	9:30 ～	会派代表者会議、全員協議会の開催	議員から議会災害対策協議会の開催を求める意見あり
	13:43	関東市議会議長会及び埼玉県市議会議長会からの見舞金（通知）	埼玉県市議会議長会の会長市である越谷市議会事務局から関東市議会議長会及び埼玉県市議会議長会の慶弔規程に基づく見舞金についての通知がメールで届く。
10月30日	16:53	全議員へメール送信	唐子市民活動センターの避難所閉鎖の報告
11月1日	16:05 ～ 17:20	議会災害対策協議会の開催	議題（1）災害対応への要望について（2）12月定例会への対応について（3）国への意見書について（4）その他
11月6日	—	市長宛てに要望書を提出	11月1日の議会災害対策協議会の内容をまとめた要望書を議長から提出
11月8日	16:00 ～ 18:08	議会災害対策協議会の開催	議題（1）状況報告について（2）12月定例会への対応について（3）国への意見書について（4）その他
	19:59	全議員へメール送信	災害対策本部からの報告内容

日付	時間	項目	内容
11月12日	9:53	全議員へメール送信	被災者生活再建支援室の設置について
	—	市長宛てに要望書を提出	11月8日の議会災害対策協議会の内容をまとめた要望書を議長から提出
11月14日	13:25	全議員へメール送信	報道発表資料 令和元年台風第19号による被災中小企業向け支援施策説明会・相談会の開催について
	—	全国市議会議長会からの見舞金（回答）	全国市議会議長会へ被害状況報告書及び見舞金の受取方法について回答する。
	—	関東市議会議長会及び埼玉県市議会議長会からの見舞金（回答）	埼玉県市議会議長会（関東市議会議長会への回答を兼ねる）へ被害状況報告書及び振込口座指定書について回答する。
11月15日	16:26 ～ 17:55	議会災害対策協議会の開催	議題（1）状況報告について（2）12月定例会への対応について（3）国への意見書について（4）その他
11月18日	—	市長宛てに要望書を提出	11月15日の議会災害対策協議会の内容をまとめた要望書を議長から提出
	13:54	全議員へメール送信	災害対策本部からの報告内容、要望書の提出を報告
11月19日	17:19	全議員へメール送信	松山市民活動センターの避難所閉鎖の報告
11月21日	15:00 ～ 16:32	議会災害対策協議会の開催	議題（1）執行部からの報告 ア 被災者生活再建支援室について イ その他（2）その他（執行部から副市長ほか各部長等出席）
	18:26	全議員へメール送信	罹災証明書の件数について
11月22日	18:17	全議員へメール送信	災害対策本部からの報告内容
11月26日	15:40 ～ 16:12	議会災害対策協議会の開催	議題（1）各報告について（2）その他
11月29日	9:30 ～	本会議において国への意見書を議決	議員提出議案 台風第19号被害に係る災害対策及び支援を求める意見書について議決
	—	全員協議会の開催	全国市議会議長会等からの慶弔規程に基づく見舞金及び全国市議会議長会が募る災害義援金の分配金の受入先を協議し、市民課が窓口となり受け付けている義援金口座へ入れることを決定する。（一度市の口座に歳入歳出外現金として入金し、その後義援金口座へ振り込む。）
	—	市長宛てに要望書を提出	11月21日及び26日の議会災害対策協議会の内容をまとめた要望書を議長から提出
	19:09	全議員へメール送信	災害対策本部からの報告内容（県受付義援金の第1次配分額）
12月2日	10:29	全議員へメール送信	台風第19号接近時の避難所別の集計表について

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.4 その他

3.4.3 国、県、他市町村等外部機関との連絡状況

日付	時間	項目	内容
12月3日	—	国への意見書を提出	台風第19号被害に係る災害対策及び支援を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、復興大臣、国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣（防災）へ提出
12月6日	17:56	全議員へメール送信	災害対策本部からの報告内容、11月21日及び26日開催の議会災害対策協議会での意見・要望等への回答
12月9日	8:42	全議員へメール送信	野本コミュニティセンターの避難所閉鎖の報告（全避難所閉鎖）
12月10日	—	関東市議会議長会及び埼玉県市議会議長会からの見舞金（受領）	関東市議会議長会からの見舞金10万円、埼玉県市議会議長会からの見舞金6万円が市の指定口座に振り込まれる。
12月12日・12月13日	—	本会議 市政に対する一般質問	被災直後の本会議の運営を協議し、市政に対する一般質問を会派単位で制限時間を90分として実施
12月12日	15:15～15:54	議会災害対策協議会の開催	議題（1）各報告について（2）その他
12月13日	—	市長宛てに要望書を提出	12月12日の議会災害対策協議会の内容をまとめた要望書を議長から提出
	18:18	全議員へメール送信	報道発表資料 災害対策本部の閉鎖、被災者生活再建等連絡会議設置要綱の制定について
	19:44	全議員へメール送信	災害対策本部からの報告内容（災害対策本部の閉鎖、被災者生活再建等連絡会議の設置）
12月18日	15:41	全議員へメール送信	被災者生活再建等連絡会議からの報告内容
12月20日	18:45～19:16	議会災害対策協議会の開催	議題（1）各報告について（2）その他（執行部から副市長ほか3人出席）
12月23日	—	全国市議会議長会からの見舞金（受領）	全国市議会議長会からの見舞金10万円が市の指定口座に振り込まれる。
	—	関東市議会議長会及び埼玉県市議会議長会からの見舞金（振込）	関東市議会議長会からの見舞金10万円、埼玉県市議会議長会からの見舞金6万円を市民課の義援金口座へ振り込む。後日両市議会議長会へ礼状を発送
12月25日	11:41	全議員へメール送信	被災者生活再建等連絡会議からの報告内容
12月26日	9:30～10:19	議会災害対策協議会の開催	議題（1）各報告について（2）今後の対応について（3）その他
12月27日	—	市長宛てに要望書を提出	12月26日の議会災害対策協議会の内容をまとめた要望書を議長から提出

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
議員の安否確認	全議員の安否確認が台風の接近した10月12日から13日の間に行えていなかった。	議会事務局の風水害時における実施事項をマニュアルとして整備する。
議員への災害状況等の情報提供	災害対策本部会議に報告される情報において、詳細を確認することが難しいため、異なった理解で議員へ情報提供するケースがあった。	災害対策本部会議の要点を速やかに整理し報告するとともに、市ホームページ等を活用した情報提供を行う。

12). 文化財について

埼玉県文化財保護協会非常災害対策委員会からの依頼に基づき、埼玉県文化資源課から文化財の被害状況について依頼があり、状況報告を行った。報告の対象は、国指定、国登録、県指定及び市町村指定文化財である。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月13日	9:45	県（文化資源課）から、被害状況報告依頼①	被害状況を随時報告するよう依頼あり。
	随時	県へ報告（文化資源課）	被害状況の報告
10月29日	—	県（文化資源課）から、被害状況報告依頼②	これまでの被害状況を、書面にて報告するよう依頼あり。
10月30日	—	県へ報告（文化資源課）	被害状況を書面にて報告

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
指定文化財の被害状況確認	職員数が限られている中、水防監視班に従事する職員もおり、文化財の被害状況についての確認に時間を要してしまった。	速やかに対応できるような方法を検討する。

3.4.4 報道機関への対応

災害発生直後から報道機関による多くの問合せがあった。

被害の状況については、広報広聴課前に設置したホワイトボードに逐次記入し更新したため、訪れた記者はその内容を確認していた。

また、総合相談窓口設置、被災者への住宅の提供、応急修理、賃貸型応急住宅についてなど、被災者の支援に係る内容については、取材件数が多い傾向にあった。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月10日	12:00	台風19号の接近に伴う今週末のイベント中止のお知らせ	台風19号の接近に伴い、過日、報道発表をいたしました下記イベントの中止（延期）をお知らせします。 ■ 10月12日（土）開催予定のイベント ・市制施行65周年記念式典（松山市民活動センター） ＊延期（日時未定） ・高田博厚展2019（市総合会館） ＊13日（日）も中止 ・歩育スタンプラリー「下沼公園コース」（子育て支援センターソール） ＊延期:10月14日（祝） ■ 10月13日（日）開催予定のイベント ・農林公園「秋の味覚収穫体験（サツマイモ・ラッカセイ）」 ・子ども大学ひがしまつやま 入学式及び第1回講座（大東文化大学） ＊入学式は延期:10月19日（土） ・野本かかし祭コンテスト（野本市民活動センター） ＊延期:10月15日（火）
10月11日	16:00	台風19号の接近に伴う一時避難場所の開設予定について	10月12日（土）、台風19号に伴う悪天候が予想されるため、市内7施設で一時避難場所の開設を予定しています。 ■ 開設予定施設・松山市民活動センター（松本町1-9-35）・大岡市民活動センター（大谷3400-10）・平野市民活動センター（東平567-1）・野本市民活動センター（下野本610-1）・唐子市民活動センター（下唐子1604-4）・高坂丘陵市民活動センター（松風台8-2）・高坂小学校（高坂1179） ■ 開設予定日時 令和元年10月12日（土）午前9時30分～
	16:30	台風19号に伴う参議院埼玉県選出議員補欠選挙の期日前投票所の閉鎖について	大型で非常に強い台風19号が接近する見込みであることから、有権者の安全を確保するため、公職選挙法第48条の2第3項の規定に基づき、下記の期間、期日前投票所を閉鎖します。 閉鎖期間 令和元年10月12日（土）午前8時30分～午後8時 10月13日（日）午前8時30分～午後2時30分 期日前投票所 東松山市総合会館1階情報発信コーナー（東松山市松葉町1-2-3）
10月12日	13:00	災害対策本部を設置 ■ 避難所を開設 ■ 「警戒レベル3（高齢者等は避難）」避難準備・高齢者等避難開始を発令	■ 災害対策本部設置 10月12日（土）正午 ※災害警戒本部（12日8:30設置）から災害対策本部に変更 ■ 避難所開設 開設時間 10月12日（土）午後1時 避難所（所在地）市の川小学校（市ノ川30）、県立東松山特別支援学校（野田1306）、県立松山高等学校（松山町1-6-10）、松山中学校（松葉町2-6-11）、松山第一小学校（松葉町1-1-16）、東松山市民体育館（松葉町4-8-22）、県立松山女子高等学校（和泉町2-22）、新明小学校（御茶山町7-1）、北中学校（松山1895-2）、松山第二小学校（東平519-1）、大岡小学校（大谷3699）、青鳥小学校（石橋1150-1）、唐子小学校（新郷642）、唐子地区体育館（下唐子1169-1）、白山中学校（白山台17）、大東文化大学緑山キャンパス（旗立台3）、桜山小学校（桜山台5）、野本小学校（下野本650-2）、高坂小学校（高坂1179）※12日（土）9:30から一時避難場所として開設済み ■ 「警戒レベル3（高齢者等は避難）」避難準備・高齢者等避難開始を発令 発令日時 10月12日（土）午後1時 発令地域 市内全地区 避難先 上記避難所※東松山市全世帯数（10月1日現在）40,376世帯

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.4 その他

3.4.4 報道機関への対応

日付	時間	項目	内容
10月12日	13:30	「警戒レベル4(全員避難)」避難勧告を発令しました	市野川水系 ■「警戒レベル4(全員避難)」避難勧告を発令 発令日時 10月12日(土)午後1時30分 ■内容 市内を流れる市野川が、氾濫のおそれのある水位に達したため、市野川の付近にお住まいの方に対し、避難勧告を発令しました。 ■避難対象地区 市野川の付近にお住まいの方(松山地区の一部、野本地区の一部)
	14:45	「警戒レベル4(全員避難)」避難勧告を発令しました	都幾川水系 ■「警戒レベル4(全員避難)」避難勧告を発令 発令日時 10月12日(土)午後2時45分 ■内容 市内を流れる都幾川が、氾濫のおそれのある水位に達したため、都幾川の付近にお住まいの方に対し、避難勧告を発令しました。 ■避難対象地区 都幾川の付近にお住まいの方(唐子地区の一部、高坂地区の一部、野本地区の一部)
	17:55	「警戒レベル4(全員避難)」避難指示(緊急)を発令しました	都幾川水系 市野川水系 ■「警戒レベル4(全員避難)」避難指示(緊急)を発令 発令日時 10月12日(土)午後5時55分 ■内容 市野川及び都幾川の付近にお住まいの方に対し、避難指示(緊急)を発令しました。 ■避難対象地区 市野川の付近(松山地区の一部、野本地区の一部)及び都幾川の付近(唐子地区の一部、高坂地区の一部、野本地区の一部)にお住まいの方
	19:00	「警戒レベル5」災害発生情報を発令しました	都幾川水系 ■「警戒レベル5」災害発生情報を発令 発令日時 10月12日(土)午後7時 ■内容 都幾川、葛袋川北地区 上流左岸堤防から水があふれだしました。 ■避難対象地区 葛袋地区の一部
	20:20	「警戒レベル4(全員避難)」避難指示(緊急)を発令しました	都幾川水系 ■「警戒レベル4(全員避難)」避難指示(緊急)を発令 発令日時 10月12日(土)午後8時20分 ■内容 都幾川の水位が堤防を越えるおそれがあるため、付近にお住まいの方に対し、避難指示(緊急)を発令しました。 ■避難対象地区 あずま町地区、早俣地区の付近にお住まいの方
10月13日	2:04	「警戒レベル5」災害発生情報を発令しました	■「警戒レベル5」災害発生情報を発令 発令日時 10月13日(日)午前2時4分 ■内容 九十九川左岸の毛塚地区で、堤防から水があふれだしました。 ■避難対象地区 九十九川左岸毛塚地区
	9:45	市野川水系警戒レベル4避難指示(緊急)を解除しました	■市野川付近にお住まいの方(松山・野本地区の一部)に10月12日午後1時30分に発令していた「警戒レベル4 避難勧告」を10月13日午前9時45分に解除しました。 ■市野川付近(松山・野本地区の一部)に10月12日午後5時55分に発令していた「警戒レベル4避難指示(緊急)」を10月13日午前9時45分に解除しました。※参考 世帯数(10月1日現在)東松山市全世帯40,376世帯、松山全地区約16,600世帯、野本全地区約6,300世帯 ※市内は大きく7地区に分かれ、そのうち2地区です。
	18:45	警戒レベル4避難勧告、警戒レベル4避難指示(緊急)警戒レベル5災害発生情報を解除しました	■都幾川付近にお住まいの方(唐子・高坂・野本地区の一部)に10月12日午後2時45分に発令していた「警戒レベル4 避難勧告」を10月13日午後6時45分に解除しました。 ■都幾川付近(唐子・高坂・野本地区の一部)に10月12日午後5時55分に発令していた「警戒レベル4避難指示(緊急)」を10月13日午後6時45分に解除しました。 ■葛袋地区に10月12日午後7時に発令していた「警戒レベル5 災害発生情報」を10月13日午後6時45分に解除しました。 ■あずま町・早俣地区に10月12日午後8時20分に発令していた「警戒レベル4避難指示(緊急)」を10月13日午前6時45分に解除しました。※参考 世帯数(10月1日現在)東松山市全世帯 40,376世帯、唐子全地区約3,900世帯、高坂全地区約6,100世帯、野本全地区約6,300世帯 ※市内は大きく7地区に分かれ、そのうちの3地区です。あずま町(1丁目、2丁目、3丁目、4丁目)地区746世帯、早俣地区94世帯、葛袋地区130世帯

日付	時間	項目	内容
10月14日	13:00	東松山市災害ボランティアセンターを開設しました	台風19号により、東松山市内においても甚大な被害が発生しております。東松山市の依頼により災害ボランティアセンターを開設しました。 ■被災された市民の方 台風19号により被災された市民の方で、ご自宅の片付け等にボランティアの協力を依頼したい場合は、下記へ連絡をしていただきます。①受付時間 8:30～17:30②連絡先 社会福祉協議会 地域福祉課（市民福祉センター内） ■ボランティア希望の方 現在、ニーズ調査の段階のため、ボランティアの受入れは行っていませんが、ボランティアの受入れ等が開始したら、随時ホームページ（東松山市社会福祉協議会ホームページ）を更新していきます。
	15:05	被災者に浴場を提供します ブルーシートを提供します	台風19号により、東松山市内においても甚大な被害が発生しております。被災された方に浴場とブルーシートを提供します。 ■浴場 東松山市民福祉センター（松本松1-7-8） 利用時間 午前10時～午後4時30分、東松山市民健康増進センター（神戸885-1） 利用時間 午前10時～午後9時 ■ブルーシート 東松山市役所危機管理課で随時提供
	20:30	被災者に「罹災証明書の発行」「水害時の感染症予防（消毒等）」「ブルーシートや土のう袋の提供」などについて、市ホームページでお知らせしています	台風19号により、東松山市内においても甚大な被害が発生しております。市では被災された方や強風や浸水等の災害により被災した家屋について「罹災証明書」の発行や「台風19号により家庭で出たごみの受入れ」など市ホームページに掲載してお知らせしています。 ■台風19号による災害の「罹災証明書」「固定資産税の減免」について（課税課） ■台風19号により家庭で出たごみの受入れ（廃棄物対策課） ■水害時の感染症予防（消毒等）について（健康推進課） ■被災された方への浴場の開放について（高齢介護課） ■ブルーシート、土のう袋の配布について（危機管理課） ■太陽光発電設備の水害時の感電の危険性について（環境保全課） ■一時的に電気の供給が止まったときの注意（危機管理課）
10月15日	19:30	①被災者の家庭での保育が一時的に困難となったお子さんの一時保育 ②台風19号に伴う災害に対する金融上の措置の情報提供 ③災害支援ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」	台風19号により、東松山市内においても甚大な被害が発生しております。市では災害で被害を受けられた皆様へ次の情報を提供しました。 ■一時保育（保育課） ご自宅等の片付けや掃除等の際に、子どもを預ける必要がある場合、まつやま保育園又はわかまつ保育園で一時保育を無料で実施します。・対象：満1歳以上から5歳児まで・保育施設：まつやま保育園（加美町6-16）わかまつ保育園（若松町1-8-1）・利用時間：午前8時30分～午後5時（土曜日は午後0時30分まで）・利用料：無料 ■台風19号に伴う災害に対する金融上の措置の情報提供（財政課） 財務省関東財務局から、「令和元年台風第19号に伴う災害に対する金融上の措置」について、預貯金取扱金融機関等に要請がされました。1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。2. 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。ほか ■災害支援ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」（政策推進課） 台風19号復興支援に伴う緊急寄附受付フォームを開設しました。
	22:15	友好都市 宮城県東松島市から支援物資の提供	東松山市と宮城県東松島市は、東日本大震災発生後、一文字違いが機縁となり復興支援に取り組んできました。以来、様々な交流を通じて絆を深めて2015年11月7日に友好都市の盟約を結びました。台風第19号による大きな被害を受けた本市は、本今朝、東松島市に支援物資の要請を行ったところ、同日夕方には物資を届けてくださいました。 ■応援物資 角スコップ150本 土のう袋1,200袋 敷きパット300枚 ブルーシート2,000枚 間仕切り20ブース分 ビニール袋2,000枚 ■配布先（一時避難場所）松山市民活動センター 唐子市民活動センター 高坂丘陵市民活動センター 野本コミュニティセンター

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.4 その他

3.4.4 報道機関への対応

日付	時間	項目	内容
10月19日	8:30	①ひがしまつやま災害臨時号の発行 ②台風第19号に関する市民相談窓口の開設について ③台風第19号災害義援金の受付	<p>■ひがしまつやま災害臨時号 台風第19号による災害で被害を受けられた方向けの情報をまとめて提供します。今後、内容を更新します。一時避難場所などに設置します。</p> <p>■台風第19号に関する市民相談窓口の開設について 台風第19号に関する相談について、職員による相談窓口を開設しました。ブルーシート・土のう袋の配布も行います。日時:午前8時30分～午後5時15分(10月中は土・日曜日、祝日も開設) 場所:市役所本庁舎1階 相談方法:窓口又は電話</p> <p>■台風第19号災害義援金の受付 東松山市では、台風第19号で被害に遭われた市民の皆様を支援するため、災害義援金を受け付けております。お預かりした義援金は、被害に遭われた方に見舞金としてお渡します。義援金箱は、庁舎1階正面入り口の総合受付窓口と市民課受付窓口に設置してあります。また、令和元年10月24日からは、各市民活動センターの事務室窓口に設置する予定です。</p> <p>【窓口への持参】受付場所:庁舎1階の総合受付窓口、市民課窓口 受付時間:月曜日から金曜日(土曜日・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分、日曜日午前8時30分から午後0時30分</p>
10月24日	15:30	ひがしまつやま災害臨時第2号を発行しました 令和元年台風第19号の影響(被災)により参議院埼玉県選出議員補欠選挙の第27投票所を変更します。	<p>■概要 台風第19号による災害で被害を受けられた方向けの情報をまとめて提供します。今後、内容を更新します。一時避難場所などに設置し、被災者宅訪問等の際にお渡しします。</p> <p>■発行日 10月24日(木)</p> <p>■第2号の新規掲載内容 ・被災者生活再建支援制度について・被災者が受けられる主な支援一覧・一時保育について・住宅の応急修理制度について・国民年金第1号被保険者に対する保険料免除について・市税等の減免についてひがしまつやま災害臨時号 10月18日発行、ひがしまつやま災害臨時第2号 10月24日発行</p> <p>■概要 令和元年台風第19号により、東松山市内においても甚大な被害が発生しました。投票所の中には、一時避難場所となっている施設があるため、参議院埼玉県選出議員補欠選挙における第27投票所を変更しました。</p> <p>■変更した投票所 第27投票所 【変更前】野本コミュニティセンター 【変更後】野本市民活動センター工作室</p>
10月25日	9:00	牧原経済産業副大臣が東松山市に出張します	<p>経済産業省から次のとおり発表がありましたので報告いたします。</p> <p>■牧原副大臣が埼玉県に出張します 1 日時 10月25日(金)14:40～16:15頃 2 スケジュール(予定) ①14:40～15:35 企業視察 ②15:55～16:05 東松山市長との意見交換(東松山市役所) ③16:10～16:15 ぶら下がり会見(東松山市役所)</p>
10月26日	14:00	菅内閣官房長官が東松山市を視察	令和元年台風第19号にかかる現地視察により、菅内閣官房長官が被災地を視察するとともに、被災者の代表者から要望書を受け取られました。
11月14日	16:00	「令和元年台風第19号による被災中小企業向け支援施策説明会・相談会」の開催	<p>【目的】 台風第19号により被害を受けた市内企業を対象に支援制度や雇用対策等を国や県、関係機関が一堂に会して説明し、あわせて個別の相談に対応する機会として開催する。</p> <p>【理由】 市内の多くの企業が被災しており、規模や被害状況もそれぞれ異なっていることから、活用できる支援策等も個々の案件により異なることとなる。今回の説明・相談会では、各機関から直接説明する機会を設けるとともに、その後に個別の相談を受け、早期の操業再開の一助としようとするものである。</p>
12月9日	9:30	■令和元年台風第19号により開設した避難所を閉鎖しました ■令和元年台風第19号による人的被害について	<p>■避難所(一時避難場所)の閉鎖について 令和元年台風第19号による被災者を受け入れていた避難所のうち野本コミュニティセンターを閉鎖しました。これで全ての避難所(一時避難場所を含む)を閉鎖しました。 閉鎖日時 令和元年12月8日(日)午後4時 避難所 野本コミュニティセンター(大字下野本1157-1)</p> <p>■人的被害について 令和元年台風第19号による人的被害(死者数)の人数について、災害関連死と認定された方1人を死者人数に追加します。 変更後 東松山市:死者2人 負傷者(軽傷)2人</p>

日付	時間	項目	内容
12月9日	17:00	令和元年台風第19号による避難者数について（報告）	令和元年12月8日（日）午後4時における全ての避難所閉鎖に伴い、令和元年台風第19号による避難者数を報告します。 ■10月12日（土）から12月8日（日）までの避難者総数 3,329人※避難者総数は、避難所を利用する際に記入していただく避難者カード（避難者登録台帳）に記載された人数を集計したもの ■10月12日（土）から12月8日（日）までのうち、時間別にみた最大避難者数 日時:10月12日（土）午後10時30分 時間別避難者数（最大）:3,239人※時間別避難者数については、各避難所から避難者数に変更があった場合のみの報告としたため、時間別最大人数については30分単位に区切り集計したものです。
12月13日	0:00	東松山市災害対策本部を閉鎖しました	■東松山市災害対策本部の閉鎖について 令和元年台風第19号により、10月12日（土）に開設した東松山市災害対策本部を12月13日（金）に閉鎖しました。 【経緯】東松山市災害対策本部を10月12日（土）に開設し、第1回災害対策本部会議を開き、これまでに21回の会議を行いました。今後は、被災者に対する生活再建及び発生した被害への対応を着実に進めるため「東松山市被災者生活再建等連絡会議設置要綱」を制定し、東松山市被災者生活再建等連絡会議を開催していきます。 ■東松山市被災者生活再建等連絡会議設置要綱について ・施行日:令和元年12月13日・組織:議長（副市長）副議長（教育長）、委員（秘書室長、政策財政部長、総務部長、環境産業部長、市民生活部長、健康福祉部長、都市整備部長、建設部長、市民病院事務部長、教育部長、子ども未来部長、議会事務局長）・第1回東松山市被災者生活再建等連絡会議12月18日（水）開催

※上記のほか、10月18日に臨時記者会見を開催し、被害の状況等について情報提供した。また、12月以降の定例記者会見においても、支援内容等について随時情報提供した。

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
状況把握	被害状況や支援の状況など、報道機関への対応のための情報収集に勞力を要した。	災害発生時に共有されるべき情報を事前に想定、精査し、定時に所管課から報告する仕組みを事前に準備する必要がある。
状況整理	広報広聴課前に設置したホワイトボードに被害状況・支援の状況などの情報が記載され、取材対応や状況把握に役立った。	災害発生時に使用できるホワイトボードを事前に想定し確保する必要がある。
	政策推進課で作成していた状況をまとめた資料が取材対応、視察対応などの際に役立った。参考にしたのは東松島市の事例で、派遣職員の経験からであった。	災害発生時にすぐに報道機関への対応ができるよう事前の準備（記載内容の想定、フォーマットの用意など）をしておく。

3.4.5 イベント及び事業の延期や中止等

1). イベントや事業の中止について

令和元年東日本台風の影響により、イベント・事業については、中止、休止、延期等となった。

【イベント・事業の一覧】

イベント・事業名	当初予定日	対応	所管課
参議院埼玉県選出議員補欠選挙 期日前投票	10月11日 ～ 10月26日	10月12日から 10月13日投票所閉鎖	選挙管理委員会
東松山市市制施行65周年記念式典	10月12日	2月15日に延期	総務課
社会教育講座（健康講座）	10月12日	中止	社会教育課
高田博厚展2019	10月4日 ～ 11月4日	10月12日から 10月13日閉鎖	社会教育課
子ども大学入学式 第1回講義（金属工作）	10月13日	中止	社会教育課
農林公園収穫体験イベント	10月13日	中止	農政課
ゆっくりウォーク 第2回テストウォーク	10月14日	中止	障害者福祉課
唐子小 歌声朝会	10月15日	10月30日に 延期	学校教育課
唐子小 交通安全世代間交流	10月16日	中止	学校教育課
自立支援型地域ケア会議	10月17日	中止	高齢介護課
唐子小 学校公開 PTA人権教育後援会	10月18日	中止	学校教育課
第6回自然体験学習	10月18日	11月8日に延期	化石と自然の体験館
子ども大学 第2回講義（野球体験）	10月19日	中止	社会教育課
産業・環境フェスタ	10月20日	中止	環境保全課 商工観光課 農政課
高田博厚展2019特別講演会	10月20日	中止	社会教育課
唐子小 芸術鑑賞教室	10月21日	12月9日に 延期	学校教育課
あんしん見守りネットワーク研修会	10月23日	中止	高齢介護課
東武鉄道との共同啓発事業	10月25日	中止	健康推進課
第7回自然体験学習	10月26日	中止	化石と自然の体験館
参議院埼玉県選出議員補欠選挙	10月27日	第27投票所を 変更して実施	選挙管理委員会
第42回日本スリーデーマーチ	11月2日 11月3日 11月4日	中止	スポーツ課
東松山市戦没者追悼・平和祈念式典	11月9日	中止	総務課
スリーデーマーチ遠足	—	各校による 全校遠足に変更	学校教育課
スリーデーマーチ中学生ボランティア	—	全校遠足に変更	学校教育課
東松山市民俗芸能祭	11月4日	中止	社会教育課

イベント・事業名	当初予定日	対応	所管課
第66回駅伝競走大会	11月17日	中止	スポーツ課
市民の森・石坂の森協働イベント	11月17日	中止	都市計画課
農業祭	11月23日	中止	農政課
手話言語条例制定記念講演会	12月8日	中止	障害者福祉課
健康長寿講演会	1月19日	中止	健康推進課
日本語教室・日本語交流タイム	—	休止	総務課
手話奉仕員養成講座	—	休止	障害者福祉課
精神保健福祉ボランティア養成講座	—	休止	障害者福祉課
チャレンジドショップ	—	休止	障害者福祉課

2). 第42回日本スリーデーマーチ

日本スリーデーマーチは、毎年11月初旬に、本市を中心とした自然豊かな比企丘陵を舞台に繰り広げられる国際ウォーキングの祭典である。しかし、台風の影響により、10月17日に中止を決定し、市ホームページやはがきで周知を図った。

また、当日に東松山駅や中央会場にて、来場された方への中止説明を行った。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月17日	15:30	第42回日本スリーデーマーチの中止決定	関係団体へ電話、Eメール連絡。対応職員9人（社会教育課2人）
10月18日	午前	第42回日本スリーデーマーチの中止を市ホームページに掲載	掲載準備。対応職員2人
10月19日	9:00 ～ 20:00	第42回日本スリーデーマーチの中止はがき発送	発送準備（事前登録者）対応職員4人
10月20日	9:30 ～ 20:00		発送準備（事前登録者）対応職員1人
10月21日	—		事前登録者。対応職員1人
10月28日	—	第42回日本スリーデーマーチ記念品発送宛名シール作成	事前登録者。対応職員1人
	—	第42回日本スリーデーマーチの中止はがき発送	発送準備（前年当日登録者）対応職員3人
10月29日	—	第42回日本スリーデーマーチ記念品発送宛名シール作成	事前登録者。対応職員1人
10月30日	—	第42回日本スリーデーマーチ記念品発送準備	事前登録者宛名シール貼り。対応職員2人、臨時職員3人
10月31日	—		事前登録者宛名シール貼り。対応職員2人、臨時職員3人
11月1日	—	第42回日本スリーデーマーチ記念品発送	業者へ引き渡し。対応職員1人

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.4 その他

3.4.5 イベント及び事業の延期や中止等

日付	時間	項目	内容
11月2日	—	第42回日本スリーデーマーチ当日対応	駅、中央会場、駐車場で、当日来た人へ中止の説明をする。対応職員10人、非常勤職員1人
11月3日	—		駅、中央会場、駐車場で、当日来た人へ中止の説明をする。対応職員9人、非常勤職員1人
11月4日	—		駅、中央会場、駐車場で、当日来た人へ中止の説明をする。対応職員9人、非常勤職員1人

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
第42回日本スリーデーマーチの中止決定	直前であり、初めての中止だったため、関係団体に連絡する際、漏れがないよう連絡することに苦勞した。 中止を判断するための手続基準等がなかったため、今後、対応マニュアルを作成する。	今回実施した対応方法や検討事項等を整理する。

3). 参議院埼玉県選出議員補欠選挙

台風の接近に備え、期日前投票所の閉鎖を決定し、市ホームページや東松山いんぷおメールにて周知した。災害対応と選挙事務が重なり、投票所の職員体制の見直しを行い減員とした。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月9日	—	台風への対応について情報収集	台風の接近に備え、期日前投票所の閉鎖方法等について那覇市等に確認する。 西部11市の対応予定について情報を収集する。
10月11日	15:00	選挙管理委員会の開催	台風の接近に備え、対応方法について協議し、台風が接近する10月12日及び13日14:30まで期日前投票所の閉鎖を決定する。
	16:00	期日前投票所の閉鎖についての周知	記者発表、東松山いんぷおメール、市ホームページで期日前投票所の閉鎖を周知する。 市議会議員には議会事務局を通じてメール送信する。 埼玉県選挙管理委員会へ報告する。
		期日前投票所の閉鎖について事務従事者等への連絡	期日前投票所を閉鎖することについて、投票管理者、投票立会人、事務従事者へ連絡する。
		期日前投票所の停電対応	期日前投票所が停電した場合に備え、期日前投票所の解錠方法の確認及び名簿対照用選挙人名簿を印刷する。
		ポスター掲示板の一時撤去	台風の接近に備え、風の影響を受けそうなポスター掲示板の一時撤去を委託業者に指示する。 (2箇所)

日付	時間	項目	内容
10月12日	7:30	期日前投票所の閉鎖対応	期日前投票所の閉鎖について、来所者や問合せ等の対応を行う。（～13:00以後自宅待機） （職員4人で対応）
	8:00	期日前投票所の閉鎖について防災無線放送	期日前投票所の閉鎖について防災無線で放送する。
10月13日	7:00	期日前投票所の被害確認	期日前投票所を開設するため、投票所周囲の状況確認や選挙機器が正常に作動するか確認する。（職員4人で対応）
	8:00	期日前投票所の閉鎖について防災無線放送	期日前投票所を14:30まで閉鎖することについて防災無線で放送する。
	8:30	選挙管理委員の安否確認	選挙管理委員及び補充員の安否及び被害状況を確認する。
		ポスター掲示板の設置確認	台風の被害でポスター掲示板が倒壊等していないか委託業者に確認指示及び補修を依頼する。 水没1 滅失1 転倒1
	14:30	期日前投票所の閉鎖を解除	10月12日から閉鎖していた期日前投票所を開設する。
	15:00	投票所の状況確認	投票所として使用する施設に問題がないか状況を確認する。 避難所となっている野本コミュニティセンター、唐子市民活動センター、松山市民活動センター、高坂丘陵市民活動センターについては引き続き状況を見守ることとした。
10月14日	9:00	民生委員の安否確認	投票立会人に選任している民生委員の安否について、社会福祉課に確認する。 被災している民生委員に連絡し変更選任する。 （～21日）被災者4人
	—	選挙事務従事体制の見直し	災害対応で職員負担が増大していることから、期日前投票所、当日投票所等の職員体制を見直す。 （～27日）変更19人 減員8人
10月17日	—	第27投票所の変更決定	選挙管理委員に連絡を取り、避難所となっている野本コミュニティセンターから野本市民活動センターに第27投票所を変更することの承諾を得る。投票所変更について委員長専決処分する。
10月18日	—	避難者へのお知らせを掲示	避難されている方に向け、選挙に関するお知らせを避難所に掲示する。
10月19日	—	投票所の変更についての周知	記者発表、東松山いんぷおメール、市ホームページで第27投票所の変更を周知する。 市議会議員には議会事務局を通じてメール送信する。 埼玉県選挙管理委員会へ報告する。
10月21日	—	投票所変更通知の送付	投票所を変更した第27投票区の有権者世帯主宛に通知を送付する。 市内886通、市外12通
10月25日	—	投票所の変更についての周知	広報車で第27投票区内を巡回し、周知する。 （～27日）

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.4 その他

3.4.5 イベント及び事業の延期や中止等

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
投票所の確保	投票所が避難所になっている施設が多く、災害時の選挙では投票所の確保が困難である。	防災対策上の市有施設の使用用途を整理し、投票所の代替拠点を選定する。
従事体制の確保	災害時の選挙では、災害対応で職員が不足する。	応援が必要と想定される業務については、受援体制の強化を図る。

3.4.6 組織横断的な職員配置と従事状況

災害により発生した業務に対応するため、避難所運営、災害廃棄物業務、市民相談窓口業務に庁内から組織横断的に応援職員を配置した。

また、被災建築物応急危険度判定士資格者の協力要請、家屋調査の職員要請により職員を選任した。

埼玉県市町村課から、職員の派遣要望について照会があり、地方自治法に基づく中・長期の派遣職員を受け入れることになった。

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月15日	—	避難所運営に係る職員配置	地域支援課と調整
10月18日	—	他団体からの災害派遣受入れ状況把握	電子掲示板を通じて照会（以後、随時報告を求める。）
10月23日	—	被災宅への戸別訪問応援体制に係る職員配置	電子掲示板を通じて割振りを依頼
10月31日	—	地方自治法に基づく中・長期の派遣職員受入れ	埼玉県市町村課から派遣要望照会
11月15日	—	地方自治法に基づく中・長期の派遣職員受入れ	埼玉県市町村課へ職員派遣要望回答
11月19日	—	地方自治法に基づく中・長期の派遣職員受入れ	埼玉県市町村課から派遣予定団体通知（令和3年度末まで合計13団体19人を受入れ予定）
11月25日	—	被災者生活再建支援室応援体制に係る職員配置	電子掲示板を通じて割振りを依頼
12月17日	—	災害廃棄物仮置場受付業務に係る職員配置	電子掲示板を通じて割振りを依頼
12月27日	—	地方自治法に基づく中・長期の派遣職員受入れ	派遣元団体と協定書締結
1月6日	—	地方自治法に基づく中・長期の派遣職員受入れ	6市1町から派遣職員を受入れ

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦勞した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
避難所運営に係る職員配置	避難所運営が長期化したため、避難所担当の特定の職員に負担が集中してしまっただ。速やかに全庁的な職員動員体制が構築できるようにマニュアル化が必要である。	業務継続計画に基づく通常業務の原則中止により、災害対応する職員を確保した上で、職員動員体制を検討する。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.4 その他

3.4.7 被災者支援、復旧、復興に係る予算対応

3.4.7 被災者支援、復旧、復興に係る予算対応

(1) 対応の時系列

日付	時間	項目	内容
10月12日 ～ 10月31日	—	予備費等の 執行	10月12日～10月31日の予備費の充用及び災害に係る予算を執行した。
10月15日	15:00	各課依頼	令和元年東日本台風に伴う予算執行等について緊急で予算対応を要するものの報告を電子掲示板で依頼
10月16日	8:30	災害対応予 算方針	令和元年東日本台風に対する災害対応予算について方針を定め、災害対策本部で報告
10月17日	8:30	スケジュール の通知	令和元年東日本台風に伴う予算要求スケジュールを電子掲示板で通知
10月23日	午前	当初予算編 成説明会中 止	当初予算編成説明会を中止し、書面（電子掲示板）で対応
11月1日	午後	一般会計補 正予算専決	年内に必要な予算を編成し、一般会計補正予算第4号を専決
11月29日	午前	一般会計補 正予算上程	国庫補助事業災害復旧費を除き、年度内に必要となる予算を編成し、12月議会に一般会計補正予算第5号を上程
12月20日	午前	一般会計補 正予算上程	国庫補助事業災害復旧費を中心に予算を編成し、12月議会に一般会計補正予算第7号を追加上程

(2) 課題等と改善策・対応方法

項目	苦労した点・課題点・改善すべき点など	改善策・対応方法
一般会計補 正予算第4 号専決	各課に予算計上を依頼したが、提出されなかったため、担当が各課を回り補正予算の有無を確認した。また、財源が不明なことが多く情報収集に苦慮した。	今回実施した対応方法や検討事項等を整理する。
一般会計補 正予算第5 号	国庫補助災害復旧の動向がわからず、追加議案とした。国庫補助には、災害査定があるため、その状況を踏まえ予算計上とすることがよいと思われる。また、地方債の取扱いについて県へ出向き調整したが、このことは良かった点である。	
一般会計補 正予算第7 号	国庫補助災害復旧について、災害査定が完了したものや説明会が行われたものについて予算を計上したが、事業費を算出する上で、この判断でよかったのではないかとと思われる。	

3.4.8 「災害時の事務分掌」の執行状況

東松山市災害対策本部要綱（昭和38年10月1日決裁）第8条の規定に基づき策定した「災害対策動員計画」では、災害時における各課の事務分掌を定めている。

全257事務のうち、「実施できた事務」は182項目、「一部実施できた事務」が27項目、「実施できなかった事務」が2項目、「必要がなかった事務」が46項目であった。

以下に災害時事務分掌の実施状況の集計結果と「一部実施できた事務」、「実施できなかった事務」、「必要がなかった事務」の内容について示す。なお、一部実施できた事務には、実施できたが、今後の対応に対策等を要するものを含めている。

(1) 災害時事務分掌の実施状況（集計結果）

部署数	事務数	実施できた	一部実施できた	実施できなかった	必要がなかった
45	257	182 (70.8%)	27 (10.5%)	2 (0.8%)	46 (17.9%)

(2) 一部実施できた事務の状況

課名	事務分掌	一部未実施等の理由	対策等
環境 保全課	動物の愛護及び管理の統括に関する事。	指定避難所に避難したペットに関する情報を把握し、物資の支援等ができたが、指定避難所以外のペットに関しては情報把握手段がなく、対応できなかった。災害発生直後は、迷い犬等の把握も困難であった。	災害時のペット対応の在り方について、今回の災害での対応状況を踏まえ早急に対策を講じる。
農政課	農作物及び農業用施設等の農業被害の調査に関する事。	農地への土砂・稲わら流入等の被害調査については、初動段階で土地改良区等との連携が不足していたことにより、時間が掛かってしまった。	被害調査について、関連した団体等との災害時の連携を強化する。
	農業被害に対する支援措置及び相談に関する事。	国の補助メニューの詳細やスケジュールが明らかになっていなかったため、農業者への情報提供が遅れた。	速やかに情報提供する。
地域 支援課	避難者状況の把握に関する事。	避難所となった体育館の避難者把握が困難であった。	職員の配置や受付方法の見直しにより、速やかに状況を把握する。
	避難所施設等を所管する部及び施設管理者との連絡調整に関する事。	市民活動センター以外の施設管理者との連絡調整は行わなかった。	事務分掌の見直しを含め、避難所全体の連絡体制を構築する。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.4 その他

3.4.8 「災害時の事務分掌」の執行状況

課名	事務分掌	一部未実施等の理由	対策等
地域支援課	避難者情報の収集及び避難者への情報発信の統括に関する事。	災害発生後早い時期に聞き取り調査を実施できたが、情報紙の発行は政策推進課で行った。	—
	避難者ニーズの把握と要請に関する事。	避難者のニーズにはできる限りの対応をしたが、在宅避難者まで十分な対応ができなかった。	在宅避難者の相談窓口の設置と、その周知を行う。
	被災者相談窓口の設置に関する事。	政策推進課により実施	—
社会福祉課	市内におけるボランティア活動の状況把握に関する事。	ボランティアセンターを経由しない活動は把握できなかった。	災害対策本部会議などを通じて、一元的に活動状況を把握する。
	災害時要援護者の把握等に関する事。	避難区域が都幾川流域と広く、唐子、野本地区の把握に留まった。	災害時要援護者台帳を用いて、可能な限り対象者を網羅する。
健康推進課	医師会及び各医療機関との連絡調整に関する事。	比企郡市歯科医師会との連絡調整はできたが、比企医師会とは連絡調整できなかった。	災害時における連絡方法を確認する。
	他の地方公共団体・各団体等からの保健医療従事者並びに医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事。	千葉県富津市からの応援職員（保健師）を受け入れ、避難所での健康相談業務に活用できたが、ボランティアセンターとの連絡調整がなかったため、医療ボランティアの有無が確認できなかった。	社会福祉課と調整を図り、ボランティアセンターの医療ボランティア従事者を把握する。
建設管理課	道路・橋梁の被害状況の把握に関する事。	災害発生時は、現場での交通誘導や交通規制など、警察や地域の方々からの緊急要請や道路交通の途絶などが重なり、被害状況の把握に時間を要した。被災後は、細部にわたる被害状況の把握に時間を要した。	応援が必要と想定される業務については、受援体制の強化を図る。
	建設事務所への応援に関する事。	災害時応援協定に基づき、建設安全協会に応援を要請した。	事務分掌の建設事務所の表記を改める。

課名	事務分掌	一部未実施等の理由	対策等
建設 管理課	風水害対策活動に関すること。	災害発生時は、現場での交通誘導や交通規制など警察や地域の方々からの緊急要請や道路交通の途絶などが重なり、的確なパトロールや応急対応に時間を要した。	パトロール体制の見直し及び職員を確保する。
	幹線道路等のパトロールと応急措置、及び生活道路の確保に関すること。	決壊や道路冠水により道路交通が途絶し、的確なパトロールや生活道路の確保ができない箇所があった。また、資材や職員不足等から応急措置の対応に時間を要した。	パトロール体制の見直し及び職員を確保する。 必要資材を事前に準備する。
	交通規制に関すること。	決壊や道路冠水による交通の途絶、現場での交通誘導や交通規制など警察や地域の方々からの緊急要請により、交通規制に時間を要した。また、規制に必要な資材が不足していた。	パトロール体制の見直し及び職員を確保する。
道路課	工事現場の被災状況の把握に関すること。	災害復旧の対応に追われ、工事現場からの状況報告が遅れた。	現場状況の報告を徹底する。
	道路・橋梁等の被災状況の把握及び応急復旧工事に関すること。	広域で道路冠水が発生したことから被災状況の把握が十分にできず、応急復旧も遅れた。	早期に確認できるようにパトロール体制を見直す。
	緊急輸送道路の確保に関すること。	河川決壊で緊急輸送道路が冠水したことから、復旧又は別ルートが確保できなかった。	関越自動車道の活用をNEXCO東日本と協議する。
下水道 施設課	下水道施設の被災状況調査に関すること。	都幾川の氾濫・越水により松山～高坂間が分断され、現地調査が不可能であった。特に葛袋地区は浸水のおそれがあったが、翌日まで現地に到達できなかった。	今回の対応を踏まえ、迂回路の設定について検討する。
	被災地域のし尿処理に関すること。	し尿くみ取り便槽の蓋やバキューム車の停車箇所が、流れてきた砂利等によって埋もれており、委託業者が作業できない場合があった。	今回の対応を踏まえ、被災程度によって、すぐに着手が可能な、ある程度復旧した後でないとは着手できないかを分類し、効率の良い対応を図る。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.4 その他

3.4.8 「災害時の事務分掌」の執行状況

課名	事務分掌	一部未実施等の理由	対策等
学校教育課	被災児童・生徒への災害見舞金品の給与に関すること。	教科書及び学用品等を給与した。また、就学援助制度の拡充を行った。 災害時の寄贈品の配布や、教材店からの寄贈を受入れた。なお、災害見舞金の支給は社会福祉課により行われた。	事務分掌を見直す。
スポーツ課	体育施設等の復旧に関すること。	調整を要する施設について、未実施となっている。	状況に応じた応急復旧等を調整する。
広報広聴課	報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他の連絡に関すること。	避難所の避難者の状況、罹災証明書の発行数、物資提供などの報道機関からの問合せについて、災害発生当初は広報広聴課で情報提供を行ったが、災害対策本部閉鎖後は、災害時事務分掌の所管課にて情報提供を行っている。	報道機関への適切な対応を図るため、災害時事務分掌所管課との役割分担を明確にし、対応する。
危機管理課	市内の被害状況の調査・伝達・集約に関すること。	台風接近時の対応として、情報の集約や発信に関しては、手が回らなかった。	危機管理課職員及び併任職員の役割分担を明確にし、対応する。 情報共有のためシステム導入を検討する。
	災害情報の収集・整理に関すること。	災害情報の収集は常に行っていたが、整理まで手が回らなかった。	危機管理課職員及び併任職員の役割分担を明確にし、対応する。

(3) 実施できなかった事務の状況

課名	事務分掌	分析	対策等
商工 観光課	離職者の状況把握と関係機関への報告に関する事 こと。	従業員数の聞き取りは行っ たが、被災直後の訪問だったた め把握できなかった。	実施方法について検討 する。
道路課	応急建築資材の 収集に関するこ と。	道路冠水により、神戸の資材 置場に行くことができなかつ た。	資材置場について、災害 発生時の経路も含めて立 地場所を検討する。

(4) 必要がなかった事務の状況

課名	事務分掌	理由
政策 推進課	災害対策本部会議、部内の活動状 況等に係る部内各課との連絡調整に 関すること。	必要な情報については、災害対策 本部員である部長から部内各課へ伝 達されていたため
	復旧復興に係る実施計画に関するこ と。	切れ目のない予算編成と国・県・市 町による治水対策プロジェクトの確 立により所要の対策が図れたため
財政課	部内各施設の被害状況調査、応急復 旧及び応急利用に関する事 こと。	部内各施設に被害がなかったため
	災害対策本部会議、部内の活動状況 等に係る部内各課との連絡調整に関 すること。	必要な情報については、災害対策 本部員である部長から部内各課へ伝 達されていたため
総務課	災害時における物資の輸送に関する 協定の運用に関する事 こと。	協定事業者の協力が必要となるほ ど大量の物資輸送が発生しなかつ たため
人事課	職員の安否確認及び被災状況の把握 に関する事 こと。	職員の安否確認については、通常 の勤務管理で対応したため
	職員の給食対応及び衛生管理等、災 害対応に当たる職員の後方支援に関 すること。	震災とは異なり、災害発生場所が 局所的であったことから、職員の給 食対応は、各自で確保することが可 能であり現実的であった。職員の衛 生管理に関しては、各自動きやすい 服装で勤務するなど柔軟な対応を取 った他には、後方支援の必要性がな かつたため
課税課	災害時における家屋被害認定調査に 関する協定の運用に関する事 こと。	派遣職員を受け入れたことによ り、協定の運用を必要としなかつ たため
環境 保全課	災害による大気汚染対策及び水質汚 濁対策に関する事 こと。	対策を講じるような大気汚染及び 水質汚濁事故が発生しなかつたため

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.4 その他

3.4.8 「災害時の事務分掌」の執行状況

課名	事務分掌	理由
環境 保全課	遺体の搬送の総合調整に関する事 こと。	多数の死者が発生した場合を想定 した事務と考えられ、必要がなかつ たため
	火葬施設の利用調整並びに他市町村 及び葬祭業者への協力要請に関する こと。	多数の死者が発生した場合を想定 した事務と考えられ、必要がなかつ たため
	災害時における棺及び葬祭用品の供 給等に関する協定の運用に関する事 こと。	多数の死者が発生した場合を想定 した事務と考えられ、必要がなかつ たため
農政課	農作物、肥料等のあっせん及び確保 に関する事こと。	被災直後に営農を再開すべき作物 がなかったため
	農業協同組合からの食糧調達に関す ること。	国、県、企業などから食糧の支援を 受けられたため
	災害時における主食供給等の協力を 関する協定の運用に関する事こと。	国、県、企業などから食糧の支援を 受けられたため
	災害時における燃料等の供給に関す る協定の運用に関する事こと。	燃料の需給がひっ迫しなかったた め
	災害時における生活物資等の供給協 力に関する協定の運用に関する事 こと。	国、県、企業などから支援を受けら れたため。多くの生活物資等の需給 がひっ迫しなかったため
商工観光課	臨時職業相談窓口の開設に関する事 こと。	広報は市で行い実務はハローワー ク東松山が行ったため
地域 支援課	現地災害対策本部の設置及び廃止に 関する事こと。	災害対策本部による設置の指示に 至らなかったため
社会 福祉課	所管施設の被害状況調査、応急復旧 及び応急利用に関する事こと。	所管施設がないため
	福祉避難所の開設・運営に関する事 こと。	二次的に開設するという所与の条 件の下で、福祉避難所の開設が必要 という情報を各避難所から得るには 至らなかったため
健康 推進課	救護所の設置に関する事こと。	10月14日に日赤災害対策担当、東 松山保健所担当、市保健師により4避 難所を巡回して医療ニーズを確認し たところ、日赤救護班の派遣はせず 保健師の巡回で対応することになつ たため
都市 計画課	緑地・生産緑地保全対策及び復興計 画に関する事こと。	緑地・生産緑地の被害が極めて軽 微であったため、保全対策や復興計 画を策定する必要がなかったため
	応急仮設用住宅建設用地等の確保に 関する事こと。	賃貸型応急住宅制度を活用したた め

課名	事務分掌	理由
住宅 建築課	応急仮設住宅の建設に関する事	賃貸型応急住宅制度を活用したため
	応急仮設住宅の維持管理に関する事	応急仮設住宅を建設していないため
	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定の運用に関する事	「埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部との災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」を締結しているが、被害が大きく埼玉県による賃貸型応急住宅制度を活用したため
	被災建築物応急危険度判定に関する事	被災建築物応急危険度判定は、地震により被災した建築物について実施するため
	被災建築物応急危険度判定実施本部の設置に関する事	被災建築物応急危険度判定は、地震により被災した建築物について実施するため
	建築関係業者との連絡調整に関する事	建築関係業者に要請する事案がなかったため
	被災宅地危険度判定に係る職員の動員及び応援要請に関する事	宅地の崩壊による二次災害の発生する恐れが極めて少なかったため
	被災宅地危険度判定に関する事	宅地の崩壊による二次災害の発生するおそれが極めて少なかったため
	被災建築物応急危険度判定のボランティア受入れ及び活動支援に関する事	被災建築物応急危険度判定は、地震により被災した建築物について実施するため
	被災建築物応急危険度判定士に関する協定の運用に関する事	被災建築物応急危険度判定は、地震により被災した建築物について実施するため
水道 施設課	地震等の災害時における応急復旧工事に関する協定の運用に関する事	管路等の復旧が必要なかったため
学校 教育課	保護者へ児童・生徒の引き渡しに関する事	台風の当日は休日であり、引渡しに関する事案は生じなかったため
社会 教育課	帰宅困難者対策の応援に関する事	図書館は「帰宅困難者避難所」となっており、図書館長ほか職員4名（市立3、高坂1）が現場待機していたが、公共交通機関の計画的な運休により、帰宅困難者がいなかったため

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.4 その他

3.4.8 「災害時の事務分掌」の執行状況

課名	事務分掌	理由
社会教育課	帰宅困難者の一時滞在施設及び帰宅困難者避難所等への誘導、情報や物資の提供に係る指示に関する事。	図書館は「帰宅困難者避難所」となっており、図書館長ほか職員4名（市立3、高坂1）が現場待機していたが、公共交通機関の計画的な運休により、帰宅困難者がいなかったため
スポーツ課	ウォーキングセンターの復旧に関する事。	復旧を要する事案がなかったため
子育て支援課	施設内の乳幼児及び保護者の安否確認・一時保護に関する事。	子育て支援センターは、10月10日時点で10月12日、13日の臨時休館を決定したことで、安否確認等の必要がなかったため
保育課	保育の一時休止及び再開に関する事。	市内全施設が、通常どおり開所したため
秘書課	その他災害対策本部長の特命に関する事。	特命がなかったため
危機管理課	防災会議との連絡調整に関する事。	防災会議員と連携を図ることがなかったため
	ヘリコプター派遣の要請手続に関する事。	ヘリコプターを派遣するような事態（孤立場所の発生等）にはならなかったため
	危険物等の監視警戒並びに応急対策の補助に関する事。	危険物に起因する事故等がなかったため
	行方不明者に関する事。	行方不明者が出なかったため

3.4.9 被災者の声

市への問合せメールや戸別訪問等において、被災された方や市民の皆様から、特に多く寄せられた声を項目ごとに整理した。

災害発生時には、相談窓口をはじめ、道路、河川、災害廃棄物など各々の所管課にも多数の要望が直接寄せられ、対応を行った。

総合相談窓口及び被災者生活再建支援室では、被災者の相談の入り口として要望を聞き取り、内容に応じて適切な所管課へ伝達し、その対応状況を適宜確認した。要望内容は、例えば同一箇所の道路の修繕など、重複するものも多く見受けられた。

(1) 主な内容

項目	内容	対策・対応方針等
被災者支援	積極的な義援金の募集をすること。	市ホームページ、広報紙などを通じて、義援金を広く呼び掛けた。
	被災者支援に関する説明会を開催すること。	必要に応じた説明会を開催した。各種支援制度については、被災者の被災状況によって異なることから、個別相談によって対応した。
	見舞金や支援金の対象範囲を見直すこと。	被災者生活再建支援金については、国の制度であり市独自の見直しは困難であるが、県において国の制度が適用にならない場合の県独自の支援制度が令和2年4月に創設された。
	相談窓口や再建支援室などを設置すること。	被災者の相談を一元的に受ける場所として、総合相談窓口及び被災者生活再建支援室を設置した。
	洗濯機などの家電を貸し出すこと。	国のプッシュ型支援の制度を活用して対応した。
	住まいに関する情報を速やかに提供すること。	ひがしまつやま災害臨時号、市ホームページを利用し周知を図った。
	罹災証明書等を早期に交付すること。	今回の災害を教訓に、手続を見直す。
避難対策	避難所の指定を見直すこと。	今回の台風の対応において、浸水のおそれがある施設や、市内全体の避難者の状況を踏まえ、水害時の避難所について見直す。
情報伝達	被災者支援制度等を正確に周知すること。	市ホームページやひがしまつやま災害臨時号等による周知、相談窓口での各支援制度の担当職員による個別説明で対応した。
	市ホームページやSNS、東松山いんぷおメールにて速やかに情報発信すること。	各ツールにおいて、避難者への河川水位情報や避難情報、被災者への支援制度等の必要な情報の更新については迅速に対応する。
	防災行政無線の聞こえづらさを解消すること。(避難情報等を多くの市民に行き渡らせること)	戸別受信機の配布や東松山いんぷおメール、テレホンサービス、SNS、市ホームページ等を活用し対応する。

第3章 令和元年東日本台風（台風第19号）への対応

3.4 その他

3.4.9 被災者の声

項目	内容	対策・対応方針等
情報伝達	支援制度など積極的に市民に情報公開すること。	市ホームページやひがしまつやま災害臨時号等を活用し、各種支援制度の概要を迅速に周知する。
復旧・復興	土壌汚染対策を進めること。	農協で実施した土壌調査の結果（問題なし）を周知した。
	用水路の復旧を進めること。	国の補助事業を活用するとともに、土地改良区等とも連携し、対応を図った。また、稲わらの撤去についてはボランティアの活用も行った。
	田んぼに流入した稲わらを撤去すること。	
	農地に流入した災害ごみや土砂を撤去すること。	
	道路、側溝、水路を清掃すること。	要望箇所を確認し、必要な対応を図った。
民地に流入した土砂や流木の撤去に関すること。	土砂の受入れ場所を確保して受け入れるとともに、要望に応じて回収するなど対応した。	
災害ごみ	災害ごみの受入れ期間を柔軟に設定すること。	要望や受入れ状況を勘案し、延長した。
河川対策	堤防の強化等に関し、国に積極的に要望すること。	要望事項を国、県へ伝えるとともに、国、県と協力して対策を講じる。
	市野川の増水による河岸浸食対策を推進すること。	
	堤防の強化等の防災対策を推進すること。	

第4章 テーマ検証

4.1 検証の概要

4.1.1 検証の手法

本検証に当たり、ヒアリング及びアンケート調査を実施し、災害対応に関する業務の経験において検討した事項や判断の過程を把握するとともに、4つの柱、38項目の実施結果を踏まえて、多角的な視点で以下のテーマにより検証を実施した。

- ・災害対策本部等の設置及び運営
- ・避難勧告等の発令に伴う判断
- ・避難所等における避難者対応
- ・被災者に対する情報発信
- ・民間協定の運用
- ・応援職員等の要請及び受入れ

4.1.2 ヒアリングの実施

より具体的な災害対応の実態と、災害対応を行う中で発生した問題等を明らかにすることを目的として、次の日程で関係課に対してヒアリングを実施した。

なお、ヒアリング対象者の発言内容の中には、対象者本人も無意識のうちに誤解、誤認、記憶違いによって事実と異なる発言がなされる場合もあるが、事実誤認と判断した内容を除き、基本的には正確な内容であることを前提とする。

対象者からのヒアリングや各種資料との整合によって、明らかに事実誤認と判断した内容については、訂正や除外によって事実関係を整理する。

実施日程	担当課
令和2年7月15日(水)	地域支援課
令和2年7月16日(木)	危機管理課
令和2年7月20日(月)	
令和2年7月21日(火)	社会福祉課
令和2年7月22日(水)	人事課
令和2年7月22日(水)	廃棄物対策課

第4章 テーマ検証

4.1 検証の概要

4.1.3 アンケート調査の実施

4.1.3 アンケート調査の実施

今回の災害における各課の災害対応の実態について把握することを目的として、アンケート調査を実施した。

なお、アンケートについては、今回の検証以外にも、今後の取組を検討するために必要な事項も併せて調査を実施した。

調査名	調査対象
避難所開設・運営の実態調査	避難所担当職員（班長・副班長）
市民への周知に関する調査	政策推進課、課税課、廃棄物対策課、農政課、市民課、社会福祉課、健康推進課、住宅建築課、建設管理課、道路課、水道施設課、下水道施設課、学校教育課、保育課、秘書課、広報広聴課、危機管理課
民間協定の運用等に関する調査	全課 ※議会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局及び選挙管理委員会事務局を除く
応援職員の受入れ、撤収に関する調査	課税課、廃棄物対策課、農政課、地域支援課、健康推進課、住宅建築課、危機管理課

4.2 検証報告

4.2.1 災害対策本部等の設置及び運営

1). 情報収集体制（レベル1）

令和元年東日本台風の接近に備えて、市では第1回庁内災害対策会議を10月8日に実施し、以降気象情報が変化するたびに庁内災害対策会議を不定期に実施していた。

10月11日13時00分に開催した第3回庁内災害対策会議の中で、副市長の指示によって、10月12日8時30分での警戒本部の設置及び一時避難場所の開設が決定した。

同10月11日17時15分に東松山市災害警戒本部等要綱に基づいて災害情報連絡室を設置し、指定職員（危機管理課）による夜間の情報収集及び報告体制を配備した。

なお、警戒本部の設置及び一時避難場所の開設の決定を受け、危機管理課では電子掲示板を活用して、令和元年東日本台風で想定される対応等を全庁的に周知した。

また、警戒本部の開催に向けて、10月11日の段階で警戒本部に出席が定められている本部員（レベル2の段階で参集が決まっている本部員）に対して、警戒本部が設置予定である旨をあらかじめ周知した。

<参考>風水害時配備基準

区分	体制	配備基準	活動内容
L1	情報収集体制 (災害情報連絡室の設置)	気象警報等の発令が予想される場合又は台風が接近し被害発生が予想される場合 大規模火災、列車・航空機等の事故で副市長が必要と認めたもの	情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動
L2	警戒体制 (災害警戒本部の設置)	災害の発生が予想される場合（台風直撃等）又は水防警報の発令、水位周知がされた場合	被害状況調査及び緊急体制に準じた避難を主体とした応急対策活動
L3	非常体制 (災害対策本部の設置)	1号 特別警報が発令された場合又は相当規模の災害の発生が予想される場合	応急対策活動に即応できるように必要と認める職員を配備して活動
		2号 激甚な災害が発生した場合	組織及び機能の全てを挙げて活動

2). 警戒体制（レベル2）

(1) 警戒本部の設置

第3回庁内災害対策会議での警戒本部の設置決定に伴い、「第一応接室」に警戒本部を設置した。第一応接室には、平時からテレビが設置されているが、会議出席者と情報共有を実施するための資機材（PC、プロジェクター、ホワイトボード等）の準備は実施されていなかった。

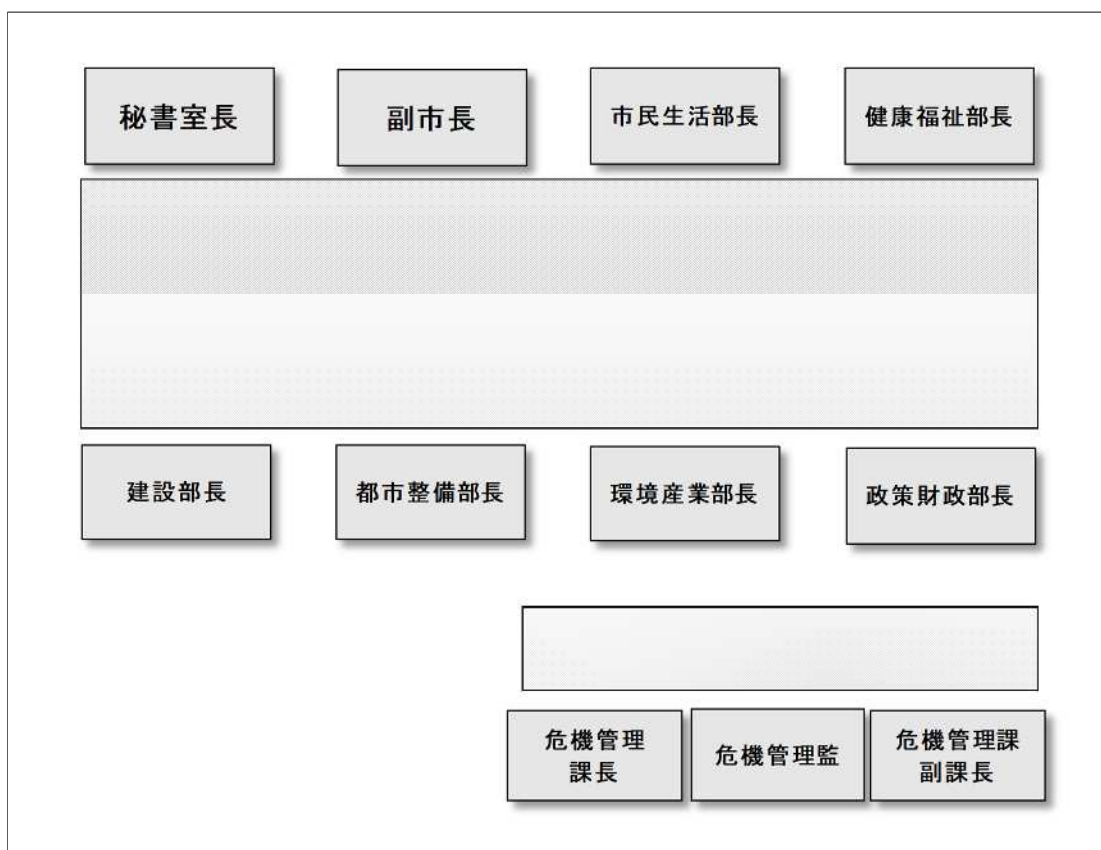
一方で、令和元年東日本台風による被害が大きくなると想定していた危機管理課職員の判断から、災害対策本部の設置時に使用する事務物品のケースが警戒本部の設置の段階で持ち込まれていた。

警戒本部の設置は、東松山市災害警戒本部等要綱に基づくものであるが、その設置場所についての明確な記載はない。

10月12日8時30分に警戒本部を設置した際に、警戒体制設置の全庁的な周知は実施されていなかったが、所属部署内の連絡で、市の体制について周知されていた。

警戒体制において、参集に備えた待機が決まっている本部員については、自主的に参集し、庁内で待機していた。

【警戒本部設置状況（第一応接室）】



(2) 警戒本部会議の運営

警戒本部会議の進行は、秘書室長によって行われた。

市内の状況、気象情報及び本部員による各課の対応状況についての報告を中心に情報共有を実施したが、この時点では、まだひっ迫した状態ではなく、第1回警戒本部会議が終了する時点で、第2回警戒本部会議を開催する時間（10時30分）が決定した。

第2回警戒本部会議では、第1回警戒本部会議と同様に市内の状況、気象情報及び本部員による各課の対応状況についての報告（一時避難場所の開設状況を含む）を中心に情報共有を実施し、河川の水位上昇や台風の進路予想から緊急性が高まってきた。

そのため、第2回警戒本部会議では、水防監視班による巡視、避難所の開設について、副市長から指示があった。

会議の内容としては、現状の対応状況についての報告ほか、対応の検討、課題や問題の共有等であったが、基本的に口頭で情報共有を実施していたため、会議資料の整理が十分ではなかった。

また、共有されるべき現在の状況や決定事項の周知については、各本部員のメモに基づいていたため、情報伝達体制が不十分であった。

なお、危機管理課では議事録作成まで手が回らず、また、議事録作成のための職員も警戒本部会議に配置されておらず、整理された警戒本部会議の活動記録は残っていなかった。

洪水浸水想定区域内の避難所を除く全ての避難所を開設することになり、第2回警戒本部会議終了後、市長から災害対策本部体制への移行及び第1回災害対策本部会議の開催について指示があった。

危機管理課では、第2回警戒本部会議で決定した指示を受け、避難所担当職員に対して避難所の開設指示を職員参集メールで配信した。

なお、当初の職員参集メールには、全ての避難所を開設する旨が伝達されていたが、洪水浸水想定区域内の南中学校、東中学校及び新宿小学校は開設しないことから、直後に訂正メールを配信した。このことから、かつてない非常事態であったことがうかがえる。

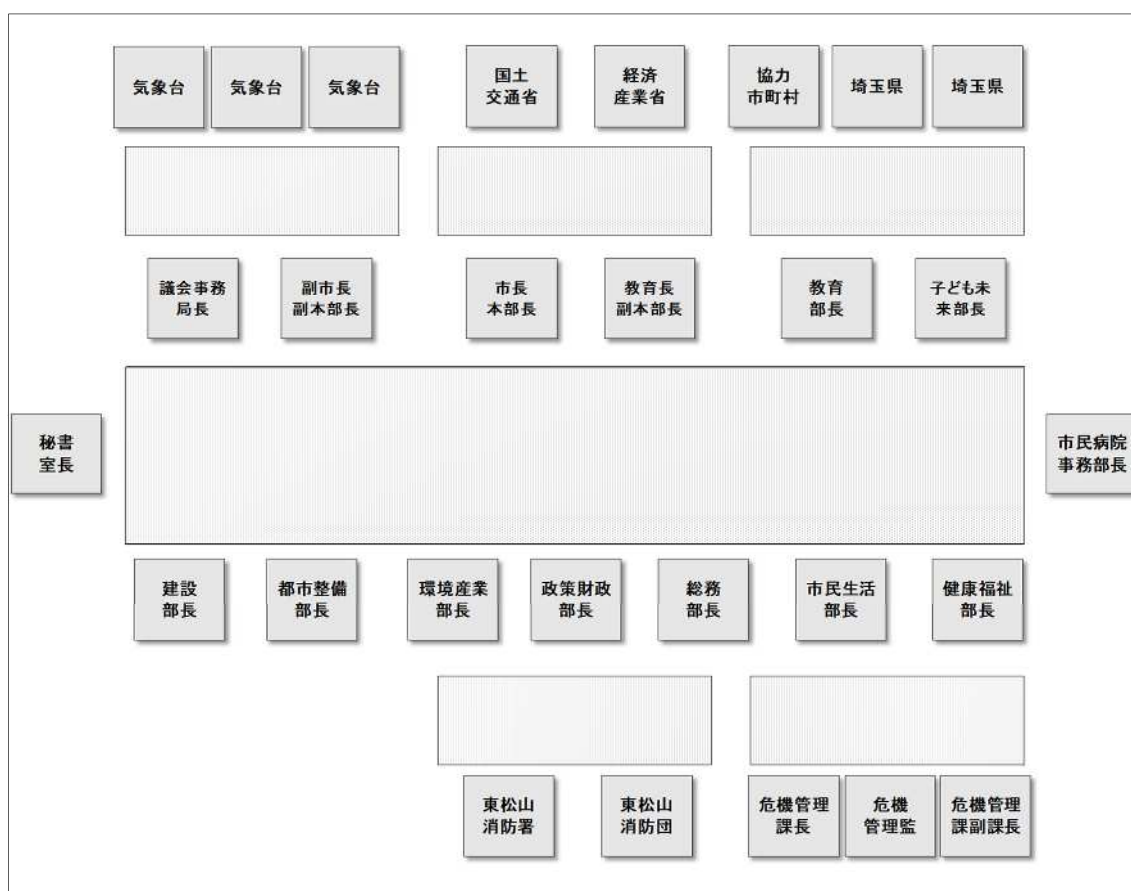
3). 災害対策本部体制（レベル3）

(1) 災害対策本部の設置

市長の指示による災害対策本部体制への移行に伴い、危機管理課により警戒本部と同様に「第一応接室」に災害対策本部を設置した。

危機管理課では、災害対策本部の設置場所やそのレイアウトも含めて、平時の段階から検討がなされていたが、警戒本部のまま災害対策本部に移行した結果、災害対応を実施するそれぞれの課（班）の担当職員が直接連携する場所を確保することができなかった。

【災害対策本部設置状況（第一応接室）】



警戒本部の設置の段階では、会議出席者と情報共有を実施するための資機材（PC、プロジェクター、ホワイトボード等）は準備されていなかったが、災害対策本部を設置する際に、地図及びホワイトボードが持ち込まれた。

災害対策本部に出席する本部員に対して、災害対策本部の設置及び会議開催時間を電話で周知したが、災害対策本部設置に関する職員参集メール等による職員への一斉通知はなされていなかった。

そのため、市の配備体制について職員が状況を把握する手段は限定されていたが、職員の多くが、既にこの時点で一時避難場所、避難所等に配備されていたことから、配備体制の周知不足による重大な問題は生じていなかった。

また、所属部署内での連絡体制によって、警戒期における災害対策本部体制も整っていた。

(2) 災害対策本部会議の運営

10月12日12時00分に第1回災害対策本部会議を開催しており、災害対策本部会議の進行は、警戒本部会議から引き続き秘書室長によって行われた。

警戒本部会議と同様に市内の状況、気象情報及び本部員による各課の対応状況についての報告を中心に情報共有を実施した。

避難所担当職員の参集状況や、体育館又は駐車場の解錠の問題で、一部の避難所では開設が遅れており、このことについて指摘があった。

また、市長から避難準備・高齢者等避難開始の発令の指示があった。

以降は、会議終了時に次回の会議開催時間を決定するか、市長の判断で緊急的に災害対策本部会議が開催された。（具体的な開催状況及び本部長指示事項については、「3.4.2 災害対策本部会議の開催状況」を参照）

警戒本部会議と同様に、災害対策本部会議でも口頭での報告内容が多く、各本部員がそれぞれ会議の内容を記録した。

災害対策本部会議での決定事項についての周知は、本部員を通じて部から部に所属している各課に対して周知する流れとなっており、災害対策本部会議で共有される現在の状況や決定事項の周知は、各本部員の記録に基づき行われた。部内各課に対する適切な周知という観点からは、十分な情報伝達体制ではなかった。

本部員による各課の対応状況についての報告は、避難所及び一時避難場所の避難者数、水防監視班の監視状況、水門の閉鎖、橋梁の状況、道路の通行止めの状況、施設の被害状況等多岐にわたるが、会議の内容としては、現状報告が主体であり、課題や問題を共有して対応策を検討するなど、当初は議論の場としての機能が弱かった。

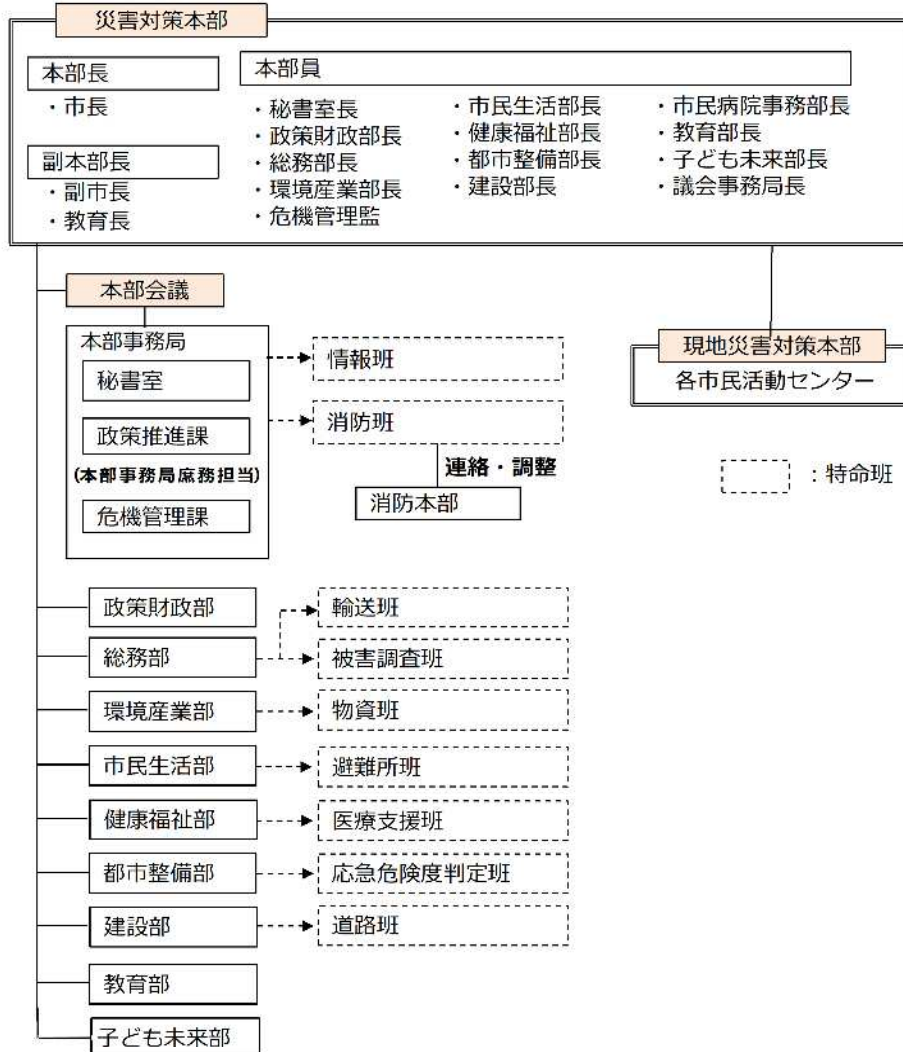
災害時の広域支援として本市を訪れていた「人と防災未来センター」の職員から、目標管理型での災害対策本部会議の実施に関する提案を受け、10月23日に実施した第11回災害対策本部会議から、「今後の状況予測と当面の目標」を意識した議論がなされるようになった。

また、被災者支援などの具体的な対策の検討は、各部内で実施されており、災害対策本部会議でその共有が図られた。しかしながら、本部員による各部内への周知はされていたが、職員への一斉通知はなく、今後の予定として周知されることもなかったため、各部各課間において、実施する災害対応の業務での連携不足が一部生じていた。

【今後の対応方針】

- ・警戒本部を設置する場所は、そのまま災害対策本部体制へ迅速に移行できるよう、災害対策本部の設置が予定されている場所に設置する。
- ・情報連絡体制、警戒体制、非常体制の配備基準については、平常時とは異なる体制となるため、所属部署内での連絡のみではなく、メールやシステムを活用して全庁的に周知する。
- ・警戒本部会議及び災害対策本部会議の進行方法については、見直しを行い、その内容を東松山市災害対策本部運営要領等への明記又は新たに規則を制定することで、情報共有会議から作戦会議としての位置付けに変更する。
- ・災害対策本部会議の目的は、情報の共有、災害対応の計画立案・協議、災害方針の決定・周知とされていることから、当該会議のほか各業務における対応の検討、課題や問題の共有、今後の対応予定、業務間での調整等を行う場所の確保や仕組みを構築する。
- ・警戒本部会議や災害対策本部会議の会議資料については、会議のみの使用ではなく、各部各課において情報共有されることも念頭に置き、本部員は使用する会議資料を準備するとともに、本部事務局では会議資料を保管する。
- ・警戒本部会議及び災害対策本部会議には、本部事務局を構成する各課から対応者を選出等することで、会議録を作成する職員を配置する。
- ・災害対策動員計画の内容は適宜見直しが行われているが、地域防災計画との乖離が生じないように、定期的に市の防災体制の反映や確認を実施する。
- ・災害対策本部の設置場所は、代替場所も併せて会議の目的等を踏まえてあらかじめ検討されていることから、災害対策本部の設置及び運営の具体的な手順を示すマニュアルを作成し、庁内で情報共有する。
- ・危機管理課がマンパワーの不足により適切な活動が困難であったため、参謀機能を担うことができず、平常時と変わらず各部主体のまま災害対応が進行していったことから、本部事務局としての体制づくりの見直しを行い、定期的な訓練を実施する。
- ・風水害時であっても職員の配置調整が必要であるため、業務継続計画に伴う通常業務の縮小又は停止を検討する。
- ・早期対応が必要な業務は、特命班の枠組みを使用することを明確化する。

災害対策本部の組織



○特命班について

災害時にのみ発生する業務や、集中的に市職員の対応を要する業務を抽出して特命班を設置し、部局横断的に職員を配置する。

特命班には幹事課を設定し、班の設置や部局横断的な職員の徴集・配置を行って業務に対処するが、状況の変化や業務量の増減に応じ臨機応変な人数配分を行う。

(災害時職員行動ハンドブック)

4.2.2 避難勧告等の発令に伴う判断

1). 避難勧告等の発令手順

東松山市では、避難勧告等の発令基準について、適宜見直しを実施しており、令和元年東日本台風で被害を受けた年においても、8月8日に発令基準の見直しが実施されていた。

今回の対応においても、見直した発令基準に基づいて実施されており、危機管理課職員によって、気象情報や対象河川の水位状況等を監視の上、避難勧告等の発令が必要になった段階で、現在の状況を市長に報告し、避難勧告等の発令に関する承認を文書で整備の上、正式に発令する手順をとっていた。

なお、避難準備・高齢者等避難開始については、各避難所が開設され、避難者の受け入れ準備が整った段階で、市長からの指示で発令しているが、これは、発令基準のうち、「避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合」という条件に合致している。

また、熊谷地方気象台、荒川上流河川事務所及び県土整備事務所に電話で連絡を行い、一般的に公表されていない情報に対しても収集に努めていた。

なお、土砂災害に関する避難勧告については、10月12日16時05分に土砂災害警戒情報が発表されたことを受け、土砂災害警戒区域内に住居している市民を対象として、同時刻に避難勧告を発令していた。その後、10月12日17時10分に大雨特別警報が発表され、17時40分に避難指示（緊急）を発令した。

東松山市においては、過去に避難指示（緊急）を発令したことがなく、今までとは状況が異なることを市民に伝達しなければならないという考えから、避難指示（緊急）の発令については、避難勧告の発令を放送した男性職員に代え、女性職員による防災行政無線の放送を実施することで、状況がひっ迫していることを市民に伝達する工夫を行っていた。

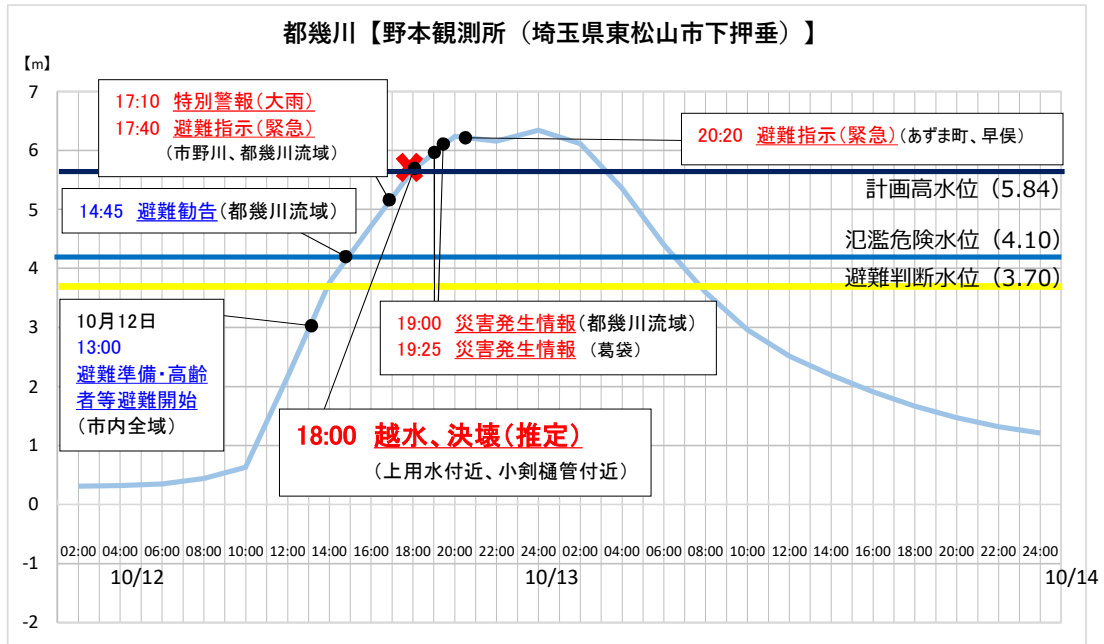
避難指示（緊急）の発令後、荒川上流河川事務所からホットラインで都幾川左岸6.0k付近において氾濫発生連絡を受けたことから、10月12日19時00分の段階で「災害発生情報」を発令している。

災害発生情報の発令については、内閣府が公表している「避難勧告等に関するガイドラインの改定（平成31年3月）」において、「決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）」とされているため、あらかじめ消防団（第5分団）及び水防監視班による現場確認を実施したが、付近の道路が冠水しており、現場を確認することができないとの報告があった。この報告から、既に河川氾濫が発生している可能性が高いことを認識することはできたが、災害が発生している現場の目視確認ができておらず、ガイドラインの記載内容を実際に運用することの難しさが明らかとなった。

一方で、既に災害が発生していると思われる現場に消防団や水防監視班を派遣する場合は、特に命の危険を伴うため、確認方法についての配慮が必要である。

2). 各河川の水位と避難勧告等の発令時期との関係

(1) 都幾川の状況



【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始

市が作成している避難勧告等発令基準に記載されている水位基準を満たす前に、「避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合」を理由として、市長指示により10月12日13時00分の段階で発令している。

【警戒レベル4】 避難勧告

都幾川の水位が氾濫危険水位である4.10mに到達したため、10月12日14時45分の段階で避難勧告等発令基準に記載されているとおり発令している。

【警戒レベル4】 避難指示（緊急）

避難勧告等発令基準では、「氾濫危険水位である4.10mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、計画高水位である5.84mに到達するおそれが高い場合」とされており、荒川上流河川事務所等から情報収集の上、引き続き水位が上昇する可能性が高いと判断したため、10月12日17時40分に発令している。

【警戒レベル5】 災害発生情報

荒川上流河川事務所のホットラインから、都幾川左岸6.0k付近において氾濫発生との連絡を受け、消防団及び水防監視班に現場確認を要請した。

消防団及び水防監視班による現場周辺の状況報告を踏まえて、災害が実際に発生していると判断し、避難勧告等発令基準に記載されているとおり19時00分、19時25分に発令した。

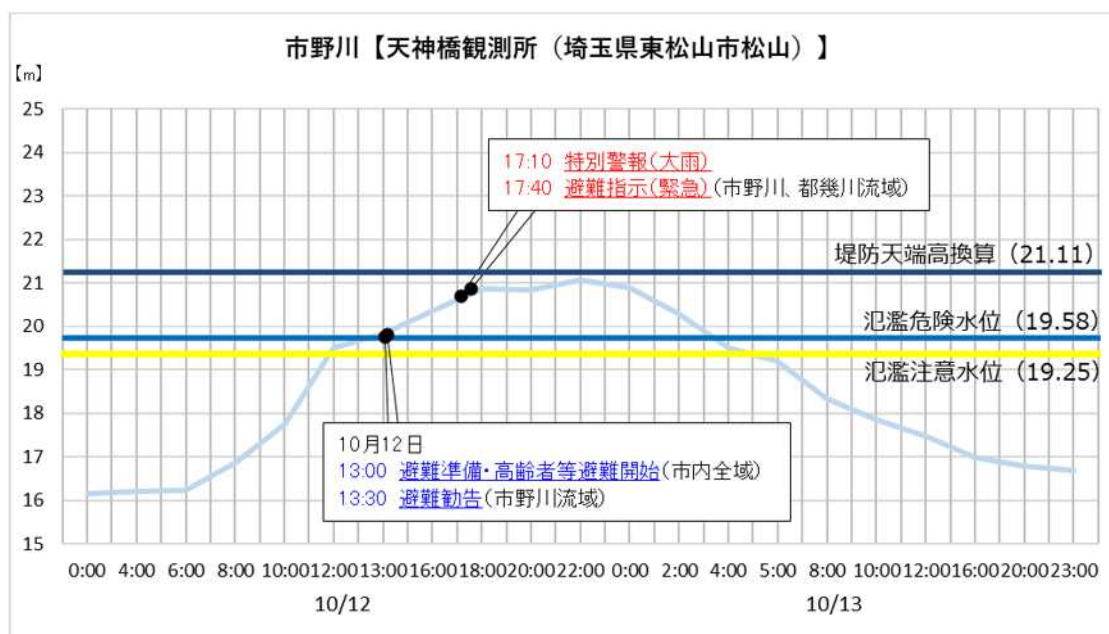
【その他】

都幾川流域のあずま町及び早俣地区に対しては、17時40分に避難指示（緊急）、19時00分に災害発生情報を発令している。10月12日20時20分に再び避難指示（緊急）を発令しているが、都幾川の水位は、計画高水位を越えてもなお、水位が上昇している状況であった。

あずま町及び早俣地区付近の堤防において低い箇所があり、そこから越水等が発生した場合、住宅が比較的多い地区でも被害が発生することを想定した。

そのため、該当地域が危険な状況にあることを伝達する手段として、避難指示（緊急）を活用した。

(2) 市野川の状況



【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始

「避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合」を理由として、市長指示により10月12日13時00分の段階で発令している。

しかし、避難準備・高齢者等避難開始を発令した13時00分の時点で、避難勧告を発令する基準となる氾濫危険水位を越え、水位が19.82mに到達している。

【警戒レベル4】避難勧告

10月12日13時30分の段階で発令している。

避難勧告等発令基準では、「市野川の天神橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である19.58mに到達した場合」とされており、10月12日13時00分の段階では、水位の急上昇により既に氾濫危険水位を越え、19.82mに到達していたため、避難勧告の発令に遅れが見られる。

【警戒レベル4】避難指示（緊急）

避難勧告等発令基準では、「氾濫危険水位設定箇所堤防天端高換算である21.11mに到達するおそれが高い場合」とされており、引き続き水位が上昇する可能性が高いと判断したため、10月12日17時40分に発令している。

【今後の対応方針】

- ・避難勧告等の発令については、防災気象情報等を迅速かつ確実に入手し、警戒レベルに応じて対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように、状況に応じた伝達を行う。
- ・市野川では、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令に遅れが生じているため、氾濫危険水位等に河川の水位が到達した場合の条件下における避難勧告等の発令は、適時的確に実施する。
- ・災害発生箇所の確認が必要な場合において、既に災害が発生していると思われる現場での消防団及び水防監視班の安全に配慮した確認方法を検討する。

4.2.3 避難所等における避難者対応

1). 避難所及び一時避難場所の開設

10月11日に開かれた庁内災害対策会議では、翌12日9時30分を目途に一時避難場所の開設が決定された。

この決定を受けて、危機管理課では、避難所担当職員に電子掲示板を通して指示を出し、加えて地域支援課から一時避難場所となる各市民活動センターに対して、10月12日に一時避難場所を開設する旨を連絡した。

避難所については、10月12日10時30分に開催された第2回警戒本部会議で河川の水位上昇や気象情報の状況を踏まえて、浸水想定区域内にある東中学校、新宿小学校、南中学校を除く19箇所の開設が決定し、避難所担当職員に対して避難所の開設指示を職員参集メールで配信した。

なお、避難所担当職員の参集の遅れから、開設が遅れた避難所が存在していたため、全員参集していない状態でも避難所を開設するように指示されている。

また、施設やその周辺の関連施設の鍵がないことから、避難所開設が遅れている箇所も少なからず存在した。

職員が一時避難場所、避難所となる施設に到着した段階では、既に避難している避難者はいなかったが、大岡市民活動センターでは、民生委員とともに2人の避難者が避難所開設前に避難されていた。

また、施設及び周囲の状況としては、駐車場等での冠水や施設内での雨漏り等が発生した施設があったものの、職員が参集した時点では、避難所の開設を断念せざるを得ないほどの施設はなかった。

避難所及び一時避難場所を開設し、避難者を受け入れるまでの流れとしては、建物の安全確認を実施して、避難者受付を設置し、物品を用意して避難者を受け入れるという手順で行われていた。

また、駐車場等への誘導員の配置、事前に避難したいと相談のあった介助が必要な住民から案内するなど、臨機応変な対応が取られている避難所及び一時避難場所もあった。

2). 避難所及び一時避難場所の運営

(1) マニュアルの把握状況

避難所及び一時避難場所の班長の多くは、班員に対して避難所運営マニュアルの確認を指示していたため、班員が避難所運営マニュアルのとおり対応できたとされている。

また、班員に対して避難所運営マニュアルの確認を指示していない場合でも、班員がマニュアルどおりに対応できていたところが多かったとされている。

(2) 避難所及び一時避難場所の運営

避難所及び一時避難場所の運営において、担当職員が実施した事項を地域防災計画に記載されている避難所開設時の留意点に基づいて確認したが、全ての避難所及び一時避難場所で避難者名簿等の作成、避難者の氏名・人数等の把握、災害対策本部との通信手段の確保が実施されていた。

ただし、避難者の把握においては、避難者カードと受付一覧名簿で記入する内容が異なることや、災害対策本部へ避難者数を報告するタイミングが不明であったという意見があり、円滑な避難所及び一時避難場所の状況把握についての改善が求められる。

また、多くの避難所では、ペット専用スペースが設置されていたが、避難者の避難スペースとは別の部屋を活用した避難所があるなど、対応にばらつきが見られた。

各施設の設備等によって環境が異なるため、統一した対応が困難であることを考慮すると、避難所及び一時避難場所の単位で「ペット同行で避難が可能」などの周知をすることで、ペットと同行避難を希望する避難者が困惑することの防止につながることを想定される。

3). 指定した避難所及び一時避難場所の状況

あらかじめ指定した避難所及び一時避難場所のうち、避難所及び一時避難場所として開設しなかった施設は、ハザードマップ上の浸水想定区域内にある高坂市民活動センター、東中学校、南中学校及び新宿小学校の4箇所であった。

上記のうち、高坂市民活動センターの代わりに高坂小学校を一時避難場所として開設した。市ホームページ上でも、前日に高坂市民活動センターではなく高坂小学校を一時避難場所として開設することとして周知が図られていた。

また、避難所及び一時避難場所を10月13日に統廃合し、以降に使用する避難所を「松山市民活動センター」、「唐子市民活動センター」、「高坂丘陵市民活動センター」及び「野本コミュニティセンター」としているが、3つの市民活動センターは、あらかじめ一時避難場所として指定されており、「野本コミュニティセンター」は、避難所又は一時避難場所のいずれの指定にも該当していない状態であった。

避難所として開設した北中学校においては、北側に流れる滑川が増水し、周辺の道路も冠水しはじめたことから、避難者を松山第二小学校の体育館へ案内した経緯がある。

これは、現場の避難所担当職員が危険と判断した結果であるが、このことはハザードマップ上の浸水想定区域外であっても、河川付近に立地する施設については、水害時に開設する避難所としての指定を検討する必要があることを示唆している。

東松山市では、避難所及び一時避難場所等への避難者が最大3,329人となり、地域によって避難者数に偏りが発生した。避難所及び一時避難場所について見直す際は、各施設における整備状況を踏まえて適切に判断する必要がある。

4). 避難所及び一時避難場所における要配慮者の対応

警戒期の段階では、ほぼ寝たきりの方や要介護5と認定されている方が家族とともに避難所又は一時避難場所に避難されていた。また、災害発生後においては、野本コミュニティセンターに医療的ケアを必要とする方が避難されていたため、避難所担当職員から要配慮者の避難状況や福祉避難所の開設依頼について危機管理課に伝達されていた。

上記以外に避難者として確認できた要配慮者とその対応について、以下の表に整理した。

避難所名	要配慮者の様態	対応
松山第二小学校	近くの高齢者施設の利用者 (高齢女性10人くらいと施設スタッフ数人)	体育館で対応
東松山特別支援学校	ペースメーカーを使用していると思われる障害者	コンセントを確保
	精神障害者	区分するスペースが確保できず、体育館で対応
	車いす利用者	障害者用のトイレがなく一般用のトイレで対応
大岡小学校	単独歩行が困難な高齢者	大岡市民活動センターから大岡小学校の体育館へ避難してきたので受け入れた。
	障害者を家族に持つ世帯	
白山中学校	障害者及び高齢者	和式トイレで対応
桜山小学校	高齢者	防災倉庫の簡易トイレの組み立て
市の川小学校	乳幼児	体育館の倉庫を一時的に授乳室として利用してもらった。
松山第一小学校	障害者(自閉症)	災害対策本部へ報告
松山高校	車いす利用者	他の避難者とは別で、板張りの卓球場に柔道場からマットを運び案内
松山市民活動センター	介助が必要な方	事前に「避難したい」という相談があったため、優先して部屋に案内
大岡市民活動センター	民生委員が連れてきた2人の避難者	避難所開設前に受入れ

※上記は、避難所担当職員の記載内容から把握したものであるため、より多くの要配慮者が避難された可能性が十分に考えられる。

なお、避難所及び一時避難場所の統廃合後においては、これらの要配慮者の避難に関する情報がなかったことから、自宅等に帰宅したものと推測されるが、適切に要配慮者支援がなされていたかは不明である。

危機管理課では、避難所に避難している要配慮者の情報や福祉避難所開設の依頼を受け、福祉避難所の開設を検討したが、施設との協定締結後の連携不足や、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成28年4月)において「災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、一般の避難所に避難してきた者で福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合に福祉避難所の施設管理者に開設を要請する」とされていることから、福祉避難所の開設に踏み切れなかった。

福祉避難所の開設、運営を担当する社会福祉課においても、要配慮者の避難状況を把握できず、全庁的に情報共有が不足していた。

また、福祉避難所は、二次的な避難所として位置付けられていることから、警戒期における開設も検討されなかった。

警戒期における福祉避難所の開設は、災害救助法適応前であるため費用負担の問題や、受入施設の状況等も考慮して、十分な検討や協議が必要となる。

【今後の対応方針】

- ・今回、一時避難場所を避難所として使用したことなどから、避難所及び一時避難場所の役割を明確にした上、避難所及び一時避難場所の指定を見直す。また、避難者の分散化や避難所及び一時避難場所の収容人員の確保を検討し、これを踏まえて動員計画を見直す。
- ・避難所に指定していない施設についても、必要に応じて避難所又は一時避難場所として活用することが考えられるため、当該事例を想定した避難所運営マニュアルを整備する。
- ・避難におけるペットの扱いについては、各施設の設備等に応じて、避難所及び一時避難場所ごとにペットとの同行避難の可否や、ペットをケージなどに入れて避難することなどをあらかじめ市民に周知する。
- ・避難所及び一時避難場所においては、要配慮者、女性や子どもなど多様な視点を取り入れた運営を検討し、要配慮者専用のスペース確保などを行い、避難所運営マニュアルを整備する。
- ・要配慮者の支援方法としての警戒期における福祉避難所の開設について、そのための費用負担、受入施設の職員配置などを含めて検討する。
- ・開設指示が出た際に速やかに開設できるよう、避難所となる施設及び関係施設の解錠から実施する避難所開設訓練によって、避難所開設に必要な物品等を確認する。

4.2.4 被災者に対する情報発信

1). 避難所及び一時避難場所と災害対策本部との情報伝達

避難所担当職員は、避難所及び一時避難場所の多くで、気象情報、台風の進路、避難情報、周辺の冠水状況等を周知していたが、その周知内容にはまとまりがなく、また、避難者に対して情報提供することができなかった避難所及び一時避難場所も存在していた。

避難所担当職員は状況を把握するため、避難所間で不足物資や避難者の受入れ状況等について情報連携したり、各自で市ホームページを参照するなどして独自に情報収集したが、必要な情報が不足していた。

避難所担当職員が避難者からの問合せに回答できなかつたり、避難所担当職員自体が多忙なために、避難者から市役所に対して直接電話をかける事態が発生していた。雨がやんだため避難勧告が発令されている状態でも帰宅する避難者もいたことから、避難者に対する情報伝達は十分ではなかつたことが考えられる。

災害対策本部から、避難所担当職員に対する市内の被害状況等の周知事項について伝達方法を確立し、避難者にその情報を円滑に提供することで、自宅周辺の状況が危険又は安全であることや、継続した避難の必要性などを避難者が認識することにつながる。

また、災害対策本部と避難所との情報連絡手段として、防災行政無線（移動系）の使用を想定していたが、電波の悪さや双方向で連絡が取れないなどの理由によって、個人の携帯電話を使用する場合もあつたことから、情報連絡手段の再考が求められる。

2). 被災者への情報発信のルールの共有

東松山市では、被災者への情報発信の主な手段として、市ホームページ及びひがしまつやま災害臨時号（広報紙）を活用していた。

市ホームページについては、専用ページに記載することが共通認識のルールとなっており、ひがしまつやま災害臨時号については、掲載が必要な事項がある場合は情報提供できるよう周知があつた。

ひがしまつやま災害臨時号の発行は、災害発生から6日後（10月18日）の第1号から始まり、12月までの間はおおむね1週間に1回の頻度で発行された。これは、電子機器等を所有していない又は使いこなせない被災者において、市ホームページ、東松山いんふおメールやSNSでの確認ができないため情報収集手段が限られている傾向にあることへの配慮でもあつた。

また、避難所に避難されている方だけではなく、浸水した家の2階で寝泊まりしたり、親戚の家に避難された方がいることも早期に認識しており、戸別訪問によって現在の居所を把握し、10月29日発行のひがしまつやま災害臨時第3号から被災世帯への郵送を開始した。

災害発生時において、災害対応を実施する各課が被災者に対して適切に情報発信できるように、災害対策本部体制下における具体的な情報発信についてのルールをあらかじめ定めることが重要である。

3). 被災者への情報発信

(1) 避難を促す情報の周知

避難を促す情報は、防災行政無線、広報車（消防団）、市ホームページ、SNS、東松山いんふおメール配信、データ放送等の手段によって迅速に周知されていた。

周知の内容として、東松山いんふおメールやSNSでは、令和元年東日本台風の接近に備えた事前確認の内容、気象警報、避難所等の開設状況、避難勧告等の発令が対象であり、防災行政無線では、台風接近に伴う期日前投票所の閉鎖、避難勧告等の発令が対象であった。

東松山いんふおメールやSNSでは、避難勧告等の発令以外に令和元年東日本台風に関連する情報も周知されているが、防災行政無線では、避難勧告等の発令以外の令和元年東日本台風に関連する情報の周知は、十分とは言えない状況であった。防災行政無線を使用した周知では、避難勧告等の発令を伝達するだけでなく、市を取り巻く環境が台風の接近に伴ってどのように変化しているのか、市役所が現在どのような対応をしているのかを周知し、市民と危機感の共有を図ることで、避難行動を促す取組の一つとして検討する必要がある。

また、暴風雨の状況下、屋外拡声子局（放送塔）からの防災行政無線の放送内容が聞こえづらいといった声があったことから、屋内で放送内容を聞くことができる戸別受信機の整備など、多様な伝達手段の確保が必要となる。

(2) 災害対応に関する周知

災害発生後には、市が実施する応急対策、復旧対策等の状況を周知するとともに、被災者支援の内容についても同様に周知を行っている。

地域防災計画の記載内容のうち、計画上で周知と記載されている事項等に基づいて、周知の有無や周知した手段を確認したところ、「災害対策本部会議の実施状況」の事項について、周知がなされていなかった。

計画上で周知と記載されている事項等の周知手段としては、市ホームページ、ひがしまつやま災害臨時号（広報紙）、報道機関への情報提供による広報の活用が比較的多く、SNS、東松山いんふおメール配信、市民活動センター・駅・自治会等の掲示板の順で活用されていた。

その他の周知手段としては、電話連絡、リーフレットの配布、避難所訪問による周知、被災地区の戸別訪問による周知、避難所及び市民活動センターへの配架での対応がなされていた。

一方で、防災行政無線、広報車による広報活動、市民活動センター・駅・自治会等の掲示板等を活用した周知の件数がわずかであった。電子機器等を所有していない又は使いこなせない被災者に対する配慮としては、ひがしまつやま災害臨時号（広報紙）により周知した。

周知手段	活用件数
防災行政無線	0件
広報車（消防団）による広報活動	1件
市民活動センター・駅・自治会等の掲示板	1件
ひがしまつやま災害臨時号（広報紙）	22件
市ホームページ	31件
SNS	9件
東松山いんぷおメール配信	8件
データ放送の活用	0件
報道機関への情報提供による広報	14件
その他	9件

【今後の対応方針】

- ・避難所担当職員が市内の状況を把握できるように、災害対策本部から避難所における周知事項の伝達方法を構築するとともに、災害対策本部と避難所間での情報連絡手段を見直す。
- ・避難所内に滞在している避難者に気象状況、河川の水位、避難勧告等の発令状況、市内の被害状況等を伝達することは、現在の状況把握や適切な帰宅判断などにつながるため、避難者に対する情報提供手段を検討する。
- ・災害対策本部体制下における具体的な情報発信方針をあらかじめ検討し、災害対策本部が設置された場合に、情報発信方針を全庁的に共有する。
- ・警戒期における避難情報を始めとした災害情報等を多くの市民に周知するため、防災行政無線の活用のほか、多様な伝達手段を確保する。

4.2.5 民間協定の運用

1). 東松山市災害対策本部で運用した民間協定

東松山市では、大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみの対応では、市民の生命及び財産の保護に十分な対応ができない場合を想定し、地方公共団体や民間団体等と協定を締結しており、地方公共団体との協定9件、民間団体等との協定53件の合計62件の協定を締結している。(令和元年5月31日時点)

上記の協定のうち、令和元年東日本台風の災害対応で運用した民間団体との協定については、次のとおりであった。

No	協定名称(協定先)	協定内容
1	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書(株式会社ゼンリン)	・災害時における地図製品の供給及びその利用等
2	災害時に係る情報発信等に関する協定書(ヤフー株式会社)	・災害時における市の情報発信手段の強化
3	災害時における無人航空機による協力活動に関する協定書(高瀬測量設計株式会社)	・災害時における無人飛行機による支援協力活動の実施
4	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(ユニー株式会社 ピオニウォーク東松山・アピタ東松山店)	・応急生活物資の調達及び供給
5	災害時におけるバス利用に関する協定書(社団法人埼玉県バス協会西部地区部会)	・要援護者等の輸送 ・災害時にバスを避難施設として利用
6	災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書(東松山清掃協同組合)	・大規模災害時における仮設トイレの供給・設置
7	地震災害・風水害等に関する協定書(東松山市建設安全協会)	・情報収集パトロール ・応急復旧工事

2). 各課における民間協定の認識

なお、災害対応を実施した各課に対して、民間協定の運用等に関する実態について調査を実施したところ、災害対応に関する業務を実施するに当たり、27の部署で民間団体との協定の有無が確認されていた。

更に、民間団体との協定の有無を確認した27の部署のうち、18の部署については、運用可能な協定があったことが確認されていた。

結果として、6の部署が民間団体との協定を運用していたが、12の部署では、運用可能な協定を把握していても実際に運用するという選択をしていなかった。

(協定の運用の回答は、民間団体以外も含む。)

民間団体との協定を運用しなかった主な理由としては、多くの部署で協定を運用しなくとも市で十分に対応できると判断していたことが理由として挙げられている。

また、調整に時間が掛かることを懸念したこと、協定を各課において運用することについて判断しかねたこと、庁内や他自治体の応援職員による協力が得られたことなどが民間団体との協定を運用しない理由として挙げられている。

3). 運用が考えられる協定の検討

令和元年東日本台風による被害は局地的なものであり、高坂方面では約3,000件の停電が発生していたが、その他のライフラインについては甚大な被害が発生していない状況であった。

よって、大規模な災害が発生した際に生じるサプライチェーンの断絶による物流の停滞等のような状況には陥っていなかったと考えられる。

また、物資については、地方公共団体との協定等によって調達及び供給を行い、避難所での被災者支援、被害認定調査等についても、地方公共団体との協定等によって人的支援を受けていた。

上記の理由から、令和元年東日本台風の災害対応で運用していない民間団体との協定についても、市内の被害状況や市の災害対応等の状況から必要であったと考えられる。

なお、災害対応は、市民の生命及び財産の保護の観点から全庁的に実施されるべき事態であるため、復旧・復興に向けた対応スケジュールの短縮を図り、他部署で実施されている災害対応の応援も重要になると考えられる。

【今後の対応方針】

- ・既に締結している民間協定について、協定内容による区分と異なる職員間の情報共有を図るとともに、平時から協定先と具体的な対応方法を協議する。
- ・職員のみで十分に対応が可能であると判断できる場合であっても積極的に協定を運用することで、迅速かつ的確な災害対応を目指すことを目的として、災害時の協定運用に関する対応方針を検討する。

4.2.6 応援職員等の要請及び受入れ

1). 埼玉県や協定自治体への応援要請

(1) 埼玉県への応援要請

職員不足が生じていた災害対応の業務に対する人的支援が必要であったため、危機管理課は、10月14日前後に埼玉県に応援要請を実施した。

危機管理課からの要請によって、一部の業務を除き、埼玉県を通じて県下市町村の職員から編成される彩の国災害派遣チームとして応援職員が派遣された。

埼玉県から東松山市に対してリエゾンが派遣されており、応援要請の際には、先遣隊やリエゾンの詰所として活用していた第三応接室・危機管理課執務室で県リエゾンとの連絡調整を図っていた。

また、災害廃棄物の除去支援のため、危機管理課から埼玉県に対して文書で自衛隊の応援要請を実施しており、10月22日に自衛隊による災害廃棄物除去に関する偵察及び調整が実施されている。

(2) 相互応援協定自治体への応援要請

職員不足が生じていた災害対応の業務に対する人的支援は、埼玉県に要請していたため、相互応援協定自治体に対する人的支援については要請を実施していないが、東松島市、伊勢原市、和光市及び滑川町に対して物資提供の要請を実施した。

相互応援協定自治体に対する応援要請は、あらかじめ秘書室長の承認を受け、危機管理課職員から相互応援協定自治体先に連絡している。

支援自治体名	支援物資の内容
東松島市	土のう袋、スコップ等の資機材
伊勢原市	飲料水及び食料
和光市	飲料水及び食料
滑川町	土のう袋

(3) 関係団体等への応援要請

災害対応の業務のうち、災害ごみ処理に関する応援要請等に限り、廃棄物対策課が実施した。市内に発生した災害廃棄物を処理するため、平成20年に総合支援協定を締結している埼玉県清掃行政研究協議会に派遣依頼し、人的支援を受けた。

また、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会、埼玉西部環境保全組合、豊島区等からも人的支援を受けた。

2). 受援に関する調整機能

東松山市では、災害派遣について、様々な自治体及び関係団体から人的支援を受けており、初期段階では、危機管理課が調整機能を果たし、災害対策本部会議で人的支援が必要な業務を手上げ式で洗い出していたが、早急な対応（完了）が必要な業務や、通常業務と

災害対応の業務を平行して実施することで職員の負担が高い部署を積極的に把握するには至っていなかった。

その後、本格的な人的支援が必要になった段階からは、県リエゾンが中心となって、人的支援が必要とされている課に対して直接ヒアリングの上、その後の調整についても県リエゾンが中心となって実施され、各課に応援職員が派遣されていた。

応援職員が派遣される段階において、県リエゾンから応援職員の週間日程表が提供されるため、危機管理課及び人事課は、その資料で応援職員の支援日程を把握していた。

一方で、災害ごみ処理支援の人的支援などの埼玉県を通じた人的支援以外の支援状況は、危機管理課や人事課でも詳細には把握できていなかったことから、人事課が実態を把握するため、応援職員の受入れ状況についての報告を電子掲示板で各課に要請していた。

応援職員の撤収については、同様に県リエゾンと人的支援を受けている業務の担当課で調整の上、現在の状況を含めて支援終了について危機管理課に伝達されていた。

今回の災害ごみ処理支援を除いた人的支援は、基本的に埼玉県を通じた支援であったが、大規模災害になると埼玉県以外にも複数の自治体から人的支援を受ける可能性が高く、その場合は、東松山市が主体となって応援職員に関する調整を実施しなければ、円滑に応援職員等の受入れや配置調整などを実施することが困難になると考えられる。

また、実際に応援職員を受け入れて災害対応を推進していた部署では、日替わりで派遣される応援職員に対して毎日同じ説明や作業指示を繰り返し実施していたことから、職員の負担が増大したという意見が挙げられている。応援要請の際には、派遣される応援職員ごとの最低限の対応日数や、応援職員に対して説明や指示などを調整する必要がある。

【今後の対応方針】

- ・ 応援職員の受入れが必要な業務の精査、応援職員の受入れに関するリエゾンとの調整、応援職員の受入れ状況の確認等の受援機能を担う組織について、災害対策本部への設置を検討する。
- ・ 市職員の動員及び配置に係る調整と併せて、派遣される応援職員の職能や派遣期間等を精査する体制を早期に整え、災害対応に必要な職員を適切に確保することを重視した応援要請を行う。
- ・ 執務室での応援職員の受入れについては、執務場所や設置する机、椅子、PC等に限界があるため、応援職員の執務場所として会議室等を活用し、応援職員の増減に対して柔軟に対応できる受入体制を整備する。

令和元年東日本台風
水害対応に関する検証報告書
令和2年11月発行

〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58
東松山市役所 秘書室危機管理課
電話 0493-23-2221 (代表)
URL <http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp>